令和８年度
各会計予算審査特別委員会会議録

１　日　　時　　令和８年３月18日
　　開会　10時00分　　閉会　17時04分
２　場　　所　　幕別町役場３階議場
３　出 席 者
　①　委　員（16名）

畠山美和	塚本逸彦	山端隆治	内山美穂子	小田新紀	長谷陽子
酒井はやみ	荒　貴賀	野原惠子	石川康弘	岡本眞利子	藤谷謹至
田口廣之	谷口和弥	藤原　孟	中橋友子		

　②　委員長　小島智恵
　③　委員外議員　議長　寺林俊幸
　④　説明員

町長	飯田晴義	副町長	伊藤博明
教育長	笹原敏文	企画総務部長	山端広和（選挙管理委員会事務局長）
住民生活部長	寺田　治	保健福祉部長	亀田貴仁
経済部長	髙橋修二	建設部長	河村伸二
会計管理者	武田健吾	忠類総合支所長	鯨岡　健
札内支所長	白坂博司	教育部長	石田晋一
政策推進課長	宇野和哉	総務課長	西田建司（選挙管理委員会書記長）
地域振興課長	安田奈緒	糠内出張所長	古山悌士
住民課長	佐々木一成	防災環境課長	半田　健
防災環境課参事	山岸伸雄	税務課長	田村真由美
福祉課長	広田瑞恵	こども課長	山本　充
発達支援センター所長	牧田博恵	幕別子育て支援センター所長	川村孝子
保健課長	西嶋　慎	商工観光課長	本間　淳
保健福祉課長	北原正喜	経済建設課長	吉仲有希
札内支所住民課長	宮田　哲	会計課長	西山暁啓
事務局長（監査）	林　伸顕	生涯学習課長	谷口英将

　　ほか、関係係長

　⑤　職務のため出席した議会事務局職員
　　局長　佐藤勝博　　議事課長　岩岡夢貴　　係長　渡辺　優
４　審査事件　令和８年度幕別町一般会計ほか５会計予算審査
５　審査結果　一般会計ほか質疑
６　審査内容　別紙のとおり

予算審査特別委員長　　小島智恵

議事の経過

（令和８年３月18日　10:00　開会・開議）

［開会・開議宣告］

○委員長（小島智恵）　ただ今より、令和８年度幕別町各会計予算審査特別委員会を開会いたします。

［委員長挨拶］

○委員長（小島智恵）　審査に入ります前に、一言ご挨拶を申し上げます。

さきの本会議において設置されました本特別委員会の委員長として、私がその大任を仰せつかることとなりました。

新年度予算の審査に当たりましては、闊達な議論と円滑な会議の進行に努めてまいりますので、皆様の特段のご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、委員会の効率的な運営が図られますよう、各委員の質問及び説明員の答弁につきましては、簡単明瞭に行っていただきますようお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

［資料配布］

○委員長（小島智恵）　初めに、３月３日の本委員会で、酒井委員から、

１、自衛隊への名簿提供数と除外申請数。

２、会計年度任用職員配置一覧（担当課、職種、勤務時間、人数、継続任用又は新規任用）及び職種ごとの令和８年度賃金単価。

３、保育所の待機児童数。（施設別・年齢別）

４、福祉除雪利用者数。

５、マイナンバーカード発行数、マイナ保険証としての利用登録数及び国民健康保険資格確認書発行数。

６、国民健康保険特別療養費の支給対象者数。

７、まく Pay の加入事業者数と利用実績。

８、特別養護老人ホームの介護度別待機者数と待機期間。

９、介護サービス種類毎の町内介護事業所数について。

全て直近の数値による９件の資料請求がありました。

執行部からその資料の提出があり、あらかじめ配布しておりますので、報告いたします。

［審査］

○委員長（小島智恵）　ここで、審査の進め方について確認いたします。

初めに、一般会計の歳出、１款議会費から 13 款予備費まで、款ごとに審査してまいります。

質疑に当たりましては一括し、必ずページ番号と目、節を言ってから発言していただくこととし、関連する質疑は、第１発言者の発言が終わった後、関連と言って挙手をお願いいたします。

ただし、質疑につきましては、あらかじめ配布しております令和８年度一般会計歳出予算審査の質疑区分表に基づき、15 区分に区切って順番に行うこととし、各区分の質疑が終了した後、次の区分に進むものといたします。

なお、質疑が終了した区分に戻って再度質疑を行うことはいたしませんので、各区分において質疑漏れなどが生じないよう、十分ご留意ください。

その後に、一般会計の歳入の審査を行い、審査が終わりましたら、歳入歳出の総括的な質疑をお受けいたします。

次に、特別会計及び事業会計の審査につきましては、会計ごとに審査してまいります。

質疑に当たりましては、会計ごとに一括し、必ずページ番号と目、節を言ってから発言していただくこととし、関連する質疑は、第１発言者の発言が終わった後、関連と言って挙手をお願いいたします。

答弁に立たれます説明員の方におかれましては、挙手をし、職名を明確に言っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、本委員会に付託されました議案第４号、令和８年度幕別町一般会計予算から議案第９号、令和８年度幕別町下水道事業会計予算までの６議件を一括議題といたします。

最初に、議案第４号、令和８年度幕別町一般会計予算の審査を行います。

それでは、予算積算基礎及び予算書の１ページから 12 ページまでの説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（山端広和）　あらかじめ配布しています予算積算基礎に基づきまして、令和８年度の予算概要をご説明申し上げます。

予算積算基礎の１ページをご覧ください。

一般会計のほか国民健康保険特別会計など３特別会計と、水道、下水道の２事業会計を合わせた６会計であります。

令和８年度当初予算総額は、A 欄合計に記載しております 308 億 5,906 万 2,000 円であります。

会計別に前年度と比較いたしますと、一般会計は、令和８年度当初予算額 194 億 363 万 9,000 円で、前年度当初予算額 B 欄と比較すると、増減 A-B の欄に記載のとおり５億 9,534 万 4,000 円、3.0 パーセントの減であります。

内容につきましては、後ほど款別予算額の中で申し上げます。

次に、国民健康保険特別会計は、当初予算額 27 億 9,547 万 5,000 円で、前年度対比で 6,295 万 8,000 円、2.2 パーセントの減。被保険者数の減による保険給付費の減などであります。

後期高齢者医療特別会計は６億 2,128 万 5,000 円で、前年度対比 7,840 万 7,000 円、14.4 パーセントの増。保険料率の改定及び被保険者数の増加に伴う広域連合納付金の増によるものであります。

介護保険特別会計は 29 億 8,578 万 7,000 円、前年度対比 4,061 万 1,000 円、1.4 パーセントの増。被保険者数の増加に伴う保険給付費の増によるものであります。

水道事業会計は 19 億 6,923 万 4,000 円、前年度対比 6,019 万 2,000 円、3.0 パーセントの減。重要路線及び施設の耐震化工事費の減によるものであります。

下水道事業会計は 30 億 8,364 万 2,000 円、前年度対比 5,841 万 8,000 円、1.9 パーセントの増。下水道処理区統合事業や忠類浄化センターの自家発電機整備等に伴う農業集落排水処理施設整備事業の増となっております。

２ページをご覧ください。

令和８年度一般会計歳入歳出款別予算額についてご説明申し上げます。

初めに、歳入について主な内容を説明いたします。

１款町税につきましては、対前年度比、表の一番右側の増減 A-B の列になりますが、3,851 万 4,000 円、1.3 パーセントの増。内訳につきましては、３ページの下段の表をご覧ください。

町税について、税目ごとの比較表となっており、１の町民税につきましては、一番右の列になりますが、対前年度比 2,706 万 5,000 円、1.9 パーセントの増を見込んでおります。令和７年度税制改正による給与所得控除額の引上げによる影響はあるものの、課税状況調査の実績総所得金額から試算し、現年度分で、個人町民税は対前年度比 2.0 パーセントの増、法人町民税は 1.1 パーセントの増と見込んでおります。

２の固定資産税は、対前年度比 1,301 万 6,000 円、1.1 パーセントの増。新築住宅の増加による家屋分の増、償却資産の新規取得分の増を見込んでおります。

３の軽自動車税は、対前年度比 482 万 2,000 円、5.2 パーセントの減。令和７年度末をもって環境

性能割が廃止されることに伴う減を見込んでおります。

４の町たばこ税は、対前年度比 290 万 5,000 円、1.6 パーセントの増。令和７年度実績を加味し、購入本数の増を見込んでおります。

５の入湯税は、対前年度比 35 万円、3.5 パーセントの増。令和７年度実績を加味し、宿泊、日帰り入浴分ともに増を見込んでおります。

２ページにお戻りください。

２款地方譲与税は、対前年度比 1,156 万 6,000 円、3.4 パーセントの減。地方揮発油譲与税は特例税率が廃止されたことに伴う減額､森林環境譲与税は全国譲与額総額の見直しにより減額としたほか、地方財政計画や、これまでの交付実績を勘案したものであります。

７款地方消費税交付金につきましては、対前年度比 5,000 万円、7.7 パーセントの増。これまでの交付実績を勘案し、増額を見込んでおります。

10 款地方特例交付金は、対前年度比 5,050 万円、252.5 パーセントの増。先ほど説明しました地方揮発油譲与税の減収分や軽自動車税環境性能割の廃止に伴う減収分、自動車税環境性能割交付金の廃止による減収分等の補填分として増額を見込んだところであります。

11 款地方交付税は、対前年度比３億円、4.8 パーセントの増。ここに記載しておりませんが、内訳では、特別交付税は前年度比 8,000 万円増の３億 8,000 万円、普通交付税については、国が示す地方財政計画において、出口ベースで 6.5 パーセント増となっていることから、本町においては、対前年度比で 3.7 パーセント、２億 2,000 万円増の 61 億 6,000 万円で見込んでおります。

13 款分担金及び負担金は、対前年度比 20 万 7,000 円、0.2 パーセントの増。土地改良事業に係る分担金や施設型保育施設保育料に係る負担金の増を見込んだところであります。

15 款国庫支出金は、対前年度比４億 562 万 8,000 円、16.3 パーセントの減。アイヌ政策推進交付金や公営住宅等整備に係る社会資本整備総合交付金等の減によるものであります。

16 款道支出金は、対前年度比５億 661 万 1,000 円、24.3 パーセントの減。相川 20 号橋改修事業や農業水路等長寿命化・防災減災事業に係る道補助金の減などであります。

19 款繰入金は、対前年度比 7,959 万 6,000 円、7.0 パーセントの増。内訳では、一般財源分として、財政調整基金から前年度比 5,000 万円減の３億 5,000 万円の繰入れ、まちづくり基金から、合併特例債で造成した３億 2,000 万円の計６億 7,000 万円を財源不足として繰入れしております。また、特財分として、減債基金から、前年度と同額の２億円、このほか、ふるさと寄附に係るまちづくり基金や、森林環境譲与税基金などを繰入れしております。

22 款町債は、前年度比８億 3,570 万円、32.5 パーセントの減。アイヌ文化拠点空間整備事業債や相川 20 号橋改修事業債の減など、普通建設事業に係る起債の減であります。

次に、歳出を説明いたします。３ページをご覧ください。

主な内容についてご説明いたします。

１款議会費、令和８年度当初予算額は、A 欄になりますが、9,278 万 7,000 円、対前年度比、一番右側になりますが、3.1 パーセントの増であります。議会中継システム機器更新に伴う備荒資金組合への償還金の増などであります。

２款総務費 15 億 9,409 万円、対前年度比 3.7 パーセントの増であります。食料品等物価高騰対策支援事業や電算機器管理事業の増などであります。

３款民生費 46 億 9,164 万 5,000 円、対前年度比 5.4 パーセントの増であります。幕別認定こども園整備事業の増などであります。

４款衛生費 20 億 9,622 万 1,000 円、対前年度比 67.1 パーセントの増であります。新中間処理施設建設等に係る十勝圏複合事務組合負担金の増などであります。

６款農林業費 10 億 3,117 万 6,000 円、対前年度比 11.8 パーセントの減であります。忠類第一幹線明渠排水路整備工事や幕別地区公社営草地整備事業の減などであります。

７款商工費 12 億 5,711 万円、対前年度比 93.0 パーセントの増。中小企業融資運用資金貸付金、ア

ルコ 236 整備工事のほか、土地開発公社への貸付金などの増であります。

土地開発公社への貸付金は、従来、年度内の基金の繰替え運用により対応しておりましたが、十勝総合振興局から歳入歳出予算として計上することが望ましいと助言を受けたことから、本年度から措置するものであります。

８款土木費 20 億 3,479 万円、対前年度比 34.2 パーセントの減。相川 20 号橋改修工事や公営住宅あかしや南団地建設工事の減などであります。

９款消防費、予算額６億 6,237 万 3,000 円、対前年度比 17.1 パーセントの減。指令システム・デジタル無線更新に係るとかち広域消防事務組合への分担金や消防用自動車更新整備の減などであります。

10 款教育費、予算額 20 億 8,893 万 2,000 円、対前年度比 35.4 パーセントの減。アイヌ文化拠点空間整備事業や札内東中学校ボイラー更新工事の減などであります。

11 款公債費、予算額 19 億 3,357 万 1,000 円、対前年度比 3.5 パーセントの増。起債償還元金及び利息の増であります。

12 款職員費 19 億 379 万円、対前年度比 3.7 パーセントの増。人事院勧告に基づく職員給料、期末勤勉手当の増などであります。

以上が歳出の説明になります。

次に、４ページをご覧ください。

４ページは、ただ今申し上げました歳出予算を、性質別に区分したものであります。

主なものを説明いたします。

１の人件費は、対前年度比 4,435 万円、1.5 パーセントの増。人事院勧告に基づく給料や期末勤勉手当の増などであります。

２の扶助費は、対前年度比 1,133 万 8,000 円、0.5 パーセントの増。障害児通所支援費等給付費や札内南保育園運営委託料の増などであります。

４の物件費は、対前年度比 3,565 万 1,000 円、1.3 パーセントの増。地方公共団体情報システム標準準拠システム運用管理等委託料や地域おこし協力隊委託料の増などであります。

６の補助費等は、対前年度比９億 9,867 万 7,000 円、34.1 パーセントの増。食料品等物価高騰対策支援事業補助金や十勝圏複合事務組合負担金の増などであります。

12 の投資的経費は、対前年度比 24 億 6,071 万 1,000 円、50.8 パーセントの減。アイヌ文化拠点空間整備事業やあかしや南団地建替事業の減などであります。

以上で、歳出性質別内訳についての説明を終わります。

次に、積算基礎の５ページ以降についてでありますが、歳入の説明などのほか、歳出につきましては、11 ページから具体的な積算基準等を掲載しております。

また、21 ページから 24 ページまでは、主な投資的経費について一覧にしております。個々の事業の説明につきましては省略をさせていただきます。

25 ページから 34 ページまでは地方債の借入状況､35 ページと 36 ページは債務負担行為を掲載しております。

37 ページ以降につきましては、各特別会計の状況などを掲載しておりますので、ご参照いただければと思います。

以上で、予算積算基礎の概要説明を終わります。

続きまして、一般会計予算書の１ページをご覧いただきたいと思います。

一般会計予算書の１ページには、令和８年度における幕別町の一般会計予算に係る各種の定めを記載しております。

第１条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 194 億 363 万 9,000 円と定めるものであります。

同条第２項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」

によることとし、次の２ページから８ページまで、それぞれ定めるものであります。

第２条は、債務負担行為について定めるもの、第３条は、地方債について定めるものでありますが、内容については後ほど説明いたします。

第４条では、一時借入金の借入れの最高額を 20 億円と定めるものであります。

予算書の９ページをお開きください。

「第２表　債務負担行為」であります。

事務用パソコン購入から忠類町民プール管理監視業務委託料まで７事業であります。

一つ目の事務用パソコン購入から三つ目のファイルサーバー購入につきましては、パソコン及び各種システム等の更新を行うため、北海道市町村備荒資金組合を通じて導入するもので、令和９年度から 12 年度までを４年間を期間として、元金とその利息の合計額について、それぞれ限度額を設定するものであります。

公共施設 LED 機器リース料（第３期）につきましては、令和７年度に引き続き、近隣センターや街区公園などの照明設備の LED 化を見込んでおり、令和９年度から 18 年度までの 10 年間について、限度額を設定するものであります。

教育用 ICT 機器購入につきましては、教職員用パソコンの更新を行うため、北海道市町村備荒資金組合を通じて導入するもので、令和９年度から 12 年度までの４年間を期間として、元金とその利息の合計額について、それぞれ限度額を設定するものであります。

幕別・札内南・札内北町民プール管理監視業務委託料につきましては、監視員の高齢化により必要な人員を確保することが困難な状況でありますことから、プール管理を委託するもので、令和９年度から 10 年度までの２年間について、限度額を設定するものであります。

次の忠類町民プール管理監視業務委託料は、単年度での委託から複数年とするため、令和９年度から 10 年度までの２年間について、限度額を設定するものであります。

10 ページをお開きください。

「第３表　地方債」であります。

本年度は、一番上のマイホーム応援補助事業から、12 ページになりますが、一番下の幕別町民プール改修事業まで、合計 61 事業に 17 億 3,410 万円を限度額といたしまして地方債を起こすものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、この表に記載のとおりであります。

以上が、予算積算基礎及び予算書１ページから 12 ページまでの概要説明であります。

よろしくお願い申し上げます。

○委員長（小島智恵）　説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（小島智恵）　質疑がないようですので、以上をもって終了いたします。

次に、１款議会費の審査を行います。

１款議会費の説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（山端広和）　44 ページをお開きください。

それでは、１款議会費についてご説明いたします。

１款１項１目議会費 9,278 万 7,000 円。

議会運営に要する費目であり、説明欄の事業のうち上から３番目、議会議員活動推進事業は、８節旅費、細節１は議員活動に係る費用弁償、10 節需用費で、次のページになりますが、細節 30 は議会だよりの発行に要する印刷製本費、13 節使用料及び賃借料、細節６は議会 ICT 化のため各議員に貸与するタブレット端末のレンタル料、17 節備品購入費、細節１は北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業を活用し更新した、議会中継システム機器の償還金であります。

以上で、議会費の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（小島智恵）　説明が終わりましたので、あらかじめ配布しております質疑区分表に基づき質疑を行います。

予算書の 44 から 46 ページ、区分１について質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（小島智恵）　質疑がないようですので、１款議会費につきましては、以上をもって終了いたします。

次に、２款総務費の審査を行います。

２款総務費の説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（山端広和）　47 ページをお開きください。

２款総務費についてご説明いたします。

２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費１億 4,278 万 4,000 円。

役場庁舎の管理運営に要する経費で、総務一般管理事務事業は、11 節役務費の郵便料や電話料、12 節委託料の顧問弁護士委託料や広報配送委託料のほか、会計年度任用職員庶務管理システム保守委託料などであります。

49 ページをお開きください。

会計年度任用職員給料等支払事務事業は、会計年度任用職員の事務補助員のフルタイム１人分と、パートタイム 11 人分の給料及び報酬などであります。

50 ページをお開きください。

中段の庁舎維持管理事業は、役場庁舎の管理に要する経費であり、10 節需用費は光熱水費、51 ページになりますが、12 節委託料は庁舎管理や清掃、警備等の委託料、14 節工事請負費の細節１非常用発電機蓄電池更新工事は、庁舎の非常用発電機の蓄電池を更新するものであります。

52 ページをお開きください。

２目広報広聴費 1,407 万 9,000 円。広報紙の発行やホームページの保守等に要する経費で、広報事務事業は、10 節需用費のうち、細節 30 の広報まくべつの発行に要する印刷製本費や 12 節のホームページの保守点検委託料、13 節使用料及び賃借料の細節 21LINE システム利用料などであります。

本年度もホームページや広報紙､公式 LINE などの SNS を活用しながら迅速な情報提供に努めてまいります。

３目財政管理費 276 万 4,000 円。財政事務に要する経費で、財政事務事業の 10 節需用費の予算書作成に係る印刷製本費や次のページになりますが、12 節委託料の財務諸表作成支援に係る業務委託料、公会計システムの保守点検委託料などであります。

４目会計管理費 661 万 8,000 円。会計事務に係る経費で、10 節需用費は決算書の印刷製本費、11 節役務費の細節 16 口座振込手数料は、公金口座振込に係る手数料、細節 18 の窓口収納手数料は、金融機関窓口における公金収納事務に係る手数料、12 節委託料のうち、次のページになりますが、細節６キャッシュレス決済システム保守委託料は、窓口キャッシュレス決済に係る POS レジスター７台、自動釣銭機５台の保守委託料などであります。

５目一般財産管理費 1,382 万 5,000 円。札内中央会館及び旧緑資源公団事務所などの管理に要する経費であり、10 節需用費の電気料などの光熱水費や、次のページになりますが、12 節の清掃、警備等に係る委託料などであります。

６目札内コミュニティプラザ管理費 2,869 万 6,000 円。札内コミュニティプラザの維持・管理経費で次のページになりますが、10 節需用費の電気料などの光熱水費や、12 節の管理業務に係る委託料などであります。

７目近隣センター管理費 8,333 万 1,000 円。46 か所の近隣センターと５か所のコミセンの管理運営に係る経費で、次のページになりますが、12 節委託料は、各コミセンの管理業務に係る委託料、次の 58 ページになりますが、18 節負担金補助及び交付金は、近隣センター運営委員会に対する運営交付金

であります。

８目庁用車両管理費 657 万 1,000 円。役場本庁の集中管理車両 20 台、忠類総合支所管理車両８台、計 28 台の車両維持管理費用であります。

59 ページになります。

９目企画費 967 万 4,000 円。町の施策の総合企画、広域行政等に係る費用であります。

60 ページをお開きください。

上から二つ目、第７期総合計画策定事業は、令和 10 年度を始期とする次期総合計画策定に向けての準備に要する経費であります。

７節報償費及び８節旅費は、計画策定に向けたセミナー等の開催に要する経費、12 節委託料は、令和９年度の計画策定に向けた人口動態その他の基礎的なデータを収集するための委託料であります。

創生総合戦略審議会運営事業は、令和７年度の実施状況及び８年度の事業内容について審議するため、審議会委員 19 人分の報酬及び旅費２回分の計上であります。

行政改革推進委員会運営事業は、令和８年度を計画始期とする第５次行政改革大綱前期推進計画に基づく施策の実施状況等に関して審議するため、審議会委員 15 人分の報酬及び旅費１回分の計上であります。

61 ページになります。

10 目協働のまちづくり支援費 7,836 万 1,000 円。協働のまちづくりの推進などに要する経費で、町内会等活動支援事業は、18 節負担金補助及び交付金のうち、次のページになりますが、細節５の町内会活動支援交付金は、町内会の自主的かつ主体的な地域活動を支援する交付金であります。

協働のまちづくり支援事業は、快適で豊かなまちづくりのため、町内会等が取り組む各種事業を支援する協働のまちづくり支援事業交付金を交付するものであります。

下段の男女共同参画審議会運営事業は、男女共同参画社会の実現に向け策定した幕別町男女共同参画計画に関する実施状況などを審議するため、審議会委員 10 人分の報酬及び旅費を１回分計上しております。

63 ページになります。

移住・定住対策事業は、18 節負担金補助及び交付金のうち、細節３のマイホーム応援事業補助金は、定住対策として、町内にマイホームを取得した世帯に対し、住宅取得費用の一部を補助するものであります。

結婚新生活支援事業は、若年世帯が結婚して新たな生活を始めるための経済的支援として、婚姻日において夫婦ともに 39 歳以下の場合に、新生活に係る住宅費用や引っ越し費用等を補助するものであります。

11 目支所出張所費 161 万円。札内支所及び糠内・駒畠各出張所に係る経費で、10 節需用費のほか、11 節役務費の電話料や、12 節委託料の番号発券機の保守点検に係る委託料などであります。

64 ページをお開きください。

12 目総合支所費 1,996 万 8,000 円。忠類総合支所の管理運営に要する経費で、地域住民会議運営事業は、忠類地域住民会議６回の開催に係る委員 15 人分の報酬及び旅費などであります。

忠類地域魅力発信事業は、交流人口の拡大や地域の活性化を図るためのイベント、環境整備等に要する費用について補助するものであります。

忠類総合支所維持管理事業は、忠類総合支所の管理に要する費用で、65 ページになりますが、14 節工事請負費は、事務所内へのエアコン設置等に係る費用であります。

66 ページをお開きください。

13 目防災諸費 2,333 万 1,000 円。防災及び減災等の対策に要する経費であります。

地域防災対策事業は、防災対策を図る上で必要な、防災会議の開催に要する費用のほか、防災マネージャー１名の費用であります。

67 ページになります。

下段の災害用備蓄品整備事業は、アルファ米や缶詰パン、災害用トイレセットなどの備蓄品の購入費用であります。

防災情報機器管理事業は、68ページにわたりますが、防災行政無線の維持管理に要する費用のほか、防災情報の送受信機器に要する費用であります。

69ページになります。

14目交通防犯費1億7,075万8,000円。交通安全対策、防犯対策及び地域公共交通対策に要する経費であります

交通安全対策事業は、交通安全推進員1名に係る費用のほか、次の70ページになりますが、12節委託料は交通安全指導員32人分の交通安全指導に伴う委託料であります。

防犯対策事業は、防犯灯の維持管理に要する10節需用費の電気料、12節委託料のリース料のほか、71ページになりますが、18節負担金補助及び交付金の生活安全推進協議会に対する交付金などであります。

地域公共交通活性化事業は、地域公共交通活性化協議会の運営に係る補助金で、地域公共交通計画に基づく施策の実施状況などを審議する協議会の開催に係る費用であります。

コミュニティバス運行事業は、コミュニティバスの運行に係る事業者への補助金であります。

次の予約型乗合タクシー運行事業は、予約型乗合タクシー駒畠線、古舞線の運行に係る事業者への補助金、その下、地方バス路線維持対策事業は、地方バス路線運行の維持に要する補助金であります。

72ページをお開きください。

15目職員厚生費1,282万5,000円。職員の福利厚生及び研修に要する経費であります。

職員健康管理事業は、1節報酬、細節1の産業医報酬、11節役務費は、職員と会計年度任用職員に要する人間ドック手数料と健康診断手数料であり、合計629人分を計上しております。

12節委託料の職員ストレスチェック委託料は、職員のメンタルの不調を未然に防止するためのアンケート調査やその分析を委託するもの、職員保健室委託料は職場におけるメンタルヘルス対策として、主に新採用職員を対象にカウンセラーによる相談支援を行うものであります。

職員研修事業は、8節旅費の自治大学校や北海道市町村職員研修センターでの研修旅費などであります。

16目公平委員会費3万2,000円。公平委員会開催に係る経費であります。

73ページになります。

17目諸費1億4,813万3,000円であります。

諸費事務事業は、他の科目に属さない経費で、18節負担金補助及び交付金の細節3十勝町村会負担金などであります。

表彰事務事業は、表彰者選考委員会委員への報酬や功労者への表彰記念品などであります。

74ページになります。

上から二つ目のふるさと寄附返礼品贈呈事業は、本年度3億円の寄附金を見込み、これに係る所要の経費を計上しております。

7節報償費は、ふるさと寄附に係る記念品、75ページになりますが、12節委託料は、ふるさと寄附の受付から記念品の配送業務等に係る経費、13節使用料及び賃借料は、7年度、14のWebサイトを利用していましたが、本年度は19サイトに増やし寄附金を募集するものであります。

指定管理者選定事務事業は、百年記念ホール及びアルコ 236・忠類道の駅に係る指定管理者を選定するための選定委員会委員の報酬及び費用弁償であります。

18目基金管理費2億302万2,000円。各種基金から生じる利息や寄付金等をそれぞれ基金へ積み立てるもので、基金管理事務事業の24節積立金、細節3のまちづくり基金積立金はふるさと寄付金を、細節4の森林環境譲与税基金積立金は森林環境譲与税をそれぞれ基金に積み立てるものであります。

76ページになります。

19目電算管理費1億7,706万1,000円。電算管理及び処理業務に要する経費であります。電算機器

管理事業の 10 節需用費の細節 30 は各種納付書などの印刷製本費、12 節委託料の細節６は、総合行政システムに係るソフト保守点検委託料、細節９電算システム運用委託料は、パソコンネットワークの運用を民間会社に委託しているものであります。

77 ページになりますが、細節 12 は、標準準拠システム移行後の総合行政情報システムの運用管理に要する費用、細節 13 は、ガバメントクラウドの運用管理に要する費用であります。

13 節使用料及び賃借料の細節 23 ソフトウェア使用料は、ワードやエクセルといったマイクロソフトのオフィス製品の使用や業務の省力化を図ることを目的に、令和６年度に導入した AI-OCR や RPA のライセンスに要する費用、細節 25 ガバメントクラウド使用料は、標準準拠システム移行後の総合行政情報システムをクラウド上で利用するための費用であります。

17 節備品購入費は、細節２の事務用パソコン、細節４の情報セキュリティ強化対策機器に係る経費などであり、備荒資金組合に対する償還金であります。

78 ページをお開きください。

18 節負担金補助及び交付金、細節５中間サーバー利用負担金は、マイナンバー制度の情報連携に当たって国と地方公共団体の仲介の役割を担う中間サーバーの運用に係る共同利用負担金を、地方公共団体情報システム機構に支払うものであります。

20 目地域おこし協力隊推進事業費 5,234 万 4,000 円。地域おこし協力隊及びインターンの募集並びに隊員及びインターンの活動に係る経費であります。

１節報酬、３節職員手当等、４節共済費は、現在の隊員２名に新たに任用する４名を加えた６名分の経費であります。

79 ページになりますが、７節報償費は、地域おこし協力隊インターン６名の任用に係るもの、12 節委託料、細節５は、地域おこし協力隊員の募集や任用までの対応を一括して専門的知識や経験を有する事業所に委託するための費用、細節６は、令和８年度から、業種により隊員の自由度や裁量によるアイデアの実効性を高め、柔軟な働き方の中で業務の効率化を図ることが可能な委託型の地域おこし協力隊員を３名任用するものであります。

なお、事業費については、特別交付税の対象となります。

80 ページをお開きください。

21 目地域プロジェクトマネージャー推進事業費 615 万 9,000 円。現在、本町が進める市街地活性化を重要プロジェクトに位置づけ、官民連携を進めるため、地域住民や起業、行政との連絡調整役を担う、経験や知識が豊富な人材を地域プロジェクトマネージャーとして任用し、施策を推進する事業であります。

１節報酬ほか、地域プロジェクトマネージャー１名を任用するための経費であり、報酬等は特別交付税で措置されるものであります。

81 ページになります。

22 目地域活性化起業人推進事業費 296 万円。総務省が令和３年度から新たに開始した地域活性化起業人の事業を活用し、三大都市圏等の企業に従事する個人と委託契約を締結し、その豊富な経験と知識を地域活性化のために活用する事業であります。

12 節委託料は、副業型地域活性化起業人として任用する個人と契約を締結し、空き店舗開店支援等により、開店した商店やこれから起業しようとする方への経営サポートなどの業務を委託するものです。

なお、委託料に含まれる報酬・旅費、活動費などは特別交付税で措置されます。

23 目地方創生推進事業費 130 万円。地域未来交付金の対象であります事業に要する経費であります。

UIJ ターン新規就業支援事業は、東京圏からの就業等を伴う本町への移住者に対して移住支援金を交付するもので、１世帯分を計上しております。

24 目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業費３億 1,063 万 3,000 円。令和８年１月の第１回臨時会において議決をいただいているもので、食料品等物価高騰対策支援事業は、住民全員に１万

円相当の行政ポイントを付与したまくPAYカードを配布するもの、水道料金負担軽減対策支援事業は、令和８年４月から令和９年２月までの水道料金の基本料金を徴収しないことによる減収相当額を水道事業会計に補助するものであります。

82ページをお開きください。

２項徴税費、１目税務総務費460万1,000円。徴税事務に要する経費であります。

税務総務事務事業は、徴税事務に必要な経費について計上しておりますが、18節負担金補助及び交付金は、十勝圏複合事務組合負担金、滞納整理機構への負担金や地方税共同機構への負担金などであります。

83ページになりますが、

固定資産評価審査委員会運営事業は、固定資産評価審査委員会委員３人分の報酬及び旅費であります。

２目賦課徴収費4,072万7,000円。町民税等の賦課徴収事務に要する経費であります。

84ページをお開きください。

11節役務費、細節19コンビニ等収納手数料は、コンビニ収納及びスマホ決済に要する１件78円の手数料であり、延べ３万1,000件の利用を見込んでおります。

12節委託料は、各町税の賦課徴収業務に係わる経費であります。

85ページになりますが、一番下段、22節償還金利子及び割引料は、修正申告などに伴う還付金であります。

86ページをお開きください。

３項１目戸籍住民登録費2,709万4,000円。戸籍及び住民登録、マイナンバーカード等の事務に要する経費であります。

１節報酬から８節旅費までは、マイナンバーカード更新業務に係る会計年度任用職員の人件費、12節委託料のうち、次のページになりますが、細節８の戸籍電算システム改修委託料は、戸籍附票システムの標準化に伴う経過措置に係るシステム改修委託料、13節使用料及び賃借料のうち、細節20は、標準準拠システム移行に伴う戸籍クラウドサービス利用料、細節22は、申請書作成支援システム、いわゆる書かない窓口におけるライセンス使用料、細節23は、コンビニ交付サービスに係るコンビニ事業者への手数料、細節24は、コンビニ交付サービスを運営する地方公共団体情報システム機構への利用料であります。

88ページをお開きください。

４項選挙費、１目選挙管理委員会費32万6,000円。選挙管理委員会開催に係る費用であります。

89ページになります。

参議院議員選挙費は廃目とするものであります。

５項１目統計調査費170万5,000円。統計調査に係る事務的経費で、本年度は、５年に１回の経済センサスが実施される予定となっており調査員等の報酬などであります。

90ページをお開きください。

６項１目監査委員費279万8,000円。１節報酬の監査委員報酬のほか、監査業務に要する経費であります。

以上で、総務費の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（小島智恵）　説明が終わりましたので、質疑を行います。

初めに、47から66ページ、区分２について質疑をお受けいたします。

塚本委員。

○委員（塚本逸彦）　63ページですね。10目協働のまちづくり支援費の細節、移住・定住対策事業のところでございます。

今回ここに該当するかどうかちょっとあれなのですが、今回新たな取組として、移住・定住の施策等何かありますでしょうか。そして、そのあたりに関してLIFULLとの業務提携、そういったものも活

用されていくおつもりでしょうか。その辺ちょっと伺います。
○委員長（小島智恵）　住民課長。
○住民課長（佐々木一成）　移住・定住事業に関わる新たな取組ということでございますが、昨年度、LIFULL との包括連携協定を結びまして、この移住・定住事業でやっておりますうちの町で、空き地や空き家バンクございますが、そちらのほうの事業支援というのを、LIFULL に協力をお願いして、さらなる事業の拡大に努めていきたいというふうに考えております。
○委員長（小島智恵）　塚本委員。
○委員（塚本逸彦）　LIFULL は不動産事業もとても強いので、有効に使っていけばと思いますけれども、やっぱり町としてもそれなりの数値目標とか、そういったものは立てて取り組んでいくのか、また空き家以外にも、LIFULL に関しては仕事に関しても強い部分を持っておりますので、そういった部分も、移住された方の仕事に対するアプローチ、そういったものも含めて取り組まれていかれるのかをちょっとお聞きします。
○委員長（小島智恵）　住民課長。
○住民課長（佐々木一成）　ちょっとまだ具体的な数値目標等は定めてはおりませんが、移住に向けて、もともと空き家バンクというのは、移住される方向けに国交省のほうで創設された事業となっておりますので、LIFULL の協力を得て、全国の先進事例ですとか、特色ある事例なんかの活用を視野に進めてまいりたいというふうに考えおります。
○委員長（小島智恵）　塚本委員。
○委員（塚本逸彦）　これ企業頼りに、企業のノウハウはやっぱり十分頼る部分は大きいかと思います。でも、町としてのビジョン、そういったものをしっかり持っていないと、なかなか違う方向に進んでいってしまったりとか、そういった部分もあるかと思いますので、その辺のところはしっかり持ってやっていただきたいと思いますけれども、その辺の施策も、今プラン、町としてこういうふうに業務提携を活用していくのだという部分、そういったものはもう取り組んでいらっしゃるでしょうか。その辺もありましたらお願いします。
○委員長（小島智恵）　政策推進課長。
○政策推進課長（宇野和哉）　後ほど説明もさせていただきますけれども、地域活性化そのものを我が町の重要プロジェクトとして位置づけて、これからそういったさまざまな施策を一括して、例えば地域活性化起業人ですとか、地域おこし協力隊、地域プロジェクトマネージャー、そういった方たちの力を活用しながら、一体的に推進していこうというふうに考えています。
○委員長（小島智恵）　ほかにございませんか。
　荒委員。
○委員（荒　貴賀）　55 ページ、５目一般財産管理費、一般財産管理事業、細節 13 使用料及び賃借料にあります公共施設の予約システム利用料についてお聞きしたいと思います。
　現在、町の予約システムの利用については、空き情報の確認にとどまっています。使用申請書を各施設の窓口に提出して、初めて予約が取れるという状況は変わっておりません。やはりこれだけネット予約が増えてきている状況の中で、いまだに申請書で予約というのは、やはり変えていくべき時期に来ているのではないかなと思っております。住民の方からも、予約状況をネットで確認して、いざ申請書、窓口に行ったときには、もう既に塞がっていたというお話も聞いております。仮予約もできないというような状況で、やはり使いづらいと言わざるを得ません。このようなシステムをしっかりと位置づけて、ネットで予約ができるということが大切だなと思うのですが、今後について、この予約システムがどのように改善されていくのか、お聞きしたいと思います。
○委員長（小島智恵）　総務課長。
○総務課長（西田建司）　今お話いただきました公共施設予約システム、こちらのほうは、先般の一般質問のほうでもお答えしているところですが、ご指摘のとおり、現在予約状況の閲覧のみということで窓口で申請を受けているところですが、引き続き施設担当課と連携しながら、定期予約の可能団体

の回数制限や重複予約の調整についての対応困難な部分の整理を進めて、早期にオンライン予約を開始できるように努めてまいりたいと考えております。
○委員長（小島智恵）　荒委員。
○委員（荒　貴賀）　帯広でも同じシステムを取り入れているのです。やれていますので、音更では支払いもできるという状況もありますので、ぜひ変える早い時期に対応できるように求めます。
○委員長（小島智恵）　よろしいですか。
　荒委員。
○委員（荒　貴賀）　いいです。
○委員長（小島智恵）　ほかにございませんか。
　畠山委員。
○委員（畠山美和）　ページで言うと、54ページの５目一般財産管理費に入るかと思うのですが、町民会館前の庁舎第２駐車場についてです。
　町民会館前の駐車場に関しては、去年の夏頃に、空き店舗対策でいろいろなお店が役場周辺に増えてきたことで、駐車場を持たない店舗が多く、路上駐車などで交通の妨げにならないように職員が止めていたところを、数台分を使えるようにしていただきました。それで、商店街活性化のためにご配慮していただきありがとうございました。
　そこで、ちょっと気づいたのですが、駐車場の区画線が薄くなっている、あるいは消えている場所が見受けられました。区画線が見えづらいと駐車しにくいとか、本来の駐車台数を確保できないなどで、駐車スペースの有効活用ができなかったり、車両同士の接触などトラブルの原因になりかねないと思います。そこで、予算には多分反映されていないかと思いますが、こういった区画線を計画的に引き直すなどの考えはありますか。
○委員長（小島智恵）　総務課長。
○総務課長（西田建司）　お話しいただきました町民会館前の駐車場、お話のとおり庁舎第２駐車場として位置づけて、普通財産として管理させていただいております。今お話のとおり６列駐車場になっているのですけれども、町民会館側の前２列を町民会館利用者、そして一般の方の利用者ということで位置づけております。
　ご指摘のとおり区画線、大変薄くなっているというのは認識しているところでございます。これまでもいろんな公共施設の区画線については、例えば中札内高等養護学校幕別分校の皆様の訓練の一環として引いていただいたり、そういう対応も行っております。ですので、今この部分についても、分校のほうと相談させていただいているところです。たくさん予約も入っているようなので、明確にいつやりますということは申し上げられませんけれども、早期に対応してまいりたいというふうに考えております。
○委員長（小島智恵）　畠山委員。
○委員（畠山美和）　区画線は、明確にすることで利用者にとっても安全性にとっても使いやすいことになりますので、白線がくっきり見えるだけでも町中が明るくなると思います。駐車場の看板もちょっと分かりづらい場所にあったりするので、利用環境の改善につながる取組だと思いますので、今言った場所に限らず、パークプラザの駐車場とか、町が所有している駐車場で、必要な場所から順次進めていただきたいと思うのと、中札内分校の生徒さんには大きな負担にならない範囲でお願いをしていただいて、町がしっかり対応していただきたいと思います。
○委員長（小島智恵）　答弁、よろしいですか。
○委員（畠山美和）　答弁、いいです。
○委員長（小島智恵）　ほかにございませんか。
　内山委員。
○委員（内山美穂子）　３点あります。
　１点目は、これは総務費の総務管理費だけではなくて、いろんなところに出てくるAEDの借上料に

関わってです。公共施設全般でAEDのリース料が計上されております。この中に、電極パットとかバッテリーといった消耗品の交換費用は含まれているのでしょうか。また、施設によっていろんなところに金額が計上されているのですけれども、金額がまちまちなのですよね。これは、仕様の違った機種を採用しているのか、契約のときが違うからなのか、まずお聞きします。

２点目なのですけれども、２点目は、ページで言いますと60ページ、総務管理費の９目企画費のところの第７期総合計画策定事業の人口動態実績調査等委託料に関わってです。今、説明もありましたが、重点事業の骨子に、令和８年、９年の２か年をかけて、住民協働のワークショップ、人口動態を調査するとあります。計画の基礎データになるものをつくっていくと思いますけれども、住民基本台帳の動きとか、直近の国勢調査などの既存データもあると認識しておりますが、どのような調査なのか、委託料の主な内訳について簡単に伺いたいと思います。

３点目です。62ページの、10目協働のまちづくり支援費です。協働のまちづくり支援事業には、現在17メニューがあると承知しておりますが、この中に資源回収実践地区事業が含まれております。交付額は全体で1,000万円計上されていますが、このうち資源回収の事業にどのくらい見込んで計上されているのでしょうか。衛生費のところを見ますと、ごみ収集運搬処理事業で計上されている資源回収事業者協力交付金が260万円になっているので、実施団体である町内会への交付額は、300万円前後ではないかというふうに推測しますけれども、この見込額と参加団体数や交付額の推移についてまず伺います。

○委員長（小島智恵）　総務課長。

○総務課長（西田建司）　まず、１点目のAEDについてお答えいたします。現在32の公共施設にAEDのほうを設置しております。今おっしゃられた電極パット等については、全てリース料の中に入っておりまして、交換もされているというものでございます。

あと、それぞれのAEDの違い、金額の違いだったり、機械の違いというのは、一括で契約しているもの、さらには個別で契約しているものもありまして、そういう契約の違いであったり、契約時期の違い、そういったもので多少金額であったり、機械の種類が変わってきているというような内容でございます。

○委員長（小島智恵）　政策推進課長。

○政策推進課長（宇野和哉）　ご質問の２点目の、第７期総合計画策定に係る委託業務の内容でございますけれども、まず人口の動向の分析ですけれども、今、内山委員がおっしゃられたように、国勢調査の確定値については、今年の秋頃にきっと出ると思うのですけれども、そういった公表されている数字のほか、住民基本台帳の数字ですとか、それから月別の自然増減、社会増減、そういった全ての人口の動向の要因分析、特徴等をまとめるといったような業務を委託するということが一つ。それから、現在人口ビジョンありますけれども、その人口ビジョンとの乖離が年々大きくなりつつあることから、将来人口の推計と地域別の分析等を行っていただくこと。さらに、前回の総合計画の策定時にも行いましたが、町民のアンケートの実施、例えば二十歳から39歳の男女の方に、子育て等の意識調査、希望の調査を行う。それから、高校生世代等の進路先とかそういったものを把握するなどということも、今のところ考えています。まだ確定ではありませんけれども、そういったことも考えております。全体的に人口の動態の調査ですので、確定しているデータのほか、要因を分析して特徴等を押させていただくということで報告をしていただくようなことが、委託業務の内容として今検討しているところです。

○委員長（小島智恵）　住民課長。

○住民課長（佐々木一成）　協働のまちづくり支援事業の資源回収実践地区の補助金でございます。こちら、事業実績で申し上げますと、令和５年、６年、７年の３か年でいきますと、５年度が交付総額が289万5,200円、６年度が266万2,700円、令和７年度が245万900円ということで、一応総体としては300万円程度の、町としては総体1,000万円の中でこの事業費の中で見込んでいるというような状況であります。

あと、参加団体でございます。こちらも３か年で申し上げますと、令和５年度が 78 団体、令和６年度が 76 団体、令和７年度が 76 団体ということで、こちらもちょっと町内会ですとか、子ども会との団体の協力があってやっていますので､我々のほうでお願いしてやっている事業でないものですから、実績での申し上げという形になりますが、以上のような数値というふうになっております。

○委員長（小島智恵）　内山委員。

○委員（内山美穂子）　一つ目から再質問させていただきます。

AED に全て消耗品の交換が入っているということで確認しました。AED は、いざというときに確実に作動することが不可欠なので安心しております。電気ショック、これ処置が１分遅れるごとに救命率が 10 パーセントずつ下がると言われていますが、救急車到着までの間、その場に居合わせた人が適切な処置をすることで救命率が上がっていくと思います。

そこで、町民への周知について伺いたいと思います。町内の公共施設の AED の一覧というのは、もう作成されて、公表されているのですけれども、その施設は公共施設でありますから、休館日ですとか､開館時間外という 24 時間どこでも使えるわけではないですよね。一刻も争う事態になりましたら、やはり一番近くにある AED を持ってくるという必要があるので、ちょっと実用的ではないのではないかなというふうに思います。実用的というか、そこで、実用的なものをつくっていただきたいという意味でこれから説明するのですけれども、公共施設だけではなくて、民間施設を含めた設置場所が分かるようなマップ、一覧表というのはただ羅列している感じなのですけれども、一々とっさのとき調べないので、地図上に落として、マップとして表示しているものがあれば、一刻も争うときというのは、すごく助かると思うのです。現実に、音更町とか芽室町では、民間にも呼びかけてそういったマップを作成しております。幕別町はどういうふうに、そういうようなものを作るお考えはないのでしょうか。

また、避難所に指定されている未設置の公共施設のうち、ふだん使用頻度が高い施設について、今後設置を考えている場所があれば、大体網羅されているとは思うのですけれども、お伺いします。

次の質問です。要因の分析とか、いろいろアンケートを取ったりすることをこれから進めていく上での費用だというふうに、数字だけでなく質的な部分を深掘りしていくための費用だということを理解しました。アンケート調査なのですけれども、幕別町を担う青年、若者とか、子育て世代、高校生の話もありましたが、回答率を上げるための工夫なんていうのは考えられているでしょうか。

３番目です。数字を聞きますと、大体推移が横ばいということになっているのですけれども、町内会が主体になって資源回収を行うということは、ごみの減量につながるだけでなく、町内会の活動資金になって、それが行事や活動など、町内会の活性化に波及するというとても優れた仕組みだと思っております。町内会によってはかなりの量の物が資源ごみに出されているので、もったいないから町内会の資源回収の日に協力してくださいというふうに努力しているところもあります。こうしたことを踏まえ、町として、やれる町内会でやってくださいというスタンスではなく、未実施の自治会に対しては、これだけ町内会の収入になりますよということを、メリットを丁寧に PR して、この事業を喚起していくべきではないかと考えます。まちづくりの観点から、参加団体を伸ばしていくための手だてを考えているのであれば、お聞きします。

○委員長（小島智恵）　総務課長。

○総務課長（西田建司）　ご質問１点目の、AED の設置箇所。今、ちょうどホームページのほうでも確認いただけるのかなと思うのですけれども、公開型 GIS ということで、今いろんな地図情報、例えば選挙のポスター掲示場だったり、いろんなものを、設置場所といいましょうか、そういうのを位置情報としてお知らせしている中に、今の公共施設の位置情報については載っていますので、そちらのほうで確認取れるのかなと思います。

ただ、その民間も含めた、ちょっとそういったものは、私がご答弁で申し上げるべきものかどうかというのもあるのですけれども、今のところちょっと考えていないのかなというふうに思います。また、民間も含めたものということまでは、ちょっと踏み込んで考えていないところです。

○委員長（小島智恵）　政策推進課長。
○政策推進課長（宇野和哉）　２点目の、総合計画の若い世代とか、子どもとかの意見の回答率の上げ方。子どもの権利の話のときにもちょっと出ていましたけれども、これからどういう方法をするかというのはまだ検討していく段階ですが、子ども議会ですとか、以前やったようなものでご意見をお聞きする機会ですとか、それからアンケートにおいては、今ほかのアンケートでももう実施しているのですけれども、例えばパソコンやスマートフォンから回答できるような、Google フォームですとかを使って回答していただくことで、結構回答率も上がってきていますので、今回もこういったデジタルの力を活用しながら、回答率を上げていくということも考えていきたいと思っています。
○委員長（小島智恵）　住民生活部長。
○住民生活部長（寺田　治）　私のほうからは、集団資源回収のごみの件でございます。
　資源ごみの回収の仕組みとしては、町で回収している計画収集、毎週何曜日とかで収集車で集めているのですけれども、これは十勝リサイクルプラザというところで共同で処理しております。一方、今ご質問あった集団資源回収というのは、町内会ですとか子ども会が独自に空き缶、アルミ缶ですとか、段ボールですとかというものを、町の回収と別に集めることによって、それを売却収入、業者さんから売り上げたお金が町内会に入ってくるのと、それと町でもその町内会に１キロ当たり５円のお金を協力金としてお支払いしています。それに加えて、その回収した業者さんにも１キロ４円の交付金をあげて減量に取り組んでいただくと。トータルのお金としては、くりりんセンターで共同処理しているお金、負担金として払うお金よりも、結果的にそちらのほうが安く仕上がるものですから、町としても集団資源回収を推奨しているところです。
　今後におきましては、まだ町内会でもやっていない町内会さんがありますので、町内会連絡会議等でも事例を紹介して勧めていきたいなというふうに思っております。
　以上です。
○委員長（小島智恵）　防災環境課長。
○防災環境課長（半田　健）　避難所の AED の関係でございますけれども、大規模な公共施設につきましては AED の設置はしておりますけれども、指定避難所に指定されている小規模の近隣センター等においては、一部において設置されていない避難所も存在しております。
○委員長（小島智恵）　住民生活部長。
○住民生活部長（寺田　治）　今の AED なのですけれども、近隣センターの管理人がいないところには設置していないという意味合いでございます。
○委員長（小島智恵）　内山委員。
○委員（内山美穂子）　AED の部分だけ再質問させていただきます。
　事情は、現状は分かりました。それで、GIS に AED の設置箇所が落とし込まれていたのですね。やはり必要なときは、民間であるのか公共のものであるのかは全然関係ないので、できるならば農協さんとかにもいろいろ設置されているようなので、協力を呼びかけて、集約して、一同に分かるようなそういったマップができれば､一人でも多くの町民が救命されればいいなというふうに思いますので、ぜひそのようにしていただくことを求めます。
○委員長（小島智恵）　総務課長。
○総務課長（西田建司）　民間での AED の設置箇所もということなのですけれども、今ちょっとネットのほうで確認すると、そういった民間のそういった AED の状況も出ているサイトもございます。一応そういったものでも確認取れるのかな。ただ、一律集約してというところは、やはり AED の設置というのが、基本的には先ほど言った管理人だとか、人のいる場所、さらには多くの人が利用する可能性のある公共施設や場所に設置しておくことが推奨されているということですので、必ずしも民間のところを取り上げてやるというのは、今のところ町として取り組むことなのかどうなのかというのは、ちょっと今のところ考えはしていないというところでございます。
○委員長（小島智恵）　審査の途中ですが、この際 11 時 25 分まで休憩いたします。

11：16　休憩
11：25　再開

○委員長（小島智恵）　休憩前に引き続き、会議を開きます。
　区分２について質疑をお受けいたします。
（関連の声あり）
○委員長（小島智恵）　岡本委員。
○委員（岡本眞利子）　AED についての関連なのですけれども、ただ今 AED の質問が出ましたが、AED はどんな場所でも使用するわけでありますが、学校などの AED は、今、三角巾がついた、女性ですと胸を隠すような AED が更新されておりますが、小学校、中学校など、学校に関しては更新がされているのか、お聞きします。
○委員長（小島智恵）　総務課長。
○総務課長（西田建司）　一括でリース契約している総務課としてお答えいたしますけれども、今こちらの確認では、それぞれ今リース契約しているものには、三角巾だとかそういったものは入っていないというふうに確認しております。
○委員長（小島智恵）　岡本委員。
○委員（岡本眞利子）　学校だけにこだわるわけではないですけれども、どんなところでもやはり AED が必要な場合は、すぐ AED を使用するわけでありますので、女性なんかがやはり道路の真ん中で胸を出すというようなことにもなりかねませんので、順次更新をする場合、そういうのも配慮しながら更新をしていくべきではないかと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。
○委員長（小島智恵）　総務課長。
○総務課長（西田建司）　更新時にはそういったものも考えていきたいと思うのですけれども、そういった緊急のときに、胸が出るとか出ないとかというようなことを言っていられない場面が想定されますので、ただ周りにいる方がちょっと隠すだとか、そういった配慮だとか、そういったことはできるのかなと思いますので、必ずしもそういったものが必要かどうかということを踏まえて、検討していきたいというふうに考えております。
○委員長（小島智恵）　岡本委員。
○委員（岡本眞利子）　今、課長おっしゃったのはよく分かるのですけれども、緊急の場合ですから、そのような恥も何もないかと思うのですけれども、女性としてはやはり道路の真ん中で、周りが隠してくれればいいのですけれども、そういう人がいない場合ということもあり得ると思いますので、そういうこともしっかりと今後考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
○委員長（小島智恵）　ほかにございませんか。
　谷口委員。
○委員（谷口和弥）　56 ページ、57 ページにまたがって、近隣センター管理費について質問をさせていただきます。
　これまでも何度もいろんな機会に話してきました。猛暑がずっと続く中で、エアコンの設置のことであります。今回の予算書を見ると、それらのことの反映はないので、今年度についてもコミセンや近隣センターに設置される予定はないのだなという読みになりますけれども、まずはそのことを確認したいと思います。
○委員長（小島智恵）　住民課長。
○住民課長（佐々木一成）　近隣センター、コミセン等の公共施設へのエアコンの設置についてでございますが、さきの一般質問等での答弁のとおり、今のところ利用者自らが利用時間帯を選択できる施設については、まだ検討の段階にあるというところでございます。
○委員長（小島智恵）　谷口委員。

○委員（谷口和弥）　利用者自らが利用時間を選べるところは検討という、そういう答弁でありましたけれども、これまでも指定避難所になっているところには、優先順位は高いのではないかということを言ってきました。そして、町内会長や近隣センターの運営委員長が招集される会議等で、エアコンの設置については希望が出されていました。ちょっと今の説明では不十分かなと思うので、まだ設置できないことの理由については、ちゃんと整理をして、そういった質問が出されたときにも述べられるようにしていただきたいと思うのだけれども、その辺はどうでしょうか。

○委員長（小島智恵）　住民課長。

○住民課長（佐々木一成）　すみません。ちょっと補足になりますが、今現在、近隣センターで町内に46施設で、コミセンで５施設、忠類を合わせてでございます。全部で51施設ございまして、全ての近隣センター、コミセンにエアコンを設置するというのは、財源的にも現実的にもちょっと厳しいところがございまして、今後なのですけれども、そういった集会施設につきましては、機能の集約化ですとか複合化などで、施設規模の適正化を図っていく中で、計画的な改修計画をつくって、その中でエアコンの設置についても検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（小島智恵）　谷口委員。

○委員（谷口和弥）　そういう町内会長や運営委員長が集められるような会議の席でも、答弁の中で、これは本来町の仕事であるということは、質問に対する答えとしてもらっていて、それはそのとおりだったというふうに思うのだけれども。暁町近隣センターの話をしますけれども、エアコンの設置を運営委員会の費用の中で設置してみたと。そうしたらば、一昨年の夏にしたのだけれども、おかげさまでといいますか、そのことを聞きつけてということもあるのだけれども、順調に利用者数が増えていて、地域のコミュニティがなかなか大変であるぞというこの時期に、そういうことが起きてきていると。やっぱりこれは防災施設としてはもう、避難施設としてはもちろんだけれども、日常的に使用する施設としても、その効果は明らかなのだと思うのです。このことはあまり知られていないことなのだと思うのだけれども、中には同じように町の設置を待たずにつけたいなという、そういう近隣センター運営委員会もできてくるのだと思うのです。今回、暁町のほうで実施するに当たっては、200ボルトへの電源の変換料や電気料、それからエアコンそのものの料金、それから後に発生するであろう修繕料、どういうふうに負担するかということも、ちゃんと書類上で町と約束事を交わして設置しているわけです。

　そういう事例もあるということの中で、私は、そういう希望のある近隣センターには、情報を提供するようなことがあってもいいのではないのかなと思うのだけれども、その辺はどうでしょうか。

○委員長（小島智恵）　住民課長。

○住民課長（佐々木一成）　まず、暁町近隣センター運営委員会の皆さんには、積み立てていただいているお金をもって、自らエアコンを設置していただいたことに、すみません、感謝を申し上げます。

　こういった事例につきましては、近隣センター運営委員長、管理人合同会議、年に１回ございますので、そういう場で、情報提供という形でお話のほうはさせていただきたいというふうに考えております。

○委員長（小島智恵）　ほかにございませんか。

　中橋委員。

○委員（中橋友子）　第２区分の中で、49ページの一般管理費の18節負担金補助及び交付金のこの項目で、資料を提出していただきました会計年度任用職員の採用に当たっての実態をお尋ねしたいというふうに思います。

　お示しいただきました資料で、今まで雇用切れ、つまり雇用不安を解消していくために、継続につながること、それから継続に当たっては、人事評価等を行って、改めて試験は省いていくことなどを求めて参りました。結果として、そのような方法で令和８年から行っていくという答弁もいただいていたところです。

　その中で、今回は会計年度任用職員317名のうち、継続雇用になられた方が298名ということで、

パーセントにいたしますと 94 パーセント雇用継続になったということが示されました。多くが継続になったことに安堵するわけですけれども、しかし、やはり 19 名の継続にならなかった、新規というのは継続にならなかったということだけの判断はできないとは思うのですが、希望されて雇用につながらなかったという事例はありましたでしょうか。

もう一つ、フルタイムとパートタイム、圧倒的にパートタイムが多くで 237 名、フルタイムは 80 名ということであります。これは、業務上最初から採用のときにそういうふうに示して採用されているわけですから、そのこと自体に問題ということではないのですけれども、業務量に勘案して、本来であればもっとフルで働く、これは働く人の立場のほうの意見ということも受けとめて、業務が多いのだけれども、やはりこういう契約上は 30 分早く帰っていかなければいけないのだと、仕事が積み残っていくのだというような実態もお聞きしております。そういった点での情報のキャッチと、キャッチされていれば改善に向けての取組ということをお尋ねしたいと思います。

○委員長（小島智恵）　総務課長。

○総務課長（西田建司）　先般の一般質問のほうでもお話を受けまして、答弁申し上げましたとおり、今のお話のとおり、前年度から継続して勤務することを希望する方に当たっては、勤務評価をもって選考を行うことで採用を簡素化していきたいということで、実際令和８年度に向けて実施しました。

ただ、先にちょっとお話しさせていただきたいのが、こども課に係る保育所だとかそういった部分については、実は１か月前、ほとんどの会計年度任用職員が１月の広報で募集をかけていますけれども、こども課に係るものは 12 月にもう募集しているということから、今回はこども課に係る会計年度任用職員だけは、そのような形では実施できなかったということを先に申し上げたいと思います。ただ、これについて次年度合わせて実施できるような形で進めていきたいというところでありますけれども、さきにご質問ありました希望した方が皆さんなったのかどうかという部分なのですけれども、もちろんこれは継続者も新規の方も、当然落ちているといいましょうか、不採用になった方というのはもちろん存在します。ただ、総体的な人数減っていますけれども、必要人数は確保できたということで、必要人数の確保の上で不採用になった者もいらっしゃるということでございます。

あと、フルタイム、パートタイム、今お話ありましたけれども、そもそもがその業務量に応じてそういった区分で設定しているわけですので、必ずしもみんながフルになったらいいだとかということではなく、やっぱりその業務についてはパートタイムでいいよねという、その認識の下スタートしている制度であります。ですので、その内容を聞いて今後どうしていくのだという部分は、特に今そういったことから考えているものはございません。

○委員長（小島智恵）　中橋委員。

○委員（中橋友子）　分かりました。だんだん改善されてきまして、安定雇用につながっていることは、本当に好ましいことだと思います。これは、最初につくられた制度設計が、フルタイムとパートタイムということで分れてつくられたという過程がありまして、今、課長がご答弁いただいたような実態なのであろうというふうに思います。できるだけ働きやすい環境をつくっていくということは、これはもう正職員の方も同じですけれども、ここの会計年度任用職員も同じであるというふうに思うのですよね。

それで、仕事が残っても帰らなければいけないとか、そういったことについて、耳にするだけですから、実態がどうなのかということを自分自身は掌握できておりません。雇用改善ということであれば、意向調査する、そういう働いていただいている方たちのアンケート調査も含めて、雇用改善につなげるための意向調査というのも、適時必要に応じてやられてはどうかというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（小島智恵）　総務課長。

○総務課長（西田建司）　会計年度任用職員の方との意思の疎通という部分での意向調査、制度化して意向調査という部分ですけれども、当然そういったこともちろん実施できるのかなと思いますけれども、今それぞれの担当課のほうに配置されていますけれども、それぞれの所属長であり、正職員が、

日々その辺についてはコミュニケーションを図って、十分お話はできているのかなというふうには思っていますので、またその上で、今、中橋委員がおっしゃられたそういったものも取り組んでいけるかどうかという部分も、ちょっといろいろと研究しながら進めていきたいと思います。

○委員長（小島智恵）　中橋委員。

○委員（中橋友子）　ぜひ研究していただきたいのですけれども、雇用の形態というのは、正職員それから会計年度任用職員、ここもフルとパートとあります。もちろん賃金から時間から全部違っています。もう一つ壁といいますか、人間関係ということで、職員の意思疎通も含めまして、人間関係を良好にしていくという点では、やはり正職員と会計年度任用職員というところには、会計年度任用職員の立場からなかなか言いづらいのだと、雇用形態が違ってきているということもあって、そういうことも実際存在しているとお聞きしております。したがって、今の研究の中に、そういう状況も含めて勘案していただいて、取り組んでいただければというふうに思います。

○委員長（小島智恵）　企画総務部長。

○企画総務部長（山端広和）　一番は所属長、いわゆる私たちもいろんな部署の部分はまとめておりますけれども、一番現場を知っているのは、所属長がいろいろ判断していると思いますので、その辺の職場環境ですとか、業務量ももちろんこれは、例えば時間があったとしても、それは管理していますので、そこに必要な、例えばそれがパートなのか、フルタイムなのか、それは当然必要な配置という形で、果たしてそれが正職員がいいのかも含めて、全体の部分については、そういった部分で把握していると思いますので、あとは環境的な部分についても、そういった部分を、うちのほうも吸い上げるといいますか、そういった形で聞き取りながら、適切な、あるいは配置換えとかも、そういった部分も、事務職もやっていますので、そういった部分は、全体の中で聞き取った上で判断してまいりたいというふうに思います。

○委員長（小島智恵）　中橋委員。

○委員（中橋友子）　全体としては見えるのですけれども、やっていますから、今でいいですよということでは改善されていかないと思うのですよね。やっていてもなおこれだけ、300 人を超える会計年度任用職員の皆さんがいらっしゃるわけですから、合わせて 600 人の職員の方たち、この間、職員の、これは会計年度任用職員ではありませんけれども、中途の退職が昨年度は 16 人いらしたとかというようことで、職場環境が良好になるような取組というのは、今やっぱり庁舎内で求められていると思うのです。その中に、こういった今、私が提案したようなことについても、意を用いて今後の取組の中に生かしていただきたい、今のままでよしとしないでやっていただきたいというふうに思いますが、どうですか。

○委員長（小島智恵）　総務課長。

○総務課長（西田建司）　すみません。先ほどちょっと申し忘れた部分ありまして、今回からその簡素化した部分の申込書の部分からのやり取りなのですけれども、写真を貼った履歴書のやり取りではなくて、やはりちょっと意思を確認するために、お名前だったり、ご住所だったり、そういったものを LoGo フォームというインターネットを活用したアンケート調査みたいな、そういったもので皆様の意向を確認取らせていただいたのですけれども、実はその中に、今、中橋委員がおっしゃられた、ふだん言えないけれどもこういったことを伝えたいだとか、そういった要望だとか、意見だとか、そういった部分を取り入れられるような内容で出させていただきましたので、今後もこの方式については継続していくことになると思うので、何かあれば、ふだん言いづらいものも酌み取っていけるのかなというふうに考えているところでございます。

○委員長（小島智恵）　ほかにございませんか。

岡本委員。

○委員（岡本眞利子）　ページ数が 61 ページの真ん中辺りにあります幕別町応援大使事業であります。前年度が 63 万 1,000 円を計上しており、講師謝礼も 30 万円ということでありまして、いろいろな PR につながったのではないかなというふうに思うところでありますが、今回５万 1,000 円ということで、

すごく金額がぐっと小さくなったのですけれども、どんな計画をされていて、またこれは講師謝礼が５万円ということでありますので、講演のみしか考えていないのかをお聞きいたします。

○委員長（小島智恵）　政策推進課長。

○政策推進課長（宇野和哉）　応援大使の方、全国にいらっしゃいまして、お呼びする方によっては、やはり旅費ですとかというのが大きくかかります。特にオリンピアンの方、アスリートの方、そういった方が１度、２度来ていただくと、やはり去年のような予算額になりますけれども、今年度につきましては、昨年度に引き続いて、文化の部門での応援大使の方に何かセミナーとか講演とか、そういったものをしていただこうということで、この方、地元にいらっしゃる方ですので、旅費的なところがかからないことから、予算的には少し昨年より少なめの予算となっておりますけれども、お金のかからない部分でも応援大使の方を活用しながら、積極的に事業は進めていきたいと考えています。

○委員長（小島智恵）　岡本委員。

○委員（岡本眞利子）　では、今まで来ていただいた応援大使の方には、今回はお声がけをしないというような形かと思うのですけれども、やはり応援大使の方たくさんいらっしゃる中で、なかなか来ていただきたい方の都合などもあるかと思うのですが、その中で、今、髙木美帆さんがどのような状況になるかはちょっと分かりませんが、そういう方たちもぜひ応援大使として、また来られることがありましたら、ぜひ呼んでいただきたいなというふうに思います。

○委員長（小島智恵）　政策推進課長。

○政策推進課長（宇野和哉）　すみません。先ほど私ちょっと言い漏れてしまいましたけれども、昨年は、クリアファイルを作ったりというようなこともありましたので、ちょっとお金の部分については、それらも入っていたので予算的には大きかったという部分もあります。

　あと、アスリートの方、オリンピアンの方は、別にそちらの事業もありまして、応援大使のほうでも当然活躍していただきたいというところもありますけれども、どの事業ということにかかわらず、活用できるものがありましたら積極的に来ていただいたりして、町民の皆さんと触れ合う機会をつくっていきたいと考えています。

○委員長（小島智恵）　ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（小島智恵）ほかに質疑がないようですので、次に、66 から 82 ページ、区分３について質疑をお受けいたします。

　小田委員。

○委員（小田新紀）　80 ページ、81 ページになります。21 目地域プロジェクトマネージャー推進事業、22 目地域活性化起業人推進事業費ということになります。

　どちらも新規事業ということでありまして、５年ぐらい前からですか、この地域プロジェクトマネージャーという制度ができまして､本当に我が町においては非常に期待したいなと思っておりますし、以前から取り入れてみればというふうに思ってはいますが、非常に大きな事業ということで、重要な事業だなということで、そもそも簡単に求めている人が集まるのかというような心配もあるところでありますが、課題の明確化、それから確固たる戦略というのが本当に必要ではないかなというふうに考えて質問させていただきます。

　まず１点目、地域プロジェクトマネージャーですけれども、市街地活性化ということで先ほど説明がありましたが、その上でどのような重要なプロジェクト、何の課題があるかということについて、より具体的にお考えがあれば聞かせていただきたい。それから、その数値目標ですね、評価するに当たっての数値目標であったりとか推進体制、そういったものも国から求められているかというふうに思うのですけれども、そういったところもどのような形になっているのかということが１点目。

　それから、２点目として、１年以上だというふうには思っておりますし、１年未満だと特別交付税の措置の対象にならないというようなことですので、何年の契約の見通しなのかということです。上限はないということではあると思うのですが、今のところ……。あるのでしたかね。見通しを聞かせ

ていただければと思います。

三つ目ですが、こういったかなり重要な方が来ていただくことになるかなと思いますが、その企画であったりとか、調整であったり、いわゆる権限ですね、そのあたりの権限がどのぐらい確保されているのか。要は、責任は重いのだけれども、権限が弱くてやりたいことがなかなかできない、行政の内部の中で通らないというようなことがなければいいなというような願いの下での質問になります。

それから、22 目地域活性化起業人推進事業のほうになりますが、こちらのほうも空き店舗事業に関わってということで説明がありましたけれども、まず１名でしょうか、２名でしょうか、ちょっと予算的には見えなかったのですけれども、具体的に何を依頼して、どのようなことを求めていく、成果目標を求めていく契約となるのか、それから何年なのかということの見通しと、その終わった後にその人がいないと、何もできないというような状態になっては意味がないかなと思いますので、町に何を残して、自走できるような状態になっていけるのかということについての見通し、ひとまず質問させていただきたいと思います。

○委員長（小島智恵）　政策推進課長。

○政策推進課長（宇野和哉）　ご質問のまず１点目の、地域プロジェクトマネージャーについてですけれども、お話がありましたように、現在進めています本町地区の空き店舗対策ですとか、空き家の対策を今しているところですけれども、それのちょうど先にあるといいますか、より進めるために地域プロジェクトマネージャーを用いて、空き家のこれからの方向性ですとか、空き店舗のこれからの活用の方法ですとか、そういった地域活性化に関わる部分全てを、一応地域プロジェクトマネージャーの方にお願いしたいということで、位置づけがこのプロジェクトマネージャーを設けるためには、重要プロジェクトというものを設けなくてはいけなくて、うちでは本当は、例えば商店街の活性化とか、細かいことを設けることもできたのですけれども、やはり空き店舗だけではなくて、空き家の対策ですとか、いろんなことを総括的に見てほしいということもあって、地域活性化ということを重要プロジェクトということで位置づけているところです。

一個一個申し上げると数値目標というのはあるのですけれども、例えば商店街は１年に１個開けてほしいのですとか、そういった積上げがありまして、ちょっと今、個々具体的に数字は申し上げられないのですけれども、１年間から３年までというような契約機関になりますので、私どもとしては、その自由な発想の中で、１年ごとの契約にはなってくると思いますけれども、最大３年までこのプロジェクトについて力をお貸しいただきたいなということで考えているところです。

それから、権限ですけれども、地域プロジェクトマネージャーの方は、この後説明する地域活性化起業人とともに、政策に大きく関わる部分ですので、今のところ政策のほうに席というか、所属していただいて、そこでいろんな意見のやり取りをさせていただこうと考えています。ただ、地域プロジェクトマネージャーのほうは、身分が会計年度任用職員ということになりますので、起案ですとか、そういったものは、例えば政策推進課の中にいれば、政策担当と共に起案して、決定書を上げていくというようなことになります。その中で、小田委員がおっしゃられましたように、例えばせっかくいい発想が出てきて、そこで職員が、いや、それはというようなことがないように、そこら辺は十分内部の連携を取りながら、そういう企画があって、これはどうだろうということをしっかりと職員が上げていくような形で考えていきたいなと思っています。

それから、地域活性化起業人、今回副業型の地域活性化起業人ということで予定しています。これは、任用については１名を予定しています。自治体としては、総務省の要綱というか制度の中で、１回に２名までしか雇えないことになっていますので、そのうち今回は地域活性化に携わる地域活性化起業人を１人首都圏のほうから個人を呼んで契約をさせていただくというようなことになります。先ほど来出ています移住・定住ということでいいますと、せっかく空き店舗、シャッターが開いて、経営を始めたけれども、なかなかその経営が持続できないとか、そういったことに対応するために、経営相談ですとか、経営支援のスペシャリスト、そういった方をお呼びして契約をさせていただき、現在ある商店の経営者との相談もありますし、それからこれから幕別町で起業したいと考えている方へ

の経営の相談、そういったことを中心に移住・定住に結びつけるプロジェクトを、地域活性化起業人に担っていただこうと考えているところです。こちらも１年以上、１年契約ですので、１年契約で３年以内というようなことになっています。

○委員長（小島智恵）　小田委員。

○委員（小田新紀）　よく分かりましたが、まず最初の質問のその数値目標について、今は一つ一つ細かくということにはならないということでありましたが、何かこれはオープンされるような、公開されるというか、我々にも分かるような目標のものが何かで表示されるのかということについて、応援したい立場ではあるのですけれども、どのようなことについてプロジェクトマネージャーになられる方が目指すのか、町が目指すのかというところについては、しっかり見守っていきたいなという考えでありますので、その辺の公開という部分についてはいかがかということで確認したいと思います。

それから、今、地域おこし協力隊の方が、空き家対策ということで一生懸命これまでもやられているわけなのでありますけれども、そこらあたりの違いというか、今後いろんな連携も取りながらというような形になると思うのですが、その役割分担であったりとか、その評価の基準であったりとか、そういったものについては、どのようにお考えになられているのかということです。

それから、地域活性化起業人については、またちょっと別、別ではないのですけれども、同じであると思う､その辺も総合的に絡めながらということできっとやられていくのだと思うのですけれども、そちらのほうについては、今ある地域の民間の会社さんだったり、企業人だったりとかの方々もいろいろと相談できる、空き家に限らず相談できるというような、そういうような役割ということで、もう一回確認ですがよろしいでしょうか。

○委員長（小島智恵）　政策推進課長。

○政策推進課長（宇野和哉）　すみません。先ほど一つ目の数値目標について、個々具体的にということで申し上げなかったのですけれども、これ総務省のほうに、地域プロジェクトマネージャーを任用するに当たって、重要プロジェクトというのの位置づけの中で、一応私たちが定めた目標というのがありますので申し上げますと、空き店舗、商店街活性化の再生件数については年間３件。それから、ちょっと少なく聞こえるかもしれませんが、移住者の増加、移住については、１年に５人ですね、地域活性化のための地域おこし協力隊を増員する増員数については、１年に２人、それから、地域おこし協力隊に任用された方の退任後の町内定住率、目標 50 パーセントと、こういったような数値目標を立てておりまして、これを実行、実践するために、さまざまなことをしていただこうということで考えています。

それから、現在、地域おこし協力隊がサポートセンターですとか、そういったところで受けている空き家の相談とかとどう違うのかということですけれども、まさに地域おこし協力隊として任用している地域活性化に活躍していただいている地域おこし協力隊員と、共に地域プロジェクトマネージャーがそういった動きを全て総体的に見ていただいて、連携しながら進めていただこうということで考えていますので、全体的な流れとしては、一緒にというような形になろうかなと思っています。

最後に、地域活性化起業人ですけれども、おっしゃるとおり、いろいろな型があるのですけれども、今回副業型ということで、民間企業に属しながら、個人と契約して、その方が月に１回以上幕別町に滞在していただいてということになりますので、その滞在している期間もそうですし、滞在していない期間もそうですし、民間等にかかわらず住民の方、起業したいという町外の方、そういった方の相談に対応していただきたいと考えています。

○委員長（小島智恵）　小田委員。

○委員（小田新紀）　分かりました。これからの事業ですので、また１年ですぐに大きな成果が出るというわけにいくのもなかなか難しいかなと思いますけれども、その推移はしっかり見守っていきたいなというふうに思いますが、最後に先ほど申し上げた権限について、せっかく外部の方を呼んで、民間の知識を借りると、内部で今までできなかったことをやるということでありますので、できるだけそういったご意見が尊重できるような、町長はじめそういった体制がされるように期待して、質問を

終わりたいと思います。

以上です。

○委員長（小島智恵）　審査の途中ですが、この際13時まで休憩いたします。

12：00　休憩

13：00　再開

○委員長（小島智恵）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

区分３について質疑をお受けいたします。

（関連の声あり）

○委員長（小島智恵）　谷口委員。

○委員（谷口和弥）　地域活性化起業人、それから地域おこし協力隊、それから地域プロジェクトマネージャーについて質問させていただきたいと思います。

役割については、さきの質問者の答弁の中でおおよそつきました。お聞きしたいこと、今もう新年度が目前に近づいているところであります。そして、この役割はなかなか、普通の人と言ったらあれですけれども、それなりの覚悟を持って務めていただかないとならない役割かなというふうに思っているところです。そういう中では、まだ予算が通っていない段階ではありますけれども、通り次第、そのことについて発表できるというか、決まるものなのか、今これから人選の募集に入りなんていうようなことになっていくのか、その辺の、新年度からすぐ活動できるものになっているのかどうなのかということを、地域プロジェクトマネージャー、それから地域活性化起業人についてお聞きしたいと思います。

地域おこし協力隊であります。インターンと併せて説明のほうありましたけれども、事前に配られている重点事業の骨子で言うと、３人が９人になる、そういう予定でありました。今、３人の地域おこし協力隊の方が活動していて、お一人がもうすぐ任期満了を迎えて２人になると。ということは２人になっていて、あと７人の採用を予定しているということになりますけれども、どういうふうな時期に手順で採用されていくのか、募集していくのかということをお尋ねしたいと思います。

○委員長（小島智恵）　政策推進課長。

○政策推進課長（宇野和哉）　地域プロジェクトマネージャー、それから地域活性化起業人でありますけれども、募集のほうはかけておりまして、地域プロジェクトマネージャーのほうにつきましてはもう面接も終わっておりますので、４月１日からの任用に向けて準備をしているという最中であります。地域活性化起業人につきましても、募集を経て面接して、４月１日から任用するというような予定で準備を進めております。

地域おこし協力隊ですけれども、現在、商工観光課のほうに地域おこし協力隊３名おりまして、このほかで言いますと、新年度から忠類の地域振興担当が１人、空き家対策担当が１人、関係人口に関する担当が１人、それからアイヌのほうの施設の担当が１人、デジタル推進員１人、デザイナー１人、そういったような感じで人数を増やす予定で、これも会計年度任用職員、それから委託型ともに準備を進めておりまして、早い任用の職員については４月１日から、あと現在のお仕事の関係でちょっと遅くなる方もいるのですけれども、順次任用していくというような予定で進めております。

○委員長（小島智恵）　谷口委員。

○委員（谷口和弥）　地域プロジェクトマネージャーの事業については、言及したことはなかったですけれども、地域活性化起業人や地域おこし協力隊の積極的な活用については、これまでも何度か質問させていただいていて、そういったことで進んでいるということは私は歓迎したいなというふうに思います。

ここでちょっと気になるのは、この役割を担う人たちが、管理職も合わせて役場職員さんが随分と退職なさってしまったと、その穴埋めで採用されていくような考え方なのか、それはそれでちゃんと

人数を確保した上で、新たな任務、地域おこし協力隊等の任務を依頼していくのか、その辺は考え方どうですか。

○委員長（小島智恵）　政策推進課長。

○政策推進課長（宇野和哉）　地域おこし協力隊につきましては、今回の増員に当たりまして、各担当にどういった分野で、どういう活動をしてもらう人が欲しいかというようなことを確認しまして、地域おこし協力隊の今回の分野別の任用、ポジションを決めておりますので、辞めた職員の穴埋めとかではなくて、この分野で、地域活性化に活躍していただきたいという部署で、地域おこし協力隊を任用しているということでございます。

○委員長（小島智恵）　谷口委員。

○委員（谷口和弥）　もう二回、質問させてください。

今、幕別町のホームページでは、地域おこし協力隊の募集について言うと、観光物産推進員、任用型お一人、それからデザイナー業務担当、委託型お一人という募集までしか出ていないのだけれども、その他についても順調に募集のほうはかけて採用に向かっているというふうにお聞きしてよろしいですか。

○委員長（小島智恵）　政策推進課長。

○政策推進課長（宇野和哉）　今まだ募集かけております観光物産のほうとデザイナーのほうは、ちょっとまだ人が見つかっておりませんけれども、その他、募集をかけておりました地域おこし協力隊の分野につきましては、もう面接も終えておりまして、準備は終えておりますので、４月１日以降任用していくということになります。

○委員長（小島智恵）　谷口委員。

○委員（谷口和弥）　これで最後にしますけれども、役場の中で地域おこし協力隊の皆さん方をしっかり支える、そういう仕組みをつくっていただきたいなというふうに思います。いや、皆さん頑張っていて、ほかの町から行政視察に来るだとか、大学だ何だといろいろ来る、そういう立派な活動をしている３人の方たちです。

昨年の 11 月の末ですけれども､池田町で地域おこし協力隊の活動家の皆さんが主催する発表会がありました。200 人入るホールがほぼいっぱいになって、たくさんの自治体からも、私も含めて来ていて、そして町長を先頭にその報告を見守ったということがありました。先週日曜日、幕別町の３人の方たちが報告しました。立派な報告会だと思うのだけれども、ばっと数えて役場職員の方、十数人いたかもしれない、合計で 40 人まではいかなかったかな。ほかの町からということもあったけれども、まだ認知のされ方が足りなくて、私はこの誇るべき地域おこし協力隊の活動をしっかり見てもらうようなことを町のほうでも呼びかけていただきたいと思います。

池田町長が最後、池田のほうで挨拶されて言った言葉、地域おこし協力隊とかけて卵かけご飯と解くと、その心は、よく混ぜてみんなを元気にさせるでしょう、そういったことがあるのだと思うのです。しっかり支えていただく、そのことをしていただきたいと思うのですけれども、どうでしょうか。

○委員長（小島智恵）　政策推進課長。

○政策推進課長（宇野和哉）　地域おこし協力隊の方、やはり首都圏のほうからこの幕別町に強い意志を持って、このことをやりたいということで思って来られる方が多いと思います。報告会でも私ちょっと言わせていただきましたけれども、やはり地域おこし協力隊を支えていく、迎え入れる地域の方の温かい支援とともに、ふだんから接している職員もきっちりと地域おこし協力隊のやっていることをサポートできるように進めていきたいと考えています。

○委員長（小島智恵）　ほかに質疑はございませんか。

（関連の声あり）

○委員長（小島智恵）　関連ですね。荒委員。

○委員（荒　貴賀）　関連で、今、先ほどありました副業型地域活性化起業人業務についてお聞きしたいのですが、現在も町で計画を立てる際にコンサルタントの方に内容等を分析していただいて、委託

して取り組んでいるのですが、こことの違いはどういったものなのでしょうか。

あと、今現在、幕別町でも科学大学との包括連携協定を結んで、まくべつリビング、空き店舗・空き家対策ということでこの間も取り組んでこられたのですが、こことの連携というのはどういったことを考えられているのか。要は、いろんなことを別々に取り組んでいる中で、こういったことがどういったところで生かされていくのかということは、本当に大切だと思うのですが、そこについてはこの起業人の方との違いや連携をどういうふうに考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（小島智恵）　政策推進課長。

○政策推進課長（宇野和哉）　まず、普段のさまざまな業務のコンサルを委託する方と、今回の地域活性化起業人の大きな違いですけれども、あくまでもそれぞれの専門的な業務に対してコンサルをしていただくわけではなくて、今回の方は地域活性化に資する経営相談ですとか、空き店舗対策で経営を開始した経営者へのサポート、そういったところを中心にやっていただこうと考えておりますので、それぞれの業務のコンサルとはちょっと分けられているのかなというようなことを考えています。

あと、北海道科学大学との連携については、今後も私どもとしては大切にしていきたいと思っていますし、続けていらっしゃいます活動については、この後、新年度どういうふうに持っていくかというのは、大体毎年４月とかに北海道科学大学の担当のほうとお話をしながら、新年度どういう活動を進めていくかということを決めておりますので、その中で明らかにしながら進めてまいりたいと考えています。

○委員長（小島智恵）　荒委員。

○委員（荒　貴賀）　分かりました。町の重要課題として地域活性化、市街地の活性化ということで取り組むということはすごく大切でありますし、すごく期待したいと思っております。

その中で、やはりいろいろなところの人たちとこの間もやってきたものがある中で、ではそれを横の連結としてどう考えていくのかとか、それを別々の方向に向かうのかというところですごく危惧しているので、ではそこをどういうように同じ方向に向いていくかということは、すごく今後の、さらにお互いにいいものをつくり上げるという意味では、すごく大切になってくるのではないかなと思うので、そこの具体的なというのは、これからになるということですか。

○委員長（小島智恵）　政策推進課長。

○政策推進課長（宇野和哉）　荒委員が今おっしゃられました、今やっている地域おこし協力隊の活動ですとか、包括連携を結んでいる相手先と進めている事業というのは、どちらかというと地域活性化起業人というよりは、地域プロジェクトマネージャーのほうが、私たち行政ですとか民間、地域おこし協力隊、地域の住民、そういった方たちの活動をうまく橋渡しをしながら、全体を考えて進めていくという役割を担うので、どちらかというと地域プロジェクトマネージャーがそういったところを総括していくのかなと考えています。

地域活性化起業人に関しては、先ほど来、申し上げておりますように、経営に関するスペシャリストみたいな方、そういう個人と契約を結ぼうと考えておりますので、その方はそういう業務に従事していただく。そういったものも含めて、地域活性化は地域プロジェクトマネージャーを中心に総括していくというようなことになろうかなと考えています。

○委員長（小島智恵）　ほかにございませんか。

塚本委員。

○委員（塚本逸彦）　66 ページ、13 の防災諸費について、２点お伺いします。

まずは防災マネージャーの部分と、あと災害備蓄品について伺います。

まず、防災マネージャーの件ですけれども、先日の一般質問でもちょっと触れさせていただきましたが、防災マネージャー、本当に全域にわたって活躍されて、すごく成果も上がっていて、本当にお忙しいかと思うのですけれども、そういった防災マネージャーは、今うちは１人なのですが、サポートはされている方も当然何人かいらっしゃると思うのですけれども、その辺の中で女性の方のスタッフというか、今、昨今どこの避難所でも問題になっているのがジェンダー視点というか、女性目線、

子ども目線が足らない部分があるのではないかというところが言われているのですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

それと、あともう一点、災害用品、備蓄品ですね。ローリングストックで、よく防災の講演会なんか行くと配っていただいたりしているのですけれども、今そうやってほぼうまくローリングしているのか、似た質問は以前もあったかと思うのですが、その後、食品ロス等は出ていないのか。あと、これ、味についてもどのような選定をされているのかという部分で、だからもう考え方によってはお配りしたときにアンケートを取って味も伺えるようにしたら、またフィードバックできていいのかなと思ったりもしました。あと、余っているようであれば、そういった防災給食とか、そういったこともお考えなのか、ちょっとお伺いします。

○委員長（小島智恵）　防災環境課長。

○防災環境課長（半田　健）　まず、初めに防災マネージャーの関係のほうからお答えをさせていただきたいと思います。防災環境課には防災危機管理係という係がございまして、その中で女性職員は１名おります。そのほかに係長１名、防災マネージャー、それと兼務になっております職員が１名いるということで、かねてから防災環境課の中には防災危機管理係の中に女性職員がいることに加えまして、防災環境課の全体の中では、そのほかに女性職員２名おりますので、その中で以前より増して女性の目線を入れながら、防災対策に取り組んでいるというようなことの実務的なことをさせていただいております。

それから、二つ目の備蓄品の関係でございますけれども、委員おっしゃいますように、かねてからローリングストックをさせていただいておりまして、できるだけ消費期限が偏ることのないように努めさせていただいておりまして､現在のところ廃棄をするものはないというようなことでございます。

委員ご質問の中にもありましたように、期限到来を迎えるようなものにつきましては、廃棄することなく、出前講座でありましたりとか、それぞれ老人クラブの会合でありましたり、先日もシルバーふれ愛まつり、百年記念ホールのほうで開催しましたけれども、その際にも４月末で期限を迎える防災用に備蓄しているパンなども配布をさせていただいて、できるだけ有効に備蓄品を活用させていただいているということでございます。

それから、防災備蓄品の味のお話ありましたけれども、以前は今までみたいに防災に関する用品等があまり種類がなく、乾パンですとか、単純な味のものしかなかったのですが、最近ではいろいろな業者さんから取扱いの品物も増えておりまして、特にご飯類もそうですけれども、今、備蓄しているのは、白米に加えてワカメ入りのご飯でありましたりとか、混ぜご飯みたいなもの、それから赤飯というものも備蓄をさせていただいておりますし、パンについても、以前は缶で保存されている長期間保管の利くものでございましたけれども、今は通常の製品と同じようにパッケージにはなっているのですけれども、ロングライフということで、長く長期間保存できるものがございまして、それぞれ各メーカーさんのほうからも試供、営業に来られる方がいらっしゃいまして、新しいものが出るというようなお話を伺って、試食品等も味見をさせていただいた中で、私どもの町に合う、それから備蓄の期限の今までと変わりないものを選びながら、備蓄のほうに努めさせていただいておりますので、味も品ぞろえも以前にも増して幅広くそろえるというようなことで、取組を進めさせていただいております。

○委員長（小島智恵）　塚本委員。

○委員（塚本逸彦）　味については個人の好みもありますけれども、中にはちょっと辛かったりとか、スパイスが効いていて子どもにはちょっとというところもあって、そういうのを表記できていたらいいなとか、そういった部分もあるので、その辺はメーカーさんとのお話合いとか、食べてみて、これはちょっと辛いなとか、この辺はちょっと向かないなというところがあったら、分かるようにしていただければと思ってもいます。

あと、女性もあれですけれども、乳幼児のミルク、これも以前、同じような、液体ミルクとか、その辺は順次更新されていると思うのですけれども､その辺の状況はどのようになっているでしょうか。

○委員長（小島智恵）　防災環境課長。
○防災環境課長（半田　健）　ミルクの関係でございますけれども、以前は粉ミルクのみを備蓄していたということで、その後、長期間保存の利く液体ミルクも発売されたというようなことから、町のほうでは、今、粉と液体と両方備蓄をさせていただいております。液体ミルクのほうにつきましても、以前は１年程度しか保存期間がなかったものが、今は１年半まで保存期間が延びているというようなこともございまして、併せて備蓄をさせていただいております。
　あと、町で備蓄している部分には保存期間が短いものですから、多くのものを備蓄することなく、防災協定等を結ばせていただいておりますけれども、そこでドラッグストアさんですとかとも防災協定を結ばせていただいておりますので、最低限必要な部分につきましては町のほうで備蓄をさせていただいて、不足する部分については防災協定の締結先等との協力をいただきながら、それぞれ粉がいいのか、液体がいいのか、それから附属品等も含めて、それらのものも防災協定を締結させていただいている企業とも協力をいただきながら、不足のないように備えさせていただきたいというふうに考えております。
○委員長（小島智恵）　塚本委員。
○委員（塚本逸彦）　順次こうして更新されて、装備も、それから備蓄品なども充実していっていると思います。何にしても、全域が被災地とかになってしまうおそれもありますので、やっぱり被災地でないところとの連携とかも図りながら、充実していっていただければと思います。
　終わります。
（関連の声あり）
○委員長（小島智恵）　内山委員。
○委員（内山美穂子）　学校との連携に関わって質問させていただきます。
　先般の一般質問でも、町内の中学校でDoはぐの実践をしているというお話がありました。例年、町内の小中学校においては、一日防災学校という形で実施していると承知していますが、新年度においての実施校と内容、そしてどのような効果を見込んでいるのか、伺いたいと思います。
○委員長（小島智恵）　防災環境課長。
○防災環境課長（半田　健）　学校との連携の関係でございますけれども、Doはぐ等を行ってということで新聞報道もされておりました。毎年、町としても教育委員会と連携を図りながら一日防災学校の開催をさせていただきまして、令和８年度は札内中学校と札内南小学校、この２校を対象として実施をしたいというふうに考えております。この２校をもちまして、町内全域全ての学校での防災学校の開催を終えるということになります。
　実際に防災学校の内容につきましては、これから教育委員会を通じて学校ともお話をさせていただきながら、どのような内容にしていくかということを決めていくことになるのですが、今現在、考えられる効果を求めるものとしては、どこで災害に遭っても対応できるような子どもになっていただきたいということをまず第一に考えておりまして、小学校、中学校で、今、生活されている子どもさんは、必ずしも幕別町で終わるわけではなくて、この後、どこかに出られて生活するということも多くなるというふうに思っております。特に本州に行くと、報道であるように、毎年のように大雨で災害が発生するというような状況もございますので、地震に限らず雨などにでも対応できる備えを、今から身につけていただきたいということがまず第一にあります。ただ、その部分が一過性のものにならないように、各学校とも相談をさせていただきながら、引き続きどういうようなことを進めていくことが地域の防災力を高める、あるいは子どもたちに防災に関する意識を長く持ち続けていただくということにつながることになりますので、そういうものにつきましては教育委員会、学校とも相談をさせていただきながら、どういうものをどういうようにプログラムしながら進めていくかということを調整させていただきたいというふうに考えております。
○委員長（小島智恵）　住民生活部長。
○住民生活部長（寺田　治）　一日防災学校ですけれども、さきの一般質問で塚本委員からのご質問あ

りました。学校と行政との連携の部分のご質問ありましたけれども、この一日防災学校がまさしくそうでして、もともとは学校の先生は子どもたちに防災教育を、これまでもやっていただいていました。一方で、私たち行政のほうは父兄だとか、どちらかというと大人向けで、防災の出前講座ですとか訓練だとかというのをやっていたと。同じようなことを学校と行政とやっているにもかかわらず、これまで何も接点がなかったのです。それで、ここを連携取ることによって、地域の防災力を少しでも高めることができるよねということで、これは北海道が音頭を取って、北海道と北海道教育委員会、そして幕別町の教育委員会と町長部局とで一緒に平成31年からスタートして、ぐるっと学校を回って令和８年に最終、南小と札中でやるということになっております。そういう意味では、効果としては連携が図れるというところで言うと、効果はあるのかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（小島智恵）　内山委員。

○委員（内山美穂子）　連携を図るという効果、そしてこの取組を通じて家庭への波及効果も大変有意義なものだと思います。

一方で、学校は地域の指定避難所でもあります。いざ大災害が発生したときは、地域の大人、町内会や自主防災組織の方が中心になって避難所を開設、運営していくことになります。この一日防災学校の機会を捉えて、児童生徒向けの授業だけで完結させてしまうのではなく、学校運営協議会や自主防災組織の方々などにも参加してもらって、合同で地域と学校が顔を合わせる機会をつくることも提案させていただきたいと思います。町としてはいかがお考えでしょうか。

○委員長（小島智恵）　住民生活部長。

○住民生活部長（寺田　治）　おっしゃるとおりです。この一日防災学校がまさしくそうでありまして、地域も巻き込んで一日防災学校をするのですけれども、スタートは古舞小学校の小規模校からスタートしたのですけれども、そのときも地域のお父さん、お母さんも来て、一日防災学校をしました。学校と違って私たちは横のつながりがあるものですから、国ですとか北海道、あとは自衛隊さんにお願いして、学校の要請を受けて、こんなものが見たいとかということがあれば、災害車両だとかを呼んで展示して見せていただいたりだとか、そういうこともしておりますので、地域の自主防災組織、地域を含めて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

（関連の声あり）

○委員長（小島智恵）　野原委員。

○委員（野原惠子）　地域防災対策ですけれども、先ほど塚本委員が防災マネージャーのところで、女性の配置をという質問をされました。それで、防災会議の委員は今17人と記載されております。その中で、今、安心して過ごせる環境づくり、防災施設、避難所の安全な対策といたしまして、やはり女性の占める割合、17人の中で女性がどのぐらい委員になっているのか、お聞きしたいと思います。

それと、もう一点なのですけれども、避難所の暑さ対策なのですけれども、近年、温暖化によりまして、本当に夏場の猛暑は健康を損ねる、こういう状態でありまして、避難所にエアコンの設置が必要と考えております。町としては、その対策どのように考えておられるでしょうか。

○委員長（小島智恵）　防災環境課長。

○防災環境課長（半田　健）　まず、１点目、防災会議の女性の委員さんの割合でございますけれども、全体で33名、防災会議の委員さんいらっしゃいます。そのうち５名の方が女性ということで、比率といたしましては15.2パーセントということでございます。この防災会議は、どちらかといいますと、各関係機関のトップの方、それから各関係機関から推薦をいただいた方が委員として会議に参画していただいているものですから、町としては公募で申し込んでいただく委員さんになられる方については、なるべく多くの女性の方を委員のほうを担っていただいて、防災会議の中で意見を述べていただいて、より男性目線だけではなくて女性目線も含めた防災対策に資するように、女性の委員さんの登用に努めているところでございます。

それから、２点目の避難所の暑さ対策ということでございますけれども、現在、町のほうでは、各

学校等も含めて避難所になっている部分に、エアコンの設置というものは、今現在としては予定はしておりません。その前段として、今回、令和７年度から災害備蓄計画を見直した中で、まずは大型扇風機を導入をさせていただいて、第一段階の備品の設備の備えということで今現在取り組んでおります。しかしながら、昨年の７月に千島海溝沖の津波の緊急避難が出て、近隣の町村で津波の対策のために避難所を開設したときには、ちょうど夏場の避難所であったということで、特に避難されている方にとっては、特に暑さ対策で苦労されたというような状況のお話も伺っております。津波の被害の関係だったものですから、特に電気だとか普通のライフラインについては特に問題のない中でも、避難所に避難をされているとき、特に夏場においては、通常の生活の中においても暑さ対策が重要になってくるということが、ほかの自治体、近隣の町で状況があったものですから、現在、今、町のほうでは新たな災害備蓄計画の中で、大型扇風機とスポットクーラーというもので対応したいというふうに考えておりますけれども、この後、避難所におけるエアコンの設置についても、近隣町村の動向等も含めて、状況を踏まえてどうあるべきかということを検討していきたいというふうに考えております。

○委員長（小島智恵）　野原委員。

○委員（野原惠子）　女性の割合が 15.2 パーセントということでした。この女性の割合というのは、これまでも何度か質問させていただいております。そういう中で、今、各企業のトップですとか、そういう方々が防災対策の委員だと答弁されておりますけれども、やはり公募の中ではさまざまな周知をして、普通というか、役職のない町民の方々にも極力参加していただく、そうすることによりまして、そこで住んでいる住民の声がこの防災対策に反映しやすくなると思うのですね。さまざまな年齢の女性に協力を呼びかけていく、この手だてが急がれるのではないかと思いますけれども、今後の対策、どのように考えているのかお聞きします。

　それと、エアコンなのですけれども、これも質問を何回かさせていただいています。現状、そのままかなというふうに聞いております。それで、エアコンの設置は国も交付金を設けて奨励しているわけですから、そういうところも考えて、それから先ほども内山委員が質問しておりますけれども、小中学校が避難所になっている、そういうことでは通常の体育の授業にも有効だと考えますけれども、その手だては早急に必要ではないかと思いますけれども、その点もお聞きしたいと思います。

○委員長（小島智恵）　防災環境課長。

○防災環境課長（半田　健）　まず、防災会議の委員さんの関係でございますけれども、33 人の委員さんに防災会議の委員ということでなっておられまして、町のまちづくり町民参加条例の中での公募枠ということで、定員の３割程度を公募枠で設定しなさいということになっております、防災会議につきましても。その中で、防災会議には実際、公募の枠として９名の方が委員さんとして参画していただいておりますけれども、そのうち、９名のうち５名を女性の方に委員さんをお願いして、現在、公募枠の中で町のほうでお願いをしているということでございまして､全体としては 33 名の中で女性の方が５名しかいないということでございますけれども、５名の方全て公募の枠の中で、町のほうとしてもできるだけ多くの女性の方の意見をいただきたいということから、公募枠については半数以上を女性の方にお願いをしているというような状況でございます。

　それから、２点目の学校等も含めた避難所のエアコンの関係でございますけれども、委員おっしゃいますように、確かに国のほうでも、公立学校施設のエアコンの設置ということで補助等のメニューを用意してございます。今現在、幕別町内の学校で体育館等を含めてエアコンを設置しているところはございませんけれども、コロナ等の時期を含めて、今現在、学校のほうではスポットクーラーを多く設置しております。防災担当として教育委員会と通じて調べさせていただいたところ、札内南小学校で７台、札内中学校で５台をそれぞれスポットクーラーを持っていまして、そのほかの学校においてはそれぞれ各３台ずつスポットクーラーを配備しているというような状況で、今お話を伺っております。

　今後、国の補助メニュー等を活用して、もう既に十勝管内でも、令和７年度ですけれども、士幌町

では学校の体育館にエアコンを設置したというような報道もされております。８年以降もそれぞれいろんなところで進んでいくというような情報も伺っております。避難所の快適な空間というか、生活しやすい避難所の運営を含めて、学校、教育委員会等とも相談をさせていただきながら、どのようなタイミングでどのようなことができるのかということを、防災担当だけではなく、教育委員会、学校とも相談をさせていただきながら、この後、検討を進めさせていただきたいというふうに考えております。

○委員長（小島智恵）　住民生活部長。

○住民生活部長（寺田　治）　エアコンのことでちょっと補足させていただきたいのですけれども、ごめんなさい、基本的な考え方をちょっとご説明させていただきますけれども、町内には一時避難所、地震で 32 か所、土砂災害で３か所で、合計 35 か所あります。この建物、避難所として建てた建物は一つもございません。全て学校だとか、ほかの施設を災害時のときにお借りする形ですね。ですので、それぞれの建物は、それぞれ教育財産なり行政財産なりの目的を持って建てた建物です。それを災害時にお借りするという形ですので、避難所だからエアコンをつけるということにはならなくて、あくまでも平時利用としてどういうふうに考えているかということになろうかと思っております。ですので、我々としては災害があったときには、備蓄している冷風機だとかをもって冷房を取るという立場でございますので、直ちに避難所だから全部つけるという考えはちょっと持ち合わせていないというところでございます。

○委員長（小島智恵）　野原委員。

○委員（野原惠子）　まずは、防災会議の委員の公募ですね、ここのところの公募で５割で５人と答弁されておりますけれども、それではその公募の枠を広げまして、そこで多くの女性の方々が手を挙げられる、そういう対策が必要ではないかと思うのですけれども、今の防災会議の委員の役割を果たすという意味では、選任するところのスタートから女性がなかなか手を挙げられないという、そういう状況になるのかなというふうに私聞いたのですけれども、そうではないのですか。公募の中の女性の割合が５割という、全体でやはり引き上げていくということが大事だというふうに思いますので、その点もう一度答弁お願いします。

　それと、エアコンですけれども、さまざま大小の避難施設があると思うのですけれども、まずは大規模なそういう施設からエアコンの設置をしていくという考え方も必要かなと思うのです。人がたくさん避難する場所ほど暑さ対策が、本当は全体で必要だと思うのですけれども、大規模なところからもう設置していくという、そういう考え方も必要だと思うのですが、その点いかがでしょうか。

○委員長（小島智恵）　住民生活部長。

○住民生活部長（寺田　治）　まず、防災会議の委員でございますけれども、公募枠９人に対して５人が女性、では残りはどうなのかということですけれども、残りの委員さんというのは充て職とかの方がほとんどです。警察署の署長さんですとか、振興局の局長さんですとか、その方が女性だったら女性が入ってくるのですけれども、たまたま男性が多いがために、全体からいうと女性のほうが少なく見えますけれども、幸い公募枠９人のうち５人が女性ですので、５割は超えているということになりますけれども、これ以上、女性を増やせと言われても、役職が決まっているので、来る団体の充て職ですので、これはご理解いただきたいなと思っております。

　あとは、エアコンですね。

（発言する声あり）

○住民生活部長（寺田　治）　ご理解いただけないですか、すみません。

　エアコンですけれども、大規模な避難所からということは、もうそのとおりだと思うのですよ。私たちも、ついていれば運ばなくていいので、そのとおりだと思うのですけれども、あくまでもそれぞれの施設管理者が、平時利用として必要か必要でないかということでございますので、その辺は仮につけるということになると､先ほどの補助メニューだとかを使って整備することはできますけれども、防災の立場としては、ない施設については備蓄している冷風機を持っていくよ、扇風機を持っていく

よという考え方でございます。

以上です。

○委員長（小島智恵）　野原委員。

○委員（野原惠子）　防災会議の委員が充て職ですから、どうしても男性が多い。今の社会構造からしまして、そういうところは男性が多いのです。ですから、そこのところの構成の考え方を変えていかなければ、女性がこのところで増えていくという可能性は広がりません。ですから、防災会議の委員をどのように選任していくか、そういうところから改めていかないと、今の日本の社会構成として男性が多いのですよ、役職というのは。だから、そういうところもやっぱり考えて、防災会議の役員の女性の割合を増やしていく。どうして増やしていかなければならないかということは、言うまでもなく、いろんな授乳ですとか、着替えですとか、さまざまな女性の立場をきちっと守っていく、環境整備をしていくというところでは、女性の意見が有効だと思うのです。だから、そういう対策を考えていかなければ、なかなか女性の役割というのは発揮できないのではないかと思いまして、その点ももう一度お答えいただきたいと思います。

また、エアコンの設置ですけれども、防災の立場としてはそれ以上答えられないということでありましたら、答えでしたので、そういうところではやっぱり教育委員会ですとか、そういうところと連携してエアコンの設置を考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（小島智恵）　住民生活部長。

○住民生活部長（寺田　治）　防災会議の委員さんですけれども、今の男女共同参画、男性だから女性だからということはない社会にしていかなければいけないというところでございますけれども、関係機関から来ていただく方がたまたま男性だということでありますので、関係機関といっても気象庁ですとか警察、あるいは自衛隊、あと開発局とか、やっぱりそれぞれ専門の分野の長の方が会議に参加されるので、そこを長の方ではなくて、そこの組織にいる女性の方を出してくださいと言われても、権限がある方が来てくれればいいですけれども、そこはこちらのほうで指名することはできませんので、あくまでもそういった形になってしまうということでございます。

あと、エアコンですね。これはしっかりと教育委員会のほうとも協議して、体育館、今、学校の体育館にはどこの学校にもついておりませんが、これ、体育館につけるとなると相当なお金がかかりますので、協議しながら、私どもとしてはあるにこしたことはないのですけれども、財政の問題もありますので、その辺は協議していきたいというふうに思っております。

○委員長（小島智恵）　ほかに質疑はございませんか。

（関連の声あり）

○委員長（小島智恵）　岡本委員。

○委員（岡本眞利子）　地域防災対策事業について、関連なのですけれども、新年度の防災対策事業としてどういう事業を予定しているのかということをお聞きしたいと思います。

令和７年度は地震の揺れを疑似体験できる起震車を使って防災フェアを行い、住民の方もたくさん参加されました。８年度についてはどのような計画をしているのか。また、冬期訓練については計画をされていないのか。なぜ、今まで冬期訓練の件につきましては何度も申し上げたのですけれども、なかなかこれが実施がされないというところは、なぜなのかということをお聞きしたいと思います。

そして、もう一点なのですけれども、町内の防災士、防災マスターの人数を把握されていると思うのですが、町内で横のつながりをつくる会議などの開催は計画をされているのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（小島智恵）　防災環境課長。

○防災環境課長（半田　健）　令和８年度の予定している防災対策事業でございますけれども、昨年、今、委員のほうからお話ありましたような、多分起震車のお話をされているのかと思いますけれども、昨年、たまたま起震車におきましては、事業者さんのほうから提供があったということで開催をさせていただいたという経過がございまして、町のほうで当初予定していた行事ではございません。

８年度ですけれども、町のほうでは何を考えているのかというお話でございましたけれども、町のほうでは、さきの一般質問の中で若干触れさせていただきましたが、町の職員を対象とした避難所の開設訓練をさせていただいたというような話をさせていただきましたので、８年度についてはそれから一歩踏み込んだ、町民の方にも参加いただけるような形の訓練を計画したいなというふうに考えております。ただ、どこの場所かということも、これから自主防災組織等とも相談をさせていただきながら取組を進めていきたいというふうに考えております。

それから、冬期の訓練の関係でございますけれども、過去に一度させていただいた後に開催をしていない、なぜかというお話ではございますけれども、これにつきましても、それぞれのそのときに反省点をどのようなことで改善できるのかということで、まずは先ほどの答弁の中でお話をさせていただいたところにもなるのですけれども、実際、職員がどういうような形で避難所の開設に関わるのか、避難所までどう行くのか、実際、避難所の開設をするとなったときには、切迫している状況の中でどのような対応をするのがベストなのかということも含めまして、避難されてくる方が平時でない中で避難所にお越しいただくという形になりますので、職員も混乱している、避難されている方も当然混乱している中で、どういう受け方ができるのかということを含めて、まずは職員、開設するほうがどういう手順で、どういう段取りを踏んで避難所の開設に当たるのかということを、７年度においてはまずは下準備という形でさせていただきました。

この後、今年度の反省点も含めまして、さらに住民の方にも協力を参画いただいて、どういうような形で避難所が開設されて、どういうふうに運用されていくのかということを、もう少しステップアップした中の訓練につなげていきたいというふうに考えております。

冬期の分についてもそういうことも踏まえて、今年は夏場の部分の問題がありました。特にこれからは、今ご質問にありました冬ではさらにもう一歩進んだ手だてを取らないと、避難所の開設も含めて、運営もそうですけれども、対策を講じなければいけない部分ということが出てきますので、その辺をもう少し整理をさせていただいて、冬期の訓練に向けていきたいというふうに考えております。

それから、町内の防災マスター、防災士等の人数でございますけれども、防災マスターについては、今現在、町で承知させていただいている人数といたしましては 50 人、防災士さんについては 37 名の方が登録をされているということで承知をさせていただいております。この防災士さん、防災マスターさんにおかれましては、どのようなつながりをさせていただいているかということでございますけれども、先ほど来ちょっと話題になっておりました、起震車の防災フェアを開催させていただいたときには、防災士さん、防災マスターさんにも声かけを、ご案内をさせていただいて、このような体験できますよというようなことでお話をさせていただいて、防災士さん、防災マスターさんにも実際に起震車に乗っていただいたというような状況でございます。

それから、この防災士さん、防災マスターさんとの横のつながりをというふうなお話ありましたけれども、つい先月ですか、音更町のほうで防災士さん、防災マスターさんの組織化がされたというようなお話がありまして、新聞のほうにも掲載されて報道でありましたけれども、町のほうでもそういう取組をしたいということで、以前、防災士さん、防災マスターさんにお話を伺う機会を設けさせていただきました。その中でどういう形で取組を進めていくのか、今後どういうような活動の中に防災士さん、防災マスターさんに担っていただくのかというところが、なかなかうまい、いい結論を見いだせなかったということから、まだ足踏みをしているというような状況でございます。

音更町さんのほうで幸いにして組織化されたということでございますので、どのような組織体制でどのような運営をされていて、どのような防災の関わりをしていただくのかということが、この後、町のほうでも調査研究をさせていただいて、我が町にどのような組織化がされれば、どのようなつながりがあれば防災力の強化に資するかということも含めて、調査研究をさせていただきたいというふうに考えております。

○委員長（小島智恵）　岡本委員。

○委員（岡本眞利子）　冬の冬期訓練に関しましても、やはりほかの町でもやっていますので、そうい

うところもしっかりと研究していただきながら、職員がどのような動きをしていけばいいのかということもほかの町などの研究も進めていただきながら、我が町でもぜひとも進めていただきたいなというふうに思います。

そして、防災士、防災マスターの横のつながりでありますが、これによって、つながっていくことによって、地域の防災リーダーの育成ということにもつながっていくのではないかなというふうに感じます。したがって、自主防災組織の構築されていないところは構築されるように、また、強化にもつながるのではないかと思いますので、今後そのようなところにもさらに力を入れていただきたいと思います。その点についてはいかがでしょうか。

○委員長（小島智恵）　住民生活部長。

○住民生活部長（寺田　治）　岡本委員のおっしゃるとおり、冬の訓練、令和４年でしたか、一度、幕別の北コミセンでやらせていただきましたけれども、あのような訓練、継続してやる必要があるなということは思っておりますので、今後進めていきたいなというふうに思っております。

それと、防災士さんと防災マスターさんですね。これは令和２年ぐらいでしたか、一度、町内の防災士さん、一堂に会して、我々と一緒に勉強会を開いたことがございます。防災士さんも防災意識が高いので、一緒に勉強しようということで、あのときは開発局さんを講師に招いて、コミプラでやったことが過去にございます。こういった取組を継続して、今回、起震車を呼んだときにも防災士さんに声かけしましたけれども、町内にせっかく防災士さんいらっしゃいますので、こういった力をお借りして、防災力を高めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（小島智恵）　ほかにございませんか。

酒井委員。

○委員（酒井はやみ）　２点お伺いします。

71 ページ、14 目交通防犯費のコミュニティバス運行事業についてです。アイヌ文化拠点施設が秋に供用開始される予定ですが、コミバスの運行を施設に接続させることは検討しているのか伺います。

２点目に 72 ページ、15 目職員厚生費、職員研修事業についてです。来年度の予算は 309 万円となっていますが、昨年度の予算は 418 万円、さらにその前の令和６年度の予算は 455 万 8,000 円となっていました。また、参加人数につきましては、令和４年度は 861 人、５年度は 747 人、６年度は 701 人と減ってきている資料がありました。来年度、力点を置いて取り組もうとしている研修にはどのようなものがあるのか伺います。

また、今回予算が減額となっている理由と、それによって研修機会そのものの減少につながらないのか伺います。

○委員長（小島智恵）　防災環境課長。

○防災環境課長（半田　健）　まず、ご質問の１点目、コミバスの関係でございますけれども、アイヌ拠点施設への接続というお話でございましたけれども、今のところ予定はしておりません。

と申しますのも、コミュニティバスにつきましては、地域の方々を交通結節点まで運ぶというようなことでございますので、今現在、札内の周辺部から札内駅に向けての運行ということで、それぞれ８の字を描くような形で運行させていただいております。アイヌ拠点施設へのということになりますと、延長が延びるということと、あわせて十勝バスの運行路線と競合してしまうということがございますので、それらを含めますと今のところ考えはないということでございます。

○委員長（小島智恵）　総務課長。

○総務課長（西田建司）　２点目の職員研修に係るお話でございます。

まず１点、大きく減額しているのではないかという部分なのですけれども、これまで委託料ということで講師をお呼びする委託料を組んでおりましたが、もうちょっと工夫して、外部講師、単純に呼ぶということではなくて、例えば北海道科学大学のつながりあるところから来ていただいたりだとか、あとは第一法規さんのほうで例規システムをちょっと運用しているのですけれども、そういったとこ

ろのつながりで講師に来ていただくだとか、そういうふうにしてちょっと工夫をして限られた財源の中で研修をやっていきましょうという取組で減額となったところでございます。

あと、来年度、令和８年度なのですけれども、今、予定しているのが、職員、支出負担行為の関係だったり法制実務能力、さらには例規システムの関係の研修を今のところ予定しているところでございます。

○委員長（小島智恵）　酒井委員。

○委員（酒井はやみ）　コミバスについてですが、５年ごとにそもそも検証するというお話があったかと思います。現行の運行体制のままで十分かということも含め、今回新しい施設でいろんなイベントだとかを考えていくということですので、例えば一定期間に限った試行運転を行って、利用実態、ニーズを把握していくということも必要ではないかと思うのですが、そういった今後の施設の利用状況やイベントの実施状況を踏まえて試験的に行うとか、検証を行うとかといった考えはないのでしょうか。

それと、職員の研修について、費用を工夫して行うということで、皆さんの研修の機会を減らすことではないということでした。いろんな業務が、新しい新規事業とかいろいろ出てきていまして、きっと職員の皆さんの研修がこれからますます大事なのかなというふうに思っていました。研修の内容だとかあり方について、毎年職員の皆さんに振り返って、よりいい研修のあり方にしていくという、そういう仕組みはあるのでしょうか。

○委員長（小島智恵）　防災環境課長。

○防災環境課長（半田　健）　コミバスのアイヌ拠点施設への試験運行というようなことの質問でございましたけれども、コミュニティバスの運行に当たりましては、路線ですとか運行経路について運輸局のほうに届出をして運行させていただいているというようなことがございますので、一定の目的を持ったものでなければ変更等が認められないということがございますので、その点については期間を設定してということは、難しいものがあるのかなというふうに考えております。

ただ、コミュニティバスの運行、地域公共交通計画の中では５年ごとに見直しますよということで計画をさせておりまして、ちょうど令和８年度が中間年に当たります。そのような中で、今後のコミバスの運行の方式等を含めていろいろ検証する段階に来ておりますので、そういう中でもいろいろな方面の方からご意見をいただいて、より効率的な運行ができるようなことが図れるのかどうかも含めて、協議の場の中でご意見等を伺えればなというふうに思っております。

○委員長（小島智恵）　総務課長。

○総務課長（西田建司）　研修についてでありますが、職員研修というのが基本的にはその研修計画に基づいてということで、計画的に職員研修を実施するということで、人材育成の観点から職員に対して採用から退職までの間で、どのような時期にどのような研修を受けてもらうかというような、必要な知識だったり能力を習得させるということを基本的に計画組んでいますので、先ほどお話ししたのは全職員に対する研修であったり、個別的に年代だったり、そういうふうに研修に行くというものと、そういうのを組み合わせながら実施しているものでありまして、全体のものでいけば旬な話題といいましょうか、ちょっと今回は、今年度はカスハラのことについてみんなで勉強しましょうだとか、もうちょっと例規の関係、きちっと皆さんで勉強しましょうだとかというのが全体のものであって、そんなふうな形で進めていますので、個々に振り返りながらというよりは、先ほど言った採用から退職までの間で、どんな能力を身につけてもらうかというような形でやってきていますので、それに対しては当然自己反省といいましょうか、総務課として振り返ってどうだったかというものは、もちろん検証しながら進めてきているところでございます。

以上です。

○委員長（小島智恵）　よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。ほかに質問のある方はいらっしゃいますか。

荒委員。

○委員（荒　貴賀）　81ページ、24目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業についてであります。

昨年11月に総額で２兆3,600億円、令和５年、６年、７年度と３年連続で重点支援交付金が出されて、事業内容については生活支援と事業者支援ということで、この間、それぞれの地域の事情に合わせて取組が行われてきました。幕別町でも３億2,000万円のうち多くのところで取組が行われたことは理解したところであります。

１月の臨時議会で議決して、お一人１万円の行政ポイントのところなのですが、１月の臨時議会が終わった後に、幕別町のまくPayのポイント給付が町民に広がって、さまざまな声が聞こえるようになりました。使い方が分からないとか、どこで使えるのか分からないというお話や、頂けるだけでもありがたいというお話があったり、現金がよかったという、いろいろな声をお聞きしたところであります。やはりここを見たときに、物価高騰、生活支援というところで、やはり日常生活をどう支援していくかというところが、もう少し見える形であればよかったのかなと思ったところであります。３億2,000万円のうち２億6,000万円、約８割がここの事業に使われ、水道料金のところで4,900万円あるのですけれども、やはり厳しい状況の中でこういったところ、日用品を取り扱っている店舗に利用できるということがやはり必要だったのかなというふうに思っています。今後の取組として、この辺についてどのようにお考えしているのか、お聞きしたいなと思います。

関連でありますが、行政ポイントについてであります。やはりまくPayがそういったことで、行政ポイントもちょっと皆さんに浸透させる中で、今現在、健康増進ですとかボランティア活動の中で行政ポイントが付与されてはいるのですが、やはり行政ポイントを町の支払いに使えないかという声もありました。今回こういったところで、いわゆる事業者だけではなくて町の事業、町の公共料金のところにも使えるというふうな拡大という考えはあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○委員長（小島智恵）　商工観光課長。

○商工観光課長（本間　淳）　まくPayの利用の関係でございます。

今回お配りした資料で145事業者が１月末現在の利用可能店舗ということで資料を提出させていただきました。実は今回まくPayカードを配るということと、あと４月に商工会で実施される50パーセントの還元キャンペーン、こういったことの動きに合わせて、商工会のほうで会員事業所さんにさらに加入の促進の案内をされまして、今、私どものところに入っている情報としては７店舗が増えたということで伺っておりますし、またさらに数店舗が、今、検討に入っているということでお聞きしております。加えまして、個別の名称は申し上げられませんけれども、某大手のホームセンターさんが、今、加入に向けて最終的な調整に入っているということで、早ければ４月の上旬、中旬頃には利用可能となるということでお話を伺っておりますので、そうなりますと利用の範囲というのがかなり広がると思いますし、町としても商工会と一体となって、またさらに大型店舗などの利用拡大には協力してまいりたいというふうに考えております。

それから、行政ポイントを町の支払いにということでございますが、これは実は商工会のまくPay運営委員会というものの組織がありまして、そこに私どもも出席をしている中で、ぜひそういったことにも利用ができればということで意見はいただいているところです。現状としては、まくPayの商工会で国に届け出ている内容が、そこまで踏み込んだ内容になっていないものですから、現状は今できない状態にはあるのですけれども、今後そういったニーズに合わせて、検討は共に進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（小島智恵）　荒委員。

○委員（荒　貴賀）　物価高騰対策については広がっているということで理解いたしました。

行政ポイントにつきましてはお話がある、その届出のところでちょっと違う状況で届出を行ったということですので、やはり拡大していくことで利用が広がるのかなというところもあります。いろいろ思うところはありますけれども、事業を進めた以上は一定程度のものになればいいなと思っていますので、ぜひそういったところも広げるということを取り組んで、これからも進めていくことが必要

だろうと思っていますので、その辺についてもこれからもお願いします。
○委員長（小島智恵）　経済部長。
○経済部長（髙橋修二）　まくPayの関係はこれまでも、令和４年導入以来、いろいろ進めてきている中で、当初の計画にまだまだ追いついていない状況に今はございます。先ほど課長も申し上げましたとおり、これまでも一般質問等でお話をいただいている中で、商工会と一体となって持続可能なまくPay の運営に努めていきたいということでお話をさせていただいているところでございますけれども、先ほど大型店の話もございましたように、昨年の春、令和７年度の春に商工会さんの理事会のほうで大型店加入の承認をいただいた上で、商工会と町と、大型店の加入についてこれまで１年ほどかけながら、足を運び、地道なお願いをしてきたところでございます。何とか今１店がスタートするということで、これに甘んじることなく、今後も大型店、また、先ほどありましたけれども中小企業の加盟店についても、引き続き加入促進に努めてまいりたいというふうに考えているところです。
○委員長（小島智恵）　よろしかったですか。
　ほかに質疑はございませんか。
（なしの声あり）
○委員長（小島智恵）　ほかに質疑がないようですので、次に82から91ページ、区分４について質疑をお受けいたします。
　酒井委員。
○委員（酒井はやみ）　２点お伺いします。
　86ページ、１目戸籍住民登録費、戸籍・住民登録管理事務事業に関わって、自衛隊への名簿提供について伺います。今回、除外申請は５人、対象人数の中で1.26パーセントということでした。令和５年度に１か月程度の除外申請期間を設けてスタートし、令和５年は申請者８人、1.77パーセント、その後、申請しやすいように通年で除外申請を受け付けるとしてきましたが、申請者は一桁台で推移しています。ホームページと広報紙、SNS で除外申請制度を町民の皆さんにお知らせをしていますが、現状で十分対象者に周知されているのか懸念するのですが、申請のあり方は来年度見直される予定でしょうか。
　２点目、88ページ、４項選挙費、選挙管理委員会運営事業に関わって、投票率、投票権の保障について伺います。これまで投票所の再編に伴い、全ての投票所で土足での利用可能とすることやコミバスの運行など、投票環境の改善に取り組んでこられたところです。一方で、令和６年10月の総選挙と比較して、昨年７月の参議院選挙では、全体の投票率が上がっている中でも、70代以上の方の投票率は低下しているということが前回の決算のときの答弁でありました。
　そこで、この年代の投票率の低下について、どのような要因があると分析しているのか伺います。また、移動手段の確保など、投票に行くことが難しい方への対応について検討されていることがあれば伺います。
○委員長（小島智恵）　防災環境課長。
○防災環境課長（半田　健）　自衛隊への名簿提供の関係でございますけれども、令和５年から除外申請の申し受けを受けまして、令和６年の４月から要綱を定めて、それにのっとって名簿除外申請を受付をさせていただいているということでございます。受付期間を４月から設定して４月いっぱいまでというような短い期間の設定でございますけれども、当初この制度が始まりましたときには４月の広報紙でお知らせをさせていただいて、短期間の中であったというようなことから、なかなか周知が追いついていないというようなことで、令和７年の除外申請に当たっては３月の広報紙、４月の広報紙と２回続けて、２か月続けて周知をさせていただいて、現在に至っているというような状況でございます。
　特に２回にしたというのは、ちょうど４月になってしまいますと、それぞれ移動の時期に当たります年のお子さん方が対象になるということから、移動前に情報を知った上で手続を済ませていただくようなことであれば、より周知の方法として時期を逃さずすることができるのかなということで、３

月、４月と２回に続けて広報紙の中でお知らせをさせていただいているということに加えまして、現在はSNS等も通じて併せてやっていますよというお知らせをさせていただいております。

要綱の中で、一応、期間としては、当該年度の受付申請の期間としては４月30日までですよというような期限を設けてはいるのですけれども、申請の期間については、時期を問わず通年通してその年齢に達する方、18歳以上22歳までの方については、いつでも除外申請をすることができるというような、幅広く期間を設定させていただいているところでございます。ほかの町においては、一定の期間だけの除外申請を設けているというところもございますけれども、幕別町については、通年通して除外申請の申出を受け付けているということでございますので、今後においても現行制度のまま進めさせていただきたいというふうに考えております。

○委員長（小島智恵）　選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（西田建司）　選挙の投票率についてでございます。

高齢の方というようなお話で、65歳以上の方でまたお話しさせていただきますけれども、直近の参議院選、衆議院選、お話しさせていただくと、令和４年の参議院選が68.27パーセント、令和７年の参議院選が65.30パーセント、さらに令和６年の衆議院選が70.48パーセント、令和８年の衆議院選が70.33パーセントということで、高齢者の方の投票率自体はちょっとずつ低下はしているのかなと。ただ、全体の投票者の中の割合で申し上げますと、令和４年の参議院選が25.83パーセントで、令和７年の参議院選が26.78パーセントで増加していると。また、令和６年の衆議院選が28.75パーセント、令和８年衆議院選が29.05パーセントということで、こちらも上昇しているということでございます。

これからも高齢者、有権者としては当然増えていくことになるのかなと思います。そういったことから、先ほど酒井委員もおっしゃっていただきましたコミバスであったりだとか、期日指定乗合型の巡回車、外出支援サービス、そういったものの移動支援、そちらのほうもまた継続しながら、投票率の確保、そういったものに努めていきたいというふうに考えております。

○委員長（小島智恵）　酒井委員。

○委員（酒井はやみ）　名簿提供についてです。先ほどお話しいただいたとおり、いろいろと周知の努力をされてきたということは踏まえた上でなのですが、にもかかわらず申請者は一桁台というのが現状です。対象者全員に返信用封筒や申請書を届けている自治体では、例えば100人のうち20人が除外申請をしただとか、東川町では125人中50人が除外という報道もありました。この事業については法定受託事務とされていますが、個人情報保護法の関係や若者のプライバシー権との関係などでいろいろ議論がありまして、自治体の対応もさまざまかと思います。せめて望まない人の名簿まで提供してしまうということがないように、対象者全員への周知と、同意した人の名簿提供とするべきだと考えますが、周知が行き届いているという認識なのかどうか、改めて伺いたいと思います。

高齢者の方の投票権について、ちょっと先ほど数字を示していただいて、ちょっと全体の中での65歳以上の方の投票の割合は増えているということでしたか。

割合は。全体が減って、ちょっと私の頭がついてこない。分かりました。

いや、前回の10月の決算審査特別委員会では、70代、80代の投票率を具体的にお聞きしまして、そのときには全体の投票率は上がったのに、その世代の方の投票率は下がったというお答えがあったので、いろいろ投票所が減ってしまったことによって、土足化などを進めたけれども、やはり新たに行けなくなってしまった人が出てきているのではないかというふうに危惧をして今回質問をしました。投票権を、行きたくても行けなかったという、今回、特に雪の中の選挙ということもあったと思うのですけれども、そういった方が出てきたのではないかというふうに思うのですが、まずそういった数字を基に、数字があるということでしたら、そういった状況がなかったのかどうか、調査などをするお考えはないのでしょうか。行きたくても行けない方がいないかどうかということについて。

○委員長（小島智恵）　防災環境課長。

○防災環境課長（半田　健）　自衛隊名簿の関係でございますけれども、ある自治体では対象者に案内

をして周知をしているというお話でございましたけれども、私どもの町では、そこまではしておりません。といいますのも、申請の方法が本人に限らず、家族の方でも除外の申請をできるという手続の制度にしておりますし、通年で受付をしているということがございますので、現状、３月、４月の広報紙、本人さんが承知しなくても、ご家族さんが承知する場面ということもあろうかと思います。加えまして SNS、ホームページ等でもしておりますことから、改めてそれぞれ対象となる個人の方へのご案内ということまでにはせずとも、周知はできているものというふうに考えております。

○委員長（小島智恵）　選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（西田建司）　すみません、ちょっと数字のほう、分かりにくくなってしまって申し訳ございません。

先ほど、最初に言った 65 歳以上の投票率は、直近の例えば衆議院選のほうでお話しさせていただくと、70.48 パーセントが令和６年、令和８年が 70.33 パーセントということで、0.15 ポイント減ということではあります。これは少々の減ということであるのかなというふうに思うのですけれども、酒井委員がおっしゃるような再編に伴ってと、こういったいろんな要因がありますので、全てがその再編でというふうな分析は、こちら選挙管理委員会事務局としてもそういう分析ではございません。逆に先ほど最初にお話ししていただいたとおり、土足化になって入りやすくなっただとか、逆に広い場所での投票所になって投票しやすくなったという声もたくさん聞こえてはきておりますので、年齢の高い方、そういった移動サービスといいましょうか、移動支援、そういったものにまた再度力を入れながら、投票率の確保に努めていきたいというふうに考えております。

○委員長（小島智恵）　よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（小島智恵）　ほかに質疑がないようですので、２款総務費につきましては、以上をもって終了いたします。

審査の途中ですが、この際 14 時 30 分まで休憩いたします。

14：19　休憩

14：30　再開

○委員長（小島智恵）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、３款民生費の審査を行います。

３款民生費の説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（亀田貴仁）　３款民生費についてご説明申し上げます。

92 ページをご覧ください。

３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費、予算額２億 7,675 万 9,000 円であります。

福祉施策全般に要する経費であり、説明欄の下段になりますが、民生委員児童委員活動支援事業は、社会福祉委員 64 人の報酬及び費用弁償のほか、次のページになりますが、18 節負担金補助及び交付金は、民生委員の活動に対する交付金であります。

社会福祉協議会活動支援事業は、社会福祉協議会の運営に対する補助金であります。

福祉除雪事業は、高齢や障がい等の理由で自ら除雪を行うことが困難な低所得世帯を対象に、日常生活に支障を来さないよう、玄関から道路までの通路除雪を行うための委託料であります。

２目国民年金事務費 549 万 4,000 円であります。

国民年金事務事業は、国民年金事務に要する経費であり、年金業務に関わる担当職員の人件費などであります。

94 ページになります。

３目障害者福祉費 11 億 566 万 9,000 円であります。

障がい者の福祉施策や支援に要する経費であり、95 ページになりますが、障害者自立支援給付事業は 13 節委託料及び賃借料、細節 21 障害者福祉システム利用料は国のシステム標準化に係るシステム利用料、次のページの 19 節扶助費、細節１障害福祉サービス費等給付費は、ホームヘルプや生活介護などの障害福祉サービスに係る給付費、細節２補装具費等給付費は、障がい者の身体機能を補完する義肢や装具、車椅子など補装具等に係る給付費、細節３障害児通所支援費等給付費は、放課後等デイサービスなどの障害児通所支援に係る給付費、細節４自立支援医療費等給付費は、身体の機能の障がいを軽減、または改善するための医療費を助成する経費であります。

障害者地域生活支援事業は、12 節委託料、次のページになりますが、細節６の訪問入浴サービス事業や細節８の日中一時支援事業などの委託料であります。

障がい者就労支援事業は、チャレンジ雇用事業で働く事務補助員１人の人件費のほか、次のページの７節報償費、障がい者職場体験事業に係る謝礼などであります。

99 ページになります。

４目東十勝障害認定審査会費 490 万 8,000 円であります。

東部４町で共同設置している障害支援区分認定審査会の運営に要する経費であり、認定審査会委員５人の報酬及び費用弁償のほか、事務補助員の人件費などであります。

100 ページになります。

５目福祉医療費 5,051 万 2,000 円であります。

重度心身障害者医療費助成事業及びひとり親家庭等医療費助成事業は、次のページになりますが、それぞれの医療費扶助とその事務に要する費用であります。

６目老人福祉費５億 4,169 万 6,000 円であります。

高齢者福祉全般に要する経費であり、下段の敬老祝い金等支給事業は、７節報償費、細節３敬老祝い金であり、本年度は 80 歳の方が 343 人、87 歳の方が 214 人、100 歳の方が 30 人の合計 587 人を見込んでおります。

老人クラブ活動支援事業は、18 節負担金補助及び交付金、老人クラブ連合会に対する補助金であります。

老人保護措置事業は、19 節扶助費、養護老人ホーム入所者に係る保護措置費であります。

103 ページになります。

福祉バス運営事業は、12 節福祉バス３台の運行委託料などであります。

104 ページになりますが、ここからは介護を補完する各種サービス事業についてであります。

食の自立支援サービス事業は、食生活の改善や健康の保持増進を目的に管理栄養士がカロリー等を計算し、塩分制限にも対応できる健康管理食を、昼食と夕食を毎日提供するものであります。本年度から、食事を提供する事業者を１事業者から３事業者に増やす計画であります。

外出支援サービス事業は、高齢者等で公共交通機関での移動が困難な方や、歩行が困難であり通常の車両による移動が不可能な方の日常生活上の活動範囲の拡大や外出を支援するものであり、緊急通報装置設置事業は緊急通報装置を高齢者世帯の自宅に設置し、急病や災害等の事態が発生したときに迅速な救護を行おうとするもので、本年１月末現在の設置台数は 275 台であります。

105 ページになります。

中等度難聴者補聴器購入費助成事業は、40 歳以上の方で身体障害者手帳の交付対象とならない中等度程度の難聴の方を対象に、片耳５万円を限度に補聴器の購入費用の２分の１の補助を行うものであります。

107 ページになります。

７目後期高齢者医療費５億 5,697 万 1,000 円であります。

後期高齢者医療療養給付事業は、18 節負担金補助及び交付金、後期高齢者の療養給付費等に係る町の負担分で、給付費の 12 分の１に相当する額であります。

８目重層的支援事業費 8,117 万 9,000 円であります。

住民の複雑・複合化した支援ニーズに対して、包括的な支援を行うため、相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に行う事業に要する経費であります。

総合相談支援事業は、高齢者の総合的な相談・支援などを行う地域包括支援センターの事業であります。

介護予防支援事業は、108 ページになりますが、要支援認定者に対する介護予防プラン作成に要する経費であり、プランを作成する介護支援専門員の人件費のほか、12 節のケアプラン作成に係る委託料などであります。

109 ページになります。

権利擁護推進事業は、地域包括支援センターの社会福祉士３人に係る人件費のほか、次のページになりますが、12 節の成年後見実施機関に係る委託料などであります。

111 ページになります。

介護予防ポイント制度事業は、地域づくりに向けた支援事業であり、18 節は高齢者がボランティア活動を通じて社会参加の機会をつくり、自らが介護予防に取り組むことに対する介護予防ポイント制度に係る交付金であります。

生活支援体制整備事業は、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活をしていくために必要となる多様な主体により支え合う地域体制を整備するため、ニーズとサービスのコーディネートを行う生活支援コーディネーター業務の委託料であります。

障害者相談支援事業は、12 節委託料、細節５の専門的な相談支援を行う基幹相談支援センター機能強化事業などの委託料であります。

地域活動支援センター運営事業は、次のページになりますが、障がい者の社会参加や活動支援を行う地域活動支援センター事業の委託料であります。

生活困窮者等支援事業は、生活相談全般や複雑・複合化した課題を調整するコミュニティソーシャルワーカー１人の人件費のほか、次のページになりますが、18 節負担金補助及び交付金、細節３は生活困窮者支援等に係る地域づくり事業を実施する社会福祉協議会への補助金であります。

ひきこもり対策推進事業は、ひきこもり状態にある当事者やその家族の支援に係る事業で、居場所づくりや、就労への準備に向けた職場体験の実施に係る経費であり、ひきこもり支援アドバイザー１人の人件費のほか、次のページになりますが、18 節負担金補助及び交付金、細節３の社会福祉協議会への補助金であります。

９目保健福祉センター管理費 3,293 万円であります。

保健福祉センター維持管理事業は、保健福祉センターの管理運営に要する経費であり、10 節需用費の光熱水費、次ページになりますが、12 節清掃委託や各種設備の保守点検に係る委託料など、14 節は多目的ホールとふれあい交流室のエアコン設置に係る工事請負費であります。

116 ページになります。

10 目老人福祉センター管理費 1,152 万 3,000 円であります。

老人福祉センター維持管理事業は、老人福祉センターの管理運営に要する経費であり、10 節需用費の光熱水費や 12 節清掃管理や各種設備の保守点検に係る委託料などであります。

117 ページになります。

11 目ふれあいセンター福寿管理費 4,228 万 9,000 円であります。

ふれあいセンター福寿の管理運営に要する経費で、忠類地域通所介護事業運営費補助事業は、忠類デイサービスセンターの補助金であります。

ふれあいセンター福寿維持管理事業は、10 節需用費の光熱水費や、次のページになりますが、12 節委託料は、管理や清掃、各種設備の保守点検に係る委託料のほか、細節 12 は新たに夜間における機械警備を導入するもの、次のページの 17 節備品購入費は、機械警備用機器の購入に要する費用であります。

２項児童福祉費、１目児童福祉総務費５億 502 万 1,000 円であります。

児童福祉総務事務事業は、児童福祉全般に要する経費であり、こども施策審議会委員 13 人の報酬のほか、次のページになりますが、18 節負担金補助及び交付金、細節４乳児等通園支援給付費負担金は新規事業でありますが、本町の児童が他町村の事業所を利用した際に係る本町の負担金、19 節扶助費、細節２児童手当は延べ児童数で３万 7,150 人分を見込んでおります。

妊婦のための支援給付金給付事業は、妊婦等への経済的支援と伴走型相談支援を実施する事業であり、18 節負担金補助及び交付金は支給対象者 280 人分の給付を見込んでおります。

こども家庭センター運営事業は、新規事業でありますが、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対しての相談対応等を切れ目なく包括的に実施するこども家庭センターの運営に関する経費であり、パートタイム保健師に係る人件費のほか、次のページになりますが、17 節備品購入費は可動式授乳室、キャビネット、外国人への相談支援をスムーズに行うための翻訳機を購入するための費用であります。

２目児童医療費１億 1,921 万 2,000 円であります。

子ども医療費助成事業は、高校生世代までの子どもに係る医療費扶助と、その事務に要する経費であります。

122 ページになります。

３目施設型・地域型保育施設費 10 億 9,945 万 9,000 円であります。

幕別地域４か所の認可保育所と１か所の認定こども園の管理運営に要する経費などであり、本年度当初は 507 人が入所する予定であります。

町立保育所運営事業は、１節報酬は代替の保育士及び給食調理員などパートタイム職員、次のページになりますが、２節給料はフルタイムの保育士、給食調理員などの人件費のほか、次のページになりますが、10 節需用費、細節 60 賄材料費は給食及び間食に係る経費であります。

12 節委託料、細節７内科健診及び細節８歯科健診委託料は、従来の嘱託医師制度を見直し、医療機関との業務委託としたことによる委託料、一つ戻りまして、細節６保育所等ネットワーク設定業務委託料、13 節使用料及び賃借料、細節 20 保育所等 ICT システム使用料、17 節備品購入費、次のページになりますが、細節３保育所等 ICT 機器は、新年度から町立保育施設と保護者との連絡調整のツールとして、登降園の管理やお便り帳の作成等を行うことのできる ICT ソフト「コドモン」の導入に係る経費であります。

町立保育所維持管理事業は、10 節需用費の光熱水費や 12 節委託料は各種設備の保守点検等に係る経費であります。

126 ページになります。

私立保育所運営事業は、私立の札内青葉保育園及び札内南保育園の運営に係る委託料であります。

認定こども園等施設型給付事業は、18 節負担金補助及び交付金、細節３認定こども園等施設型給付費負担金は、子ども子育て支援新制度に移行済みの認定こども園や幼稚園などに対する給付、細節４施設等利用給付費は、新制度に移行していない私立幼稚園などに対する給付費であります。

127 ページになります。

認可外保育施設保育料助成事業は、定員超過などにより、町内の認可保育所を利用することができず、認可外保育所や一時保育などを利用する保護者に対し、認可保育料との差額を助成するものであります。

保育所等主食提供事業は、自園調理していない町内の幼稚園、へき地保育所の主食費分の補助であります。

家庭的保育事業所運営事業は、家庭的保育事業所１か所の運営に係る給付費であります。

幕別認定こども園整備事業は、昨年度から新園舎の増築・改修工事を進めており、12 節委託料は、工事監理委託、14 節工事請負費は建築主体、機械設備、電気設備に係る工事、17 節備品購入費は職員室の机、テーブルなどの什器、保育室のカーテン、玩具を購入するための費用であります。

４目へき地保育所費 9,177 万 8,000 円であります。

幕別３か所、忠類１か所のへき地保育所の管理運営に要する経費であり、へき地保育所運営事事業は、次のページになりますが、１節の忠類へき地保育所の管理業務員と代替の保育士などのパートタイムの職員、２節のフルタイム保育士などの人件費のほか、次のページになりますが、10 節需用費、細節 60 賄材料費や 12 節委託料は嘱託医師制度の見直しに係る委託料、次のページになりますが、18 節負担金補助及び交付金、細節４へき地保育所給食費負担金は、町の主食費補助分と保護者から徴収した副食材料費分を合わせた給食費負担金を学校給食センターに支払うものであります。

131 ページになります。

５目発達支援センター費 2,378 万 9,000 円であります。

発達支援センター運営事業は、発達に心配のあるお子さんに対する相談や支援などに要する経費であります。

２節のフルタイムの保育士と心理士などの専門職のほか、新たに採用する言語聴覚士の人件費などであります。

133 ページまでお進みください。

６目児童館費 9,602 万 1,000 円であります。

児童館３か所及び学童保育所６か所の管理運営に要する経費であり、本年度は学童６か所で 373 人が入所の予定であります。

学童保育所運営事業は、１節の放課後児童支援員に係る人件費のほか、次のページになりますが、10 節需用費、細節 60 賄材料費のおやつ代などであります。

学童保育所維持管理事業は、10 節需用費の光熱水費などの管理費用であります。

135 ページになります。

７目子育て支援センター費 4,093 万 5,000 円であります。

子育て支援センター運営事業は、幕別子育て支援センター及び忠類子育て支援センターの運営及び新年度から実施する乳児等通園支援事業に要する経費であり、保育士や代替保育士に係る人件費のほか、137 ページまでお進みください。

11 節役務費、細節 23 傷害保険料や 17 節備品購入費は、児童の散歩用のカートを購入するための費用であります。

３項１目災害救助費 550 万円であります。

災害弔慰金給付事業は、災害見舞いなどに要する経費であります。

以上で民生費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（小島智恵）　説明が終わりましたので、質疑を行います。

92 から 119 ページ、区分５について質疑をお受けいたします。

野原委員。

○委員（野原惠子）　93 ページ、１目社会福祉総務費、12 節委託料、福祉除雪のことでお伺いいたします。

今、高齢化が進みまして、高齢者世帯が増えております。やはり高齢になっても自立して生きていきたい、生活していきたいという声が寄せられているのですけれども、その中で冬期の、冬の除雪、これが本当に困難だという声が寄せられております。この福祉除雪は、高齢者にとって喜ばれる制度かなと思うのですけれども、要件があります。そういう中で、所得要件と資産要件がありまして、この資産要件の 350 万円というところで、これの 350 万円の根拠とそれからこれは通帳を見せなさいとかそういうことではなくて口頭で確認するという、そういうことを前回答弁されているのですけれども、そこのところの 350 万円の要件の根拠、それから口頭で示すことによって、その制度が受けられるか、受けられないかというところなのですけれども、ここが非常に曖昧ではないかと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○委員長（小島智恵）　福祉課長。

○福祉課長（広田瑞恵）　350 万円の資産要件の根拠についてでございます。

介護保険サービスにおける利用者負担軽減制度事業に規定します要件を参考に設定したものでございます。これは、同様の生活水準にある一般世帯の貯蓄の水準と、障がい者等の少額の利子所得等の非課税要件、いわゆるマル優制度の預貯金、非課税枠を参考に設定されているものでございまして、福祉除雪においては、一定の貯金があるのであれば、貯金からご負担いただくことが多くの方にご理解をいただけるのではないかと考え、設定しているものでございます。

この預貯金の 350 万円の確認方法なのですけれども、お話を伺う中で、貯金等ございますかということで確認はさせていただいているのですが、口座まで見せていただいてはいないという状況で、性善説に至った確認ということで実施している状況でございます。

○委員長（小島智恵）　野原委員。

○委員（野原惠子）　高齢者にとって、口頭で確認するということだったのですけれども、そこのところが本当に曖昧ではないかという声も寄せられているのですよね。ですから、本当に利用されている方も少ないです。申請されている方がたしか、前回だったかな、14 人で、利用されいる方が２名というふうに私押さえているのですけれども、やはり申請する方が多くても、利用する方が少ないということであれば、この制度が本当に生かされていないのではないかと思うのです。だから、それだけ要望があるのであれば、やはりそういう人たち、これ預貯金の枠を外せれば、もっと利用される方が多いと思うのですよ。

それで、利用したいという方の声を聞きますと、本当に国民年金や何かを受けていると、病気したりとかそういうときのために、貯金をしていると。それを崩しながら生活している。そういう生活状況の中で、やはりこの制度を利用したいという思いが強いものですから、その枠を外してほしいという声も多いのです。ですから、本当にこの制度を生かすのであれば、この要件を外して利用してもらえる。これが高齢者がいろいろ高齢になっても、介護認定受けていても、なるべくそこで暮らしていきたい、こういう要望に応えることになるのではないかと思うのですが、その点の要件を外すとか、そういう考えはないかどうか、お聞きしたいと思います。

○委員長（小島智恵）　福祉課長。

○福祉課長（広田瑞恵）　所得要件についてでございます。

こちら収入要件の見直しということになるかと思いますが、幕別町福祉除雪実施要綱の附則で、この要綱の施行から３年を超えない日までに、各条項がほかの法令、社会経済情勢等と比較して、整合性が取れているかどうかを勘案して、要綱の見直しに努めるものとしておりますので、これまでの申請状況等も踏まえた上で、事業の見直しは進めています。

低所得の方のセーフティネットである福祉除雪でございます。生活保護の所得を基準に設計しておりますので、生活保護は最低生活の保障と自立の助長を図ることを目的として、困窮の程度に応じて必要な保護を行う制度で、資産、能力等あらゆるものを活用するということが前提となっております。ですので、民間の事業者に発注できる収入ですとか、預貯金のある方であれば、町で無料の福祉除雪ではなく、ご自分で対応いただくというのが基本かなというふうに考えてございます。

○委員長（小島智恵）　野原委員。

○委員（野原惠子）　そこのところが、高齢者にとっては大変厳しい。本当にこの 75 歳以上で介護認定を受けていて、障がいあって、そういう方が対象になっております。健康であれば、自分でできると思うのです、75 歳以上でもね。健康であれば、自分で何とかできる。ただ、疾病を抱えていて、なかなか除雪が困難だと。自宅の前まで機械で除雪してもらうのはいいのですけれども、自宅から道路まで出る、人力で除雪しなければならない、そこが非常にきついと言うのです。ですから、そういうところも、ぜひ高齢者のこういう条件をいろいろ設けながらも、利用できる体制を整えていくことが、高齢者が安心して暮らせることにつながると思うのです。ですから、そこのところの要件を外してほしいという声が多いものですから、ぜひ要綱の見直しを検討していくべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（小島智恵）　福祉課長。
○福祉課長（広田瑞恵）　繰り返しになりますが、ただ今要綱の見直しということで進めております。
　ほかの町村とかでも、福祉除雪実施しているところもございますので、その辺のご意見も伺いながら、幕別町にとってどんな福祉除雪がいいのかということは、考えていきたいと思います。
○委員長（小島智恵）　保健福祉部長。
○保健福祉部長（亀田貴仁）　今、課長のほうから答弁しましたように、福祉除雪につきましては、個人住宅の敷地の除雪を公費で行うというものですから、町としましては、収入ですとか資産の要件を設定したものであります。ですので、一定程度の収入、預金がある場合につきましては、自らの負担で行っていただくと。これは自力で、手で除雪をするのではなくて、業者に発注するという選択も含めて、やっていただこうとするものであります。登録が少ないという部分は、確かに今あるのですけれども、福祉施策でありますので、本当に困ったときに選択できる手段があるということが一番大事だというふうには、私どもとしては考えておりまして、生活保護と似たような性格があるのかなというふうには思っています。
　そして、今少ないという部分で困っている声があるというふうにお聞きはしたのですけれども、毎年、民生委員児童委員協議会、あとは町内会連絡協議会の中でも、この制度のお話をさせていただいております。その中で、除雪するすべがなくて困っている世帯がないかということはお聞きしているのですけれども、今の段階では、その困っている世帯があるよという声が届いてはいない状態でありました。
　いずれにしまして、ただ、今、課長から話があったように、３年以内に事業の見直しをしたいというふうには考えておりましたので、まずは所得の基準、今、生活保護基準の 1.1 倍、結構厳しい基準にはなっているかとは思います。ですので、この辺をまずどのぐらいに設定したら負担が無理なくできるのかということも、ちょっと今検討しているところでありますので、そういった部分で資産要件というよりは、収入の要件の見直しを今ちょっと進めていきたいというふうに考えております。
○委員長（小島智恵）　野原委員。
○委員（野原惠子）　要綱の見直しをしていきたいということですので、ぜひ期待したいと思います。
　また、民生委員の方々から声は届いていないという部長のお答えでしたけれども、私たちが地域を歩いたときには、私たちには要望は届いているというところを認識していただきたいと思います。
　以上で終わります。
○委員長（小島智恵）　ほかに質疑はございませんか。
（なしの声あり）
○委員長（小島智恵）　ほかに質疑がないようですので、次に 110 から 138 ページ、区分６について質疑をお受けいたします。
　酒井委員。
○委員（酒井はやみ）　２点、２か所について伺います。
　122 ページ、３目施設型・地域型保育施設、町立保育所運営事業など各保育所、認定こども園の運営事業に関わって、待機児について伺います。
　出していただいた待機児の資料によりますと、ゼロ歳児の潜在的待機児が 23 人ということでした。来年度に向けてこの状況がどの程度改善される見通しなのか伺います。また、幕別本町と札内地区の五つの園のゼロ歳児の定員は 35 人となっていると思いますが、定員どおりの入所を見込んでいるのか、その見通しについてもお聞かせください。
　次に、133 ページ、６目児童館費、学童保育所運営事業に係って２点伺います。
　１点目は、10 節需用費、細節 60 賄材料費についてです。
　これは、学童保育のおやつの予算だと思いますが、この予算、昨年度も全く同じ金額でした。今、物価高騰でおやつの値段はとても高くなっているという印象があるのですが、学童保育所のおやつの量、質が維持できているのかどうか伺います。

学童保育所についてもう一点は、学童保育所は学校のPTAのような組織だったり、保護者会のような利用者と運営側との意思疎通を日常的に図るような組織がありません。学校の評価アンケートとかのようなものも、学童保育所にはないのですが、学童保育所の運営についての保護者の意見など集約して、改善を図っていくような仕組みをつくるお考えはないでしょうか。

○委員長（小島智恵）　こども課長。

○こども課長（山本　充）　行政資料の中でありました、23人のゼロ歳児の潜在待機等出ていましたけれども、この方々につきましては、令和８年度に全て入所できているということになっておりますので、その部分は解消されているところであります。

次に、ゼロ歳児につきましては、一応定員は35となっておりますけれども、一応最低基準、クラス状況等の確認を行いながら、町内にあります私立保育園、家庭内保育所、あとは事業所内保育所等の連携を図りながら、待機児童が出ないように努めてまいりたいと考えているところであります。

続いて、学童保育所の賄材料費につきましては、令和７年度と予算的には変わらないのですけれども、食材費等の高騰分を見て、令和７年度も予算を組んでいる状況の中で、令和８年度についても入所申込事業を考えてときには、ある程度その中でカバーできる予算となって計上しているところでございます。

あと、利用者の保護者の意見集約ですけれども、これにつきましては学童保育所内にいる主任支援員等において、保護者と面談を行っている中で、さまざまなご意見を伺っているところでもありますし、そういった意見が集約された中で、年３回学童保育所の支援員会議を開いていまして、その中で各学童保育所から意見をお伺いした中で、そういったものを解決していくというような流れになっております。そういうことから、特段そういった組織等をつくる予定は現在のところありません。

○委員長（小島智恵）　酒井委員。

○委員（酒井はやみ）　待機児の答弁いただいたのですけれども、ちょっと改めて伺いたいのですけれども、今回いただいた資料は令和７年度中の待機児で、ゼロ歳が潜在的待機児ですけれども、23人ということで出されておりました。来年度は、このお子さんたちは入所できるということなのですが、新年度こうした実態自体が生じないような手だてが講じられるのかどうかということが質問でした。

それと、定員どおりの入所を見込んでいるのかということをお聞きしたのですけれども、その点のお答えを改めて伺います。

それと、賄材料費はもう１年前に予算を引き上げて、今回それを維持するということでおやつの質、量を下げないということで理解しました。

保護者の声を聞く手段ということですが、先ほど保護者との面談の話があったのですが、これは新入児童については、新しいこの時期ですよね。４月に入る前に、お子さんと保護者と先生方との面談はあるのですが、その後は特別面談という仕組みはないかと思うのですけれども、ちょっと改めて先ほどの答弁の意味を教えていただければと思います。

○委員長（小島智恵）　こども課長。

○こども課長（山本　充）　まずは、待機児童につきましては、令和８年度入所等申込みしていただいた507人の方につきましては、全員入所できる状況であります。その中で、完全待機も潜在待機もゼロ人ということであります。

今現状では、定員からそのまま入所申込みを引いたのがその余裕というわけではなくて、そういった支援に係る子どもとかいろいろありますので、そういったもので現状余裕があるかどうかという人数等はちょっと申し上げることはできないのですけれども、現状では当初申込み入所人員は全部カバーできておりますし、若干途中からの入所される子どもに対しても、入所できるような形にはなっているところであります。

学童保育所の先ほどの関係なのですけれども、新しく入る新入児については、当初面談を行いますし、あと継続して学童保育を利用される保護者につきましては、お迎えに来たときなど、支援員とその中でいろいろな意見をお聞きしたりしているところでございまして、日頃から風通しをよくしてい

るような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（小島智恵）　酒井委員。

○委員（酒井はやみ）　令和６年の決算審査特別委員会のときに、ゼロ歳児の定員が五つの保育園で35人なのですけれども、４月１日現在の入所が14人だという。ゼロ歳児の定員の枠が十分残っていても、十何人かしか受け入れられなくて、その年度途中でゼロ歳の入所申請があっても、定員の枠はあっても受け入れられない事態があるということで、ゼロ歳児のお子さんがたくさん潜在待機になったという説明がありました。そして、ちょっとゼロ歳児の年度途中の入所希望が来年度もたくさん申請が寄せられると思うのですけれども、そのゼロ歳の定員いっぱいまで受け入れられるのか、そう余力が今十分なるという状態なのか、ちょっと見えないので、そこのあたり改めて教えていただけたらと思います。

○委員長（小島智恵）　こども課長。

○こども課長（山本　充）　年度当初の申込みの中で、ゼロ歳児につきましては、定員よりは申込みは少ない状況にありますので、その中で途中からの申込みに対しては、受入れは可能である部分はあるのですけれども、いかんせんやはり昨年度も二十何人も申し込んできたという状況もございます。そういった状況になった場合、ゼロ歳児については特に手もかかりますし、そういった中で保育士がその部分で確保できるかというと、なかなか応募をしても申込みがないような状況もあり、確保できないところはございますので、令和７年度と令和８年度におきましても、途中入所についてはそういった状況が生まれる可能性もあるということは考えております。

○委員長（小島智恵）　酒井委員。

○委員（酒井はやみ）　育児休業を取得できないとか、短期間で復職せざるを得ないという方も保護者の中にはいると思います。全てが育休延長でおうちで見られるという状況でない方もいるという中で、働きに出ようと思ったときに、お子さん預けてもらえないというのは、とても働き方や生活に大きな影響を与える課題だということで、私たちは問題視してずっとその状況をお伺いしてきているところです。今年もそういった事態が出かねないということだったのですけれども、この状況を改善させるために、保育士の増員に向けていろいろ手だてを講じられるということなのか、増やしていくという計画があるのか、改めて伺います。

○委員長（小島智恵）　こども課長。

○こども課長（山本　充）　保育士を確保するために、町としては12月に、例年道内の保育士の養成施設に次年度の会計年度任用職員の案内等、また正職員の受験の案内等を町村会から養成校へ案内をしている状況でございます。

令和７年度につきましては、管内の保育士養成校を訪問し、学生の状況等も確認するとともに、本町への就職についてもお願いをしてきたところでありますけれども、なかなか申込みがつかなかったという状況でございます。会計年度の任用職員につきましても、ハローワークや広報、ホームページ等を掲載して、今後も行っていきたいというふうに考えております。

新規保育士の確保対策といたしましては、あと令和６年度から保育実習受入担当者研修会というものに保育士が受講いたしまして、保育実習の現状や指導方法について学び、次世代を担う保育士の養成をするとともに、実習時に実習施設の雰囲気や魅力も伝えることで、就職先に選んでいただきたいというふうに思っていただけるよう、取り組んでいるところでもございます。

あと、また北海道社会福祉協議会のホームページにリンクを貼りまして、保育士資格の新規取得者に対する無利息の貸付金制度等の情報も提供しているところでございます。

また、あと令和８年度にはICT機器の導入を予定しておりますので、それに伴いまして職場環境の改善も図られるということで、幕別町の保育所を就職先として選んでいただけるように、今後もそういった活動を続けていきたいというふうに考えております。

○委員長（小島智恵）　よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

中橋委員。

○委員（中橋友子）　ページ数では135ページ、７目子育て支援センター費の１節報酬のところの子育て支援センター運営事業の中で、ご説明では乳児等の通園支援事業も今年度より開始されると説明がありました。この通園制度につきましては、こども誰でも通園制度のことであろうと思うのですけれども、この設置に関わっては、今の議会にも提案されているところでありますから、この場でお答えいただける範囲で結構ですけれども、お尋ねしたいと思います。

お尋ねしたいことは、なかなかこども誰でも通園制度というのは、町内のお子さんの６か月から３歳未満までのお子さんの､保育所に預けたいと希望される方を１か月10時間に限ってお預かりするという制度であろうと思います。その目的としては、子育てに疲れていたり、急な必要性が生じたりというようなことで受け入れるということでありますから、そのこと自体は理解するところではありますが、受け入れる側の体制としては、非常に困難な事態になることが予測されると思いましてお尋ねいたします。

誰でも通園制度の受入先は、子育て支援センターの中でというふうに聞いておりましたが、まずはその子育て支援センターの中で、新しい事業を始めることによる人員体制ですね、これがどうなっているのかということが一つです。それと、当然、子育てセンターの中での保育室というのが必要になってくると思うのですが、それはまずどのように確保されているのでしょうか。

あと、もう一つは、これはどこでも預けられるということですから、町民だけとは限らない制度だと思います。したがって、その子の状態といいますか、アレルギーを持っている子どもさんもいらっしゃいますし、いろんな子どもさんいらっしゃる。そういう情報をどうやって掌握をして、そしてそれに対応するのかと。つまり、保育所で子どもさんをお預かりするときには、保育計画というのを持って受け入れるのですけれども、そういう情報がなければつくれません。したがって、情報を得て、保育計画を立てて、そして預けられるのか。

以上３点伺います。

○委員長（小島智恵）　こども課長。

○こども課長（山本　充）　子ども誰でも通園制度に伴いまして、予算上はフルタイムとパートタイム１名ずつ予算は計上させていただいているところではございますが、最近のは一時保育の利用状況を見ましても、登録者数も減少しておりまして、また利用者についても、９月ぐらいまではキャンセル待ちも出ないような状況でございます。そういったことから、前半の部分につきましては、現状の人員の中で、こども誰でも通園制度の子どもを受入れして対応していきたいと考えております。

ただ、例年10月以降、一時保育の利用者も増えますので、そういったときには、利用者の状況を鑑みまして、保育士の確保が必要であれば、募集して確保してまいりたいというふうに考えているところでございます。

子育て支援センターの中では、現在、使用していない部屋が１か所ありますので、そこを活用しながら、こども誰でも通園制度の児童を受入れしていく中で、あとは一応隣にさかえ保育所もございますので、さかえ保育所の行事等があれば、こども誰でも通園制度の制度と一緒に、合同ではないのですけれども、一緒にそういった事業で遊ばせたいというふうにも考えている状況でございます。

最後、アレルギー等のそういった子どもの情報の取得については、基本まずそれぞれの住所がある市町村で、こども誰でも通園制度の認定をまず受けてもらいます。そして、認定を受けた後、利用したい施設に赴きまして、その中でそういった各種情報を、施設が利用する方の保護者の方に聞きますので、その中でアレルギーとか病気とかそういったものの確認をして、それから空いているところに予約をして、利用してもらうという流れになっております。

○委員長（小島智恵）　子育て支援センター所長。

○幕別子育て支援センター所長（川村孝子）　今のこども課長に追記して、保育計画に代わるものということですけれども、今一時保育事業を行っていまして、保護者から聞き取ったこと、あとお子さん

の様子をまとめて利用計画書というものを作成しております。なので、こども誰でも通園制度も、同じように保護者の面接を通して得た情報を記録にまとめまして、利用計画書を作成する予定でおります。

○委員長（小島智恵）　中橋議員。

○議員（中橋友子）　分かりました。まずは、１か月 10 時間ですから、お子さんによっては慣れないうちに１か月が過ぎてしまうというような保育時間の設定でありますから、ここからまず困難が出発するだろうなというふうに思いました。子育て支援センターでお預かりすると。９月までは余裕があると。９月以降については、余裕がないときには、職員を加配してやっていくということになりますね。

これ、使用していない部屋というのは、いわゆるこども誰でも通園制度のお部屋として確保していけるというふうに押さえてよろしいですか。つまり、戻りますけれども、慣れるだけでも大変な制度だと思うのです。ほかのお子さんがいる中で、全くつながりのないお子さんがいきなり来られるわけですから、お部屋の確保がない限り、保育そのものも難しくなると思うのですけれども、確保されるということでよろしいのでしょうか。

それから、情報の取得、つまりこれ一番最初に申込みをされて、いいですよという認定を受けてからお預かりするということですね。これは、どこでも誰でもという範囲なのですけれども、当然、申請は幕別町の町民の方がこれを利用したいということになれば、幕別町に申請が上がりますよね。で、申請が上がって、例えばそのお子さんが里帰りをしたと。他の市町村に行ったと。そこでも預けることができるという制度だとなっていますから、そういう場合には、この情報の共有というのは、どんなふうにして支障がないような保育につなげていくのか、教えていただけますか。

そして、料金は１時間 300 円というふうに聞きましたけれども、これは当然どこの市町村の方であっても、幕別町で受け入れれば、幕別町に当然お支払いいただくということになろうかと思うのですが、情報の共有とお金の流れ、これと保育室がしっかりと確保されていくのか、人の手だては分かりましたので、教えていただけますか。

○委員長（小島智恵）　子育て支援センター所長。

○幕別子育て支援センター所長（川村孝子）　保育室の確保についてです。

もともと保育室として利用していたお部屋なので、保育ができる環境にはなっております。しばらく使っていなかったものですから、今は４月からの運用に向けてお部屋のほうを環境整備しているところです。なので、保育室に対しては問題がないと考えています。

実際、本当に私たちもちょっと未知数なところはあるのですけれども、初めて来て、月 10 時間、泣いて過ごすことを予想しています。ゼロ歳児、１歳児に関しては、できればマンツーマンの対応でしていきたいと思っています。そこのあたりがちょっと未知数でして、10 時間でどの程度、お子さんたちが環境に慣れて、活動に取り組めるかというところは、ちょっと課題としている部分ではあります。

こども誰でも通園制度ですので、どの市町村でも同じ金額で、どこの市町村からも受入れは可能となっていますので、面接を通じて情報を得ていきたいと考えております。

○委員長（小島智恵）　こども課長。

○こども課長（山本　充）　申請につきましては、まずそれぞれの市町村で申請書等を提出して、認定をもらうということになって、それから実施する施設での利用の面談等始まるのですけれども、本来であれば、国のほうで全国共通のシステムがございますので、その中で申請をできることになるのですけれども、ちょっと本町の場合、今、準備中ということで、スタートの段階では、今、紙の申請によるスタートを考えているのですけれども、本来であれば、そのシステムに登録されれば、誰が、しかも利用するところの施設の利用状況も、そのシステムの中で確認できますので、どこで何時間使ったかというのも、そこで確認ができるという流れになっております。

利用料の 300 円なのですけれども、幕別町につきましては、公定価格の中で示されていたのが 300 円を標準とするというふうになっておりまして、幕別町といたしましては、一時保育とほぼ同じサービスを提供したいというふうに考えておりますので、そこは 300 円というふうにしたのですけれども、

他町村によっては、施設によっては、私立とか分からないですけれども、300 円よりも高いかもしれないですけれども、幕別町内では 300 円の金額で保護者の方には、300 円の利用者負担ということで頂くことに考えております。

○委員長（小島智恵）　中橋委員。

○委員（中橋友子）　大分見えてきました。

ただ、預けられるお子さんにとっては、なかなか厳しい制度だなというふうに思います。慣れないところに、慣れない保育士とともに、慣れない周りのお子さんとともに、僅かな時間だけ過ごして、また次は１か月 10 時間。何のための制度なのかな。むしろこれであれば、今、幕別町もファミリーサポート制度ですとか、それから町内でも私立ではありますが、そういったお子さんのところにベビーシッターというような形でお訪ねをして、一定時間お子さんをお預かりすると。そこのお子さんが育っている家に行って預かるというような仕組みも、実際にやっておられる方がいらっしゃいます。子どもにとって急激な環境の変化をつくらないということを考えれば、むしろそういったところを充実させていくことのほうが、私はよりよい保育につながるのではないかというふうに思います。

ただ、これは幕別町が好んで始めたのではなくて、国の制度として実施すれということを重々承知しておりますので、事故なくこの事業がスタートすることを願って質問は終わりたいと思います。

○委員長（小島智恵）　ほかに質疑はございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（小島智恵）　ほかに質疑がないようですので、３款民生費につきましては、以上をもって終了いたします。

審査の途中ですが、この際 15 時 40 分まで休憩いたします。

15：30　休憩

15：40　再開

○委員長（小島智恵）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、４款衛生費の審査を行います。４款衛生費の説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（亀田貴仁）　４款衛生費についてご説明申し上げます。

139 ページをご覧ください。

４款衛生費、１項保健衛生費、１目保健衛生総務費 3,243 万 5,000 円であります。

保健衛生総務事務事業は、保健衛生業務を円滑に運営するための経費であり、担当保健師の人件費のほか、次のページになりますが、17 節備品購入費、細節１の周知用備品は、涼みどころとして設置するクールスポット 11 か所の周知用のぼりの導入に係る費用であります。

地域医療対策事業は、医療の提供体制の確立に要する経費であり、18 節負担金補助及び交付金、細節３の高等看護学院に係る負担金や細節５の帯広厚生病院運営費補助金、次のページになりますが、細節６の二次救急医療対策事業負担金などであります。

２目母子保健対策費 3,141 万 4,000 円であります。

妊娠期から子育て期にわたり、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに要する経費であります。

母子保健対策事業は、よちよちサロン、歯磨き教室、パパママ教室などの実施に要する経費であり、保健師、歯科衛生士、助産師など担当職員の人件費のほか、実習材料費などであります。

142 ページになります。

乳幼児健診事業は、乳幼児健康診査の実施に要する経費であり、12 節委託料は乳幼児に係る各種健診委託料のほか、細節８及び細節９は嘱託医師制度の見直しに係る委託料であります。

143 ページになります。

妊婦・産婦健診事業は、12 節の妊婦一般健康診査に係る委託料や 18 節の妊婦健診及び産婦健診に対する助成に要する経費であります。

妊娠・出産包括支援事業は、12 節委託料と、次のページになりますが、18 節負担金補助及び交付金は、産後ケア事業に要する経費であります。

不妊・不育症対策事業は、特定不妊治療やそれに伴う先進的医療、一般不妊治療、不育症治療に要する費用に対する助成金であります。

３目予防費 8,967 万 6,000 円であります。

乳幼児等定期予防接種事業は、感染症予防のための予防接種などに要する経費のうち乳幼児等に係る経費であり、10 節需用費は細節 70 の定期予防接種に係る医薬材料費、12 節は各種定期予防接種に係る委託料であります。

次のページになりますが、細節 15RS ワクチン接種委託料は、新年度から定期接種化された RS ワクチン接種に要する経費で、妊婦を対象として全額を公費で負担するものであります。

任意予防接種事業は、希望される方に対し接種を行う任意予防接種で、次のページになりますが、中学３年生と高校３年生、妊婦に対するインフルエンザワクチン接種や風しん抗体価の低い妊娠を希望する女性とその家族に対する麻しん風しんワクチン接種に要する経費であります。

高齢者等定期予防接種事業は、感染症予防のための予防接種などに要する経費のうち高齢者等に係る経費であり、12 節は定期予防接種に係る委託料などであります。

次のページになりますが、18 節負担金補助及び交付金は、予防接種や抗体検査に係る自己負担分の助成などであります。

４目成人保健対策費 3,828 万 2,000 円であります。

成人に対する健康づくりため、健康相談、生活習慣や食習慣の改善、各種健康診査やがん検診などに要する経費であります。

成人保健対策事業は、健康相談に対応する保健師の人件費のほか、次ページになりますが、７節報償費、細節１は心の健康に関する講演会の開催に係る講師謝礼であります。

生活習慣改善事業は、運動習慣の普及や健康意識の啓発に要する経費であり、７節報償費、細節１は体ケア＆体力アップ講座などの運動講座の講師謝礼であります。

149 ページになります。

食習慣改善事業は、高血圧や低栄養を予防する料理教室や野菜摂取量を増やすためのレシピ開発や周知を行う経費で、10 節需用費は料理教室等の材料費であります。

疾病対策事業は、町民の疾病の予防や早期発見、早期治療により健康寿命を延伸するため、各種検診の受診に要する経費で、12 節は人間ドックや脳ドックのほか、後期高齢者健診など各種健診の委託料であり、細節 11 の肝炎ウイルス検査委託料は、これまで 40 歳以上であった対象者を 35 歳以上に拡充するものであります。

150 ページになります。

がん対策事業は、がんの予防教育及びがん検診の受診率向上のため、クーポン券発行やはがきによる受診勧奨を実施するなど、がんの早期発見のための各種がん検診に要する経費であり、12 節委託料の各種がん検診は、新年度から対象者を 40 歳以上から 35 歳以上に引き下げ、若い年代からがんの早期発見につなげようとするものであります。

151 ページになります。

５目診療所費 4,988 万 5,000 円であります。

忠類診療所運営事業は、忠類診療所の管理運営に要する経費であり、12 節委託料は指定管理者業務指定管理料、14 節工事請負費は、内視鏡室へのエアコン設置、電話設備の更新に要する経費などであります。

忠類歯科診療所運営事業は、忠類歯科診療所の運営に要する経費であり、次のページになりますが、12 節委託料は指定管理者業務指定管理料、14 節工事請負費は給水管改修工事、17 節備品購入費は、

歯科治療や歯の修復物の製作に要する医療器具を購入するものであります。

６目環境衛生費３億 2,187 万 7,000 円であります。

環境衛生対策事業は、環境衛生及び環境保全に要する経費であり、環境衛生業務員の人件費のほか、次のページになりますが、12 節委託料は死亡犬等の焼却や狂犬病予防注射の接種に係る委託料などであります。

154 ページになります。

墓地維持管理事業は、町内 11 か所の墓地の維持管理に要する経費であり、墓地草刈委託料や忠類地域の墓地管理に要する墓地環境整備委託料であります。

葬斎場維持管理事業は、葬斎場の管理運営に要する経費であり、10 節需用費の燃料費、灯油や電気料、次ページになりますが、12 節委託料は葬斎場の管理及び警備委託料など、14 節工事請負費は１号炉の主燃焼炉セラミック全面張り替え及び自走式霊台車の更新を行うもの、18 節負担金補助及び交付金、細節３南十勝複合事務組合負担金は、忠類地域の火葬場やこれまで埋立処理してきたごみの最終処分場の管理に係る経費など本町の負担金であります。

地球温暖化対策推進事業は、令和６年度に策定した「地球温暖化対策実行計画」の推進に係る経費であります。

次のページになります。

12 節委託料、公共施設 LED 機器整備実施設計委託料は、６年度からリースにより整備している照明機器の LED 化において、プールやスキー場など、施設の使用期間が限られ、照明の利用時間が少ない施設等で、費用対効果の面からリースによる整備がそぐわない 25 施設について、町が整備を行うための実施設計費用であります。

13 節使用料及び賃借料は、リースにより整備する照明機器の LED 化に係る費用で、６年度 30 施設と７年度 23 施設、計 53 施設分のリース料であります。

18 節負担金補助及び交付金、細節３ゼロカーボン推進総合補助金は、一般家庭への再エネ導入と省エネ推進を図るための設備導入に対する補助金であります。

細節４事業者省エネルギー診断支援補助金は、企業等の事業所において、省エネ化を図るための診断を行った際の経費の一部を支援するものであります。

下水道事業会計補助金は、下水道事業会計への補助金であります。

７目水道費２億 5,438 万 9,000 円であります。

水道事業会計への補助金に要する経費などであります。

157 ページになります。

２項清掃費、１目清掃総務費 12 億 7,826 万 3,000 円であります。

ごみ収集運搬処理事業は、ごみの収集及び処理に要する経費であり、10 節需用費、次ページになりますが、細節 30 印刷製本費は、指定ごみ袋及びごみカレンダーの作成に係る経費、11 節役務費、細節 15 公共施設等ごみ処理手数料は、公共施設や道路の管理上生じるごみの処分経費、12 節委託料、細節５ごみ収集委託料は、燃やせるごみや燃やせないごみ、資源ごみなど、家庭ごみの収集運搬に係る経費であります。

一つ戻りまして、11 節役務費、細節 19 低濃度 PCB 廃棄物処理手数料、12 節委託料、細節７低濃度 PCB 廃棄物収集運搬委託料は、処理期限を迎える低濃度 PCB 廃棄物の処分に係る費用であります。

14 節工事請負費、次のページになりますが、忠類総合支所などで使用していた低濃度の PCB が含まれる大型変圧器を屋外へ搬出する工事のほか、18 節負担金補助及び交付金、細節３十勝圏複合事務組合負担金は、忠類地域を含むごみを１市 14 町村で共同処理することに係る本町の運営負担金のほか、新中間処理施設の整備に係る負担金であります。

し尿処理事業は、し尿の適正処理に要する経費であり、18 節負担金補助及び交付金、細節３十勝圏複合事務組合負担金は、19 市町村で共同処理することに係る本町の負担金であります。

以上で、衛生費の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（小島智恵）　説明が終わりましたので、質疑を行います。

139 から 159 ページ、区分７について質疑をお受けいたします。

内山委員。

○委員（内山美穂子）　二つ質問します。

一つ目が、157 ページ、２項清掃費、１目清掃総務費、ごみ収集運搬処理事業です。ごみ分別の LINE のチャットボットについていなのですけれども、以前も質問したのですけれども、検索すると、いまだに「登録されていません」というのが多く出てくるのです。現行では平仮名、片仮名、アルファベットしか対応していないという表示がされるのですけれども、これはよく見ないと分からないのですけれども、これもすごく大きな課題だというふうに考えています。何かふだん LINE 使っている人は、文字入力するときに予測されるのが出てきますよね。思わずぽちっと押したりとかするのですけれども、わざわざそれを平仮名とか片仮名とかに変えたりとかしないのですけれども、なぜ使いにくいままになっているのかまず伺います。

もう一つが、159 ページの負担金補助及び交付金の十勝圏複合事務組合負担金です。９億 5,553 万 7,000 円です。これ広域の一大プロジェクトで、町の負担金として計上されていますが、昨今の急激な物価高騰とか建設資材の価格上昇、人件費の高騰は全体の事業費にどのような影響を与えているのか。令和５年 11 月に当初計画しましたが、当初から増額となっている要素があれば教えてください。

また、今回の予算では７億 3,240 万円を新中間処理施設整備事業債で賄うということですが、差し引き分の一般財源の内訳はどうなっているのか伺います。

建設費の上昇は構成市町村の負担増に直結しますので、今後の追加負担のリスクがないかについても伺います。

○委員長（小島智恵）　防災環境課長。

○防災環境課長（半田　健）　まず１点目のチャットボットの関係でございますが、さきの一般質問等でもお話ありまして、説明をさせていただいておりますけれども、結論から申し上げますと、うちのチャットボットの辞書機能の中に、辞書というか、登録している機能の中に、完全一致の部分の文字が全て入力と同じように、平仮名、漢字、片仮名、アルファベット大文字・小文字と、それぞれの部分をデータとして入力しないと検索機能が機能しないというような状況にあります。その関係で、スマートフォンなどで予測変換されます項目で分類を入力しても、その該当する項目がありませんというような表示になっております。

このことについては、新たにそれらの全てに該当する予測変換のことも含めて、データとして辞書機能として登録しないとならない状況になっておりますので、今それらをどのような手順で進めるかということで、今進めている最中でございます。全てのものについて、まだ情報が登録されていないので、今の現在のチャットボットの機能では機能が不十分だというようなことでございますので、できるだけ早い時期に精度を高められるような取組を進めていきたいというふうに思っています。

それから、ご質問の２点目、新中間処理施設整備事業の関係でございますけれども、当初、スタートいたしました金額から、昨今の物価上昇等も踏まえまして変更しているのかというようなご質問でございまして、ご承知のとおり、お見込みのとおり、物価変動の関係上、当初の契約金額、工事整備事業費から大幅に増額がされております。この経過につきましては、当初契約いたしました施設整備に関わります全体事業費 350 億円程度ということで想定をしておりましたけれども、その後の物価変動、世界情勢等によります調達資材等の高騰によりまして、契約条項に基づいて受注事業者から組合に対してインフレスライド条項の適用について協議がされました。

それを受けまして、組合としてインフレスライド条項、どれがどの程度影響があるものなのかということについて、令和７年７月１日現在の単価に基づいて再積算をしました。その結果、全体事業費として 7.8 パーセントの増の影響額がありまして、金額といたしましては 26 億円余り、インフレスライド条項の適用によって物価上昇、人件費の上昇等の影響額が出たというようなこととなっております。

現在も世界情勢、予断を許さないような状況になりまして、どのような状況になるか分からないというような状況でございますけれども、現時点のインフレスライド条項については、令和７年７月１日現在の状況によって事業者から申出があったものを、組合がインフレスライドに相当する項目だということで認めて組合議会においても議決をいただいて、変更契約をさせていただいているという状況にあります。

今後におきましても、どれぐらい物価上昇、価格高騰等があった場合には、業者のほうから組合に対してどれぐらいの影響になるのかということが示された上で、発生する可能性はあるということでございます。

一般財源の関係でございますけれども、今回の起債のほかに一般財源として１億円余りの一般財源が発生するということになっておりますけれども、それらにつきましては、この事業をスタートするに当たって、組合のほうで処理施設に関わります基金積立てをしておりました。それを各市町村に配分、戻す、返還する手続をしたことによって、我が町としては３億円余りの基金を令和５年度に既に返還を受けております。その基金をまちづくり基金として留保しておりまして、それらの基金を活用しながら一般財源に充当しているというようなことでございます。

○委員長（小島智恵）　内山委員。

○委員（内山美穂子）　一つ目なのですけれども、今まさにチャットボットを利便性よく使えるように、活用するために取り組んでいるということなのですね。帯広とか音更とかでは、同じ LINE のチャットボットでも違うものを使っているのですかね。何か同じように LINE を使っても、かなり帯広とか音更は、さらに何か細節みたいに、例えば発泡スチロールを入れたらその以下のもっと、もっと細分化した問いが出てくるのですね。利便性がよくなって、皆さんが使えるようなチャットボットになるように求めます。

二つ目が、インフレスライドでかなり上がっているので、今後も上がっていく可能性があるのではないかなというふうに思ったのですけれども、こうした社会情勢とか物価高騰は本町だけではどうにもならない部分もありますが、将来的な負担増の警戒とごみ減量の取組は、引き続きしっかり行っていただきたいと思います。

事業の進捗状況についてなのですけれども、令和５年 11 月の本契約の締結後、現在の進捗状況は計画どおりに進んでいると認識してよろしいのでしょうか。

また、広域の事業となりますが、町としてこの工事の進捗や現場の報告を、どのような頻度、体制で受けているのか伺います。

○委員長（小島智恵）　防災環境課長。

○防災環境課長（半田　健）　現在の新中間処理施設の工事の進捗状況でございますけれども、12 月末現在で 5.1 パーセントの進捗ということでございまして、当初の計画どおりというようなことでお聞きをしております。令和８年度末では 50 パーセントを超える進捗率を予定しているということでございまして、工事としては順調に経過をしているというようなことで報告を受けております。

また、担当者の町に対する報告等につきましては、年に５回、２か月に１回程度、環境担当課長会議というものが開催されておりまして、その後にこの新中間処理施設を整備するに当たって、各市町村の担当課長で組織する検討委員会が設けられておりまして、その中で工事の進捗等についても報告を受けているというような状況でございます。

加えまして、組合のほうでは、組合のホームページに新中間処理施設のページを設けまして、１か月ごとに写真を添えて工事の状況が閲覧できるようなことも始めておりますので、担当者のみならずどなたでも工事の進捗状況を見ることができる状態になっております。

○委員長（小島智恵）　内山委員。

○委員（内山美穂子）　LINE のチャットボットなのですけれども、今取り組まれているということなのですけれども、いつぐらいまでにできるのかどうかという。あまり使えない期間が長くなると、あるメニューなのですけれども、なかなか使われなくなってしまっては元も子もないなというふうに思い

ます。

二つ目が、計画的に進んでいるということでした。

最後に、稼働に向けた準備と町民への影響について伺いたいと思います。令和９年、来年の 10 月か 11 月に試運転、そして 11 月から全構成市町村のごみ受入れ開始まで残り１年半となりました。稼働開始に向けた現在の準備状況について、現時点で懸念される課題はありますか。また、令和９年 11 月からごみの受入れが開始されることに伴って、幕別町民のごみ分別ルールや収集日程に変更が生じる可能性があるのか伺います。

○委員長（小島智恵）　防災環境課長。

○防災環境課長（半田　健）　新中間の準備の関係でございますけれども、先ほど少し触れさせていただきましたけれども、環境担当する課長会議、新中間処理施設が正式に稼働することになれば、十勝管内の町村全てが利用するという施設になりますので、全市町村の環境担当の職員が集まります会議の中において、今後のそれぞれの住民に対する周知の方法ですとか、今までとの違いについてどのような形で周知をしていくことが適切なのかということで、今現在どのように進めていくかということの話を開始したところでございます。

新年度において 10 月を予定しております試運転に向けて、どのようなタイミングで、それぞれ関係市町村が歩調を合わせて住民の皆さんにお知らせをしていくということで、今、準備を進めているところでございます。大きく変わりますのは、ごみの自己搬入の方式が町村の収集車向けのレーンと一般持込み車のレーンが完全分離されるというようなこともございますので、あわせてそういうこともお知らせすると。それから、搬入の方法も場所が変わるものですから、どこからどのように搬入するのかというようなルートも含めて、お知らせするような形となっております。

それと、新中間処理施設ができることによって、町の分別方法ですとか収集方法はということでございますけれども、分別方法については、組合で受け入れるごみの取扱いが今と変わりありませんので、分別方法については変わりはございません。収集日等については町のほうで設定することになっておりますけれども、今現在、ごみの収集については長期契約によりまして、令和８年度までは現行の曜日によって収集をするということになっておりますが､それ以降についてはこれからどのような、今現在の計画収集の世帯、家の住居の張りつき等、収集経路等も含めて、どのようなことになるのかということは、まだ精査していないものですから、収集日等についてはまだこれから変動の可能性はあるということでございます。

○委員長（小島智恵）　住民生活部長。

○住民生活部長（寺田　治）　まず中間処理施設の財源の、先ほどお話出ましたけれども、平成９年から令和５年の 26 年間で複合事務組合で積み立てたお金、このお金というのは、くりりんセンターで可燃ごみを燃やしております、これの熱源を売電収入、約２億円ぐらいございますので、その２億円の中で施設内の電気料を賄って、余った１億数千万円のお金をこの 26 年間で積み立てて、そのお金を各市町村に分配した。これが令和７年１月の議会の歳入の補正予算で３億 300 万円ぐらい入ってきております。

それと、ごみのチャットボットですね、これが各町村のごみのチャットボットそうなのですけれども、これ平仮名と片仮名にした理由が、例えばごみの名前、落ち葉とか落ちると葉っぱの間に平仮名の「ち」が入るか入らないかでヒットするかどうかというのがあって、平仮名にするとそういうことがないということで、よかれと思ってこういのようにしたのですけれども、結果的に予測変換とか出てきてしまうと選択しづらいということで、LINE を使う方にとっては逆に不便になっている可能性はあります。これシナリオ型ですので、LINE の中にイメージとしては台本があって、そこにリストがごみの分別辞典みたいなものがあって、ごみの名前と完全に一致するものを返しなさいよという命令になっていますので、そこをダウンロードして、細かく漢字を入れていってアップロードしてという、全部一遍にやると時間がかかりますので、こまめにアップロードすれば、そんなに時間がかからないように、バージョンアップしていきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○委員長（小島智恵）　ほかにございませんか。

荒委員。

○委員（荒　貴賀）　146 ページ、３目予防費委託料、帯状疱疹ワクチン接種委託料についてであります。2025 年、昨年の 65 歳以上の方への予防接種が予防接種法に基づいて、定期接種の対象にもなりました。幕別町でも早期に定期接種に対して補助が行われる中で、本当によい事業を行っていただいたということで感謝の気持ちもあります。実は、これについて昨年度の対象者が分かれば、また接種状況、次年度の対象者がどれぐらいいるのか、あと啓蒙についてどういった形で行ってくるのかというのをお聞きしたいと思います。

○委員長（小島智恵）　保健課長。

○保健課長（西嶋　慎）　帯状疱疹の予防接種につきましては、国のほうに従いまして、５歳刻みという形で実施することになりました。４月の時点で対象者になる方に対しましては、全て個別通知を行っております。実際、対象者数は 2,019 人です。うち２月現在で、今把握できている状況ですけれども、接種者数は 403 人でございます。率にして 20 パーセントです。

この帯状疱疹につきましては、この機会を逃してしまいますと、それ以降はもう自己負担になってしまうものですから、我々としましては個別通知、そしてホームページに掲載するとともに、毎年４月に出している保健ガイドにきちんと細かく載せているほか、医療機関に委託していますので、契約している指定医療機関に対しまして、必ず今年のうちに受診してくださいというチラシを、例えば病院の待合室とかに貼るなりして、必ず皆さん方に周知をお願いしますというふうにご協力をお願いしているところです。

８年度の接種見込みにつきましては、30 パーセントを見込んでおります。それは７年度の接種状況から見てということです。

○委員長（小島智恵）　荒委員。

○委員（荒　貴賀）　先ほど課長がおっしゃられたとおり、定期接種になってきてその補助を受けるとなると、要はこのタイミングしかないのですよね。制度の問題なのであれなのですけれども、要は今回私もそのチラシ見ました。やっぱり帯状疱疹の定期接種は、公費負担で受けられる機会は生涯に１度だけということで、例えば 65 歳で１度対象者になった方は、その定期接種を受けずに５年後に受けたいなと思っても受けられないのですよね、対象から外れてしまうので。そこは予防接種ということで完全に自己負担でやっていかなくてはいけないということで、当然ワクチン接種なので受ける受けないは個人の考えにあるのですけれども、それでも、ちょっとどうしようかな、次年度で、今度の機会でいいかなと思ったときにはもう権利がないというのは、やはりしっかりと伝えていかなければいけないのだろうと思っています。

こうしたところから、先ほど啓蒙はどうされていますかというような話をお伺いしたのですが、ここにもまたほかに、過去に予防接種を受けた場合でも、定期接種の対象から外れてしまうというのもあるのです。結構複雑だなと思って、本当にやっぱりこういったことをしっかりお伝えして、こういった制度も、せっかく定期接種の補助をやっていただいているものですから、そういったところに接種しやすい環境を整えていただいているものですから、そういったところも啓蒙していただきたいと思うのですが。今、課長の話だと 30 パーセントという話でありました。どこまでか、個人の判断なので、すごく目標を設けるのは難しいなというところはあるのですけれども、周知の方法というのは、もう少し考えていただければなと思っているところでありますので、その辺については、もう少し啓蒙についてお考えをお聞きしたいと思います。

○委員長（小島智恵）　保健課長。

○保健課長（西嶋　慎）　先ほどの件も補足させてもらいますと、１年目は 65 歳以上から５歳刻み 100 歳まで、それと 100 歳以上の方全てという形に対象を取っています。今年度は 65 歳以上の方から 100 歳の方まで。100 歳以上の方は令和７年度しか受けられないものですから、対象にならないものですので、今現在、通知予定者につきましては 2,044 人であります。それに対して７年度の実績見込みか

ら、予算上は30パーセントということで予算を措置させてもらっています。ただ、これにつきましては、やはりその町に対する問合せも多いです。帯状疱疹の接種いつからですかとか、そういったものに対しましては、我々のほうも保健師の方が一件一件電話とか対応して、こまめに対応するように考えておりますので、昨年度よりもその周知方法につきましては、引き続き、検討しながら実施してまいりたいと思っています。

以上です。

○委員長（小島智恵）　ほかに質疑はございませんか。

中橋委員。

○委員（中橋友子）　ページ数でいきますと、まず一番最初は154ページ、６目環境衛生費の22節償還金利子及び割引料、１、墓地使用料返還金６万4,000円ということです。これ、たしか１区画4,000円程度でありますから、割り返していくと十数件の返還かなとは思うのですが、何件を予測されて計上されているのでしょうか。

二つ目は、同じく155ページの地球温暖化対策推進事業であります。これはゼロカーボンの計画をスタートいたしまして、2050年までのゼロということと2030年までの中間目標を定めて事業を行ってきていますが、この令和８年度の予算の中では、その目標のどこまで近づいていくのか、達成目標について伺います。

３点目でありますが、156ページの使用料及び賃借料の公共施設のLED化に係る事業の、これも進捗ではありますが、お答えでは令和６年30か所、７年23か所の53か所ということでありました。それ以前も取り組まれていると思うのですが、たしか全体では183か所の公共施設で切り替えていくのだという計画があったやに思いますけれども、まず総計画数と、これがどこまで今年度で達成していくのか、残りの事業計画、ゼロカーボン推進のためにどこまで進めようとしているのか伺います。

○委員長（小島智恵）　防災環境課長。

○防災環境課長（半田　健）　まず、ご質問の１点目、墓地の使用料の返還金の関係でございます。墓地の使用料の返還につきましては、条例に基づきまして、使用の許可の日から３年未満の方が墓地の区画を返還する場合に、先に納めていただいた使用料の返還をするというものでございまして、予算の中では一番高い区画に当たります、６万4,000円の区画１区画分の予算ということで、使用の許可をしてから３年以内に墓地の区画を返還する方に対する返還金ということで、予算を措置させていただいているということでございます。

○委員長（小島智恵）　防災環境課参事。

○防災環境課参事（山岸伸雄）　初めに、2030年46パーセント削減、2050年カーボンニュートラルといったところの進捗状況はどうかということだと思います。本年で、2013年度比で2030年度46パーセント削減ということとなりますと、2030年においては、2013年が251.3トンに対して2030年の目標が187.2トンでございますので、2030年の削減量としては64.1トン削減することによって、二酸化炭素の排出量が46パーセント削減するということとなります。

そういう目標に向かいまして、私どもさまざまな事業実施しておりますが、最新のデータで言いますと、最新のデータというのはこの二酸化炭素の排出量のデータというのが、環境省から出ています自治体の排出カルテというものがありまして、２年遅れで全て実績が出てくるということになります。ということで、最新のデータとしては令和４年度の実績ということになりますが、令和４年度でいきますと、2013年度の251.3トンに対して目標を比例的に減少していくとなりますと、2022年については217.4トンという量になります。それが実績が218.4トンということになりますので、ほぼ目標どおりに削減されてきていると。１トン足りない形になりますけれども、そういう状況にあるというのが、まず１点でございます。

それとあと、LEDに関する計画でございます。LEDについての全体計画ですけれども、多分委員おっしゃったやつは、大分前にこのLED事業を始める頃のデータだというふうに思います。このときには確かに183の施設がありまして、対象外が14ありまして、169施設というのがその際の計画段階にお

けるLEDにする施設数ということで、私どもからお話ししておりました。その後、詳細に計画を立て直しまして、例えばもう廃止が決まっているような施設を除いたりだとか、実際LED化が進んでしまっていた施設だとか、そういうのがありますので、それら全てを精査しましたところ、現状においては、実際今の計画上の施設としましては、177 施設が計画施設として捉えております。そして、台数としましては1万4,730台の台数を今のところ計画していると。ただ、施設数は今のところは177でいくかというふうに思いますけれども、台数については今後これから設計とかあるものですから、多少の前後はありますけれども、私どもが捉えている台数としては1万4,730台ということです。

これまでの実施した年度別で申し上げますと、令和6年度についてはリース事業で実施しておりまして、30施設3,460台を整備しております。これ、実施済みでございます。令和7年度につきましては、これもリースで実施しまして、23施設5,825台を今整備を終えたところでございます。令和8年度につきましては、現在のところ99施設を予定しておりまして、おおむね3,900台程度と。詳細設計はこれからまだありますので、ぶれるところはありますけれども、3,950 台ぐらいかなというふうに考えております。

あと令和9年度につきましては、予算の中でLED施設の整備実施設計委託料ということで、先ほど部長のほうから説明ありましたけれども、リースにそぐわない、例えば季節的にしか動かない施設、プールだとか、あとスキー場だとか、それとか、そういう一時期にしか使わないような施設を今対象施設として見ておりまして、それらが25施設で1,400台程度ということで見ているところでございます。

以上でございます。

○委員長（小島智恵）　中橋委員。

○委員（中橋友子）　まず1点目ですけれども、1か所で6万4,000円ということだったのですね。私は何度かお尋ねしてきていますけれども、墓地を持たない、返還するという、そういう流れが強くなってきている中で、手放される方がどんどん増えてきているのではないかなと、そこにこれが計上されたのかなと思いました。これは1か所でありますが、しかし、その墓地離れというのは止まってはいないと思います。

たしか前回の決算だったかとは思いますが、お墓を持っていらっしゃる方に対してアンケート調査を行って、その結果、今後のあり方について検討してきたい。目的といいますか主眼は、今、町民の皆さんの中に合同合葬墓の要望が強いのだと、それに向けていくために、今の幕別町の墓地の現状とそれから町民の意向というものを掌握していく必要があるという思いからお尋ねしていました。もう一歩踏み込んで、墓地を持っていらっしゃらない方の調査こそ必要かなという思いもありまして、今までの取組と今後の考え方について伺いたいと思います。

それから、温暖化計画につきましては、ほぼ目標どおりということでありますから、これは事業所関係と個人と両方で合算したものだと思うのですよね、取り組んできた結果、到達した数字というのは。このままいくと、2030年までの46パーセントというのは大丈夫だと思うのですけれども、どうでしょうか、大丈夫でしょうか。

それから、LEDのほうでありますが、ほとんど対応されてきたということで、この流れでいきますと全部で177施設、今ご説明いただいただけで140、150施設ぐらいになりますので、残りは二、三十なのかなと。そうすると、令和10年あたりに完了していくのかなというふうに思いますが、計画はどうでしょうか。

○委員長（小島智恵）　防災環境課長。

○防災環境課長（半田　健）　まず1点目のお墓の関係でございます。委員おっしゃいますように、お墓の返還につきましては、年々多くなってきておりまして、令和4年から6年までの間に貸付件数16件に関しまして、返還が59件あるというような状況で、大幅に返還が上回っていると。また、7年度につきましては、年度の途中ではございますけれども、貸付は1件、返還については29件あるということで、年々増えてきているというような状況があります。

その状況は状況といたしまして、今までの取組といたしましては、繰り返しになりますけれども、令和３年から墓地管理者調査に併せまして、今後のお墓のあり方、合葬墓についてどのようにお考えですかということを所有者、今実際にお墓をお持ちになっている方にお聞きをしておりまして、現在までに 1,417 名の方にアンケート調査をいたしまして 955 件、およそ 67 パーセントの回答率がございました。その中で繰り返しになりますけれども、現在、この後、墓じまいを考えているということで、お答えいただいた方が 19 パーセント、考えていないという方が 46 パーセント、まだ分からないという方が 34 パーセントのような状況となっております。

あわせまして、合葬墓は必要かというような質問もさせていただいておりまして、必要だと、はいとお答えになっている方が 37 パーセント、いいえとお答えになられている方が 24 パーセント、分からないと考えている方が 27 パーセントいらっしゃいます。その上で、公共の合葬墓があれば利用しますかというような質問もさせていただいております。利用したい、はいとお答えになっている方が 29 パーセント、いいえという方が 27 パーセント、分からないという方が 30 パーセントというような、墓地管理者調査からいくと、このような状況になっております。

ちなみに、墓地管理調査のそれぞれの墓地ごとのアンケートといいますか、墓地の管理状況、確認状況を申し上げますと、令和３年から始めました札内地区におきましては、既に２年、３年と継続して管理調査させていただいておりまして、87 パーセント、90 パーセント近い回答をいただいているというような状況にあります。しかしながら、令和５年、６年、７年と実施しております幕別墓地、忠類墓地につきましては、まだその墓地管理の状況の確認が 40 パーセント程度しか進んでいないというような状況にあります。これらのところにつきましては、引き続き管理者調査も含めまして、調査を続けていかなければならないというようなことで考えております。

あわせまして、アンケート結果からはこのような状況になっているのですけれども、あわせて町内の寺院、お寺さんのほうにも意向を、どのような考えですかと、お寺さんとしてどのような考えですかということと檀家さんは合葬墓等に対してどのようなお考えているでしょうかねということで、実際にお邪魔をさせていただいて、寺院の状況も確認をさせていただいております。お墓じまいしたからといって、全てお骨がそれぞれ故郷の合葬墓とか民間の合葬墓ということではなくて、北海道、この地域にお住まいの方は、お墓もお持ちになっている、それぞれ菩提寺に納骨堂もお持ちになっているという方が多くいらっしゃるというような状況も確認をしております。お墓の管理ができなくなったからといって墓じまいはするけれども、お骨については納骨堂に収める、あるいはそれぞれの菩提寺の永代供養のほうにお願いをするというような状況もあるということで、お寺のほうとしてはそういう状況になっているということは承知しているよというようなことのお話を伺っております。お寺としてやれることがあるのですよということを、まず一番先にお話を伺いました。

その上で過去から話題になっております、それぞれのお寺の中での永代供養でありますとか、合葬墓をお持ちの中には、それぞれ経済的な負担が大きいのだというようなお話もありましたけれども、それぞれ寺院にお尋ねをしてお話を伺っておりますと、一概にとは言いませんけれども、それぞれ寺院も宗教法人としてそれぞれの寺院の管理運営されているということで、金額設定をしなければならないということがまず第一にありますよというお話を伺いました。しかしながら、寺院とそれぞれの家族との中で今まで築き上げてこられました関係性があるので、それぞれの経済状況に応じて、相談に応じてお骨をお預かりしているということも実際にお話としては伺いました。

実際に町として、近隣の町村でもそういう施設ができていて、幕別町でもそういう施設について現在どのようにすべきかということを考えていますというお話をさせていただいたところ、町がやるのであれば、公共の部分として準備しなければいけないというものがあるので、町に寺院としても協力はいたしますというようなお話は伺っておりますけれども、ただしというお話がありました。ただし、野放図に全てというわけではなくて、それぞれある程度条件をつけた中で設置する部分には、やむなしなのかなというようなお話を伺っております。

なものですから、また寺院の話も伺いました。墓地を管理している方のお話も伺いました。質問に

ありました、これからまだお墓をお持ちでない方のご意見ということも、これからある程度町として、方向性をどのようにすべきかという考える判断材料の一つで大きなものになるものですから、今後どのような手法で、どのような意見の集約をするかということも含めて、今後検討させていただきたいというふうに考えております。

○委員長（小島智恵）　防災環境課参事。

○防災環境課参事（山岸伸雄）　それでは、私のほうからまず１点目、温室効果ガスの削減46パーセント大丈夫かというお話だと思います。これについては、今、私のほうからご答弁をさせていただいた部分につきましては、今の段階では順調に削減は進んでいるということは確かでございます。

ただ、一つ一つを見ていきますと、難しい分野もございます。何が難しいかというと、一つは産業部門の二酸化炭素の排出削減をいかに進めるかということ。産業部門といいますと、幕別町でしたら農業が主体の町でございますので、農業における二酸化炭素の排出削減というのが、どう進んでいくかというのもこれ大きな部門かなというふうに考えております。

またもう一点は、運輸部門についても大変難しい部分でございます。大型のショベルカーだとかトラックだとか、そういう部分の二酸化炭素の排出削減というのも、これをどう進めるかということも大変難しい分野というふうに捉えております。これにつきましては、先般の議会の中でも、私のほうからお話しさせていただきましたけれども、これらの運輸部門とか産業部門というのは、やっぱり新たな技術革新というのが必要不可欠な分野になってくるかというふうに存じます。そういう面から、それらのまずは技術革新、新技術といったところを、いかにその業態の皆様方が取り入れて進んでいただけるかということと、また町として、どういうそこに対する支援ができるのかというのも一緒に考えていかなければ、なかなか達成というのは容易なものではないというふうに考えております。

あともう一点のLED化の施設数の関係です。私も台数の話も含めたので、ちょっと複雑になってしまいましたけれども、対象施設だけで見ますと、先ほど申し上げました令和６年度は30施設、７年度は23施設、もうこれ終わっています。令和８年度については、これ99施設をこれから新年度予算で実施していこうというふうに考えております。令和９年度、これは今度はリースではなく、町自前の工事において実施するということを考えておりまして、これについては 25 施設ということになります。ですので、今後はというと、８年度の99施設と９年度の25施設ですので、合計で124施設が８年度、９年度で実施されるということで、これで一応終了ということになります。

それ以外の施設、確かにございます。それらは先ほどお話しさせていただきましたとおり、もうLED化になっていたりだとか、施設が古かったりだとか、そういうような施設は実を言うと77施設ほどあるのですけれども、そういうところは全て除いての、今、整備施設数ということです。整備施設数については建物だけではございませんので、公園の照明とか、そういうのも全て入っております。そういう施設数だということで捉えていただければありがたいと思います。

以上でございます。

○委員長（小島智恵）　中橋委員。

○委員（中橋友子）　まず墓地からなのですけれども、大変詳細な調査をされていてご報告をいただきました。お寺の考え方まで踏み込まれたというのは、大事なことではあったかなというふうには思います。ただ、本当に宗教法人としての維持をしていくと、今いろんな意味で困難も生じてきている。お墓離れ、お葬式離れというようなこともあって、そういうこともありますので、出された条件がどんな条件なのかなと、ただし、条件はあると言われたというのですけれども、それは教えていただければ教えていただきたいというふうに思いますし、私はやっぱり今までのこの範囲というのは、檀家さん、つまりお寺を持ち、お墓を持ち、納骨堂を持ちというような密接にきちっとお寺と関わってきた人たちの調査、それが対象だったと思うのですよね。

そうではない、札内地域などは、特にいろいろな地域から集まってこられて住居を構えられているというのもあるものですから、地元にお寺もお墓もないという方たちはたくさんいらっしゃると思います。そういう方たちが合同納骨堂は考えないのだろうかという、そういう声が届いているわけです

ね。したがって、ここまで調査されたのでありますから、もう一歩広げて、町民を対象にした調査をされていくと、より方向性が見えるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

それと、産業部門の削減をいかにしていくかが、目標達成の成否に関わってくるということであろうと思います。これは幕別町としての支援策が必要だということでありますが、私たちはまず、こういった状況が事業者に対してどこまで浸透されているのか、説明会であるとか、常時、町民全体で削減していくわけですから、情報の共有がなかったら削減はできないと思います。もちろん町民全体にお知らせしていくことと併せて、事業者に対してはやはり達成のための協力をもらっていくという意味も含めて、これから計画を持って働きかけをしていかなければならない。どんな計画でいらっしゃいますか。

LED 化につきましては、令和８年、今年が随分多いのですね、99 施設。令和９年がリースではない、町自前の設備、25 施設あるということです。なぜ自前なのか、なぜリースでできないのかというところもお尋ねしたいところでありますし、令和８年の 99 施設というのは、この予算そのものは委託料として 1,211 万円ということでありますから、この範疇なのだとは思うのですけれども、これまでの進めてきた計画の３倍以上になっていますよね。これは当然請け負ってくださる業者もいらっしゃるからこういう予算立ててこられたと思うのですが、大丈夫ですかと聞くのもここ予算出ていておかしいのですけれども、どうなのでしょう、大丈夫でしょうか。

○委員長（小島智恵）　防災環境課長。

○防災環境課長（半田　健）　合葬墓のお話でございますけれども、寺院から出された条件はというようなお話ありましたけれども、寺院のほうからお話があったのは、公共で設置している部分、他市町村の例を見ると、低価格なものの合葬墓になっているというようなことがまず一つ。それと、当初の設置目的としては、身寄りがないですとか、どうしても公共でしかお預かりすることができないものをお預かりするという施設で、設置はしているけれども、単に経済性だけをもって利用されている例があるので、そういう部分については、考えていかなければいけないのではないのかというようなお話も実際にされました。

そのようなことも踏まえて、どういうものが必要なのか。お話を伺っている中では、公共としてそういうものは必要だねということは理解はいただいています。ただ、しかしながら、誰でもということになってしまうと、ただ金額、経済性だけを取って、特にまだお寺さんとお付き合いのない方、お骨をお持ちでない方については、単に経済性だけで世間の動きとして動く傾向にあるので、そういうものはどうなのかなというような疑問を投げかけられたということでございます。

実際に、住民アンケートの関係でございますけれども、先般、隣の大樹町のアンケート調査実施したというような新聞報道もありました。その中でも、全ての町民の方を対象にしたアンケートの中で、合葬墓は必要ですかという答えの中では、７割程度の人が必要だというお答えをいただいていて、ただその内、実際に利用しますかというふうになると、使う、使わない、分からないが３分の１程度ずつに分散されるというような状況にもなっております。ある程度町のほうとしても、設置するか否かの判断をするに当たっては、多くの意見をお伺いした中で、最終的な方向性をさせていただければなというふうに考えています。

○委員長（小島智恵）　防災環境課参事。

○防災環境課参事（山岸伸雄）　初めに、事業者に対する協力、計画はということでございます。今、私ご説明させていただいたとおり、大変難しい分野ということは事業者の方もご存じでございまして、一つは地球温暖化対策推進委員会という委員会を立ち上げて、いろんな協議をしております。その中に運輸部門の代表者の方、それと産業部門で言いますと、JA の代表者の方も入って協議をしているという面においては、情報は共有化されて進んでいるかというふうに思います。

一つの手法としては、今、一般質問のほうでもご質問ございましたけれども、バイオマスプラントというのを今検討しております。このバイオマスプラントにおいて、町長のほうの答弁からガスを利用するということを、幕別町としてはそれを考えているというご答弁ございましたけれども、そのガ

スの利用というのは、一つのこの運輸部門だとか産業部門にそれらが活用できれば、大きく CO_2 の削減というのは進んでくるかというふうに期待をしております。ただそれには、そういう施設の投資だとか、それとあと、それを利用するための技術革新というのもやっぱり必要になってきます。そういうのもを併せて、どうすればいいかというのを、ひとつ今後とも検討していかなければならないというふうに考えております。

また、直近で言いますと、今年度の予算の中に、新年度予算の中に入っておりますけれども、事業者省エネルギー診断支援補助金というのがございます。これが一つの手がかりということで、事業者の方がこの診断をすることによって、自分のところの CO_2 がどこを削減することが一番効果的なのかといったところの診断事業に対して、町として支援しようという新しい事業が出ております。そういうのも活用しながら、今後事業者だとかと一緒に CO_2 削減に向けて進めてまいりたいというふうに思っております。

あと、LED 化の関係なのですけれども、なぜ自前かということでございます。まず、なぜ自前かという部分につきましては、先ほどリースというのは、まずリースはなぜリースにしたかというのは、いっときに町の町費をもってやらなくても分割払いになりますので、実際、分割しながら払っていくということをして、その効果を早めるためになるべく短期間にやることによって、エネルギーの消費量が少なくなりますから、結果、二酸化炭素の排出削減につながってくるという面で、早く事業を進める上においては、やっぱり LED のリースというのは一つの大きな要素だというふうに考えまして、リースを私どもは考えた、選択をしたということです。

なぜ自前かというのは、その逆でございまして、リースでやっても、リースというのは毎日金利がかかってくる形になります。要はつけたものに対して支払いをしていく、そして金利もかかってくる、リース料金がかかってくるということになりますと、一時期しか使っていない施設、例えば先ほどお話ししましたように、プールなんかというのは夏場しか使わないで、冬は使っていません。でも、冬使わなくても、ずっと経費がかかってしまうというのがございます。そういう面で、そういうものはやはりリースは、費用対効果をよく考えたらやっぱりそぐわないかなということで、工事で一発で取り替えてしまうと、もちろん町費なり、今回は起債、地方債を活用しましてやっていきますけれども、同じく金利はかかりますけれども、圧縮されるものですから、地方債の補填もあるものですから、そういうものもうまく活用すると、そっちのほうがより効果的だなということで自前にしたということでございます。

委託料は 1,211 万 1,000 円、今回の当初予算で載っております。これについては、今ご説明しました自前工事を行うための設計委託料です。ですので、自前工事を、工事をするものですから、その前に設計をして、どこの建物にどういう電灯をつければいいか、配線がどうなっているかというのを一つ一つ全部、工事をする前には必要になってきます。それらを自前工事の前段で設計をし、９年度に発注していくということで、今回この委託料が載っていると。リースはどうなっているのだということになりますと、リースはそれらも含めて全部、設計料も含めて１年ごとで費用がちゃんと見積もられているということで、リースに関しては事前に設計委託料を組んでいないということの違いがございます。

以上です。

○委員長（小島智恵）　中橋委員。

○委員（中橋友子）　何となく全体の姿がお示しいただけたのかなというふうに思います。

墓地のほうは引き続き意向調査、そしてゼロカーボンのほうは目標達成に向けての取組と、都度、計画の進捗状況など、機会あるごとにお示しいただければというふうに思い、これは希望でありますから、お答えは結構です。

以上です。

（関連の声あり）

○委員長（小島智恵）　谷口委員。

○委員（谷口廣之）　合同墓、共同墓地のことで質問させていただきたいと思います。

私も詳細なアンケート結果が出せる、とてもいい内容の調査をやられたなということ、訪問調査も含めてなかなかなものだなというふうに思って聞いておりました。気になった、これからのことで加えていただくものとして、お答えの中で札内地域は87パーセントの回答率で、幕別・忠類地域については50パーセントになっていないくてと。要はこのまま意向調査を引き続き続けていけば、どれぐらい返ってくるのだろうということになってくるのだけれども、結局もう責任持って管理する人がいないだとか、もう管理する人がいないだとか、そういうお墓もきっと随分とあるのではないかな。そういったお墓をどうするかということも含めて、これから検討していただくようなことが必要なのだと思うのです。このことをちょっと提言させていただいて、もし何かあったらばご答弁ください。

○委員長（小島智恵）　防災環境課長。

○防災環境課長（半田　健）　墓地の管理者の調査の関係でございますけれども、先ほど説明させていただきましたように、令和３年からスタートさせていただきまして、もう５年目を迎えました。一番初めに調査を開始いたしました札内墓地については、５年間の調査をさせていただいて、80パーセント以上の回答をいただいて、おおよそ約１割程度がまだ管理者がどなたかというのが承知できない状態までに調査をできたという実態がございます。そのようなことも含めまして、可能な限り100に近づけれるように、そうすることによって、今現在どなたがどのお墓を管理されているのかということが明らかになってくるものですから、それは引き続きさせていただきたいというふうに考えております。

それとあと、墓地の管理者が不明だというようなところも、実際には墓地の状況ですとか、長年調査をしている中で、特にお墓の区画の中に、小さな木だったものが大きく繁茂して、隣の墓地に影響を及ぼしているというような墓地も見受けられます。そういう墓地については、恐らくここ何年か調査している中で、まだご回答がないということで、どなたが管理されているのかまだ不明な部分というものがございます。そういうものも含めまして、どのような状態になっているのか、ある程度適正に管理がされないと、適正に管理されている隣の区画ですとか、周りの墓地にも影響がございますので、それらについては引き続き調査を進めさせていただいて、可能な限り管理者を特定できるような取組につなげていきたいというふうに考えております。

○委員長（小島智恵）　ほかに質疑はございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（小島智恵）　ほかに質疑がないようですので、４款衛生費につきましては、以上をもって終了いたします。

次に、５款労働費の審査を行います。

５款労働費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（髙橋修二）　５款労働費についてご説明申し上げます。

160ページをご覧ください。

５款労働費、１項労働諸費、１目労働諸費388万3,000円、本目は労働者対策に係る経費で、説明欄の２番目、勤労者福祉資金貸付事業は、勤労者の福祉の向上を図るため、生活や教育などに要する資金を貸し付けるための運用原資を労働金庫へ預託するものであります。

２目雇用対策費827万1,000円、本目は雇用対策に係る経費で、説明欄の若年者緊急雇用対策事業は、新規学卒者などで就職未定の方を町の事務補助員として最長６か月間任用し、社会人としての素養を身につけ、民間企業などへの就職の促進を図るもので、３名分に要する経費でございます。

161ページになります。

説明欄の季節労働者雇用対策事業は、季節労働者の生活の安定のために実施する冬季の雇用対策などに要する経費であります。

以上で、５款労働費の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（小島智恵）　説明が終わりましたが、ここで質問を予定されている方を確認いたします。挙手をお願いします。

（挙手する者あり）

○委員長（小島智恵）　この際、お諮りいたします。本日の委員会は、５款労働費の審査が終了するまで行いたいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（小島智恵）　異議がないようでありますので、本日の委員会は、５款労働費の審査が終了するまで行います。

それでは、質疑をお受けします。

野原委員。

○委員（野原恵子）　161 ページの２目雇用対策費、12 節委託料、細節６町道環境整備委託料ですが、重点事業骨子の６ページなのですけれども、ここで雇用対策といたしまして、季節労働者雇用対策事業、ここに３点記されております。道路清掃、除排雪等の町道環境整備、公共施設清掃ですけれども、この除排雪等の町道環境整備なのですが、これは町道の環境整備、加えまして先ほど福祉除雪で、私、質問したのですけれども、ここに福祉対策の一環とするかどうか、これは横に置きまして、除雪というところでは、高齢者の除雪も非常に望まれています。それで、ここに所得制限がなくても、どなたでも高齢者と障がいある方ですとか、ここで除雪対策として、雇用対策として除雪の対策を考えられないか、新たにここに雇用対策として制度を設けられないかどうか、その点の考えをお聞きしたいと思います。

新たに設けられないかどうか。

○委員長（小島智恵）　保健福祉部長。

○保健福祉部長（亀田貴仁）　５款の事業については、ちょっと内容が異なってくるかとは思うのですけれども、当時、社会福祉協議会の高齢者就労センターの事業の中で除雪事業が行われていまして、その中でこの道路脇に置かれた雪の除雪というのも行われてきたとは思うのですけれども、社会福祉協議会のその事業の中では、除雪をしていただけるスタッフが確保できなくなってきたということもあって、廃止になったというものであります。それを受けて町としては、先ほどお話しした福祉除雪という形を設けまして、今、本当に困った方は、その制度の中で対応したいというふうに思ったものであります。

今回のこの町道環境整備に関しては、基本、季節労働者対策とかの中で行われている事業だとは思いますので、今この取組の中でこういった対応ができるのかどうかというのは、そこは別の担当の方のほうで回答はいたします。

○委員長（小島智恵）　商工観光課長。

○商工観光課長（本間　淳）　季節労働者の方の雇用対策として実施してしてまいりましたが、令和２年 47 人実質働いた方がいらっしゃるのですが、年々高齢化とともに働く方が減っておりまして、令和７年度は実質５人ということで、先ほど保健福祉部長のほうからも説明があったとおり、労働者の確保、本来は雇用対策ということでやるのですが、最近では働く人を確保するということ自体が難しくなっておりますので、この事業で民地の除雪をするということは、実質難しいかというふうに考えております。

○委員長（小島智恵）　野原委員。

○委員（野原恵子）　社協でやっている就労の方々も、高齢化でなかなか手作業で排雪できないという状況も承知しております。けれども、こういう季節労働者対策として、企業でも冬場の仕事の確保ということも検討が必要かなという事業者もあるかと思うのですよね。ですから、冬場の仕事の確保ということで、ここは季節労働者なのですけれども、そういう方々にも協力していただきまして、道路から住宅までの歩道なので、そこの排雪は本当に町民がどなたかにお願いしたくても、なかなか人の確保ができないという状況もありまして、事業者に協力をいただきまして、季節の仕事の対策として、

そういうところに協力のお願いができないかどうか、その点も検討していく時代になってきているのではないかと思うのですが、季節労働者対策としてちょっと違うのかなと思うのですけれども、冬場の雇用対策としては、そういうことも考えられるのではないかと思うのですが、そういう検討もできないかどうか、お伺いしたいと思います。

○委員長（小島智恵）　経済部長。

○経済部長（髙橋修二）　ただ今の町道の環境整備委託料、季節労働者対策ということで今行っているところでありますけれども、先ほど課長も申したとおり、なかなか人手の確保がもう年々難しくなっている状況にあるというところがまず一つと、それから、先ほどの福祉除雪の関係についても、除雪を、所得のない方で低所得者で大変な方は、町のほうで手を差し伸べて除雪をすると。また一方では、お金がある方については、一般の会社さん、建設業者さんですとかそういったところに、冬の除雪を個々でお願いするということで、そういったことも町のほうで紹介をさせていただきながら来ていますけれども、ここでなかなかこの町道の季節雇用の対策の中で福祉除雪も併せてというところは、現状ではなかなか難しいのかなというふうに考えているところです。

○委員長（小島智恵）　よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（小島智恵）　ないようですので、５款労働費につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

［散会宣告］

○委員長（小島智恵）　本日は、これで散会いたします。

なお、明日の委員会は午前 10 時から開会いたします。

17：04　散会

令和８年度
各会計予算審査特別委員会会議録

１　日　　時　　令和８年３月19日
　　開会　10時00分　　閉会　16時14分
２　場　　所　　幕別町役場３階議場
３　出 席 者
　①　委　員（16名）

畠山美和	塚本逸彦	山端隆治	内山美穂子	小田新紀	長谷陽子
酒井はやみ	荒　貴賀	野原惠子	石川康弘	岡本眞利子	藤谷謹至
田口廣之	谷口和弥	藤原　孟	中橋友子		

　②　委員長　小島智恵
　③　委員外議員　議長　寺林俊幸
　④　説明員

町長	飯田晴義	副町長	伊藤博明
教育長	笹原敏文	企画総務部長	山端広和（選挙管理委員会事務局長）
住民生活部長	寺田　治	保健福祉部長	亀田貴仁
経済部長	髙橋修二	建設部長	河村伸二
会計管理者	武田健吾	忠類総合支所長	鯨岡　健
札内支所長	白坂博司	教育部長	石田晋一
政策推進課長	宇野和哉	総務課長	西田建司（選挙管理委員会書記長）
地域振興課長	安田奈緒	糠内出張所長	古山悌士
住民課長	佐々木一成	防災環境課長	半田　健
税務課長	田村真由美	農林課長	遠藤寛士
農林課参事	廣瀬康友	農業振興担当参事	平井幸彦
商工観光課長	本間　淳	土木課長	香田裕一
都市計画課長	松井公博	経済建設課長	吉仲有希
経済建設課場長	児玉隆良	農業委員会事務局長	木村純一
防災環境課参事（消防担当）	西川浩之	防災環境課参事（消防担当）	近藤慎哉
防災環境課参事（消防担当）	花本隆範		

　　ほか、関係係長、係

　⑤　職務のため出席した議会事務局職員
　　局長　佐藤勝博　　議事課長　岩岡夢貴　　係長　渡辺　優
４　審査事件　令和８年度幕別町一般会計ほか５会計予算審査
５　審査結果　一般会計ほか質疑
６　審査内容　別紙のとおり

予算審査特別委員長　　小島智恵

議事の経過

（令和８年３月19日　10:00　開会・開議）

［開会・開議宣告］

○委員長（小島智恵）　昨日に引き続き、予算審査特別委員会を開会いたします。

お願いを申し上げます。

委員並びに説明員の方に申し上げます。

質問並びに答弁は、簡潔明瞭にお願いいたします。

［審議］

○委員長（小島智恵）　それでは、６款農林業費の審査を行います。

６款農林業費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（髙橋修二）　６款農林業費についてご説明申し上げます。

162 ページをご覧ください。

６款農林業費、１項農業費、１目農業委員会費 1,634 万 9,000 円、本目は農業委員会の運営や農業者年金事務などに要する経費で、説明欄の農業委員会運営事業は、農業委員会委員 23 名の報酬のほか、事務局経費などであります。

163 ページになります。

２目農業振興費１億4,696万9,000円、本目は農業振興に係る負担金や補助金などに要する経費で、165 ページになりますが、説明欄の１番目、ゆとりみらい 21 推進協議会運営事業は、町と農業関係団体等で構成するゆとりみらい 21 推進協議会に対する補助金で、18 節負担金補助及び交付金の細節４は、狩猟免許取得補助など有害鳥獣被害対策事業に対する補助金であります。

説明欄の３番目、ふるさと土づくり支援事業は、堆肥切り返し作業や堆肥購入、土壌診断を実施した農業者に対しその費用の一部を補助するもの、166 ページになりますが、説明欄の２番目、環境保全型農業直接支援対策事業は、有機農業や化学肥料、農薬の使用低減と併せて実施する堆肥や緑肥の施肥など、環境保全効果の高い営農活動を行う農業者団体に対する補助金であります。

167 ページになります。

説明欄の１番目、中山間地域等直接支援対策事業は、忠類地域における農業の多面的機能の確保を図るため、集落自らが農村環境の改善や生産性の向上などに取り組む事業に対する交付金、次の農業ゆとりみらい総合資金貸付事業は、農業振興と農村地域の活性化を図る農業者等に対する無利子または低利の貸付金であります。

168 ページになります。

説明欄の２番目、農業振興公社運営費補助事業は、農業の担い手対策や農地の利用集積などを行う農業振興公社に対する補助金、次の新規就農者支援事業は、新規就農者に対する支援として令和６年度から就農している夫婦２組、１個人に対する農業次世代人材投資資金と、就農直後の経営確立を支援する夫婦２組に対する新規就農者支援奨励金であります。

３目農業試験圃場費 421 万 9,000 円、本目は施肥、品種比較試験などを実施する町の農業試験圃場の運営に要する経費であります。

170 ページになります。

４目農業施設管理費 1,269 万 5,000 円、本目は農業担い手支援センター、ふるさと味覚工房などの維持管理に要する経費で、171 ページになりますが、説明欄の中段、ふるさと味覚工房維持管理事業は、指導員２名の人件費や施設の維持管理経費などで、172 ページになりますが、説明欄の下段、気

象観測機器維持管理事業は、これまでの農業気象情報提供事業が新たな提供方法に移行することとなりましたことから、町内７か所に設置している気象観測機器及び敷地工作物の撤去に要する工事請負費などであります。

173 ページになります。

５目畜産業費 5,367 万 5,000 円、本目は畜産振興に係る負担金や補助金などに要する経費で、175 ページになりますが、説明欄の２番目、公社営草地整備事業は、忠類地域において北海道農業公社が実施する草地畜産基盤整備事業に対する委託料、次の優良和牛生産基盤強化事業は、和牛の繁殖産地として和牛改良を促進するために、体格発育に優れた繁殖雌牛を保留した農業者に対する補助金であります。

６目町営牧場費 7,872 万 7,000 円、本目は町営牧場３か所の維持管理に要する経費で、作業員の人件費や牧草地の肥料費などであります。

なお、本年度は幕別地域で 500 頭、忠類地域で 600 頭の入牧を見込んでおります。

178 ページになります。

７目農地費４億 3,132 万 1,000 円、本目は土地改良施設の維持管理などに要する経費で、説明欄の土地改良施設等維持管理事業は、上統内排水機場や幕別ダムなどの維持管理に要する経費であります。

180 ページになります。

説明欄の１番目、小規模暗渠排水整備事業は、１ヘクタール未満の小規模暗渠や支線明渠の整備を行った農業者に対する補助金、次の多面的機能支払交付金事業は、農地や水路、農道などの保全管理や維持補修、植栽等の景観形成などを行う農村地域の共同活動を支援するもので、14 組織に対する交付金、181 ページになりますが、説明欄の２番目、団体営土地改良事業の 14 節工事請負費は、幕別ダムの電気設備更新工事に要する経費であります。

182 ページになります。

８目土地改良事業費１億 6,623 万 6,000 円、本目は道営土地改良事業に係る負担金や事務経費で、18 節負担金補助及び交付金の細節５糠内第３地区から、183 ページになりますが、細節９の駒畠第２地区までの５地区で実施する道営水利施設等保全高度化事業に係る負担金などであります。

２項林業費、１目林業総務費 5,178 万 9,000 円、本目は林業振興に係る補助金や有害鳥獣駆除対策などに要する経費で、184 ページになりますが、説明欄の下段、公費造林推進補助事業は、国の森林環境保全整備事業を活用し、人工林の造林を実施した森林所有者に対する森林組合への補助金、185 ページになりますが、説明欄の１番目、有害鳥獣駆除対策事業は、有害鳥獣捕獲者に対する出動謝礼のほか、捕獲した鳥獣に応じて交付する補助金であります。

次の森林整備環境促進事業は、森林環境譲与税を活用した事業で、186 ページになりますが、説明欄の 18 節負担金補助及び交付金の細節３私有林森林整備環境保全事業補助金は、私有林を維持するために必要な下刈りや除間伐などに要する負担を軽減するため、森林整備を実施した森林所有者に対する森林組合への補助金、細節５林業緑化推進事業補助金は、出荷した苗木の樹種や生産方式などに応じた苗木生産事業者に対する補助金であります。

２目町有林管理経営費 6,919 万 6,000 円、本目は町有林の管理に要する経費で、説明欄の 14 節工事請負費は、下刈りや皆伐、植栽など、町有林の整備に要する経費であります。

以上で、６款農林業費の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（小島智恵）　説明が終わりましたので、質疑を行います。

162 から 186 ページ、区分９について質疑をお受けいたします。ございませんか。

岡本委員。

○委員（岡本眞利子）　ページ数が 185 ページの 12 の委託料、森の輪製作委託料ですね。これについてお伺いしたいと思います。

この事業は令和２年から始められ、今、令和２年にプレゼントした子どもさんはもう５歳以上には

なっていると思うのですけれども、この玩具をもらった子どもたちは、現在このおもちゃで遊んでいるのか、そういうことを聞かれたことがあるのかというふうに思います。というのは、この事業は木材の端材を有効に使おうということで作られたおもちゃだと思うのですけれども、やはり短い期間しか遊ばれていないということが私はお聞きしたのですけれども、もう少し、せっかくプレゼントするのだったら、もうちょっと長い目で使えるようなものに、形を、ドーナツ形になっておりますけれども、それはそういうふうに決まっているのか、また、それを変えるということはできないのかお伺いします。

○委員長（小島智恵）　農林課長。

○農林課長（遠藤寛士）　この事業、令和２年度からスタートしておりまして、委員おっしゃるように５歳、令和２年に配布された方が５歳を迎えられているということでございます。現在５歳の方がその森の輪を使われているかどうかということを調査しているかということなのですけれども、それについては、現在使われているかどうかということについて調査を行っているものではございません。

それから、形状ですね。輪っかの形状についてなのですけれども、赤ちゃんが輪っかをくわえたり、手に持ったりという形を想定して輪っかの制作になっていると思いますので、その形を変更できるかどうかということは、ちょっとなかなか難しいのかなというふうに思っております。

配布させていただいたお母さんたちからのお声ということでは、木には柔らかいイメージがあり、赤ちゃんにはよいと思うということですが、それから手触りや木の香りがよく、安心して遊ばせられますとかというお声はいただいているところでございますので、また、管内では、今、管内で 10 の自治体で森の輪の取組が進められているということでございますので、引き続き町民の皆さんの声をいただきながら、この事業を継続していくかどうかについては引き続き検討をしてまいりたいというふうに思っております。

○委員長（小島智恵）　岡本委員。

○委員（岡本眞利子）　決して否定するものではないのですけれども、せっかく町からプレゼントしたときに、やはり長いこと使ってもらえるようなもの、例えば端材ですからどうなるか分からないですけれども、お箸とかスプーンとかというようなずっと使えるようなものに、木の輪っかですと、本当に何歳かという、もう期間が見えてくると思うのですけれども、例えばスプーンですと、もっともっと長い期間が使えるのではないかなというふうに思います。わざわざアンケートを取ってまでとかというわけではないので、これは乳幼児の健診時にお渡しをしているということなので、３歳児健診とか、そういうときにまた健診に来られたお母さんにちょっとどうですかという声を聞くことも可能ではないかなと思います。そんなことを聞いていただきながら、形もずっと長く使えるように、女性でしたらお嫁に行くときにも思い出として持っていけるようなくらいの形のものが作ることができないのかなというふうに思いましたので、今回このような質問をさせていただきましたので、十分検討していただきたいと思います。

以上です。いいです。

○委員長（小島智恵）　ほかに質疑ございませんか。

中橋委員。

○委員（中橋友子）　農業振興に関わりまして、ページ数では 168、新規就農のご説明をいただきました。毎年毎年、農業後継者が少なくなってきているということで、基幹産業でありますから、維持発展していくことを願っているところですが、例年、新規就農に対して支援をしてこられました。今年もご夫婦、忠類１組、さらに２組ということでありますが、問題は定着ということが大事だと思うのです。これまで何年間かやってこられたと思いますが、新規就農の数と、定着がされているかどうかということをまず伺います。

もう一つは全体の、いつも伺っておりますが、農家戸数、令和８年度、何戸でスタートされるのか、昨年は離農はあったのかと、もう一つ、農業経営者の平均年齢、経営者の方の平均年齢は何歳になってきているかということで、年々上がってきておりまして、この点でも５年後、10 年後というふうに

考えたときの幕別町の農家の経営がどんなふうになっているかということも、きちっと押さえていきたいと思いますので、お答え願います。

○委員長（小島智恵）　農業振興担当参事。

○農業振興担当参事（平井幸彦）　新規就農者への支援というところで、まず予算のほうから申し上げます。

168 ページのほうでの新規就農者支援事業になります。農業次世代人材投資資金、こちらのほうは令和６年度から就農開始している２夫婦、それから１個人というところでの３戸というところへの助成でございます。

次の４目新規就農者支援奨励金でございますが、こちらは町独自の支援ということで、先ほどの次世代投資資金の中のいわゆる２夫婦というところに助成しているものでございまして、こちらは令和６年度から５年間ということで農地賃借料の２分の１、それと農地に係る固定資産税の相当額、それと農機のリース料の２分の１の助成というところで 323 万 9,000 円という予算で計上しているところでございます。

新規就農の状況でございますが、こちらの、今、助成をしている令和６年度からの就農というところでは２夫婦、そして１個人というところと、これは先の予定ということで、ちょっと計画というところにも含まれますが、令和８年度からの就農を予定しているところが、農業振興公社で行っております農村アカデミー、こちらを修了いたします１戸、そちらが令和８年４月からの新規就農予定という予定がございます。その先はまだ、これはもう本当に予定になりますけれども、現在、農村アカデミーに入校している中で、畑作での就農を目指すというところでの１件、それと同じく畑作での就農を目指すというところでの１件というところが、ちょっと就農開始年度というところは未定ですけれども、この先の予定というところでございます。

定着状況というところでございますけれども、農業振興公社のほうを経由いたしました農村アカデミーを経由したところでの新規就農への助成というところの実績でございますと、15 件の就農というところに助成を行っておりまして、そのうち２件がちょっと離農ということと、１件が経営者の死亡ということがございまして、12 件というところが、現在も就農を続けられている実績というところになります。

○委員長（小島智恵）　農林課長。

○農林課長（遠藤寛士）　農家戸数の関係でございます。

農協さんの組合員戸数でお知らせさせていただきたいと思います。令和７年の組合員戸数が、町内 443 戸でございます。令和６年が 454 戸でしたので、11 戸減という形になっております。

それから、離農の関係でございます。こちらは農協さんからの聞き取りによる数字になりますけれども、令和７年中に離農予定されているといいますか、離農されるということでお聞きしている件数が 15 件でございます。

平均年齢ですけれども、こちらは令和２年の農林業センサスによりますと、幕別町の平均年齢が 56.3 歳でございます。

○委員長（小島智恵）　中橋委員。

○委員（中橋友子）　初めに、新規就農のご説明をいただきました。これまで新規就農の支援を直近でされてきた方で、畑作で１件、さらに農村アカデミーで１戸、令和８年の予定ですね。農村アカデミーで１戸、畑作で１件、さらにいつからか分からないけれどももう１件ということですね。それで、その前段の事業の応援、１個人、２組夫婦については令和６年からの継続事業でありますから、これは今年度新たに迎えるということとは違ってきますね。最初に申し上げた就農予定のアカデミーの方１件と畑作１件、いつからか分からない１件、これが今年度、令和８年に新たに迎え入れる新規就農者ということでよろしいですね。

それで、やはり離農が 15 件ということで、これは新規就農を上回ってしまう、どんどん減っていくということになりますし、ここを何とか止めていくということができないものかと思うのですが、こ

の離農に至っている理由というのもご説明いただきたいと思います。

それから、平均年齢の出し方、令和２年ということでもう既に５年以上経過していまして、これは幕別町独自で調査とかというのはされていないのでしょうか。あくまでも、今までのを出してくださいました農村振興計画という中で、その数字は示されているのですけれども、やっぱり直近の数字を押さえながら次の政策を打っていくということが大事だと思いまして、直近の数字は、今、出ませんか。

○委員長（小島智恵）　農業振興担当参事。

○農業振興担当参事（平井幸彦）　まず、私からは新規就農の関係で、令和８年からの就農予定者というところへの助成の関係、予算の関係でございますが、こちらのほうはこれから４月からの就農ということで、人材資金のほうは国補助ということもございまして、申請を今、上げている段階というところで、今後の、ちょっと８年度開始の１件というのは、これから予算措置、補正予定というところになります。

その次の新規就農者支援事業、こちら町独自の支援でございますけれども、そちらの令和８年４月からの就農開始に合わせまして、農地を取得している賃貸料の２分の１というところと、２年間研修を踏まえて就農されまして、その２年間の間の指導農家への奨励金、営農補助というところもこれからの補正予定での計上予定になります。

○委員長（小島智恵）　農林課長。

○農林課長（遠藤寛士）　15 件の離農の理由といいますか、内容についてでございます。高齢化によるものが 12 件、経営不振によるものが２件、その他が１件ということで合計 15 件でございました。

それから、平均年齢についてでございます。幕別町として独自に平均年齢を出してはいないのですけれども、2025 年、昨年、農林業センサスが行われて調査が行われております。５年に１回の調査ですので行われております。幕別町としての数字、町の数字がまだ出ていないのですけれども、北海道の数字は出ておりまして、北海道の基幹的農業従事者の平均年齢につきましては 58.8 歳となっております。幕別町の数字につきましても、間もなく公表されるものというふうに考えております。

○委員長（小島智恵）　中橋委員。

○委員（中橋友子）　分かりました。

新規就農に当たって、全国各地から十勝の幕別の農業の魅力が発信されて、この幕別であれば農家をやってもいいなというようなことにつながっていくことも大事かと思います。そういった PR などについては、どんなふうにして取り組んでこられているか。今、新たに就農の対象になられる方たちは、どういった経過で来られてこの対象になったのかというようなことをお聞きしたいと思います。

それと、実は前回、先日、産業建設常任委員会のときに傍聴させていただいたのですが、新しいスマート農業ということで、これからの取組が示されていました。実際にそういうところに、どのぐらいの幕別町の農家の方たちが参画されて取り組まれていくのか。あれは十勝全体の計画でありましたから、幕別だけを切り取ってということはなかなか難しいのだと思うのですが、こういった、今、令和７年度は 443 戸の農家の中で平均年齢が 58 歳ということであれば、56.3 歳ですか、もうちょっと行っていると思うのですけれども、そういう中で毎年 15 件というような離農が出ていく。だけれども、一方ではスマート農業でどんどん IT 化も含めて新しい農業政策が入っていくという中の、何かギャップみたいなものを感じておりまして、それで、本当にここの、長いこと農業を経営されてきた人たちが、そこに後継者が育って持続的にやっていけるという道しるべというものが、計画は持たれてはいますけれども、もっと農家の方たちに寄り添ったものが必要なのではないかと思ったのです。そういった新しい計画に対する期待度などもあるのだろうと思いますが、そういったところの今の農家の方たちの反応、スマート農業等に対する反応も含めて、これからの農業を維持するための幕別町としての一番力を入れていくところというふうに聞いたほうがいいでしょうか、お示しいただければと思います。

○委員長（小島智恵）　農業振興担当参事。

○農業振興担当参事（平井幸彦）　まず、新規就農に関するPRというところでございます。毎年度２回、秋頃に、９月頃に東京のほうでの新・農業人フェアというところと、毎年２月もしくは３月にあります、札幌市で行われております北海道新規就農フェアというところで新規就農者希望者へのPRということでブースを設けて、勧誘といいますか、取組を行っているところでございます。そちらのほうで面談ということにはなりますけれども、そこの中で本気度というか、手応えのある方という方をいかに見つけるかというところが、毎回、一生懸命、幕別町というところの独自性も見せながらというところが、本当に技術というか、必要なところでございますけれども、そのとおり本気度というところで、農村アカデミーのほうでは、そういうところで見つける方を、まずは短期研修というような形で１年以内というところで、そこに何とか来ていただきたいというところで、実習地も確保してというところで、まず幕別町に入っていただいて、そこの中で農業を経験していただいてというところでの、その１年間の中でやる気というか、そういうところを見極めつつ、あくまで農業、本当に基本、資本の必要な業種でございまして、なかなか就職してまた離職ということは許されないところでございますので、その１年間というのをすごく大事にしながら、そこの中でこの人はいいというところは、町のみだけではなくて、関係機関というところも十分共有しながら、本当にその資本というところでは融資なりというところもできるかどうかというところもございまして、そこでの本気度から、今度アカデミーの中でフロンティアコースという本当に就農を目指すというところでも、基本３年間なのですけれども、最近は２年も多くて、そこの中で一年一年、その成果というところも見ながら、進級というところも見極めて、就農までを目指していく。そういう人をPRの就農フェアの中から見つけるということを行ってきているところでございます。

　令和８年、就農される方がどういった経過かということでございます。もともと、そちらは夫婦になりますけれども、夫婦でヘルパー業ということで、もともと酪農に関わっていた方で、もともとは町外のほうでの、ほかの町でヘルパー業をされているところから、あるときちょっと縁があってというか、幕別町内の酪農家のほうのヘルパーを行ってきていた中で、もう当然顔も分かって、信頼、地域の理解もあってという中で、その夫婦のほうで独立というか、就農を目指したいというような意向から、幕別町のほうに就農するということの経過になりました。

○委員長（小島智恵）　農林課長。

○農林課長（遠藤寛士）　幕別町として、農業のどこの部分に力を入れるかということでございます。農家戸数、減少を止めるということはなかなか大変厳しいものというふうにもちろん認識しております。その中で、先日、産業建設常任委員会の中でお話しさせていただいた十勝AI農業特区の取組なのですけれども、十勝19市町村としてスマート農業、AI農業を活用した規制緩和あるいは制度改革に取り組んでいくということでございます。幕別として、どれだけの農業者がというのはなかなか押さえるのは難しいのですけれども、もう既に農業者の方々、かなりの形でGPSですとか使われて、農業に活用されております。そういった省力化できるところは省力化を図っていく、そして残すべきところは残していく、そのような形で町として支援できる部分を模索しながら、農業者の方とともに努めてまいりたいというふうには考えております。

○委員長（小島智恵）　よろしかったですか。

（関連の声あり）

○委員長（小島智恵）　石川委員。

○委員（石川康弘）　新規就農の関係の、先ほどPRの話出ましたけれども、地元の農業経営者の方に対する周知はどういうふうになっているのかなということをお聞きしたいと思うのですけれども。実は、今年に入ってからですけれども、ある経営者から後継者のことについて相談を受けたのですけれども、この新規就農の支援事業があるということをご存じではなかったのですね。今までもう何十年も農業経営やられている方がこのことを知らないということがあったので、ちょっとびっくりしたのですけれども、その辺の周知というのはどんなふうな形になっているのでしょうか、ご説明をいただきたいと思います。

○委員長（小島智恵）　農業振興担当参事。
○農業振興担当参事（平井幸彦）　新規就農への地元でのPRというところでは、個々にということではございませんけれども、まずは幕別町農業振興公社のホームページというところでございます。あと、各公社のほうには農協からの出向職員というところがございまして、各農協との情報共有というところは密に行ってきているところでございます。

あと、町内ではないのですけれども、管内というところでの就農PRへの取組というところでの実績でございますが、農業大学、本別にあります農業大学校、こちらのほうで６月にPR、それと帯広のハローワーク、職業安定所、そちらのほうが主催する就農フェアというところで、それも年１回、それから帯広畜産大学のほうでの大学生を対象にした就職説明会というところにも年１回、そちらのほうでPRをさせていただいておるところでございます。
○委員長（小島智恵）　経済部長。
○経済部長（髙橋修二）　今の町内の新規就農の関係で、地元の農業者の方がこの制度を、公社のことも知らないというようなお話かと思います。

今、参事のほうから話をしましたけれども、公社、町と農協で平成14年に農業の担い手対策と農地の利用集積を図るということで設立したところでありまして、そこには職員として各農協から１名の職員が出向してきているというような状況で、町の職員と農協の職員が一緒に進めているところでありますけれども、地元の農業者さんのほうには、各農協を通じて、そういった事業ですとか、農協のほうでそれぞれの農家さんの経営の内容等も分かっている状況にもありますし、そういうところから、公社としては農協さんからの情報をいただきながら、後継者がいない農家さん、そういう場合には新規就農を入れていくことがいいのか、その手法として経営継承の事業を行っていくのがいいのかというような希望を、そういう、将来、農業をやめる方向にある農家さんからは、そういう農協を通じてお話を聞いた中で、公社としてはどういう事業でやっていけるのかというようなことを相談というのですか、協議して進めているところでありますので、ちょっと地元でそういった声があるということは、各農協さんも通じながら、公社のほうもさらにPRを努めてまいりたいというふうに考えております。
○委員長（小島智恵）　石川委員。
○委員（石川康弘）　よく理解できましたけれども、その方は農協さんのほうでそういう説明はなかったというお話であったので、その辺のことを密にしていただいて、ちゃんと説明していただけるように周知願いたいと思います。

終わります。
○委員長（小島智恵）　ほかに質疑はございませんか。
（なしの声あり）
○委員長（小島智恵）　ほかに質疑がないようですので、６款農林業費につきましては、以上をもって終了いたします。

次に、７款商工費の審査を行います。

７款商工費の説明を求めます。

経済部長。
○経済部長（髙橋修二）　７款商工費についてご説明を申し上げます。

187ページをご覧ください。

７款商工費、１項商工費、１目商工振興費４億8,466万9,000円、本目は商工振興や中小企業支援に要する経費で、説明欄の２番目、商工会振興補助事業は、商工会に対する補助金、次の商店街活性化店舗開店等支援事業は、新規出店者が行う空き店舗の改修費用などに対する補助金で、７年度からの継続４件分を見込んでおります。

説明欄の５番目、中小企業融資保証料・利息補給事業は、188ページになりますが、中小企業融資に係る保証料及び利子補給の補助金、次の新型コロナウイルス感染症関連融資利息補給事業は、新型

コロナウイルス感染症の影響により融資を受けた中小事業者に対する保証料及び利子補給で、194 件分を見込んでおります。

２目消費者行政推進費 1,216 万 5,000 円、本目は消費者行政推進に要する経費で、説明欄の消費者保護推進事業は、消費生活相談員３名分に係る人件費や消費生活センターにおける活動経費などであります。

189 ページになります。

３目観光費 7,072 万 5,000 円、本目は観光や物産振興に要する経費で、説明欄の観光物産振興事業は、まくべつ夏フェスタをはじめとした各種イベントを実施する観光物産協会に対する補助金などであります。

190 ページになります。

説明欄の上段、観光施設維持管理事業は、道の駅をはじめとした忠類地域の観光施設の維持管理に要する経費で、191 ページになりますが、説明欄の２番目、アルコ 236 整備事業は、アルコ 236 の加圧給水ポンプユニットの更新、正面玄関の自動ドア改修及び外壁補修、カラオケ棟の漏水改修、アルコ前に設置している人道橋の補修に係る工事費用であります。

４目スキー場管理費 5,118 万 5,000 円、本目は明野ケ丘スキー場と白銀台スキー場の維持管理に要する経費で、193 ページになりますが、説明欄の下段、14 節工事請負費は、白銀台スキー場リフトの速度調整に係る設備の整備工事であります。

194 ページになります。

５目企業誘致対策費６億 3,836 万 6,000 円、本目は企業誘致などに要する経費で、説明欄の２番目、土地開発公社支援事業の 20 節貸付金は、従来、年度内の基金繰替え運用により対応してきましたが、十勝総合振興局から歳入歳出予算として計上することが望ましいと助言を受けましたことから、本年度から予算計上するものであります。

以上で、7 款商工費の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（小島智恵）　説明が終わりましたので、質疑を行います。

187 から 194 ページ、区分 10 について質疑をお受けいたします。

塚本委員。

○委員（塚本逸彦）　187 ページ、商工振興費の中のこれに該当するかちょっとあれなのですが、18 ですね。商店街活性化店舗開店等支援のところになるかと思いますが、その上か、商工会振興補助事業になるのかもしれませんが、今、空き家再生で実績が上がって、お店もオープンしてお客さんの入りも多くなっているのですが、やっぱり PR がやはりなかなか不足しているなという感じがします。具体的になかなか難しいところなのですが、国道から止若橋を渡って右へ入っていただけるような誘導看板、そして商店街も、例えば白糠なんかですと、ハミングロードとか愛称をつけて分かりやすく商店街をアピールしたり、そして何々ストリートとか、そういった商店街自体にそのような名前、ネーミング、愛称をつけて分かりやすくしたりという工夫もされているところは見受けられますので、そういったところも、今後これまだ再生続いていますので、やっぱり入っていただけるような、幾らお店が出ても、なかなか皆さんに気づかれないようでは、なかなか活用、事業の継続という部分で難しいかと思いますので、そういった工夫も考える、考慮に入れてもいいのではないかと思うのですが、そのあたりのお考えはいかがでしょうか。

○委員長（小島智恵）　商工観光課長。

○商工観光課長（本間　淳）　看板等の設置につきましては、商店街への誘導ということで、商工会等とも相談をする必要があると思います。誘致策といいますか、人を呼び込む策といたしましては、昨日の協力隊ですとか、あとは地域活性化起業人、そういった知見などを活用しながら、なるべく人が集まるような、そういった仕組みについては検討を進めてまいりたいと思います。

○委員長（小島智恵）　よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

岡本委員。

○委員（岡本眞利子）　ページ数が 190 ページの下のところの観光施設維持管理事業の下のところの工事請負費ですね。工事請負費ということで 88 万円ということで予算が立てられておりますが、その中の忠類丸山展望台補修工事と、二つ目の道の駅忠類看板撤去工事というふうに記載されております。その中でも忠類の丸山の展望台ですが、ここは丸太の展望台であり、劣化することはすごく多いと思いますが、令和７年度も 45 万円の予算がかけられて修繕がされております。それで、令和８年度はどこの部分をされるのか、令和７年度がどこをして、令和８年度はどこの部分をされたのかお聞きしたいと思います。

○委員長（小島智恵）　地域振興課長。

○地域振興課長（安田奈緒）　丸山展望台の補修工事についてでございます。

令和７年度に補修工事をした部分といいますのは、展望台の柱の部分を中心に工事を、補修をしております。今年度予定しておりますのは階段の部分、踊り場の部分、ちょっと外れかけているような状況も見受けられて、ちょっと危険な状況と判断しましたので、こちら令和８年度に修繕したいというふうに考えております。

○委員長（小島智恵）　岡本委員。

○委員（岡本眞利子）　分かりました。忠類丸山の展望台と、そしてほかの町で申し訳ないのですけれども、芽室の嵐山の展望台、これを比べてみますと、同じような丸太の展望台なのですけれども、同じような感じなのですけれども、やっぱりがっちりしているのです。ですから、やはりつくり、小さくこちょこちょするよりは、もうがっとお金をかけて一気に直すという、お金の面があるからなかなかそうはいかないのかなと思うのですけれども、この忠類丸山は標高 300 メートルの山でありまして、明治 27 年からの歴史があるということであります。海賊が砂金や、そして宝を埋めたという、隠したというような歴史があるということであります。したがいまして、皆さんが、忠類地域の方にとっては大切な山ということでもあります。また、町としても、ヒカリゴケがある洞窟があるということで、町指定の文化財でもありますので、もう少しここをしっかりとした展望台を造っていただいて、たくさんの方が来ていただけるような、もちろん共栄牧場から見る日高山脈や太平洋というのはとてもきれいかと思うのですけれども、ここはここのまた持ち味があると思いますので、ここにももう少しがっちりとしたものを造る必要があるのではないかなと思います。

そして、展望台に上っていく道路でありますが、道路の整備のほうはどのようになっておりますでしょうか。

それから、先ほどの道の駅の看板なのですけれども、これは幕大線にかかっているあの大きな看板のことを言われているのか、どこの看板を言われているのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（小島智恵）　地域振興課長。

○地域振興課長（安田奈緒）　道の駅・忠類の看板につきましては、今おっしゃっていたところではなくて、国道沿いにあります、道の駅の本当前にありますアルコと道の駅の間に入っていく道、そこのところに、国道沿いにある７メートルぐらいの高さの大きな看板でございまして、そこの看板のことの撤去工事ということです。

○委員長（小島智恵）　忠類総合支所長。

○忠類総合支所長（鯨岡　健）　丸山に上る町道の関係でございますが、実際、上っていくとすごく狭いというような状況にもあります。適時、いろいろと確認をしながら、通行に支障ないよう努めているところでありますが、今後もそのような形で通行に支障ないように努めていきたいというふうに思っておりますが、新しくちょっと整備するとか、そういった形には今のところないような状況でございます。

○委員長（小島智恵）　岡本委員。

○委員（岡本眞利子）　いろんなところを整備するのには大変お金がかかることは承知しているのですけれども、地域にとってはとても大事な財産の一つかと思いますので、大事に使いながら、整備をし

ながら、長くやはり利用されるところであってほしいという願いを申し上げます。

そして、道の駅の看板なのですけれども、これは撤去した後は新しいものを設置はしないのか、お聞きします。

○委員長（小島智恵）　地域振興課長。

○地域振興課長（安田奈緒）　すみません。先ほどちょっと説明が不足したかと思いますが、道の駅の看板の今回の概要を申し上げますと、昨年11月に非常に強い風が吹いたときがありまして、その際に７メートルの高さの看板の上の部分、一部落下をしました。そこを危険がないように部分的に撤去はしているのですけれども、まだ一部腐食している箇所がありますので、そこの枠組み部分を撤去するというようなことで、丸っと全部撤去するということではないです。

以上です。

○委員長（小島智恵）　よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（小島智恵）　ほかに質疑がないようでありますので、７款商工費につきましては、以上をもって終了いたします。

次に、８款土木費の審査を行います。

８款土木費の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（河村伸二）　８款土木費についてご説明申し上げます。

195ページをご覧ください。

８款土木費、１項土木管理費、１目道路・河川管理費2,465万5,000円、本目は道路及び河川の財産管理に要する経費で、道路・河川財産管理事業は、スノーポール、土のう袋など管理用消耗品のほか、公開型地理情報システム及び除雪管理システムの保守点検業務に要する委託料が主なものであります。

196ページになります。

２目地籍調査費7,431万4,000円、本目は地籍調査に要する経費で、地籍調査事業は、消耗品などの事務経費のほか、次のページになりますが、12節委託料、細節６地籍調査測量委託料は、継続３地区、合計面積27.5平方キロメートルの地籍調査を実施するものであります。

３目樋門・樋管管理費393万4,000円、本目は樋門・樋管の維持管理に要する経費で、樋門・樋管維持管理事業は、町内にある107か所の樋門・樋管の定期点検等に要する経費が主なものであります。

198ページになります。

２項道路橋梁費、1目道路新設改良費５億2,149万円、本目は町道の整備に要する経費であります。

道路新設改良事業は、町道の新設または改良に要する経費で、12節委託料、細節６は、北海道が実施する旧途別川河川改修事業に伴う補償工事として町が施工する相川20号橋改修工事に係る発注者支援業務委託料であります。

細節７は、相川千住線の調査設計委託料であります。

次のページになりますが、13節使用料及び賃借料は、相川20号橋改修工事に伴う仮橋の借上料などが主なものであります。

14節工事請負費は、道路改良や舗装補修工事等に要する経費で、細節１歩道段差改良工事から、200ページになりますが、細節14札内高台線道路整備工事までの町道14路線の道路工事を予定しており、地域別では幕別地域12路線、忠類地域２路線となっております。

なお、忠類24号線道路整備工事については、令和７年度の繰越明許費として4,000万円を繰り越しているところであります。

21節補償補填及び賠償金は、道路整備に伴う補償費等の経費で、細節１は、忠類24号線及び春日団地道路４号の道路整備工事に伴う水道管の移設補償費、細節２は、相川20号橋改修工事に伴う農作

物の休耕補償や物件等の移転補償費であります。

２目道路維持補修費６億 8,954 万 3,000 円、本目は町道の維持補修に要する経費であります。

道路施設維持事業は、町道の維持管理に要する経費で、12 節委託料、細節１町道管理委託料は、幕別地域と忠類地域の除排雪を含めた通年の維持管理業務に係る委託料、細節５町道除雪等委託料は、幕別地域の町道除雪に係る委託料が主なものであります。

13 節使用料及び賃借料、細節５除排雪機械借上料は、町道や公共施設の除排雪に要する機械借上料であります。

次のページになりますが、18 節負担金補助及び交付金、細節３は、音更町と共同で管理する十勝中央大橋の維持管理に要する負担金であります。

道路施設補修事業は、町道の補修に要する経費で、12 節委託料は、５年に１度実施する橋梁の法定点検 41 橋のほか、白人橋補修工事に係る調査設計委託料であります。

14 節工事請負費、細節３橋梁長寿命化修繕工事は、新生橋のほか、忠類地域の幌内 12 号橋の補修工事であります。

202 ページになります。

３項都市計画費、１目都市計画総務費３億 1,876 万 6,000 円、本目は都市計画に関する経常的な経費であります。

都市計画総務事務事業は、都市計画審議会に要する経費のほか、道路交通量調査に係る委託料が主なものであります。

下水道事業会計補助金は、公営企業である下水道事業会計への補助金であります。

203 ページになります。

２目都市環境管理費２億 1,630 万 9,000 円、本目は公園の維持管理や補修に要する経費であり、公園施設維持管理事業は、12 節委託料、204 ページになりますが、細節１の公園や学校などに設置する遊具の定期点検等に要する経費、細節２の公園やパークゴルフコースの草刈りや清掃に要する経費、14 節工事請負費、細節２緊急整備工事は、スマイルパーク内のパークゴルフコース「ちろっとの森コース」のトイレ改修工事のほか、依田公園内の俳句村案内看板を更新する工事が主なものであります。

ナウマン公園キャンプ場維持管理事業は、ナウマン公園キャンプ場の維持管理に要する経費であり、次のページになりますが、12 節委託料、細節５の施設の利用案内と使用料の徴収を含めた受付業務、細節６の巡回・清掃業務及び細節７のごみ収集業務に要する委託料が主なものであります。

３目都市施設整備費 145 万円、本目は公園整備に要する経費で、公園整備事業は、１節報酬、細節１及び８節旅費、細節１の明野ケ丘公園において公募型設置管理制度、いわゆるパーク PFI を導入した整備を予定しているため、事業者選考委員 12 名に対しての報酬及び費用弁償、14 節工事請負費、細節１のスマイルパーク内のトイレのドアや便器の修繕工事などが主なものであります。

206 ページになります。

４項住宅費、１目住宅総務費 437 万 8,000 円、本目は公営住宅を中心とした事務に要する経費で、住宅総務事務事業は、会計年度任用職員である公営住宅業務員に要する経費が主なものであります。

207 ページになります。

２目住宅管理費 3,920 万 4,000 円、本目は町が管理する住宅の維持管理や修繕等に要する経費で、公営住宅維持管理事業は、10 節需要費、細節 40 の修繕料のほか、208 ページになりますが、12 節委託料、細節１の公営住宅管理人の管理委託料、14 節工事請負費、細節１の入退去時に伴い必要となる営繕工事に要する経費が主なものであります。

３目公営住宅建設事業費１億 4,074 万 7,000 円、本目は公営住宅の整備に要する経費であります。

公営住宅建設事業は、公営住宅の建て替えや改善に係る経費で、12 節委託料、細節５は、旧南町団地５棟 18 戸の解体に係る実施設計委託料、14 節工事請負費、細節１は、新あかしや南団地９号棟、10 号棟の駐車場などの外構工事で、９月までに工事を完了し、10 月から入居ができるように進めている予定でございます。

細節２は、旭町東団地３棟の屋上防水改善工事であります。

次のページになりますが、21 節補償補填及び賠償金は、公営住宅等長寿命化計画において、令和 14 年度までに改善・集約及び用途廃止を予定している団地の入居者に対し、移転が必要になる場合の補償費であります。

以上で、８款土木費の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（小島智恵）　説明が終わりましたので、質疑を行います。

195 から 209 ページ、区分 11 について質疑をお受けいたします。

谷口委員。

○委員（谷口和弥）　それでは、都市計画費の都市環境管理費、それから都市施設整備費についてのところで質問させていただきます。ページ数で言うと 203 ページからのところなのですけれども、ちょっと予算のところには計上されていない部分のところでの質問なので、どこの科目ということはちょっと該当がないので申し上げることができません。

以前の特別委員会の中で、スマイルパークの駐車場が手狭であるということの指摘をさせていただいたところでありました。パークゴルフ場を利用する方と、それから百年記念ホールのさまざまな事業で利用される方がいてということの中の重なりの中では、駐車場が足りなくて、駐車場を見つけられなくて、行事というか出し物、ステージ行事に参加が遅れたというようなことなどの中で、文化振興の妨げになっているぞということの指摘をさせていただいたところであります。今回の予算の中にはそのことが出ていないということは、来年度についてはまだ考えがないのだろうということが示されているのかなと思いました。それはそれで、今後このことについて、まずはどう考えていらっしゃるのかということと、これからこのことがされていくのかどうなのかという考え、進んでいるのかをお尋ねしたいことが１点。

それからもう一点、これは一般質問でさせていただいた件でありますけれども、今、スマイルパークの中にドッグランがあります。昨年も予算になくてお尋ねしたところ、今、町にある備品の中で簡易的なものを造って、１年間試しでやってみるということの中で昨年は実施がされたということでありました。今はどうなっているかというと、もちろん今は利用時期でないのですけれども、施設が雪の重みで倒れて、そんな状況になると。お試しであった去年だったわけですけれども、今年はどうするのかということ、それからどういうふうに、やるのであればどういうふうにして簡易的なものでやるのかどうなのか、ある程度立派なというか、そういう簡易的なものではなくて強固なもの、頑丈なもので施設を造り直すのか、お尋ねしたいと思います。

もう一点は 205 ページになります。

公園整備事業の中の細目、報酬ですね。明野ケ丘公園公募設置管理制度事業者選定委員会委員報酬ということで計上がされているところであります。本当につい先日、このことについて産業建設常任委員会で説明があって、私はその中の一人の委員としてそのことについて説明を受けたと。

今のさくらパークゴルフ場、去年までパークゴルフ場があったその部分についての敷地の中で、カフェ、売店、そういったものを設置して、利用者の方に利用してもらおうということの考え方でありましたけれども、そのときも再三述べさせていただいたのだけれども、明野ケ丘公園全体がどういうふうに整備されるのか。計画はあると、だけれども具体的に何も示されずに、その部分だけでもってカフェ、売店のような類いのこんなものが民間の業者によって設置されて、契約期間は 10 年、延長がさらに 10 年できてと。そして、利益の中で公園の整備費に充てるというような考え方が示されたわけでありますけれども、ちょっとこのことで、全体像が見えない中で、どういう公園にするかということが分からない中で、この委員会が設置されてしまったらば、この委員会の設置される役割というのは、どの業者ということだけになってくるわけですから、そういう段階のところにはまずないのではないかな。この委員会に関わる報酬の執行を遅らせる、選定に関する日程も示されておりますけれども、もっと慎重になる、そういったことが必要になるのではないかなと思って、今、質問させていただいております。この件についてどうでしょうか。

○委員長（小島智恵）　土木課長。
○土木課長（香田裕一）　まず、１点目、スマイルパークの駐車場の件ですけれども、こちらにつきましてはパークゴルフ協会とも定期的に打合せはしているのですけれども、その中で駐車場が足りなくなったということは聞いておりません。それと、百年記念ホールにも聞き取りを行ったのですけれども、駐車場の場所が分からないという問合せが来ることはないということで、現状ではスマイルパークの駐車場というのは足りていると判断しているところであります。

二つ目のドッグランについてですけれども、こちらドッグランにつきましては、昨年、試験的に設置しておりまして、小型犬用が 200 平米、大型犬・中型犬用が 400 平米の大きさで実施しております。期間が５月 28 から 10 月 31 日まで延長して設置をして、その中でアンケートも実施しております。延べ人数としては、アンケートの集計から大体 4,646 人ほどが利用されたと思っております。その中で 220 名が回答をいただいておりまして、町内の方が大体 115 名で、残りが帯広市、音更町、芽室町という内訳でした。あと、設置場所について、今のスマイルパークがいいのかどうかということも聞き取りを行ったところ、220 名中 181 名が今のスマイルパークでいいという回答を得ています。ただ、そのスマイルパークの場所が今の場所でいいかどうかというのが、大きさですとか、その辺が不満のある方が３割程度おりますので、来年度につきましては、また試行を１年延ばして、設置場所をちょっと変えて、大きさもちょっと変えてみて実施しようと思っております。今年度と同じような仮設的なドッグランにはなるのですけれども、一応そのような形で予定はしております。
○委員長（小島智恵）　建設部長。
○建設部長（河村伸二）　明野ケ丘公園の整備について、先日、産業建設常任委員会の所管事務調査でご説明させていただきましたが、今の段階では、具体的に事業者からやりたい旨のお話をいただいているという段階でございます。それで、今回はそれを公募をかけて、より多く参加していただける事業者がいないかどうかということで、今、公募をかけた上で、その内容を審査した上で、今後、整備について決めていきたいなというふうに思っておりますので、今、あくまでもプロポーザル方式によって提案いただいた内容を審査して、それが明野ケ丘公園の整備に適しているのかどうなのかというのを判断していきたいなというふうに思っておりますので、今のところは具体的に整備内容というのは決まっているものではございません。

以上です。
○委員長（小島智恵）　谷口委員。
○委員（谷口和弥）　スマイルパークの駐車場でした。パークゴルフ場、パークゴルフ協会とも百年記念ホールとも聞き取りをして、必要性がないというようなことの結論を得たということでありましたけれども、どんなふうな聞き取りをされたのか、私の聞き取りとは違う結果が出ている。このことについては押し問答になりますから、また改めて私も聞き取りの上、お話をさせていただきたいなというふうに思います。

ドッグランです。引き続き１年間、場所を変えて様子を見るということでありました。利用者の方と、私も度々ドッグランのところに行きましてお話はさせていただいておりました。大変評判のいい一面がありました。それは芝なのだそうです。芝がしっかり根を張っているところに建っていると。だから、愛犬が汚れないで済むという、ほかのドッグランのところに比べたらば衛生的であるということなどありました。もちろん残念なこともありました。それは簡易的なものであることで、その都度、きっとたくさんの修繕のことが担当者のところにも行ったのだと思うのだけれども、利用者自体が補修をしながら使っているという実態もありました。

引き続きやると、調査をすると、もう一年お試しをするということであれば、今、後段で言った、簡易施設と思っていいのですよね。少なくとも去年よりも強固なつくりのものにして、そういった苦情が出ないようにして、来年度もお試しということであれば、それもやむないでしょう。後のものにつなげていってもらいたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

三つ目、明野ケ丘公園であります。やっぱり全体像がない中で、全体像が分からない中で、ちょっ

と何ともこのやり方がいいのかどうなのかということの答えは出ないし、不安が強いです。施設の業者が建てて撤退するときも、業者がきれいにしてということなどでありましたけれども、とても採算の合うようなことになってくるのかな。委員会の中では、芽室の 38 号線沿いの野球場や温水プールや、それからアウトドアの大きなショップが来る、そういったところと比較されて、やり方が同じだということで説明を受けたけれども、ちょっとそれとはあまりにも規模が違う。むしろ、私もそのときに申し上げましたけれども、新嵐山のほうの公園との比較のほうが、あちらは指定管理でやるのですけれどもね。この事業の採算ということも含めて、成功が本当に見込めるかどうなのかということは、慎重にならなければならないことだと思うのですよ。プロポーザルがあって、それから選考に入るということのお話でした。どんなプロポーザルであったかということは、当然また産業建設常任委員会に示されるべきものだと思うのですけれども、このことはしっかりやっていただけるかどうか、お聞きしたいと思います。

○委員長（小島智恵）　土木課長。

○土木課長（香田裕一）　初めに、ドッグランのほうですけれども、昨年と同じように仮設的な設置は予定しております。ただ、今年度、いろいろ利用者の方から、ここを直してほしいとかというお話も聞いておりますので、その辺を改善した形で設置をして、引き続きまたアンケート等利用者の意見を聞きながら、どのような恒久的なドッグランがいいかというのは、調査研究して設置を考えたいと思っております。

○委員長（小島智恵）　建設部長。

○建設部長（河村伸二）　明野ケ丘公園の関係でございます。

　谷口委員おっしゃられるように、事業を展開して採算が取れない、撤退するというようなことは確かに心配というか、そういうことがあってはよろしくないというふうには思います。プロポーザルで提案を受けるときに、当然、事業の内容ですとか、それの裏づけというのでしょうか、企業力ですとか、あるいは金融機関からの融資を受ける場合にはそういう裏づけ資料みたいなものをご提示いただいて、当然、進出しようとしている企業も、採算取れないものに対してやるということはしないと思いますので、企業のほうが建設なり投資していくわけですから、その辺も見込んで採算取れるような事業展開を考えているだろうというふうに思いますので、その辺もプロポーザルの中で審査、吟味していきたいなというふうに思っておりますし、その内容についても適宜お知らせしたいというふうに思っております。

　以上です

○委員長（小島智恵）　谷口委員。

○委員（谷口和弥）　三つ目の明野ケ丘公園のことについてですけれども、スキー場周り、それから山本幸平さんが関わったサイクル施設もあり、豊かな自然もあり、さまざまな要素のあるいい公園なのだというふうに思うのですよ。まずはどんな公園にするかということをしっかり焦点を決めてというか、町がどうしたいかということを明らかにして、そして全体像を見ながらこの計画を進めていっていただきたいというふうに思います。今回のその小さな一部分のところだけでなくて、その辺のこともちゃんと全体を見ながら進めていってください。

　ちょっと言葉が出なくてすみません。何かあったら、またお願いします。

○委員長（小島智恵）　建設部長。

○建設部長（河村伸二）　繰り返しになりますけれども、明野ケ丘公園、町民の方にとっていい公園、そして集客、にぎわいのある公園にしていきたいというふうに思っておりますので、プロポーザルで提案を受けた内容についてはしっかり吟味して、皆さんにお知らせするような形で取り組んでいきたいというふうに思っています。

○委員長（小島智恵）　審査の途中ですが、この際、11 時 25 分まで休憩いたします。

11：15　休憩

11：25　再開

○委員長（小島智恵）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

区分 11 について、質疑をお受けいたします。

荒委員。

○委員（荒　貴賀）　202 ページです。１目都市計画総務費、都市計画総務事務事業、細節 18 の負担金補助及び交付金、帯広圏広域都市計画協議会で、圏域環状線についてであります。

１市３町で構成する帯広圏の圏域環状線が、構想から 44 年たって、唯一の未整備区域が今年度完了するということであります。ここで、今、現状工事されている清陵高校から春日橋までの下ってくる路線でちょうど交差するのです。そこの交差についての安全面について、現状どのような計画なのかをお聞きしたいと思います。

二つ目です。203 ページ、２目都市環境管理費、公園施設維持管理事業、公園のトイレについてであります。町内のトイレは、冬期間に 11 月下旬頃から翌年のゴールデンウィーク近くまで、トイレが閉鎖されている状況があります。理由についても、水道管の凍結ということで理解はしているところでありますが、やはり冬期間の開放を望む声がすごく大きくあります。冬期間でも開放できるように、改修等を考えるというお考えは、今の計画であるのかについてお聞きしたいと思います。

２点、お願いいたします。

○委員長（小島智恵）　土木課長。

○土木課長（香田裕一）　初めに１点目、圏域環状線の関係ですけれども、清陵高校との交差点につきましては、一応、町としては信号制御の要望はしているのですけれども、ただ、なかなか新規の信号というものが難しいということで、今のところは、一時停止の制御になる予定と聞いております。

それと、圏域環状線の整備につきましては、帯広建設管理部と打合せをしているのですけれども、今年度の工事がちょっと時間がかかっているということで、今年度の開通についてはちょっと延期になるということで、開通時期については来年度を予定しているということで、町の広報紙でもその辺はお知らせをする予定となっております。

それと、公園のトイレですけれども、やはり冬期間というものは凍結の関係があるので閉鎖をして、公園の中も除雪はしていないので、公園開設期間としては大体 11 月ぐらいまでを予定しております。

あとは、トイレを冬場使えるように改修するとなると、バリアフリー法の関係もありまして、誰もが利用できるようなトイレに改修しなければならないということで、多額の費用がかかるということで、今のところは冬期の開設を予定した改修というものは、予定していないところです。

○委員長（小島智恵）　荒委員。

○委員（荒　貴賀）　環状線についてです。何回か指摘させていただいたこともあるのですが、やはりちょうど清陵高校の学生が登下校であそこの下を使うのです。駅まで行ったり自転車で帰ったりという中で、300 人いる生徒がそこの環状線を通る、横切るという中で、安全面がどうなっているのかということがすごく心配でありました。

今、お話を聞いたら一時停止、それは要は車両に対しての一時停止なのかな。要は、歩行者に対しての安全面がどうなのかというところで、やはり最低でも手押し信号は必要ではないかというところで、提案したこともあったのですが、これは道道と言えど、町のちょうど交差するところであり、町はその安全管理をしっかり行って提案するということが絶対に必要でありますし、そういったところも含めて計画を一緒に行っていくということが大変重要だと思うので、１年延びたというお話もありますが、ここはしっかりと安全面を考慮した環状線になるように努めることを強く求めたいと思います。

二つ目です。トイレについては、理解はしているところですけれども、今、温暖化の中で、結構今３月ですけれども、冬期間でも健康を留意して散歩をする高齢者の方とか、雪が解けたら遊びに来る小さい子どもたちがいると、やっぱりトイレ事情というのは聞かれるのです。先ほどバリアフリー法

というお話もありましたが、だったらむしろ幕別町が障がい者に優しい町という意味でも、そういったところを整備しながら、冬も、いわゆるいろいろなところを考えた上で整備していくということも必要なのではないかと。逆にやっていくということも必要ではないかというふうに思ったところです。全てのトイレにというふうにすることは難しいと思います。比較的大きなトイレですとか、町で計画して開放する時期を少し短くして、トイレを１年間開放するということが難しいのであれば、開放時期を延ばすという、そのために改修をどうしていくかというふうに、やはり今の現状で難しいと止めるのではなくて、どうやったら開放を延ばすことができるのか、どうやったら住民にとって使いやすいものを整備できるのかというのを、今後の都市計画として持っていただきたいと思うのですが、その辺についてはどうでしょうか。

○委員長（小島智恵）　土木課長。

○土木課長（香田裕一）　初めに、環状線の関係ですけれども、こちらにつきましては、引き続き防災環境課を通じて、公安委員会のほうに要望を上げるとともに、建設管理部とは協議を重ねて、もう一度、道のほうから公安委員会との協議ももう一度行ってくださいというお話もしておりますので、引き続き粘り強く安全確保には努めたいと思っております。

それと、公園のトイレについてですけれども、今ある公園のトイレを全て改修するとなると、やはり多額の費用がかかりますので、今、来年度に向けて、都市公園のストック再編計画というものを定める予定です。その中で、公園の集約・再編も考えておりますので、その中でトイレについても集約をしながら、冬期間整備できる公園、それとトイレをなくす公園とか、その辺も含めて計画の中で考えていきたいと思っております。

○委員長（小島智恵）　ほかにございませんか。

（「関連」の声あり）

○委員長（小島智恵）　塚本委員。

○委員（塚本逸彦）　今の清陵高校の通学路についてですが、交差点もさることながら、それに至るところの、ちょうど坂の峠のところです。そこの街灯が以前より何回か暗いとか、歩道の幅が狭くて冬なかなか歩きづらい、そういったことがよく学校側からも保護者の方からも聞くことが多くて、その辺の改良とか、その辺についての検討もしくは対策、対応、そういったお考えはありますか。

○委員長（小島智恵）　土木課長。

○土木課長（香田裕一）　清陵高校に向かう札内高台線なのですけれども、歩道が狭いということで、今のところは再整備の計画というものはないのですけれども、ただ、道道で高さが変わるものですから、悠湯館までの間の道路については、北海道のほうで、すりつけということで整備は予定しております。それと、一時停止の制御ということで、車側が分かるようにカラー舗装ですとか、音の鳴るもの、安全対策施設については、北海道のほうには要望していこうと思っております。

あと、道路の形態が大幅に変わりますので、その辺の交通の状況ですとかを見ながら、今後の整備計画等は立てていきたいと思っております。

○委員長（小島智恵）　塚本委員。

○委員（塚本逸彦）　そこの場所も含めて、交差点でも実際に事故も起きていますので、そういった部分を十分に、町でできるところは町で、また、要望を上げるところは上げていただいて、より安全な通学路になるように配慮していただきたいと思います。

○委員長（小島智恵）　野原委員。

○委員（野原惠子）　208 ページです。３目公営住宅建設事業費の 12 節委託料です。旧南町団地の解体実施計画が予算に計上されております。ここはかなり前から、住宅が空き家の状態で、草も随分伸びていまして、地域の方々から環境整備などで、これからこの住宅はどうなっているのだというような問合せがさんざんとあって、やっと計画に至ったかなと思っております。

それで、この解体した後の用地、これをどのように活用していくのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（小島智恵）　都市計画課長。

○都市計画課長（松井公博）　旧南町団地の解体後の用地の利活用ということですけれども、まず解体した後には、ある程度の区画に分譲して、宅地として売却できないかということで、原課のほうではそのような方法が取れないかということで、今現在考えております。
○委員長（小島智恵）　野原委員。
○委員（野原惠子）　計画が今予定されているということでしたけれども、この計画からやはり早い段階でその計画がきちっと決まるということが大事かと思うのです。というのは、あそこを空き地にしておきますと、草も本当に１メートルぐらいずっと伸びていまして、地域に住宅がありますので、その辺の手だてをきちっとしながら、宅地にするのであれば、その利活用を早めに進めていっていただきたい。それと、環境整備等を併せて行っていきたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。
○委員長（小島智恵）　都市計画課長。
○都市計画課長（松井公博）　まず、環境整備のほうにつきましては、これまでも町内会のほうから、草が繁茂しているというようなこともありまして、適宜、現地を確認しながら、その状況を見ながら、草刈りですとかそういった環境整備のほうには努めてまいりました。
　解体につきましては、令和８年度に実施設計を予定しておりまして、令和９年度に解体をするという今の計画でございますので、解体までの間につきましては、現状行っているような環境整備については引き続き行うということと、あとは先ほど申し上げましたけれども、宅地として分譲したいという考えもありますので、そうなってくると財産の関係が普通財産という形にもなってきますので、普通財産を所管する担当の課のほうとも連携しながら、どういった形で進めるかというのも、今後、検討してまいりたいと思います。
（関連の声あり）
○委員長（小島智恵）　中橋委員。
○委員（中橋友子）　同じ公営住宅の関係でありまして、場所は今のところとは違うのですけれども、桂町と桂町第２の公営住宅の今後のあり方のことでお尋ねをしたいと思います。よろしいですか。
○委員長（小島智恵）　はい。
○委員（中橋友子）　実は、昭和 55 年から 59 年の間に建設されました２階建ての桂町の公営住宅が、５棟ずつ 10 棟ありまして、60 戸入居が可能になっておりました。それで、この住宅が公営住宅の改修計画に基づきまして、リフォームをされるということで、昨年来から住民説明会などが開始されておりまして、既に転居なども進んでいるところです。承知しております。
　その上でお尋ねしたいことは、リフォームを選択された理由です。同じ時期の公営住宅、多々ありますけれども、一覧表の中では、これは耐用年数を基準に改善をしていく、あるいは建て替えをしていくという選択をされてきています。まず桂町の公営住宅が改善というふうになったのだと思うのですが、そこに至った理由を示していただければと思います。
○委員長（小島智恵）　都市計画課長。
○都市計画課長（松井公博）　桂町と桂町２団地の関係になりますけれども、これにつきましては、令和５年度から令和 14 年度までの幕別町公営住宅等長寿命化計画の中で、現在ある住宅を集約して改善するというような計画に位置づけております。この集約改善という選択につきましては、実際にあかしや南団地ですとかは、建て替えを行ってきたような状況ではございますけれども、町全体の公営住宅等の戸数等を、これからどうしていくのかというときに、全てを建て替えるという選択もございますけれども、そうではなくある程度改善を図って、耐用年数については延びてはいきませんけれども、改善をして長寿命化を図るというような形で位置づけをしたというような経緯だったと思います。
○委員長（小島智恵）　中橋委員。
○委員（中橋友子）　お聞きしましたら、工事の中身なども確認しておきたいのですが、10 棟あるうちの２棟は取り壊しをされて、残りは内装を大々的に改修をされるのだというようなことで、大々的にされるから入居者がいたままだとできないので、一旦、別なところにお引っ越ししていただいて、そのままそこに住む方もいるけれども、戻ってこられる方もいるという計画だと聞いております。

それで、耐用年数は延びないということなので、この耐用年数は一体何年なのかということ。それから、リフォームにかけるお金ですね、総額工事費というのは幾らぐらい予測をされているのか。また、バリアフリーなどの関係からも判断しなければならないと思うのですが、そういう点では、改修だけでし切れない。つまりバリアフリーのバリアが残ったままの非常に階段の多い住宅だというふうに思うのですが、その辺の判断はどのようにされたのでしょうか。

○委員長（小島智恵）　建設部長。

○建設部長（河村伸二）　まず前段の建て替えと改善のことに関して、私のほうからちょっとご説明をさせていただきたいと思いますけれども、基本的には公営住宅、使えるものは使う、改善して使えるものは使うという基本的な考えがございました。それで、古くは昭和47年に建設している桂町東団地、平家の住宅ですけれども、あそこですとか、忠類の白銀町も同じぐらいの年代で建てられていますけれども、あれも全面改善ということで、軀体を調査した上で使えるのであれば、それを使うと。それとあと経済比較して、安価な方向で改善できるのであればという基本的な考えがあります。

それで、あかしや町のことに関しましては、公営住宅法の改正もありまして、４階建てを全面改善するということになれば、エレベーターの設置だとかが必要となってくるということで、あそこは低層での建て替えということで、建て替え事業をさせていただきました。

ですので、基本的には軀体がまだまだ使える状況で、経済比較したときに安価な方向ということであれば、基本的には改善をしていきたいというような、建て替えと改善の考え方は、そのようになっております。

○委員長（小島智恵）　都市計画課長。

○都市計画課長（松井公博）　桂町の改善に係る事業費の関係でございますけれども、ちょっと今、手元には資料がなくてはっきりとしたことを申し上げられないのですけれども、いずれにしても、どういうふうな改善をしていくのかということにつきましては、この長寿命化計画の中で、ある程度、例えば外壁の断熱ですとか、屋根の改修ですとか、それから住戸内の断熱タイプをサッシに替えたりですとかユニットバス、あるいは居住性を考えてエアコンの孔をつけられるような穴のようなものもできないかということで考えておりまして、当時想定していた中身から、さらにもっと居住性がよくなるようなことで、現在考えておりまして、事業費のほうにつきましては、恐らくこれはまた令和９年度に計画を今見直す考えでおりますので、その中でさらに精度の上がった改修費については、お示しできるのかというふうに考えております。

○委員長（小島智恵）　建設部長。

○建設部長（河村伸二）　桂町の耐用年数の関係です。耐用年数は70年というふうになっております。

○委員長（小島智恵）　中橋委員。

○委員（中橋委員）　昭和55年から59年に建設されておりますので、今回のリフォームによって、耐用年数が70年ということであれば、さらに30年近く使用する考えだということですね。

それで取り壊しも含まれていると。つまり公営住宅そのものを減らしていくという、人口の観点からも含めて、もちろん事業の関係からも含めてだと思いますが、そういう考えで取り組まれていると思うのですけれども、ですが、これは２階建ての住宅でありますから、同じような建設年度であっても、平家の場合には、建て替えを選択されているというふうに計画の中で読み取りました。例えば新緑町であるとか、緑町の西・東ですね。昭和52年から58年までというようなところは、耐用年数経過のために建て替え。これはきっと２階建てと平家と、耐用年数が違うのだろうというふうに思うのですけれども、それでそういう選択もされている。

基本的に使えるものは使っていくということは、私は大事だと思います。それは公共建設物でありますから、手を加えることによって、さらに利用ができていくと、これは大事なことだと思うのですけれども、住宅の、要するに求める人たちの状況からいって、特に高齢化が進む中で、バリアフリー化というのは、やっぱりこれからの住宅は避けられない。今までももう建て替えはみんなそういうふうにしてきていますから。そういうことを考えたら、あの住宅は全くバリアフリーとはかけ離れた住

宅なのです。階段が急であること、狭いこと、外階段になっていること、駐車場から玄関に上がる１階の方も、階段を登らなかったら玄関には行けないというようなことがありまして、改修というふうになれば、金額的には安くなるかもしれないけれども、求められる住宅としては、あれを直してまた30年というふうになると、一体どこまで直るのだろう。外壁や壁や中のユニットが直っても、一番その家に入るという、その住宅にたどり着くというところにバリアがたくさんあるということなので、そういったところは考慮されなかったのかどうか。

つまりもう少し延ばして、正確な工事開始されるときと終了期間も、いつを予定しているのかを教えていただきたいのですけれども、そういうことを考えれば、ああいった住宅を多額の費用をかけて直して、ずっと使い続けることの判断が、果たして適切なのかどうかというふうに疑問に思いまして、お尋ねをしているのですけれども、工事期間はいつなのでしょうか。いつから始まりいつ終わるのでしょうか。

○委員長（小島智恵）　都市計画課長。

○都市計画課長（松井公博）　桂町団地の改善の工事期間ということでございますけれども、現在の長寿命化計画の中の予定につきまして申し上げますと、令和12年度に改修のための実設計を実施しまして、令和13年、14年、この２か年をかけて集約・改善を行うという、現在の長寿命化計画でございます。

○委員長（小島智恵）　建設部長。

○建設部長（河村伸二）　全面改善によるバリアフリーの関係とかですけれども、実は桂町の団地、桂町、桂町２団地、一番はお風呂がユニットバスになっていないということで、募集をかけた際に、意向ある方はいらっしゃるのですけれども、やはりユニットバスになっていないので、ちょっと見送るというようなケースがありました。

それで、当然全ての団地、全ての住宅でバリアフリーにするというのが理想ですけれども、やはりそこには費用というものがどうしても発生してきますので、建て替えるところは建て替える、使える使えるところは段差はやむなしという言い方はあれですけれども、そういうことで、工事費を抑えて、まだ需要があるのであれば、そういう改善をしながら、公営住宅として機能させていきたいなというふうに考えているところでありまして、具体的な改修内容については、まだまだ今のところ決まっておりませんので、それこそ実施設計をやった中で、建て替えのほうが安価なのか、改善のほうが安価なのかというのは、そこは当然検証していく必要があるというふうに思っておりますので、今の段階では計画はちょっと未定になっております。

以上です。

○委員長（小島智恵）　中橋委員。

○委員（中橋友子）　そこだと思うのですよね。経費的にどうかということも非常に大事だと思いますので、その辺を十分検討していただいて、大きな差がないということであれば、ある程度、今のまま使っていって、そして思い切って建て替えに入っていくということのほうが、将来的な需要を考えたときには、私は住民にとってはよいことではないかというふうに思うのです。

一例を申し上げますと、部長がおっしゃられたように、桂町東の建て替えがございましたよね。あのときに、基礎枠だけ残して、上を全部改修した。あれはもう建て替えではなくて改修なのですよね。しかし、基礎を使ったばかりに、非常に間取りが狭い、暗い、この状況が続いています。そのときも指摘はさせていただいたのですが、工事費の関係と、その当時、北海道が要するにそういう使えるものは使うのだという理念で、それも大事なことです。それでやったのです。

しかし、実際に入居をされていますけれども、快適な住居かというふうになると、今までの公営住宅よりはずっと暗くて、そしてそういった基礎を使ったから限られるのです、間取り、間の取り方が。当たり前ですけれども。だから、そういう住宅になったのと、最終的に私工事費がどれぐらい違ったのかと、その基礎を使うことによって、どのぐらい安くなったのですかと、お尋ねしたときに、これは議会の答弁の中ですけれども、ほとんど変わりませんと。１戸当たり1,000万円はかかりましたと。

あそこは16戸でしたから、掛ける16戸かかったのだと。

そういうことであれば、本当にその基礎を使う意味ってどうだったのだろう。むしろそれも更地にして、バリアの今に合った快適な住宅というほうが、たとえ建設年次が予算の関係でもっと後に延びたとしても、そういう選択はやっぱり慎重にやるべきではないかと思うのです。

今回も同じように思ったわけですから、それで単なるユニットバス程度の改修であれば、入居者の方たちがわざわざ引っ越ししないで、住んだままやっていただけたのではないかと思うのですけれども、そうではないから移転をされ、呼びかけてされてきたと。随分私も何度も係の方にお世話になりましたけれども、入居者の方には戸惑いが多くて、つまり高齢の方なんかは80、90歳のご夫婦もいらっしゃるわけだから、１回直すまでの間、よそに転居していって、また４年５年たったら戻ってきてくださいというような計画なのです。これは現実的かというふうに考えたときに、本当に厳しいなと思いました。いろいろと助言もされて、なるべく負担のかからないやり方を担当の方たちは苦慮されて、提言されてやっておられますけれども、そういうことも含めてやっぱり何が一番いいのか。まずは公営住宅の目的ですよね。住む人たちにとってのどういう住宅かということと、幕別町の財政状況というようなことを、さらに熟慮していただいて、結果を出していただければと思います。どうでしょうか。

○委員長（小島智恵）　建設部長。

○建設部長（河村伸二）　中橋委員おっしゃられますように、建設費のことに関しては、当然ながら比較しながら、よりよい住宅の整備に努めたいというふうに思っております。

○委員長（小島智恵）　ほかに、質疑はございませんか。

塚本委員。

○委員（塚本逸彦）　今、住宅の整備ということころで、千住にあるアイヌ文化拠点の向かい側にある住宅なのですが、今、現状は草が伸びてということなのですけれども、これは今後どのようにお考えでしょうか。景観的なものもありますし、住んでらっしゃる方もいれば、またそれなりの管理をしていかなければいけないと思いますけれども、オープンに向けて、そういった配慮もなされるのか、その辺はどうなのでしょうか。

○委員長（小島智恵）　都市計画課長。

○都市計画課長（松井公博）　千住地区にあります公営住宅の関係でございますけれども、こちらにつきましては、たしか令和６年度まで１名の方がお住まいになっておりましたけれども、その方については別の公営住宅の方に移転をしていただきまして、現在は入居者の方がいないというような状況になっております。

この住宅につきましても、建設年次がかなり古い住宅になっておりますので、先ほどから申し上げていますが、今、長寿命化計画の中では、こちらにつきましても用途廃止をするというような考えでございますので、具体的にいつ取り壊すということにつきましても、まだ明確には決まっておりませんが、そういう方向で進めていくということで、今、考えております。

○委員長（小島智恵）　塚本委員。

○委員（塚本逸彦）　いずれにして、オープンしたらお客さんもいらっしゃるというところで、やっぱりあの状態ではイメージ的にもあまりよくないので、草を刈るとか、せめて管理をして、最低限の管理をされているなという状態にはしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（小島智恵）　都市計画課長。

○都市計画課長（松井公博）　実際に入居者の方はおりませんけれども、こちらの団地につきましても、職員が現地を巡回して確認をして、これも草が繁茂している状況であれば、できる限り草刈りをして、例えばごみが投げられていないかだとか、そういうことも注意しながら、維持管理のほうを進めておりますので、またアイヌ関連施設がオープンになりますと、そういうところもかなり目立ってくると思いますので、そこにつきましては、改めて維持管理をしっかりとできるような体制を取ってまいりたいと考えております。

○委員長（小島智恵）　ほかに、質疑はございませんか。
（なしの声あり）
○委員長（小島智恵）　ほかに質疑がないようですので、８款土木費につきましては、以上をもって終了をいたします。
審査の途中ですが、この際、13 時まで休憩いたします。

12：00　休憩
13：00　再開

○委員長（小島智恵）　休憩前に引き続き、会議を開きます。
次に、９款消防費の審査を行います。９款消防費の説明を求めます。
住民生活部長。
○住民生活部長（寺田　治）　予算書 210 ページをご覧ください。
９款消防費についてご説明申し上げます。
９款１項消防費、１目常備消防費６億 1,748 万 8,000 円であります。
１市 18 町村で構成するとかち広域消防事務組合への分担金で、共通経費のほか、幕別消防署費、幕別消防施設費、職員給与費が含まれております。
２目非常備消防費 3,539 万 1,000 円であります。
幕別町消防団に関わる経費であり、消防団活動推進事業、１節報酬は、消防団員 145 人の年額報酬と災害及び訓練出動等に係る出動報酬などであります。
次のページになります。
下段、非常備消防施設維持管理事業は、消防団施設及び車両の維持管理に要する経費であります。
212 ページをご覧ください。
３目消防施設費 903 万 8,000 円であります。
消防施設の整備に関わる経費であり、18 節負担金補助及び交付金は、消火栓の更新に要する経費であります。
４目水防費 45 万 6,000 円であります。
水防対策に要する経費であり、次のページになります。15 節原材料費は、水防活動に伴う土のう袋等の資材の購入に要する費用が主なものでございます。
以上で、消防費の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
○委員長（小島智恵）　説明が終わりましたので、質疑を行います。
210 から 213 ページ、区分 12 について質疑をお受けいたします。
ありませんか。
（なしの声あり）
○委員長（小島智恵）　質疑がないようですので、９款消防費につきましては、以上をもって終了いたします。
次に、10 款教育費の審査を行います。10 款教育費の説明を求めます。
教育部長。
○教育部長（石田晋一）　10 款教育費につきましてご説明を申し上げます。
214 ページをご覧ください。
10 款教育費、１項教育総務費、１目教育委員会費 229 万 4,000 円、本目は、教育委員の活動に要する費用であります。
２目事務局費 6,067 万 3,000 円、本目は、教育行政事務を行う上での費用で、教育総務事務事業は、教育委員会事務局職員の旅費や複写機借上料、学校教育に係る各種団体への補助金などであります。
215 ページになります。

会計年度任用職員給料等支払事務事業(教育)は、教育委員会事務局の事務補助員１人、学校教育推進員３人、子どもカウンセラー３人、スクールカウンセラー３人に要する費用であります。

216 ページをご覧ください。

中段の学校運営協議会運営事業は、学校運営協議会委員 41 人の報酬のほか、各中学校エリアで実施する乗り入れ授業等の教育活動に対する小中一貫教育推進交付金の交付などであります。

217 ページになります。

魅力ある高校づくり支援事業は、幕別清陵高等学校及び中札内高等養護学校幕別分校における特色ある教育活動に対する補助金であります。

218 ページをご覧ください。

３目教育財産費 9,712 万 1,000 円、本目は、学校施設等の管理に要する費用で、学校教育施設　維持管理事業は、小中学校 10 校と義務教育学校１校を合わせた 11 校、教職員住宅 44 戸の維持管理に要する費用であります。

219 ページになります。

13 節使用料及び賃借料の細節 21 は、ICT の活用により校務効率化を推進するため、学校と保護者間の連絡手段のデジタル化として導入するマチコミアプリ（有料版）に係る利用料であります。

220 ページをご覧ください。

学校教育施設整備事業は、老朽化した学校施設等の大規模な補修工事に要する費用を計上するもので、12 節委託料は、札内北小学校の長寿命化改修事業に係る実施設計委託料、14 節工事請負費は、忠類中学校体育館温風暖房機の更新工事と、小中学校２校における学校林整備工事に要する費用であります。

４目スクールバス管理費１億 4,061 万 4,000 円、本目は、スクールバス運行に要する費用であります。

説明欄の下段になります。

17 節備品購入費、細節１は、忠類東部線のスクールバスの更新に要する費用であります。

221 ページになります。

５目国際化教育推進事業費 1,653 万 5,000 円、本目は、国際交流員によります、小中学校等における英語指導に要する費用であります。

222 ページになります。

６目学校給食センター管理費３億 4,180 万 5,000 円、本目は、幕別学校給食センター及び忠類学校給食センターの給食提供と管理運営に要する費用であります。

学校給食センター給食提供事業は、児童生徒・教職員を合わせて幕別は１日約 2,200 食、忠類は１日約 160 食を見込んだ給食の提供に要する費用であります。

223 ページになります。

10 節需用費、細節 60 は、給食食材の購入に要する費用、細節 61 は、児童生徒の給食食材購入に対する町の支援費用であり、いずれも令和８年度からの学校給食費改定に係る費用を見込んでおります。

224 ページになります。

17 節備品購入費、細節２は忠類学校給食センターの食器洗浄機を更新するための費用であります。

学校給食センター維持管理事業は、10 節需用費のほか、225 ページになりますが、12 節委託料など学校給食センター施設の維持管理に要する費用であります。

226 ページをご覧ください。

７目まくべつ学園増改修事業費２億 8,821 万 4,000 円、本目は、令和８年度に開校する義務教育学校「まくべつ学園」増改修事業に要する費用で、12 節委託料の細節６は、幕別小学校から備品等の移転に要する費用、17 節備品購入費は、まくべつ学園開校に伴う初度備品に要する費用であります。

227 ページになります。

２項小学校費、１目学校管理費２億 8,344 万 3,000 円、本目は、小学校６校とまくべつ学園前期課

程（１年～６年）の管理に要する費用であり、本年度の児童数について申し上げますと、前年度から72 人減の 1,165 人、教職員数は 142 人の見込みであります。

小学校維持管理事業、１節報酬は、町で任用する５校５人の学校事務補助員、５校 36 人の特別支援教育支援員及び臨時英語指導助手１人に要する費用であります。

228 ページをご覧ください。

12 節委託料、細節５は、医療的ケアが必要な児童に対し、看護師を学校へ派遣する費用であります。

229 ページになります。

18 節負担金補助及び交付金、細節４は、学校規模に応じた必要な管理費を、細節５は、学校行事や体験活動などに要する運営費を交付するものであります。

学校健康診断事業（小学校）は、児童及び小学校教職員の健康診断等の実施に要する費用などであり、12 節委託料は、教職員のストレスチェックなどに要する費用であります。

230 ページをご覧ください。

２目教育振興費 4,807 万 8,000 円、本目は、小学校の教育活動及び保護者負担軽減に要する費用であります。

小学校教育活動推進事業、17 節備品購入費、細節２は、北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業を活用して更新した学校サーバと教職員用パソコンの償還金であります。

231 ページになります。

保護者費用負担軽減事業(小学校)は、保護者の経済的負担の軽減を図るための事業であり、19 節扶助費の新入学児童学用品費の入学前支給をはじめ、就学援助などの費用であります。

232 ページをご覧ください。

３項中学校費、１目学校管理費１億 9,396 万円、本目は、中学校４校とまくべつ学園後期課程（７年～９年）の管理に要する費用であり、本年度の生徒数について申し上げますと、前年度から９人減の 687 人、教職員数は 91 人の見込みであります。

中学校維持管理事業、１節報酬は、町で任用する４校４人の学校事務補助員及び３校７人の特別支援教育支援員に要する費用であります。

234 ページになります。

18 節負担金補助及び交付金、細節４は、学校規模に応じた必要な管理費を、細節５は、学校行事や体験活動などに要する運営費を交付するものであります。

学校健康診断事業（中学校）は、生徒及び中学校教職員の健康診断等の実施に要する費用などであり、12 節委託料は、教職員のストレスチェックに要する費用などであります。

235 ページになります。

２目教育振興費 5,521 万 2,000 円、本目は、中学校の教育活動及び保護者負担軽減に要する費用であります。

中学校教育活動推進事業、１節報酬は、部活動地域展開に係る諸課題について検討を進めるための部活動地域移行検討委員会委員８人の報酬であります。

７節報償費、細節３は、部活動などで優秀な成績を収め、全国・全道大会に出場する際の費用を補助するものであります。

17 節備品購入費、細節２は、小学校費と同様、教職員用パソコン等の償還金であります。

236 ページをご覧ください。

保護者費用負担軽減事業(中学校)は、保護者の経済的負担の軽減を図るための事業であります。

18 節負担金補助及び交付金、細節４は、中学生の修学旅行に要する費用の一部を補助するものであります。

19 節扶助費は、新入学生徒学用品費の入学前支給をはじめ、就学援助などの費用であります。

237 ページになります。

４項社会教育費、１目社会教育総務費 1,814 万 7,000 円、本目は、文化賞・スポーツ賞等表彰式の

ほか、小学生国内交流事業や中学生・高校生海外研修事業などに要する費用であります。

社会教育総務事務事業は、18節負担金補助及び交付金の各種団体等に対する補助金などであります。

238ページをご覧ください。

小学生国内交流事業は、埼玉県上尾市からの受入れと、神奈川県開成町と高知県中土佐町へ本町の小学校５・６年生20名を派遣するための費用であります。

239ページなります。

中学生・高校生海外研修事業は、オーストラリアのキャンベラ市メルローズハイスクールとの相互交流事業で、同校生徒の受入れと中高生18名の派遣に要する費用であります。

２目公民館費1,922万4,000円、本目は、糠内・駒畠公民館及びまなびや相川と中里の管理運営経費のほか、しらかば大学運営に要する費用であります。

243ページまでお進みください。

３目町民会館費3,027万5,000円、本目は、町民会館の管理運営に要する費用であります。

244ページになります。

４目郷土館費1,192万6,000円、本目は、ふるさと館の管理運営などに要する費用であり、生涯学習推進員１人と事務補助員１人に要する人件費のほか､施設の維持管理に要する費用などであります。

246ページになります。

５目ナウマン象記念館管理費2,203万6,000円、本目は、ナウマン象記念館管理運営に要する費用であります。

化石発掘調査研究事業は、本町の学芸員が中心となり実施するナウマンゾウ化石の発掘調査に要する費用で、令和６年度に忠類地域で54年ぶりにナウマンゾウの化石が発掘されたことから、本年度も引き続き未発掘エリアを重点的に調査するものであります。

247ページになります。

ナウマン象記念館発掘等体験講座事業は、発掘体験講座等の専門機関への委託料と講座で使用する化石の購入費用などであります。

248ページになります。

ナウマン象記念館維持管理事業は、事務補助員３人の人件費のほか、施設の維持管理に要する費用などであります。

250ページになります。

６目集団研修施設費216万8,000円。本目は、集団研修施設こまはたの管理運営に要する費用であります。

251ページになります。

７目図書館管理費7,879万2,000円、本目は、本館、札内及び忠類分館の管理運営に要する費用であります。

図書館を核とした地域づくり事業、１節報酬は、図書館協議会委員10人分の報酬、13節使用料及び賃借料は、郷土の史跡や地域の観光資源などについて情報発信するために必要なアプリケーション「マチアルキ」の使用に要する費用であります。

図書館蔵書整備事業は、図書資料3,700冊、AV資料43タイトルの購入費用であります。

マイファーストブックサポート事業、10節需用費、細節30は、令和７年度に引き続き、小学校１年生へ食育をテーマにしたオリジナル絵本をプレゼントするための費用であります。

252ページになります。

17節備品購入費は、さまざまな理由により印刷物を利用するのが困難な子どもに読書を楽しんでもらうため、音声と一緒に文字や画像が表示されるデジタル図書を作成する機材を購入するものであります。

図書館維持管理事業は、ブックモービル運転手１人と図書館司書８人に要する会計年度任用職員の人件費などであります。

254 ページになります。

14 節工事請負費は、開館当初に設置された自動火災報知設備を更新するものであります。

17 節備品購入費、細節１は、北海道備荒資金組合の譲渡事業を活用し更新した図書システムの償還金であり、細節２は、４月に開校します「まくべつ学園」の１階図書室に設置いたします図書館システム用の端末機材を購入する費用であります。

255 ページになります。

18 節負担金補助及び交付金、細節６は、町民文芸まくべつの発行に係る交付金であります。

８目百年記念ホール管理費１億 2,891 万円、本目は、百年記念ホールの管理運営に要する費用のほか、芸術・文化公演事業は、忠類地区の生涯学習講座及び特別講演会に要する費用などであります。

百年記念ホール維持管理事業は、百年記念ホールの維持管理に要する費用であります。

256 ページなります。

14 節工事請負費は、空調機器遠隔操作盤の更新に係る工事費であります。

９目アイヌ施策推進事業費１億 392 万 3,000 円、本目は、アイヌ文化の拠点となる施設の整備と維持管理、アイヌ文化の伝承・普及事業に要する費用であります。

アイヌ文化拠点空間整備事業は、ハード事業であり、257 ページになります。14 節工事請負費は、令和８年秋のオープンを予定しているアイヌ文化拠点空間の外構工事や展示館の展示工事などであります。

アイヌ文化振興事業はソフト事業で、７節報償費、細節３は、アットゥシ織などの文化伝承活動支援事業や刺しゅう、アイヌ伝統料理、アイヌ語等の講座に要する講師謝礼で、12 節委託料は、各種アイヌ文化事業の企画運営を行うコーディネート業務や企画展の資料搬送に要する委託料などであります。

258 ページになります。

アイヌ施設維持管理事業は、事務補助員２人の人件費のほか、施設の維持管理に要する費用などであります。

260 ページになります。

５項保健体育費、１目保健体育総務費 911 万 8,000 円、本目は、スポーツ推進委員 12 人の報酬や大会参加奨励金のほか、各種スポーツ団体の活動支援に要する費用であります。

保健体育総務事務事業、７節報償費は、少年団や部活動などで全道・全国大会に出場する際の交通費や宿泊費などの費用を補助する参加奨励金であります。

262 ページになります。

アスリートと創るオリンピアンの町創生事業は、幕別町応援大使や第一線で活躍するアスリートとの交流事業に要する費用のほか、18 節負担金補助及び交付金は、スポーツ合宿誘致実行委員会に対する補助金であります。

２目体育施設費１億 3,646 万 4,000 円、本目は、屋内及び屋外運動施設の管理運営に要する費用であります。

屋外体育施設維持管理事業は、運動公園陸上競技場や野球場など、屋外体育施設の維持管理に要する費用であります。

263 ページになります。

屋内体育施設維持管理事業は、農業者トレーニングセンター、札内スポーツセンター、忠類体育館等の維持管理に要する費用であります。

264 ページになります。

14 節工事請負費は、農業者トレーニングセンターアリーナ床ウレタン塗装工事であります。

265 ページになります。

町民プール維持管理事業は、町民プールの管理運営に要する費用であり、12 節委託料、細節１は、忠類町民プールに加えて、今年度から新たに、幕別、札内北、札内南の三つの町民プールの管理を委

託するものであります。

266 ページになります。

14 節工事請負費は、幕別町民プール温風暖房機の更新工事であります。

クマゲラハウス維持管理事業は、クマゲラハウスの管理運営に要する費用であり、事務補助員３人に要する人件費などであります。

以上で、10 款教育費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（小島智恵）　説明が終わりましたので、質疑を行います。

214 から 236 ページ、区分 13 について質疑をお受けいたします。

塚本委員。

○委員（塚本逸彦）　３点ほどお願いいたします。

まず小学校費、227 ページですね。これ教員の配置状況なのですけれども、昨今、教員不足、なかなかというところが各地にありますけれども、我が町において未配置になるような状況は起きているのか、それとも今のところ問題はないのかというところをまた再度、今年度をお尋ねします。

２番目に教育振興費、231 ページです。19 の扶助費になると思うのですが、修学旅行費なのですけれども、以前、一般質問でも質問いたしましたが、僻地の小学校の修学旅行費が上がってきているというところで、こちらのほうの対策は何か考えられているのかというところです。

３点目、中学校費、236 ページ、部活移行についてですが、今現在、部活地域移行に検討委員会などを設けて取り組んでいらっしゃると思いますけれども、他の地域もこれは同様の問題でございまして、成り手がいない、引継ぎ手がいないとか、なかなか思うように進まない部分もあるのですけれども、我が町としては今どういう状況なのか、また今後どのように進めていく見通しが立っているのかをお伺いできればと思います。

○委員長（小島智恵）　学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範）　まず１点目、教職員の配置の関係でございます。教職員の配置、４月での人事異動で代替職員等含めて未配置はございません。

２点目、修学旅行の僻地の対象の支援の関係かと思います。こちら、僻地校におきましては、国の高度へき地修学旅行費というものがございまして、こちら補助におきましては、級地において補助される制度でありまして、現在、僻地におきましては明倫小学校のみがこの国の補助の対象となっております。町としての支援としては、現在のところ特別考えてはございません。

３点目、部活動の地域移行の現在の状況です。令和７年度、国では部活動、名称は地域移行から地域展開ということで変更しております。改革実行期間として、令和８年から 10 年度まで前期、後期を 13 年度までと設定して、昨年末に総合的なガイドライン、改定されております。今後、町としましては、国が検討を進めるそういった議論を踏まえて、検討委員会で見極めていかなければいけないかなと考えております。今年度におきましては、先月２月に１回開催してございます。

修学旅行費、今、高騰している状況でございまして、中学校におきましては、令和９年度から道内２泊３日ということで、町内の中学校は統一した考えで実施していくということで、現在のところ町としての支援については、中学校費の現在行っている事業費７万円に対して半額の３万 5,000 円、そういったところで継続していきたいと考えております。

○委員長（小島智恵）　塚本委員。

○委員（塚本逸彦）　教員の配置については理解いたしました。

修学旅行はやっぱり小学校、少ないところがどうしてももう手配もなかなか先生方でやらなければいけない中で、また物価高騰のあおりも受けて、少人数のところはどうしても他のところと比べて高くなってしまって、行き先を他の大きい学校と比べて、それが理由で絞らなければならないという状況も感じておりますので、その辺は格差がないように、そういった部分はフォローしていただければと思います。町のバスを出すというのも一つの方法かとは思いますけれども、その辺も含めてちょっ

と配慮をお願いしたいと思います。

そして、あと部活動に関しては、やっぱりほかのところもそうですが、民間とかそういったことになってきますと、親の負担も増えてくるというのは現状なので、その辺も兼ねていろいろ取り組んでいらっしゃるとは思うのですけれども、今後、親の負担とかそういったことがもう実際に始まると、民間移行に移った場合に、そういった部分も問題になってくるかと思いますけれども、その辺に対してもなかなか補助というのは難しいかもしれませんが、そういった部分に対しての取組とか、その辺のあたりはどうお考えでしょうか。

○委員長（小島智恵）　教育部長。

○教育部長（石田晋一）　まず最初に、修学旅行の関係でありますが、実際に小規模校でありますと、工夫をして修学旅行に行っている状況であります。例えば、５、６年生で人数をある程度集めた中で、２年に１回開催するですとか、ほかの学校と共同で行くというようなことで実施しています。それにおいても、やっぱりバスにかかる費用が大きいみたいで、乗る子どもの数で割り返しますので、そこはどうしても負担がちょっと多くなるところがあると思います。実際、各学校でも一緒に行くですとか、そういった工夫をしながら、何とかその費用を抑えられないか。あまり抑え過ぎてもせっかくの修学旅行なので、楽しめなくてはいけないというところもあるのですけれども、過度な負担がかからないように、そこは令和９年度、令和８年度につきましても日程等も決まっておりますので、改めて検討していくというか､学校からいろいろとそういう検討していきたいというお話は伺っております。

あと、中学校の部活動の移行の状況なのですけれども、ようやく７年度１回目の会議で皆さんにお集まりいただきました。会議の開催が遅くなって、大変申し訳ないというふうに感じているとこであります。現状としましては、実際にその競技ごとにどういう状況なのか、指導者が果たして町内で確保しているのか、その本人、指導されている方々の気持ちも含めて確認しなければいけないというところで話が出ました。今後、そういったことを確認したり、どういった方法ができるのかとか、いろんなことを踏まえながら、また当然その中には保護者の費用負担も出てくると思うのですけれども、どういうサポートが必要なのか、どこまで携わってほしいという思いがあるのか、そこも含めて今後検討していきたいというふうに思っています。

○委員長（小島智恵）　よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

酒井委員。

○委員（酒井はやみ）　大きく２点伺います。

222 ページ、６目学校給食センター管理費、学校給食センター給食提供事業についてです。小学校の給食無償化が始まる見通しであることを踏まえて、２点伺います。

小学校で無償化をされた場合でも、アレルギーなどによりお弁当を持参しているとか、不登校などで長期欠席している児童生徒については、給食を利用していないため、制度の恩恵が及ばないことになります。こうした個別の事情への対応は自治体に委ねられることになるかと思うのですけれども、公平性をどのように確保するお考えか伺います。

給食についてもう一点ですが、中学校についてです。今回、無償化の対象となっていません。町ではこのたび食材費の高騰により、給食費の値上げが行われると伺っています。町の支援は、中学校の給食１食当たりこれまで 22 円だったところを 57 円に増額されるものの、保護者負担は年間で 5,600 円増の６万 3,800 円となります。同じ義務教育でありながら、小学校は無償化、中学校は負担増となる状況について、町としてどのように考えておられるのか。また今後の中学校給食費への支援の方向性について伺います。

もう一か所ですが、230 ページ、２目教育振興費、小学校教育活動推進事業に関わって、中学校のほうとも併せてになりますが、不登校の実態と来年度の対応について伺います。まず、不登校の状況について伺いたいのですが、昨年度と今年度、現在までの小学校、中学校、それぞれの不登校児童生徒の人数を教えていただけますか。

○委員長（小島智恵）　学校給食センター所長。
○学校給食センター所長（守屋敦史）　まず１問目の、小学生分の無償化の関係ですけれども、本町におきましては、まだ当初予算では、給食を食べていないお子さんの対応ということで、今現在は食べていない子につきまして、長期で食べないということであれば、給食費を頂かないような措置はしているのですけれども、今後、国で無償化の措置となったとなった場合に、不登校の関係ですね、各自治体の判断に委ねるということなのですけれども、国のほうで、そういった不登校等のモデルの事例を示すというようなことをお話が文科省からありましたことから、そのようなことをその事例が示された後に、こちらも研究のほうはしていきたいなというふうに考えております。

また、２問目の中学校分の無償化の関係ですけれども、こちらにつきましては、中学生分の無償化につきまして令和８年度の生徒数で試算しますと、約 5,400 万円ほどの費用が必要となりまして、こちらまだ国の支援の交付が示されていないことから、また多額な経費がかかります。もともとが受益者負担の原則の観点としていますことから、従来同様に町単独での実施することは現時点では考えておりません。

なお、文部科学省におきまして、中学校給食についても、小中学校の給食実施状況の違い等を含めた課題の整理を行った上で検討すると協議していますことから、国において、中学校の分は検討が進められるものというふうに考えております。

以上です。
○委員長（小島智恵）　学校教育課長。
○学校教育課長（酒井貴範）　不登校の実態と来年度の対策ということで、今年度、不登校につきましては、令和７年度２月末現在で９校 80 名、小学校で５校 30 名、中学校４校 50 名、全体の 4.1 パーセント。昨年、令和６年度におきましては、11 校で 81 名、小学校６校 31 名、中学校５校 50 名、こちらも全体で 4.1 パーセントとなっております。

来年度の対策ということでございますが、今年度におきましては小中一貫教育の推進として、生徒指導の充実やいじめや不登校に対して、学園内で小中合同の生徒指導部会、そういったのを中心に取り組んでおり、小学校の円滑な接続を図るために、応じて対応してきております。

今後の対策におきましては、例年、これまでと同じなのですが、不登校の要因、それぞれいろんな複雑な状況、そういったものが絡んでおりますので、今後も小中一貫教育の中で一人一人に寄り添った対応、そういったものを努めながら進めていきたいと考えております。
○委員長（小島智恵）　酒井委員。
○委員（酒井はやみ）　給食については、給食を食べていないお子さんにも公平性を確保する、検討していくということで確認させていただきました。

中学校についてですが、全額町が無償にするということになると、先ほど言われたような 5,400 万円と、多額になるかと思います。ただ今回の、今年度からの給食費の値上げ部分について、町も今まで以上に支援していただくということで、それは大事だと思っているのですけれども、そうした場合であっても、保護者の負担が年間 5,600 円増えるということであります。小学校の無償化と中学校の負担増が併存するという状況は、なかなか保護者の受け止めとしても違和感があって、納得感が得にくい状況にあると思います。

今回の値上げによる保護者の負担増について、対象となる中学生は大体 700 人ぐらいかと思いますので、もしその部分について補填した場合ではあると、町としては年間約 400 万円ほど必要なのではないかというふうに思います。この規模であれば、町として対応する余地はあるのではないかなというふうにも思うのですけれども、財政的な検討も含めてお考えを改めて伺いたいと思います。

不登校についてです。この間、大体 10 年前と比べると、小中学生合わせてですけれども、30 人程度だったのが 80 人程度の増加になって、特に小学校は１人だったり２人だったり５人だったりというところから、30 人ぐらいの規模になっているということであります。

これまでもさまざま努力、対応を工夫して、されてきたことは伺っていますが、不登校が増加して

いる現状を踏まえると、現在の体制で対応し続けることに限界があるのではないかと心配します。子どもや保護者の困り事を早期に把握して、継続的に関わるための体制として、また、人の補充、学校の中での居場所づくりなどについて、来年度さらに踏み込んだ対応を検討するお考えはないのか伺います。

○委員長（小島智恵）　学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（守屋敦史）　今回、中学校の分も値上げのほうをさせていただきました。前回、令和３年、給食費改定させていただいたときも、基本的に値上げ分から３分の２を町が支援して、３分の１を保護者負担ということで加えさせていただいている状況の中で、今回も同様な形で、現行の保護者負担額から改定後の給食材料費の値上げ分の３分の２、こちらのほうを町で負担し、残り３分の１のほうは保護者の方に負担をお願いするということで考えておりますので、現時点ではこの改定のほうで進めていきたいと考えております。

○委員長（小島智恵）　学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範）　不登校の小学校の増加の関係とかですが、不登校、さまざまな要因ありまして、小学校の生活リズムの不調ですとか体調不良、そういったものもいろいろ家庭環境も関わりながら増えているような状況であります。今後の体制や居場所づくり、そういったものなのですが、これまで同様、児童生徒に寄り添ったスクールカウンセラーですとか、そういった活用を積極的に行いながら、関係機関とより一層連携を取っていきたいと考えております。

○委員長（小島智恵）　酒井委員。

○委員（酒井はやみ）　不登校のことですが、個々の子どもたちに寄り添った対応をしていただいているということは、とても大切なことだと思います。ただ、全国的に不登校が増加している状況でありまして、個々の子どもたちも先ほど言われた体調不良だとか家庭環境だとか、そういったことを解消できない何かが全体として背景にあるのかなというふうにも想像するところです。どうして不登校になる子どもたちが増えてしまっているのか、子どもたちに原因があるはずはないわけで、教育の側にどんな課題があるか考えることが必要ではないかと思います。

　どうすればどの子にも居場所と感じられて、行きたくなる、行きたいと思える学校になるかということを正面から考えることが必要だと思いますが、新年度どのような課題意識を持って、どういう検討されていくのか、考えておられることがあったら伺います。

○委員長（小島智恵）　教育部長。

○教育部長（石田晋一）　確かに子どもたち、今、酒井委員がおっしゃるとおり、そこに原因があることというのは極めて少ないのかなというふうに認識しております。かといって、学校側が悪いわけでもないというふうにも思っております。何らかのささいなことの積み重ねだとか、苦手意識がちょっと多い子どもたちが、少しずつ増えてきているのかなというふうにも思っているところであります。

　ただ、学校でいろんな先生方が対応してくれている、まっく・ざ・まっくとかでも、そういった子どもたちの状況などを報告していただいています。そういうのを常に確認しながら、本当に連携を密にして対応していきたいなというふうに考えています。一人でも学校に笑顔で通える子どもたちが増えるように、教育委員会としてもできることに努めてまいりたいというふうに考えています。

（関連の声あり）

○委員長（小島智恵）　小田委員。

○委員（小田新紀）　不登校の対策について関連で質問させていただきます。

　今の答弁でもございましたが、幕別町には子どもカウンセラーやスクールカウンセラーといった配置、まっく・ざ・まっくも含めて、それからまた学校教育推進員という方も３名おられて、そのあたりの制度としてはいろんな制度を設けていただいておりまして、そこは評価できるかなと思うのですが、その運用に関わって、いわゆる連携体制の構築、そのシステムということに対して、今、連携を取りながらというようなご答弁もありましたが、どこまでそれが本当に具体的にできているのか、しようとしているのかというところについて、やはり次年度については、この不登校対策というのは本

当に抜本的な対策を取るべきではないかというふうに考えています。

確かに、他の地域も全国の流れとしても増えているということは認識していますが、それはやっぱり言い訳にはできないなというふうに思います。この幕別町だからこそ、子どもたちが学ぶ権利というのを、一人一人が学ぶ権利というのをしっかりと保障していかなければいけない、そういった体制をつくっていかなければいけないというのが、学校だけでもできないですし、どこかの組織だけでもできないし、教育委員会だけでもできないと思います。そこらあたりの本当に大きな組織体制、連携体制を取らなければいけないと思うのですが、そのあたりの、何ていうのですかね、今、本当にそこに課題がないのかということについてお伺いしたいと思います。

○委員長（小島智恵）　教育部長。

○教育部長（石田晋一）　今、小田委員のほうからお話ありました不登校の関係であります。

理由がはっきり一人一人どういった原因で学校に通えないのかというところが明確に分かると、対応もしやすい部分あるのでしょうけれども、なかなかそこが分かりづらいというところもあって、学校もそうですけれども、保護者も苦労しているところなのかなというふうに思います。

ただ、今構築されているうちの連携システムですとか、そういったことが、課題はないのかというところでありますと、全く課題がないというふうには思っておらず、そういった課題がないという気持ちではなくて、いや、何かこの後、よりよい生活を送れるために進めていかなければいけないという気持ちで取り組んではおります。

テレビなんかで、実際に学校に通えない子どもの家族のドラマというかお話がありまして、最初やっぱり学校に通い始めるときとか、中学校に行くときに、ちょっと苦手な部分があって、足が遠のいてしまう。そこで、親があまりそこを追及せずに寄り添うようなことがあって、実際、学校に通えるようになったということも聞いています。本来であれば、そういったところを目指しながら、本当にいろんな周りの事例なんかも確認しながら、皆さんで同じ気持ちで取り組んでいきたいなというふうには考えているところであります。

○委員長（小島智恵）　小田委員。

○委員（小田新紀）　同僚議員も、私にも、ここまで結構多くのご家庭から相談を受けております。それは不登校の児童、今、不登校になっている児童の保護者だけではないのですけれども。今ご答弁ありました、やっぱり寄り添うという姿勢が、本当に今までしっかり町としてできていたのか。学校も含めてできていたのかと言いますと、私もその一方側から聞くだけの話ですので、全てとは言いませんけれども、でも、少し疑念を抱くような対応の仕方というのが初期段階で、相談があった段階でというところでは、そこにも課題があるのかなというふうに思います。

今、部長おっしゃっていた、本当に全員が、大人がしっかりその子、そのご家庭に寄り添うという姿勢を、その組織と一つとしてしっかりと体制づくりをされて、次年度この不登校児童を少なくとも減らすというような大きな目標を立てて、目標数値もしっかり立てていただいて、予算執行していただきたいというふうに思いますが、改めていかがでしょうか。

○委員長（小島智恵）　教育部長。

○教育部長（石田晋一）　新年度、８年度始まるわけですけれども、その辺しっかりとした気持ちを持って対応していかなければいけないというふうに思っています。無理して学校に行きなさい、行けということは言わずに、本当に行きたくなるようなところまで待つというのも大事かなというふうに思っています。そういった認識は、学校現場も保護者とも持ちながら対応していきたいなというふうに思っています。

以上です。

○委員長（小島智恵）　小田委員。

○委員（小田新紀）　終わりますが、行きたくないという不登校もありますが、行きたいのに学校側の体制が、それ学校が悪いとかではなくて、いろんなことで体制が十分できていないので行けないという、そういうような不登校の子もおられると、不登校気味になっている子どももおられるということ

も含めて、今のご答弁のことを期待しながら見守りたいと思います。

以上です。答弁なしで構いません。

○委員長（小島智恵）　ほかにございませんか。

内山委員。

○委員（内山美穂子）　ページで言いましたら220ページ、教育総務費の教育財産費、学校教育施設整備事業の中で、札内北小学校の長寿命化改修に関わって、実施設計の委託費用について伺います。

どのような改修になるのか、内容について教えていただきたいと思います。

○委員長（小島智恵）　学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範）　札内北小学校の長寿命化の実施設計についてであります。

こちら、これまでも長寿命化計画に基づきながら、40年経過するもの、そういったものを今後さらに長寿命化することで、建物を継続して使っていけるような実施設計を考えております。

工事の内容としては、壁ですとか床、あと設備ですとか、そういったものを含めて、今後、長期間使えるような形での改修工事を予定しております。

○委員長（小島智恵）　内山委員。

○委員（内山美穂子）　もう少し詳しく聞きたかったのですけれども、もう少し詳しく。

○委員長（小島智恵）　学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範）　基本的には長寿命化計画に基づいていくのですけれども、調査をした中で老朽化した部分、そういった部分の保全を図りながら、更新しながら長期で使えるような改修にしてまいります。

○委員長（小島智恵）　内山委員。

○委員（内山美穂子）　内容についてちょっとよく分からなかったのですけれども、老朽化がもう著しい現状は間近に見て承知しています。

そこで、昨日、同僚議員が体育館の空調整備の設置について質問しました。私もここで質問させていただきます。近年の猛暑による平時の熱中症対策、そして災害時の避難所としての機能は待ったなしの状況です。

昨日の防災課からの答弁では、大型扇風機やスポットクーラーで対応するということで、町側の状況は理解します。ただし、今後、よい補助金があれば教育委員会と連携して検討していくというふうに受け止めました。

そこで、ご承知かと思いますが、令和７年６月25日付の文科省通知、避難所となる学校施設の防災機能強化の推進についてにおいて、学校体育館の空調整備を倍増させる方針とともに、新たに財政支援を大幅に拡充した空調設備整備臨時特例交付金が創設されました。今、長寿命化改修という絶好のタイミングではないかと思っています。

教育委員会単独ではなく、防災担当部局と早急に連携し、間に合うのであれば、この新たな特例交付金を最大限活用して、体育館の空調機器の導入を実施設計に盛り込めないかと思いましての質問です。いかがでしょうか。

○委員長（小島智恵）　学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範）　体育館の平時での対策ということなのですけれども、教育活動におきましては、暑さ指数31度以上の場合には、体育活動や部活動を原則中止としております。昨年で言いますと、７月に熱中症警戒アラート５回発表されておりますが、そういったときには違う授業に替えながら、エアコンの効く普通教室の中で通常授業行って、また別な日に体育に切り替えております。

先ほど令和７年６月のその空調に関する交付金の関係なのですけれども、当然この交付金を使うと、２分の１の補助率なのですけれども、改修するに当たっては断熱効果を高めなければいけないということで、そういったものも含めて改修することで、費用としてはかなり高額になっていく部分と、あと当然、学校、体育館、避難所として、学校数も多いことから、そういった財政面の関係でもなかなか現実的ではないかと考えてございます。

○委員長（小島智恵）　内山委員。
○委員（内山美穂子）　躯体の断熱の部分に関しては、かなり要件が緩和したというふうに書いていたのではないかと思いますし、起債充当率も 100 パーセントですし、令和６年度から令和 15 年度までの活用ができるということなので、これ検討はされたのでしょうか。
○委員長（小島智恵）　教育部長。
○教育部長（石田晋一）　通常の学校の授業で使う部分につきましては、暑いときはその体育館を利用せずにほかの授業に振り替えたり、そういった暑さ対策は取っているというふうに認識しております。
　ただ、この長寿命化計画に併せて、そういった検討をしたかというところでは、全くしておりません。長寿命化計画する中で、やっぱり年数たちますと施設の使い勝手が悪いというか、老朽化してきたものを、この長寿命化計画によって今の設備ですとか、技術が進んでいる部分に戻すというか、使いやすい学校にしていくというところもあるのですよね。ですから、一例を挙げますと、トイレですとか、いろんな照明も LED に替えていますけれども、そういったところは最新というか、新しい考えの下つくられた施設に少しずつしていくというところあります。
　ただ、ほかにも学校ありますし、これ順序よく長寿命化計画に基づいて学校を改修していくという計画でありますので、防災に関しての体育館の空調ですとか、そういったことに関しましては、避難所ほかの施設もございますので、そこは防災環境課と話、調整しながら、町の全体で、全部の避難所で必要であればやらなければいけないでしょうけれども、そういった金額も相当かかりますので、そういうことにはならないと思うので、そこは情報を共有しながら進めていきたいなというふうに思っています。
○委員長（小島智恵）　内山委員。
○委員（内山美穂子）　財政的なことは承知しております。ただ、今回、夏場の熱中症対策でいろんなところで空調設備が必要だという中で、せっかく今、大がかりな改修が始まるので、それに併せて活用できればいいなというふうに思っての質問でありました。
　改修工事のスケジュールは、いつぐらいからというのはまだ決まっていないのですか。
○委員長（小島智恵）　学校教育課長。
○学校教育課長（酒井貴範）　今回、令和８年度に実施設計をいたしまして、令和 10 年以降に工事のほう進めていきたい計画ではあります。
○委員長（小島智恵）　ほかに質疑はありませんか。
（関連の声あり）
○委員長（小島智恵）　荒委員。
○委員（荒　貴賀）　学校施設改修について関連です。
　今回、北小学校の整備計画ということの話があったのですが、整備をするに当たって、私が気になるのは、学校施設内の整備を今後どうしていくのかなのです。要は、建物は整備をするのですけれども、施設内のコンテナやそこにある設備についてが全く改修されない状況があります。
　この間も南小学校、そして今回のまくべつ学園もそうなのですが、やはり現場からは、学校はきれいになったのですけれども、設備内がまだなのですよねと。ここについても要望はしているのですが、なかなか進んでいませんというような状況ありました。やはりこの建物と同時に学校施設内、同時に整理していくということも必要なのではないかなと思うのですけれども、この施設内の整理については教育委員会はどのように考えていますか。
○委員長（小島智恵）　学校教育課長。
○学校教育課長（酒井貴範）　長寿命化計画でのその改修に当たっては、学校のほうとも協議を進めながら必要な部分等の改修は行っているのですけれども、グラウンドのコンテナ、そういった部分は特段その要望もないことですから、その撤去にまでは至ってございません。
○委員長（小島智恵）　荒委員。
○委員（荒　貴賀）　施設内については要望がなかったということですね。確認します。

○委員長（小島智恵）　学校教育課長。
○学校教育課長（酒井貴範）　あくまでも長寿命化計画というか、校舎のほうの改修、校舎と屋体、そういったところの改修なので、グラウンドのコンテナですとか、そういったものは、毎年行っている学校ヒアリング、そういった中で聞き取りをしていくことにはなるのですけれども。
○委員長（小島智恵）　荒委員。
○委員（荒　貴賀）　一緒にやったほうがいいのではないかなという提案だったのですけれども、難しいのであれば、いいです。学校側から施設内についてもやってほしいというような要望があるのですよ。だからそこを、では教育委員会として施設内の整備をどういうふうに整理していくのか、計画があるのかをお聞きしたのですけれども、そこはどうですか。
○委員長（小島智恵）　学校教育課長。
○学校教育課長（酒井貴範）　長寿命化計画はあくまで躯体、学校校舎、体育館なので、それ以外の部分については、必要に応じて学校ヒアリングの中で、優先順位決めながら各学校の要望に対して対応してございます。
○委員長（小島智恵）　よろしかったですか。
　審査の途中ですが、この際、14 時 15 分まで休憩いたします。

14：05　休憩
14：15　再開

○委員長（小島智恵）　休憩前に引き続き、会議を開きます。
　区分 13 について質疑をお受けいたします。
　小田委員。
○委員（小田新紀）　１点質問させていただきます。１項教育総務費の 217 ページ、魅力ある高校づくり支援事業の補助金に関わってでございます。特に幕別清陵高校に関わってというところになりますが、金額云々というよりもその運用に関わってであります。
　魅力ある、そのとおりですね、高校づくり支援事業ということで、町のほうでも支援しているものということでありますが、昨今の状況を見ますと、いわゆる運用に柔軟性がないのではないか、学校にとって使い勝手の悪いものになっていないかと。これまでも議会の中でも質問がありました。その中で、改善も図られてきたというふうに聞いておりますが、特に次年度に向けてということでありますが、具体的に申し上げますと、部活動の十勝管内大会や練習や遠征等に、あるいは監督会議、そういったものに関する先生の引率に関わる経費だったりとかが対象外になっていたり、授業での生徒引率や学校行事、そういったものに対して、また施設維持・修繕そういったものを含めて、対象外というものが非常に多いというような状況だというふうに見受けられます。
　子どもに直接関わる部分についての子どもに対しての補助というのは、それほど対象外になっていないのかなというふうに思いますが、当然生徒の活動において先生方がそこについていく、また町の各種イベント、そういったものへのボランティア、そういったものについて多くの要請があり、生徒さんたちも行ってそこへの引率等も入る、そういったものが全て対象外というふうになっています。補助制度について、この現場にとって、本当に使いやすく魅力ある高校づくりに資する制度になっていると教育委員会は認識されているのか､また学校現場の声をどのように把握して生かしているのか､伺いたいと思います。
　もう一つ、その対象外になる理由の一つとして、さまざまな理由があるとか思うのですが、その理由の一つとして、議会のほうで反対があるというようなご意見も教育委員会からあったというふうに聞きました。これまでの議会のこの公式の場において、そこまで硬直的に対象を絞るべきだという意思が明確に示されたというふうには認識しておりませんし、むしろ地域にこの高校を残すという町長の思いも受け止めながら、そういった観点で、また今の生徒さんや先生たちが地域貢献等も含めてや

っている取組を鑑みて、議会としても柔軟な予算執行を逆に求めてきていたのではないかなというふうに、私はそういうふうに認識をしているのですが、教育委員会としてのその認識を伺いたいと思います。

○委員長（小島智恵）　学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範）　魅力ある高校づくりの支援事業についてです。こちらにおきましては、毎年、高校側と補助内容のほう数度にわたってどういった使い方、使い道、次年度に向けて話し合いは行っております。現在は、部活動に係る経費だとかは補助の対象にしております。ただ、改修ですとかそういったものについては、当然、住民に説明できるような活用が必要だということは打合せの中ではしております。対象外の理由として、議会の反対という話はこちらからはしてはいないのですけれども、住民に対しても説明できるような使い方、当然道立校でもありますので、改修等においては道の負担ですべきではないかという話はさせてもらっております。

　補助金の活用の認識というか、これまでも高校側と協議を進めながら話を進めて、補助の内容を協議しておりますので、協議の中でまとまった内容で新年度進んでいるような状況でございます。

○委員長（小島智恵）　小田委員。

○委員（小田新紀）　道立校ということについては、重々分かっております。ただ、この町の姿勢だと思うのです。町としての、教育委員会としての姿勢だと思うのですが、私もそこは同調しますが、やはりこの地域にこの高校が残るのか、地域から高校がなくなるのか、これはまちづくりに関しても大きな影響あるかと思いますし、今現実、町のいろんな事業、イベント、そういったところに高校生の子たちがボランティアでたくさん行って、言えば高校生の子たちがいなかったら成り立たないというようなイベントもほとんどだというふうな状況であること、町は理解されているのか、またそれに対してどう考えているのかというのは、ちょっと疑いたくなるのですけれども、道立校といっても、ほかの自治体においても、幕別清陵高校に対して以上に金額的に補助している町というのは幾らでもあって、それぞれの考えがあるというのは分かりますけれども、決してそれは強い説明、理由にはならないのかなというふうに思いますし、果たして先ほど議会含めて地域住民ということだというふうに思うのですけれども、これ説明できないですか、今回の対象外になっているのが。なぜ説明できないのでしょうか。生徒が行くものに対して先生がついていく、それに対しての費用を対象外。これ地域の人たちは逆におかしいと思わないのでしょうか、どうでしょうか。逆に説明できないのではないかなというふうに思うのですが。

　それから、道費でというようなお話もありました。そういった説明もありましたが、これ道費で出せないので、この補助を使わせてもらって、学校は、魅力ある高校づくりをされているというふうに認識しているのですが、そこも町としては意見聞いていなかったでしょうか、どうでしょうか。

○委員長（小島智恵）　教育部長。

○教育部長（石田晋一）　まず最初に、町で高校の必要性というところでは、かなり助けられているというか、生徒さんたちにイベントに参加していただいて、盛り上げていただいているという認識は持っています。僕も教育委員会ちょっと長くて、何年か前に小学校の国内研修連れていった子が、今、高校３年生で就職が決まりましたと、お手伝いに来てくれるのですね、うちのイベントに。ああ、そういうことも分かってくれていたのだなと思って、うれしく思った次第であります。ですから、引き続き町の子どもを対象にする事業もそうですけれども、高校とのつながりは大切なものだなというふうには認識しているところであります。

　先ほど言いました大会に引率、先生の旅費の関係なのですけれども、認識がちょっと違ったというか、当然大会へ引率者がいないと参加できないものですから、そこは命令を出す学校なのか道なのか分からないですけれども、そこが旅費というのは持つものだというふうに思っていたのです。ですから、そこを何で町が出さなければいけないのだというところで、学校側と話していたのです。話しする中で、全く予算がないから出ないと。そうしたら、ほかの学校はどうしているのですかと聞いたら、後援会なり、文化スポーツ振興会みたいなのがあって、全生徒から集めているお金の中から支出して

いると。そこで、町で普通の、ほかでは町が出しているところがなかなかなかったものですから、町が出すということになると、住民に対して説明がちょっとしづらいよねというところで、多分、議会とかでも質問があったときに、説明ちょっとできないのではないかなという意味で、議会が駄目だと言ったわけではないのですけれども、説明がちょっとしづらい、本来出さなければいけないところが出さなくて、うちが出しているというようなことになってもというような意味で、ちょっと話はしてという経緯はあります。その後も学校側にその旨話していく中では、確かにそうだなという認識は持っていただいて、ただ学校側としては出すところがないと。今後にあっては、全く全部町が出すということにもならないので、そこは今、学校のほうでも少し何とか捻出できないかというところも含めて、本人が負担しないように、一応この後、９年度に向けて調整していきましょうという話では、今進めているところであります。

○委員長（小島智恵）　小田委員。

○委員（小田新紀）　ちょっと検討がこれからまたさらに進むということで、それについては理解しました。

　今の、ただ説明できないということですけれども、説明してください。やはりそれぞれ先ほど申し上げたとおり、いろんな地域でいろんな学校、高校、その地元に残そうという高校に対して、さまざまな経費、補助というのをされている地域たくさんあって、そこは本当に中身はいろいろではないですか。ほかの町のとおりにうちの町もやるかといったら、そこは違ってしかるべきだと思うのです。うちの町としてはこういうことで応援していきたいというところで、やっぱり先ほどおっしゃっていた清陵高校の意義、この町にある高校の意義ということについて、しっかりとした思い、理念を町のほうでしっかり持っていただければ、例えばこの議会の中で、そういった意見が出てきたら、やはり強い思いで説明してほしいと思いますし、町民に対しても説明してほしいと、そういうやっぱり意思が必要なのではないかなというふうに思いますし、またそういうふうな意思を示してくれれば、学校の現場でも、やはりより一層このお金に対して慎重に検討しながら、丁寧に執行されていくというふうに思うのです。

　額を増やしましょうという意見ではないですので、今の額のままでより魅力のある高校づくり、そしてもっと言えば我々の願いとしても、本当に生徒募集が増えるような、そんな学校になってほしいというふうに思うのですが、多くの地域住民の方は、多くという言い方はちょっと根拠もないのであれですけれども、そういった思いを持っている住民の方もたくさんいると思いますし、議員の中でもそういった思いを持っている議員も複数いるかというふうに思います。

　要は、何でもかんでもいいよというわけにはいかないというのは分かります、それは分かるのですけれども、ある程度魅力のある学校をどうしてつくっていこうかという考えは、やっぱり現場にありますよね。そこの現場の意思を大きく尊重するというような姿勢を見せるべきではないかなというふうに思うのです。もっと逆に言えば、これ対象外にしました。では、それに上回るようない魅力づくりの事業というのが、町のほうで提案あるのでしょうか、考えあるのでしょうか。いかがでしょうか。

○委員長（小島智恵）　教育部長。

○教育部長（石田晋一）　我々も学校に対するその思いはやっぱりありまして、何でもかんでも駄目だというわけではなくて、ただ、大会の助成をすると旅費以外にも、これはというのもありまして、それは学校側と話す中で、学校側もちょっと認識なかったと、これは駄目だよねというのもあったものですから、そういうのも全部含めて、補助金を支出している以上は、議会でちゃんとした説明ができるような使い方をしてほしいという話をしただけで、何でもかんでも駄目と言ったわけではないのですね。明らかに向こうの先生もこれはないだろうなというようなことを言っていましたので、そういうのを是正しながら、魅力ある学校づくりに向けて、学校と引き続き協議は進めていきたいなというふうに思っています。

○委員長（小島智恵）　小田委員。

○委員（小田新紀）　そんなことを言っているわけではなくて、それは分かっています。学校のほうで

もこれは違うよね、それがお互いの協議だと思うのです。確認し合うということが必要であって、教育委員会としての考えも学校に伝えて、ああ、そうだよねというふうに理解し合うというところが大事だと思うのです。でも、やっぱり学校のほうで、これについて何で駄目なのかという、その説明も含めて理解ができない、納得できない、また私たちが聞いても、なぜ駄目なのかなというようなところについて、今回質問させてもらったというところもあるのですけれども。

そのような実態、高校のほうも、それはちょっと思いが強過ぎるかもしれませんけれども、いや、こんなふうに生徒の引率も先生のお金も認めてもらえないようなことであれば、土日の休みとかに先生が行ってボランティアでサポートしているわけですので、いや、そこまで町に、共に行動するという、協力するという姿勢も、これから疑問に思ってしまうよねなんていう声が上がってしまうわけで、そうなると誰も得しないではないですか。なので、やっぱりせっかくいる町の財産だと思うので、そこはお互いに理解のある協議を続けていっていただいて、いい費用対効果が生まれるようなことを期待したいと思います。いかがでしょうか。

○委員長（小島智恵）　教育部長。

○教育部長（石田晋一）　繰り返しになるかもしれませんけれども、我々も本当に３間口ありますけれども、そこがちゃんと定員が埋まって、魅力ある学校を本当に希望しているところなのです。協議する中でも、否定ばかりしているような協議はしているつもりはございませんので、何とかならないかというところも、そういったところの声がきっと皆さんには聞こえてこないと思うのですけれども、かなりこちらも案を出しながら先生方と膝を交えて話しているつもりであります。新年度になりましても、引き続き誠心誠意、学校の魅力づくりに私たちも貢献していきたいなというふうに思っていますので、そこはしっかり努めていきたいと思います。

（関連の声あり）

○委員長（小島智恵）　谷口委員。

○委員（谷口和弥）　魅力ある高校づくり、このことにおいては、私も何度か質問に立たせていただいたところであります。今の教育委員会の答弁については、私は非常に理解のできるところがあって、本来の魅力ある高校づくり、誰にとって魅力がある学校なのだろうということで言えば、私の以前から言っていることで言うと、定員をちゃんと満たす、そういう学校になってほしい。今の中学生が、今いる高校生の活動や言葉を聞いて、この学校に行ってみたいなと思えるような、そんな学校になってほしい。そういうふうに思うものですから、それで言うと、お金の使い方というのは、当然何が足りないから何ぼ、何が足りなかったら何ぼという入り方ではなくて、この事業をすれば、こういったことに援助をすれば、生徒からいろんな言葉で伝わり、中学生だけではなく、地域の住民からの理解も増え、実際立派な活動はされているのだと思うのです。今も出ているように、いろんな行事に学校の先生が率先して参加して、そして多くの町民の中に交じってやっていると、そのことはもう分かっていて、もうそのことをあえて私がここで言うまでもないのだと思うのです。

だから、お金の使い方の考え方のスタートは、魅力ある学校、誰に対して魅力を感ずるようなものにするのかということと、それのためにはどういうお金の使い方をするのかというところから入っていかなければならないのだというふうに私は考えているのですけれども、教育委員会はどう考えますか。

○委員長（小島智恵）　教育部長。

○教育部長（石田晋一）　今、谷口委員がおっしゃられましたとおり、まさにそのとおりだと思うのですけれども、魅力ある高校づくりというと、何か周りの大人がこれから通うわけでもないのに、ああだこうだ言うのもちょっとおかしな話なのですけれども。やっぱり地元の中学生があそこの学校に行きたいと、近くていいと、多少ちょっと坂道で大変ですけれども、あの学校に行って何をしたいとか、陸上したいと、そうやって思ってもらえるようなところが一番大切かなと思うのです。そのためには、今、学校の先生方もかなり努力して、いろんな事業を展開していただいています。地域連携マイプロジェクト、地域の方々も講師になって、いろんなところで子どもたちに影響を与えてくれていると思

います。そういった小さな取組なのでしょうけれども、どんどんそれが広がって、地元の子どもたちが、もうちょっと清陵高校に行けるようなことを願いながら、私たちもサポートしていきたいなというふうには考えているところであります。

○委員長（小島智恵）　谷口委員。

○委員（谷口和弥）　金銭的なことで言うと、いろいろな方面からの援助のやり方というのがあるのだと思うのです。まずは道立高校でありますから、道がしっかり学校の支援をすることが一番だし、町もできること、この町に３間口の学校をずっと維持したいという思いの中でいるわけですから、必要な援助はしていく。ほかにも保護者であったり、卒業生、まだ少ないけれども、そういった形での基金があったり､そういうようなことも考えながらやっていくようなことが大事だと思うので､だから、町が、町がというそういう立場に立たないで、学校との懇談はとても重要ですから、進めていただきたいなというふうに思っているところですが、どうでしょうか。

○委員長（小島智恵）　教育部長。

○教育部長（石田晋一）　サポートすると言いながらも、私たちが表に出るわけではなくて、学校が中心になって地域の方を巻き込んで、今、学校運営協議会なんかもいろんな意見が出てきています。そういったことを私も参加しながら、見守りながら、一緒にそういったことを支えていきたいなというふうに感じているところであります。

以上です。

○委員長（小島智恵）　ほかに質疑はございませんか。

野原委員。

○委員（野原惠子）　226 ページ、７目まくべつ学園増改修事業費、ここに関わるかなと思うのですけれども、幕別小学校の跡地、小学生が今度中学校に移る、まくべつ学園になりますね。小学校を、今あるところを利用しないということになると思うのですけれども､今後の校舎や体育館､グラウンド、どのように利活用していくのか、これは地域ですとか保護者から問われても、ちょっとまだ方向性が出ていないと思うので、教育委員会としてはどのようにお考えになっているか、お聞きしたいと思います。

○委員長（小島智恵）　学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範）　幕別小学校の校舎とグラウンドの跡地利用かと思います。令和８年度、まくべつ学園開校いたしまして、幕別小学校におきましては、１学期は１年生から４年生まで現在の校舎、グラウンドを使っていきます。今後の跡地利用なのですけれども、現在のところ、そういった利活用についてはまだ検討は進んでいないのですけれども、今後閉校になった後、担当課所管がありますので、担当課とともにそういった利活用について進めていきたいと考えております。

○委員長（小島智恵）　野原委員。

○委員（野原惠子）　まだ低学年は利用するということなのですけれども、既に地域から、やはりあそこはずっと中学校それから小学校と並んでいまして、立地的には本当に人通りも多いところで、利活用どういうふうにするのかという問合せがあります。それで、その点では早めに対策を考えて、それで地域の方々にもお知らせしていく、保護者にもお知らせしていくことによりまして、安心感が生まれます。それで、跡地利用も早めに対策をしていくということで、人が住まなくなったら校舎、家というのはだんだん老朽化が進みますよね。ですから、早め早めの対策というのが必要だと思うのですけれども、そういう点でもしっかり協議して、早めに対策を立て、保護者にも伝えていただきたいと思うのですが、その点の方向性を早めにお願いしたいと思うのですが、いかがですか。

○委員長（小島智恵）　教育部長。

○教育部長（石田晋一）　２学期から新しい学園のほうに、小学校で生活した子どもたちも一緒に通学するようになるのですけれども、その跡地は、以前はいろいろと話も出ていましたけれども、具体的にはまだ進んでおりません。私どもだったら公民的な考えで考えるよりは、地域の方も含めていろんな方の話を聞きながら、これ検討していかなければいけないのかなというふうに思っています。今全

く無の状態ですので、どんなことができるか、校舎をどうやって活用できるのかということも含めて、今後ある程度の時期を見計らって、そんなに遅くならないうちにあそこの利活用を庁舎内で検討していきたいなというふうに思っています。

○委員長（小島智恵）　野原委員。

○委員（野原惠子）　部長、今お答えになりましたけれども、できるだけ早めに地域の方にも意見を聞き、保護者からも意見を聞き、方向性を決めていっていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（小島智恵）　ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（小島智恵）　ほかに質疑がないようですので、次に 237 から 267 ページ、区分 14 について質疑をお受けいたします。

酒井委員。

○委員（酒井はやみ）　１点伺います。254 ページの一番最後の部分なのですけれども、７目図書館管理費、図書館維持管理事業の 17 節備品購入費、細節２のまくべつ学園図書館システムについてです。説明では、幕別町義務教育学校の校舎１階に設置と説明がありました。どういった機能なのか、また他の小中学校にも今後設置していくというような位置づけのものなのかどうか伺います。

○委員長（小島智恵）　図書館長。

○図書館長（川瀬真由美）　ただ今のまくべつ学園への備品購入費の説明でございます。

図書館システムなのですけれども、現在、幕別の図書館と町内の中学校が図書館システムがついております。まくべつ学園開校に当たりまして、中高等部につきましては、現在２階のほうにシステムのほうを移行して使えるようにしております。小学生部分については、１階に、今、図書コーナーを新設しておりますので、そこでも同じシステムを使って図書の貸出し等を行うということで、パソコン等の機器を購入する費用となっております。

他の学校にということですけれども、中学校はもう入っていますので、小学校については今のところ考えておりません。

○委員長（小島智恵）　酒井委員。

○委員（酒井はやみ）　ほかの小学校に考えていないという理由は、何かあるのでしょうか。

○委員長（小島智恵）　図書館長。

○図書館長（川瀬真由美）　図書の貸出しについてなのですけれども、今、中学校のほうにつきましては、そのシステムを使って図書委員が貸出し等を行っております。小学生につきまして、図書委員というのですか、小学生がそのシステムを使って貸出し等を行うにはちょっと難しいかということで、今のところは導入を考えていないところでございます。

○委員長（小島智恵）　酒井委員。

○委員（酒井はやみ）　今回まくべつ学園の小学生が利用する図書コーナーがある１階に、端末をつけるということであったので、今回の設置については、小学生も使えるような位置づけでつけられるのではないのでしょうか。

○委員長（小島智恵）　図書館長。

○図書館長（川瀬真由美）　すみません。１階部分の操作については、学校に確認したところ、小学校は先生が行うということで聞いております。

○委員長（小島智恵）　酒井委員。

○委員（酒井はやみ）　度々すみません。それは小学生の図書の貸出しを、先生が代わりにその端末を使ってやるという。それであれば、ほかの小学校でもそういった形で、先生方が使える端末を設置するという考えはないのでしょうか。

○委員長（小島智恵）　図書館長。

○図書館長（川瀬真由美）　小学校に図書システムの配置についてなのですけれども、小学校の規模で

すとか、いろいろな規模、大きな学校ですとか、小さな学校さまざまありますし、町内の小学校各校にそのシステムを導入するということになりますと、多額な費用、ごめんなさい、今費用的にはちょっと試算を持っていないのですけれども、多額な費用もかかりますしというところで、難しいなと考えております。ただ、まだこれちょっと分からないのですけれども、今まくべつ学園のほうで、小学校への導入の第一歩としてするのですけれども、その状況を見て、今後検討するということも考えられるのかなと考えております。

○委員長（小島智恵）　酒井委員。

○委員（酒井はやみ）　子どもたちが本に触れられる機会をなるべく多くつくっていくという点では、一つのきっかけになり得る端末の導入かと思いますので、ぜひ有効に使っていくことと、ほかの小学校にも同じような対応を進めていただくことを期待したいと思います。

○委員長（小島智恵）　ほかに質疑はございませんか。

小田委員。

○委員（小田新紀）　１点質問させていただきます。238 ページです。小学生国内交流事業、中学生・高校生海外研修事業についてであります。

以前にもその必要性について質問させていただいたことがあります。また別の機会にも同僚議員から追及があったことになりますが、参加した子どもたちにとって貴重な経験であったりとか、楽しかったという感想があったということについては、数字では計れないものがあるということは理解しているところでありますが、限られた人数への支援ということで、教育予算全体の中で見たときの費用対効果、公平性、また公が、昔からこういう事業というのは各自治体にありましたけれども、今の時代に当たってこれを公のほうで担うべきその優先順位について検証すべきではないかなというふうに考えているのですけれども。

特に国外のほうに行きますと約 1,000 万円ですか、そして毎年 18 名ということで、１人当たりでいきますと五十四、五万円ぐらい補助しているというような、１人当たりのコストとしては五十四、五万円ぐらいになっているということであります。それに見合う価値をどのように見いだしているのか。また、先ほど申し上げたとおり、優先順位というところで本当に必要なのかどうか、そういったことについて、次年度も同じように計上されておりましたので、改めてお伺いしたいと思います。

○委員長（小島智恵）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（谷口英将）　まず、海外研修の効果ですけれども、以前、部長が課長時代にも答弁させていただいていますけれども、すぐに効果が出るものではないと思います。行って楽しかった云々の感想はありますけれども、やはり多感な時期に海外の異国の文化に直接触れて、その子たちが成長していく上で、若いときに、小さい頃にこういった経験があったよということが、後々その子にとって大きな何かのやる気になるきっかけですとか、その子の仕事の目標ですとか、そういったものもきっかけになるのかなということでありますので、直ちに、今、今年やったから、はい、効果がこうでしたよというものではないというふうに思います。そこは共感していただけると思います。

あと、研修生の選考です。私、今年初めて面接をさせていただきました。どこの学校からのお子さんも非常に優秀なお子さんばかりで、本当に優先順位をつけるには大変苦労したところであります。ただ、事業の継続性を考えたときには、やはり一定程度の枠、それと今年の経費は１人 42 万円ほどかかっているのですけれども、来年は、今、新年度予算計上しているのは 48 万円ほどになっています。そういった意味で、今申し上げましたように、今後の事業の継続性を考えたときには、やはりある程度応募が多数ありますので、その中で選考していくことはやむを得ないのかなというふうに考えています。

ただ、今、学校の枠ですとか、そういったものがありますので、そういったものについては、またどういった形がいいのかというのは、改めて検討していきたいというふうに考えております。

○委員長（小島智恵）　小田委員。

○委員（小田新紀）　すみません。優先順位というのは、人を選ぶ優先順位ではなくて、この事業です

ね、この事業が今の町の中でも優先順位としてどうかということでありますので、それについて改めて。

そして、その効果は分かるのです。一人一人の本当に効果は十分分かるのですけれども、今のこの時代に、民間でもいろいろと、国内研修もそうですけれども、民間でさまざまな事業をやっていると。きっかけづくりということも分かります、分かるのですけれども、そのきっかけというのは、今、世の中にたくさんあって、そしてまた参加するご家庭の金銭的補助というところもあるかと思うのですけれども、正直今ぐらいの補助を出さなくても、行こうというふうに考えられるご家庭は、もう少し費用がかかっても行くでしょうし、今の金額だから行くのだというご家庭はそんなに多くはないと思います。そういったことも含めて、その効果というのも、その本人の効果ももちろんですけれども、それだけ公の公金を使って行くわけですので、それが地域や各学校に、全体に還元していかなければ意味がないのではないのかなというふうに、前もそういう質問させてもらったのですけれども。そういった部分でも行った後の、どういった仕掛けがあるかということも必要になってくるかと思います。それらも踏まえて、この両方合わせて一千何百万円、その金額を使ってこの事業を続けていくことということに対して、改めて検証が必要かなと思いますし、来年度、新年度この事業がすぐなくなるということにはきっとならないのだろうなと思うのですけれども、もしやるにしても、そういった後の事業展開であったりとか、親御さんの補助という部分についての見直しもあってもいいのかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（小島智恵）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（谷口英将）　すみません。施策としての優先順位ですね。今現状、教育委員会としては、海外研修、国内研修合わせて、繰り返しになるのですけれども、この事業はとてもお子さんたちにとっては有意義な事業であるのかなというふうに感じています。保護者の方からも、こういった機会をいただいて大変ありがたいというような声も実際にいただいておりますので、できるだけ継続的に今後も事業は継続していきたいというふうに考えています。

海外研修の保護者の負担につきましては、今かかる経費の４分の１程度ということで、大体 11 万円前後ぐらいご負担をしていただいています。国内研修については、中土佐と開成町については１人２万 5,000 円、そして上尾は２万 2,000 円というような金額なのですけれども、これも我々も早い段階から旅行会社と予約をすることによって、できるだけ費用を抑えているような今状況であります。これがまたもっと値段が上がってくるようなことがあれば、一定程度の負担はお願いしなければならないというふうに考えておりますけれども、そういったときでは今度人数を絞ったりですとか、そういった形も検討していかなければならないというふうに考えておりますけれども、いずれにいたしましても、現時点においては、一定程度保護者に負担をいただきながら、今後も継続的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○委員長（小島智恵）　小田委員。

○委員（小田新紀）　差し当たって、これを継続するという意思については分かりましたが、ちょっとこちらも繰り返しになってしまうのですけれども、継続するのであるならば、やはりそれが先ほどもお話しさせていただいたとおり、公金である以上、その子だけで終わってしまっては効果としては非常に薄いし、もったいないなというふうに思います。それがやっぱり地域全体、一番分かりやすいことで言えば報告会みたいなのあるのかもしれませんけれども、そういったその本人たちにもやっぱり地域に還元するのだというような意思を持って、そういった研修に臨んでもらうというようなことも必要かなというふうに思いますし、行って終わり、やって終わりというようなことでは、本当に費用対効果ということでも不十分かなというふうに、その子だけへの支援ということになってしまうかなというふうに思いますので、ひとまず継続されるということであれば、その後のことについてというか、広がりについて、そういった部分のさらなる充実が必要かなというふうに思います。

最後、ご回答いただければ。

○委員長（小島智恵）　教育部長。

○教育部長（石田晋一）　何回か私もこの質問にお答えしたなというふうに思うのですけれども、確かにすぐ結果を求めるような事業ではないのかなというふうな認識しています。ただ、小学生だと、先ほども小田委員が話したとおり、あってはならないというわけではないのですけれども、行って楽しかったなというところが確かに多いのかなということもあるのですけれども、ただ、こういったことに参加するというところに、表に出てくるというところは大事なのかなというふうに思っています。

数年、状況を見ていますと、小さな学校の子どもが手を挙げてくるというのもあるのですね。私、同級生ずっと１人しかいなかったみたいな、だから人と話すの全然苦手だと言うのですね。こういった機会を利用して自分を変えたいという人もいました。あと、高校生なんかは特にそうなのですけれども、幕別からたまたま清陵に行った子なのですけれども、中学校のときはほとんど通えていないという子がいて、その子がこういうことをきっかけにして、学校でも今リーダー的な存在になって頑張っているという子もいました。一部なのですが。ただ、どこまで還元を求めるかというと困るのですけれども。できれば、将来そういったことに携わるような仕事に就いてほしいなというふうには思っています。例えば、英語の教師になって幕別に帰ってきて恩返しするとか、実際にもいましたけれども、自治体に入って教育委員会で同じような事業をやっている人もいました。

ですから、ただ目先の事業をするというだけでなくて、負担は求めていますけれども、そういったことも先々夢を見ながらというか、本当にいろんなことに挑戦する子どもたちになってほしいなというふうな思いはあります。

報告会とかというのも一部では開いていますけれども、ちょうど９年度はメルローズハイスクールから受入れする年なのですよね。そのときは学校訪問もしますので、そういったときは、子どもたちに結構広い影響を与えながら還元できるのかなというふうに思っています。

以上です。

○委員長（小島智恵）　ほかにございませんか。

内山委員。

○委員（内山美穂子）　248 ページ、５目ナウマン象記念館管理費、ナウマン象記念館維持管理事業のところでお聞きします。

ナウマン象記念館、ここは今、現学芸員は、優れた研究成果を挙げているだけではなくて、地域住民や学生などを巻き込んで、もう幅広く活動を展開して、社会教育やまちづくりにも大きく貢献しています。一方で、その主な業務がこの学芸員に集中しているように見受けられるので、私自身、このままでは知見やノウハウが継承されないリスクがあるのではないかと危惧しております。町はこの点をどのように認識しているでしょうか。

○委員長（小島智恵）　教育部長。

○教育部長（石田晋一）　町の認識でありますが、確かに学芸員を迎え入れてからは、事業展開が著しく変わりまして、地域の方々も巻き込んで、いろんなことに成果が出てきているというふうな認識あります。ただ、その一方で、学芸員に対する負担というのも、若干やっぱり今まで以上にあるのかなということもあります。アイヌ施設を建てるに当たっての地域計画を立てるときも協力いただいたりしていました。本来はもう少し違ったことをしてもらうために来てもらったのですけれども、なかなかそういったこともできなくて、本来であれば、その後継にするような職員がいろいろと一緒に足並みそろえて進めればいいのですけれども、なかなかそういった専門性のある職員を採用できるわけでもありませんし、状況を見ながら、あまり本人の負担にならないように、この後は周りもサポートしながら、同じ生涯学習課で、勤務地はこちらになりますけれどもサポートもできるので、向こうの生涯学習課には社会教育の係おりますので、一体となって進めていかなければいけないなというふうには認識しているところです。この後、職員を増やしてだとか、そういったところまでは現段階では考えていません。

○委員長（小島智恵）　内山委員。

○委員（内山美穂子）　昨年、全国ナウマンゾウサミットがあったのですけれども、とてもすばらしい

イベントだったと思います。そこのイベント会場で知っている専門家の人に会いまして、いや、内山さん、すごいすばらしい学芸員、幕別町に来てくれてよかったねというふうに言ってくださったのですよね。せっかくこうした学芸員が来ていただきましたので、この専門的な知見を計画的に継続していく必要があるというふうに思っています。

今回の予算において、記念館での人材育成や継承といった視点は、どのように反映されているのか、もし反映されているとしたらお答え願います。

○委員長（小島智恵）　忠類ナウマン象記念館館長。

○忠類ナウマン象記念館館長（添田雄二）　ご質問ありがとうございます。来年度の予算の中には、そういった学芸員、私がやっているようなことを、もちろん継承していってもらうような人材育成という形にはなってはいませんけれども、私も昨年、幸いといいますか、たくさん事業をさせていただいて、課題もたくさん見えましたので、今いるスタッフをいかに育てていくかと言ったら失礼な言い方になるのかもしれませんけれども、十分な数のスタッフはおりますので、私と一緒にみんなで今後も効率よくやっていくような体制を今ちょっとずつ、金額には出ていないですけれども、ふだんからみんなで議論していっているところでございます。

○委員長（小島智恵）　ほかにございませんか。

荒委員。

○委員（荒　貴賀）　244ページ、4目郷土館費、ふるさと館維持管理事業についてであります。

何度か質問もあったかと思うのですが、もう46年経っているのです。もともとがボーリング場の転用なので、やはり旧耐震基準であったり、老朽化がかなり進んでいます。幕別の開拓の時代の歴史がすごくたくさんあります。さらに縄文時代の遺跡の史料や出土品というものが数多くあって、もう全部で3,000点近く、ちょっと数は違っていたらすみません、あるというお話をお聞きしています。この幕別の貴重な歴史、文化財を今後どうしていくのかというところで、この間お聞きした中では、資料のデータベース化や資料の整理ということはお聞きしているのですが、要は管理というところで、やはり劣化をすごく気にしています。紙の資料がもうぼろぼろになってきているのではないかなとか、もう積まれている資料の問題ですとか、もう本当小さな保管庫の中で、本当にこの状況で大丈夫なのかという中で、その大切な資料を今後どのように管理保管し、行っていくのかというのは、持たれているのかちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（小島智恵）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（谷口英将）　正直なところ、適切にきちんと各一個一個の資料を今管理できているかというと、そうではないのかもしれないのですが、今現行のスタッフの体制の中で、できる範囲で紙媒体ですとか、そういったものの資料の適正な保管については努めているところであります。

毎年同じような答弁の繰り返しになってしまってはおりますけれども、今年度は、一応地域おこし協力隊をアイヌの施設に着任していただく今予定でありますので、そういった協力隊を今アイヌの施設ではなくて、ふるさと館やナウマン象記念館の3館の連携の事業ですとか、あと各学芸員の補助的なものの業務も、今お願いしようと思っていますので、そういった新たな人員も活用しながら、少しずつですけれども、そういった資料の管理、そういう適正な管理に努めてまいりたいというふうに考えています。

○委員長（小島智恵）　ほかにございませんか。

藤谷委員。

○委員（藤谷謹至）　262ページ、263ページに関わると思うのですけれども、2目体育施設費、屋外体育施設維持管理事業なのですけれども、忠類の野球グラウンドについてです。

父兄からちょっと言われたのですけれども、管理状況はどういうふうになっているのか。この中、263ページの野球場等整備委託料の中にこれ入ってくると思うのですけれども、この忠類グラウンドに係る予算をどのぐらい見込んでいるのか。草刈り、転圧はシーズン何回ぐらい実施しているのか。施設のバックネット、ベンチ等の修繕は計画的に行われているのか。それと、トイレがあるわけなの

ですけれども、トイレのバリアフリー化、あと洋式化についてはどのような考えを持っているのか、その辺をお聞きします。

○委員長（小島智恵）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（谷口英将）　忠類の野球場の管理については、委託ではなくて、職員が自前で行っております。合併前からなのですけれども、特に最近で言うと利用者が年間 200 人前後ぐらい。過去には地域の方がこぞってあそこを一緒に管理してくれたということもお聞きしているのですが、現状においては、忠類の生涯学習係が、状況を見ながら１か月、２か月に１回、そういった環境整備に努めているというような状況です。今後もトイレですとかバックネット、計画的な修繕ということなのですけれども、現時点については、新たな更新というところまで、今、具体的な検討には至っていないですけれども、利用状況ですとか、そういったものを見て、たくさん町内には体育施設ございますので、優先順位をつけながら計画的に取り組んでまいりたいというふうに考えています。

○委員長（小島智恵）　藤谷委員。

○委員（藤谷謹至）　野球のクラブ活動もなくってきましたし、朝野球、地域の青年による野球、野球人口がもっとも減っていますから、利用状況というのは減ってくるのかなと思います。それで、利用されないと、またさらに荒れてくるのですよね。ただ、クラブ活動でも町内合同で練習しているという状況であります。やはり道路でキャッチボールするということにもならないですよね。マウンド使って投げたいのですよね、子どもたちは。バッティングもしたいのですよ。それでいて野球場に行くと、もう草がぼうぼうであると。その父兄から、除草剤まいていいですかというふうに言われました。それ勝手にまいたら、まずいですよね。だから、その辺、使う側としてしっかり管理、あそこはアルコ 236、ナウマン公園、近くですよね。総合的に景観が悪いと、観光客等のイメージも悪いですよね。予算取ってできないですか。その辺考えていただきたいのと、あそこには小さいトラクターの整備できる器具があるはずです。それを利用して、転圧とかグラウンド整備はできると思うのですけれども、その辺の考えをどうするのか。

　それと、やはり利用料を取って１時間 100 円という形で体育施設で貸出ししているわけです。ホームページも載っているわけです。そういうことから、しっかり野球場に関して、使わないからそのまま放置するのではなくて、計画的に管理する方向でやっていただきたい。第２期幕別町スポーツ推進計画、2024 年度から 2028 年度は、単なる野球場としてではなく、多目的広場としてというような考え方も記載されていました。その中で、やはり合宿誘致とか交流人口の増加が期待されているという記載もあったように思うのですけれども、その辺を含めて、あそこの野球場をどういうふうにこれから管理していくのか、いま一度考えをお聞かせください。

○委員長（小島智恵）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（谷口英将）　そうですね、利用料を頂いています。除草剤まいていいかというお話は、直接的には聞いていないのですけれども、今年度改めてさらに詳しく状況確認しながら、確かに利用料を 100 円頂いている施設であります。きちんと供用開始するのであれば、しっかりした環境整備というのは努めていかなければならないというふうに考えています。

　あと、転圧自体も、実のところ職員が自前でやっているというような状況でありますので、利用の人数が少ないから決してそうだということではないのですけれども、安全に利用していただくために適正に管理していただくのと、学校のグラウンドと併設されたような形であそこのグラウンドありますので、あそこ地域一帯、体育施設、プールもありますけれども、今後どういった形で経済活動、人口交流も併せて利用していただけるかというのは、大きな課題の一つとして捉えておりますので、引き続き検討してまいりたいというふうに考えています。

○委員長（小島智恵）　ほかにございませんか。

　谷口委員。

○委員（谷口和弥）　保健体育費の１番、保健体育総務費、それから２番、体育施設費、ページ数で言うと 262 ページになります。今の藤谷委員と科目といいますか、事業名は重なるのだけれども、場所

が違うので関連とはさせていただかないで質問することにしました。

まずは、スポーツ合宿誘致実行委員会補助金のことです。60 万円が計上されています。これまでどういう活動、成果を上げていて、来年度はどんなことを予定しているのか、この 60 万円の根拠についてお話しいただきたいのがまず一つで、それとあわせて、いや、私の耳がもしかしたらあれかもしれないけれども、今回の提案の中で、慶應大学体育会野球部の名前が聞こえてこなかったし、この重点事業の骨子の中にも名前がないのだけれども、今年はそれがなくなってしまったのかどうなのかを確認させていただきたい、これがまず一つです。

それから、屋外体育施設維持管理事業でありますけれども、昨年一般質問で、今も出ました幕別町スポーツ推進計画にふさわしい管理運営が、幕別中央運動公園についてできているのかということの質問をさせていただいたところであります。幾つかの施設の老朽化だけでなく、故障、それからごみの不法廃棄など指摘させていただきました。どんなふうなことを今年度、この予算の中にやる予定だということで含まれているのかをお聞きしたいと思います。

○委員長（小島智恵）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（谷口英将）　まず、実行委員会の補助金であります。まず、今年度につきましても、新年度につきましても、慶應義塾大学の野球部の合宿は継続的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。昨年補助金は 70 万円で、今年は 60 万円です。内容としては、慶應義塾大学の合宿誘致が大きな事業の一つとしてあります。それと、今年度であれば、２回目になるのですけれども、３月１日にパラスポーツの体験会を農業者トレーニングセンターで行わせていただいて、これは実行委員会の事業の一つとして取り組んでいるものであります。

今年度につきましても、同様な事業計画を、今現時点では考えております。昨年より 10 万円金額が少なくなっているのですけれども、それは昨年、実行委員の方々を慶應義塾大学のほうに視察に行っていただいて、野球部以外でどういった合宿が可能なのかということを、五つのクラブチーム、サッカーですとか、ラグビー部ですとか、そういったところで聞き取りをしてまいりました。すぐには合宿誘致にはつながらないのですけれども、やはりある程度環境面の整備が必要だということで、宿題を持って帰ってきたところなのですけれども、引き続き幕別町のこの環境でどういった形で合宿誘致が、ほかの団体ですとか大学が可能かということも、予算には新年度は反映されていないのですけれども、実行委員会の中で検討してまいりたいというふうに考えております。

それと、体育施設の修繕の関係です。昨年一般質問をいただいて、特に野球場の関係で言いますと、スコアボードのさびですとか、サッカーグラウンドのスコアボードですとか、そういった関係のお話がありました。その後、業者さんにもちょっと見積りをお願いして、担当者と一緒に随行して、事細かに見積りをもらうと、ざっと 4,000 万円ぐらいの金額になるものですので、単純にそれだけの修繕で 4,000 万円かけてしまうとあれなので、本当に機能アップですとか、そういったときに、合わせた形で今後修繕が必要かなということで考えております。あと、シャワーですとかトイレの水、そういったものについては、今復旧できるように、今年度既にシーズンオフに調整したものもありますし、新年度で対応しようと思っているものもございます。

あと、ごみの関係につきましては、あそこ公園でもありますので、引き続きちょっと土木課と連携を図りながら、注意喚起ですとか、そういったものに取り組んでまいりたいというふうに考えています。

○委員長（小島智恵）　谷口委員。

○委員（谷口和弥）　合宿誘致のことについては分かりました。今年も来ていただけるということはよかったです、安心しました。実績ということではなかったのだけれども、なかなか困難だということの言葉からは、なかなか進んでいないのだろうというふうに、実際来てくれるところを確保したという、そういうことにはならないのだろうと。

今、慶應大学の中で、幾つか実行委員が回ったと。このことは承知しているのですけれども、いろんな人の力を借りていくことというのは重要なのだろうな。例えば、その部の OB さんが、例えばどこ

かの大学のそのサークルのOBがこの町のどこかにいるだとか、そういうようなことなど、例えばの一つですよ、そのようなことがあればまたスムーズなのかな。今どんな方々がこのスポーツ合宿の誘致実行委員会に所属されているのかはあれなのだけれども、なかなか実績が上がってこないということであれば、いろいろな手法が考えられるなと思うのです。いろんな方にも参加してもらって、入れ替わっていただくということもあるのかもしれない。幅広く幕別町に合宿誘致が進められるように検討するべきだというふうに思います。これは一つの私の考えで、提案です。

体育施設の管理事業ですけれども、4,000万円かかるということの中では大きな金額になったなと。その中では、既にやったもの、これからやる予定のもの、まだまだやれないもの、いろいろあったというふうに答弁をいただいたのだろうというふうに思います。やっぱり対外的な試合もあったりする中では、よその町の人が、あれ、何だこの幕別町の施設はなどというようなことを言われないように、造ったはいいけれどもちゃんと管理ができていないのではないかというふうに言われないように、しっかり見ていっていただきたいなというふうに思うところであります。

サッカーの芝のことも一般質問の中では提案させていただきました。これはどのようになっていますか。

○委員長（小島智恵）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（谷口英将）　まず、合宿誘致の関係は、環境の整備ということも一つに課題もありますし、要するにその団体が北海道に来る負担の関係もあります。我々実行委員会だけではなくて、スポーツ推進委員ですとか、協会の方々にも相談をしながら、今後どういった取組ができるのだろうということは、十分協議はもう既にはしているのですけれども、実際合宿に来られる方々の事情もまた一方でありますので、簡単ではないということも前回一般質問ではご答弁させていただいたところでありますけれども、引き続きそこについては、より多くの団体が幕別町で合宿ができるような形で、今の現状でできるような形で取り組んでまいりたいというふうには考えています。

関連してなのですけれども、今あったサッカー場の芝の状態ですけれども、これについても、何か新たに芝を張り替えるですとか、そういった費用は計上はしておりません。本格的な修繕を行うとなると、２億円、３億円という費用になるということでありますので、今現状の中で、きちっとした管理に努めて、利用者の方が安全で、今の状況で快適に利用できる範囲で適切に管理してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（小島智恵）　谷口委員。

○委員（谷口和弥）　サッカーの芝ですけれども、私は一般質問の中で、公益財団法人日本サッカー協会の補助金のことも、2008年３月までを期限に、名乗りを上げることで支援をもらえるかもしれないぞということで、資料も提出させていただいたところでありました。このことについての議論は何かされていますか。

○委員長（小島智恵）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（谷口英将）　繰り返しになりますけれども、今現状において、サッカーグラウンドの芝を張り替えると今計画を持ち合わせておりません。ほかにも優先してやらなければならないものがありますので、そのサッカー場のグラウンドの整備のことに関して、具体的な検討は、今、現段階については行っておりません。

○委員長（小島智恵）　谷口委員。

○委員（谷口和弥）　今、日本国内のプロサッカーリーグが春秋制になって、夏の間の期間がオフになる、それを利用して合宿を行うようなことが行われている。全道涼しいということでの北海道が結構歓迎されていて、幾つもの自治体が手挙げをして、実際にJ1リーグが来る、そんな自治体もあったりする、そういう中で町の発展があるのだということなどが、テレビや新聞で報道されているところであります。ということは、幕別町は、そのプロサッカーチームの合宿についても、今は名乗りを上げる考えはないということでお聞きしてよろしかったですか。

○委員長（小島智恵）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（谷口英将）　現時点については、前回の一般質問でもお答えさせていただいているとおり、現状の体制で、幕別町の環境で、プロのサッカーチームがこちらに来ていただけるのであればいいのですけれども、新たに手を加えてお金をかけてまでというような判断には至っておりません。
○委員長（小島智恵）　谷口委員。
○委員（谷口和弥）　これで終わりにしますけれども、冒頭に言いました幕別町スポーツ推進計画に基づく、この計画にちゃんと沿うスポーツ施設の管理運営を心がけていただきたい。
　以上です。
○委員長（小島智恵）　ほかに質疑はございませんか。
　中橋委員。
○委員（中橋友子）　257ページ、アイヌ施策推進事業ということでお聞きいたします。
　いよいよこの秋オープンということで準備がされ、今回ここに提示された予算は、いわば半年予算といいますか、オープンしてから必要になってくるものが多いのではないかと思います。したがいまして、項目に沿ってスタートからどんな施設として動き出していくのかということを描いていきたいものですから、この予算の裏づけについて伺いたいと思います。
　１点目は、アイヌ文化振興事業1,019万8,000円ということでありますが、報償費の３番目にアイヌ文化振興事業謝礼となっています。どういった方にこの事業を依頼し、謝礼を払われるのか。
　二つ目は、12節委託料の７番、アイヌ文化活動コーディネート業務委託料、これにつきましても、どなたに委託をし、どういった活動を推進してもらうのか。
　次、同じ項目の18節負担金補助及び交付金で、金額は少ないのですが、アイヌ民族文化祭補助金というふうになっております。文化祭というような形、つまりオープンしてから、いろんなメニューを持たれていくのだと思うのですけれども、アイヌの方たちを主体とした民族文化のお祭りなんていうことも、中には取り組まれていくのかなと想像するところなのですが、どうでしょうか。
　最後ですが、施設の維持管理事業に、事務補助員が２人配属されることになっています。常駐される職員は全部で何人になり、一番は施設そのものの紹介といいますか、説明といいますか、案内、ここが大事だと思います。地域おこし協力隊の方たちにも入っていただくということでありますので、オープンからどんな人員配置で、時間帯はどのぐらいの開館時間で、休館日もあるでしょう、そしてどういうふうな一日の運営になっていくのか、まだ半年間の組まれている、予定されているプログラムなどもありましたら、お示しください。
○委員長（小島智恵）　生涯学習課長。
○生涯学習課長（谷口英将）　まず、257ページの報償費ですね、事業謝礼であります。具体的に、今これこれこれといった講師の方を思い描いているわけものではなくて、事業を確保している謝礼なのですけれども、まず講演会を３回、それと料理体験ですとか刺しゅう、そういった事業も３回程度考えております。さらにはアイヌ語の講座ですとか、部長からの提案説明でもあったアットゥシのそういった伝承活動の講座ですとか、そういったものを考えておりまして、時期ですとか、お呼びいただく講師の方というのは、これから調整をさせていただくという形になります。もちろん外部からの講師の方もお願いをしますし、町内のアイヌの文化団体の皆さんにもご協力いただくという形になります。
　それと二つ目の、アイヌ文化コーディネーターの委託料ですね。こちらにつきましては、今想定しているのは、管内のアイヌ団体の方々に対して、あそこの施設を拠点としたイベントのコーディネーターをお願いしたいという委託料であります。これまでもあそこの施設の運営に関して、指定管理者で云々というお話をさせていただいているのですけれども、人員の体制が整わないので、すぐにはそういった形にはならないというお話をさせていただいています。今考えているのは、こういったまず講師の方もアイヌ関係団体の方は呼ぶのですけれども、我々と一緒になって、こういったイベントの構成だとかを企画してもらうコーディネーターとして、管内を含めたアイヌ関係団体に委託をしたいというふうに考えている経費であります。

それと、18節負担金補助及び交付金なのですけれども、こちら補助金なのですけれども、こちら北海道のアイヌ文化協会に対する負担金的な意味合いの補助金であります。各市町村に求められている負担金でありまして、北海道のほうに対して負担している補助金であります。

それと、維持管理体制の職員の体制であります。オープン当初、今想定しているのは、正職員が係長を含めて係と２人、それと事務補助２人ということなのですが、管理人が１人で、その管理人の代替職員としてもう一人ということで、今２人という形になっております。さらに地域おこし協力隊が配属になれば、そちらにも勤務していただく。さらにですけれども、先ほどのアイヌ文化活動コーディネーターの委託先の方も、委託ができれば、そこの事務所に配置をしてもらって、施設の運営管理ですとか、企画運営の補助にも携わってもらいたいなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（小島智恵）　中橋委員。

○委員（中橋友子）　分かりました。そうしますと、あの施設には、常時正職員の方が２人と、事務管理を携わる方が２人ですか、さらに地域おこし協力隊というような、複数人の配置が予定されているという押さえでよろしいでしょうか。分かりました。

オープンに向けての取組なのですけれども、これだけ期待、私たちは期待する施設でありますので、多くの方に知っていただく、町内はもとより管内、管外を含めて。そういったPRということと、したがってスタートのときからが大事だと思うのですけれども、今それに合わせての取組方、オープンに向けての教育委員会側で準備されていること、それは中の施設の云々ではなくて、広く知っていただくための準備というようなことは、どのように考えていらっしゃるでしょうか。

さらに、ちょっと心配するところは、アイヌの皆さんの文化団体、幕別にもございますでしょうし、十勝、そして特に道東というようなことになっていくかと思うのですが、一つ一つの組織が必ずしも盤石ではない、それはもう当然人数が少ないということで、本当に頑張って伝統を継承して来られたという、頭が下がる思いをしている団体なのですけれども、協力をいただいて、町としてはいずれ、その団体にということではないのですが、指定管理も描いているということになれば、そういった団体との関係の強化というのもやっていかなければならない。その考え方についても伺っておきたいと思います。

○委員長（小島智恵）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（谷口英将）　先ほど答弁が漏れたので補足しますけれども、施設の運営時間ですとか開館時間のお話です。基本的には、火曜日が休館日で、年末年始お休みと。通常の開館時間は、９時から５時を想定しております。ただ、生活館等については、貸し館の機能ありますので、事前に予約をいただけるのであれば、夜10時までの貸し館という形で運営してまいりたいと。展示館については９時から５時の観覧というふうな形になります。

今の質問ですけれども、周知方法であります。これが一番の課題であるというふうに考えております。いろいろ住民の方からお話を聞くと、何で幕別でアイヌという、幕別とアイヌがどうしてもつながらない、ギャップが住民の方には非常にあるのかなというのを痛感しております。なので、単純に広報ですとか、ホームページだけの広報ではやっぱりなかなか伝わらないのが現状であると思います。そこで、新年度は、幕別のアイヌ文化の価値のよさというものをやっぱり分かってもらわなければならないので、それを伝えることができる学芸員の資格を持った職員が採用予定でありますので、そういった職員と、あと地域おこし協力隊ですとか、先ほどの委託の関係の関係団体なのですけれども、そういった方々と協力しながら、違う幕別、幕別のアイヌの価値ですね、そういったもの、違いを、こういったものが魅力なんだよということを伝えていけるような取組を、今、現段階ちょっと検討しているところです。そういった媒体をどうするかというのは、今検討中なのですけれども、どういうふうに分かってもらえるかということが今、非常に課題ですので、効率的に分かっていただけるような方法というのを、今ちょっと考えているところであります。

それと、団体に関する強化、支援ということであります。これも協力隊ですとか、先ほどの委託料

と関連するのですけれども、もし協力隊の方が任期を終わって、引き続きアイヌの関連に携わっていただきたいということであれば､先ほどの委託料の７節の委託先として考えているのです｡退任後は、その方に委託をしたいなと。さらには、その方がアイヌの団体の中心となって、指定管理者の中心の人物となっていただければいいなというストーリーで予算を描いているものでありますけれども、今お話あったとおり、各団体のその人員体制ですとか、実務を行う人がなかなかいないものですので、町としては、繰り返しになるのですけれども、協力隊ですとか、新年度から資格を持った学芸員が来ますので、そういった職員とともに、団体の支援について、一緒に併走しながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○委員長（小島智恵）　中橋委員。

○委員（中橋友子）　概要は分かりました。相当な計画を持ってオープンに向けるということが、今、課長おっしゃられたように、なかなか町民理解が広がっているとは言えないものですから、そういう中で、出だしが肝心ということなのだろうというふうに思います。今はっきりしたものは提示できないということでありますが、しかしこれから詰めていかれると思いますので、そこを本当に力を入れていただいて、この間も施設の見学会されておりました、残念ながら参加はできなかったのですけれども、だんだん少しずつ近づいてくるといいますか、町民の方にとっては、そのこと一つでも公開されたのですよということ自体も、やっぱり、へえーって、ああ、そうなのだというようなことにもなっていってきていますので、機会を大いにつくっていただいて、住民の皆さんに本当に愛される施設になっていくように、エールも含めて、取り組んでいただきたいということで質問は終わります。

○委員長（小島智恵）　ほかに質疑はございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（小島智恵）　ほかに質疑がないようですので、10 款教育費につきましては、以上をもって終了いたします。

審査の途中ですが、この際、15 時 50 分まで休憩いたします。

15：37　休憩

15：50　再開

○議長（小島智恵）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、11 款公債費、12 款職員費、13 款予備費の審査を行います。

11 款公債費、12 款職員費、13 款予備費について一括して説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（山端広和）　11 款公債費についてご説明いたします。

268 ページをお開きください。

11 款１項公債費、１目元金 18 億 315 万 5,000 円、借入れしております起債の償還元金に要する費目であります。

２目利子１億 3,041 万 6,000 円、起債の償還利子に要する費目であります。

以上が公債費であります。

269 ページをお開きください。

12 款職員費についてご説明いたします。

12 款職員費、１項１目職員給与費 19 億 379 万円、特別職を含め、一般会計から支弁する 235 人分の職員の人件費等であります。

２節の給料は、人事院勧告に基づく給与改定により、前年度比 4,524 万 7,000 円の増となっております。

３節職員手当等につきましては、人事院勧告に基づく期末勤勉手当の増などにより、前年度比 815 万 5,000 円の増であります。

４節の共済費は、次のページにわたりますが、人事院勧告に基づく月例給及び期末勤勉手当の増に伴う共済費負担金の増などにより、前年度比1,438万8,000円の増となっております。

以上が職員費であります。

271ページをお開きください。

13款予備費について説明いたします。

13款１項１目予備費500万円であります。

以上で、公債費、職員費及び予備費の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（小島智恵）　説明が終わりましたので、質疑を行います。

268ページから271ページ、区分15について質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（小島智恵）　質疑がないようですので、11款公債費、12款職員費、13款予備費につきましては、以上をもって終了いたします。

以上をもちまして、一般会計歳出１款議会費から13款予備費までの審査が終わりました。

引き続き、一般会計歳入の審査を行います。

１款町税から22款町債まで一括して説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（山端広和）　歳入につきましてご説明いたします。

16ページをお開きください。

１款町税、１項町民税、１目個人13億816万6,000円、納税義務者数の増加により、前年対比で2.0パーセントの増額を見込んでおります。

２目法人１億5,149万9,000円、前年度とほぼ同額を見込んでおります。

２項１目固定資産税12億2,914万8,000円、新規償却資産等の増加により、前年対比1.1パーセントの増額を見込んでおります。

２目国有資産等所在市町村交付金及び納付金1,336万2,000円、前年度とほぼ同額を見込んでおります。

17ページをお開きください。

３項１目軽自動車税8,737万3,000円、令和８年４月１日以降の賦課分につきましては、現行の「種別割」から「軽自動車税」と名称が変わり、前年度の「種別割」との対比においては、ほぼ同額と見込んでおります。

２目環境性能割90万円、環境性能割は、軽自動車を取得した際に課される税金で、本年３月31日をもって廃止されますが、取得時から２か月後に北海道から納付されるため、本年２月、３月分を計上するものであります。

４項１目町たばこ税１億8,475万3,000円、前年度とほぼ同額を見込んでおります。

５項１目入湯税1,049万円、前年度とほぼ同額を見込んでおります。

次のページになります。

２款地方譲与税、１項１目地方揮発油譲与税5,600万円、地方揮発油税総額の42パーセント相当額が市町村に譲与されるものでありますが、地方揮発油税の特例税率が廃止されることに伴い、前年対比15.2パーセント減で計上しております。

２項１目自動車重量税譲与税２億3,000万円、自動車重量税総額の40.7パーセントが市町村に譲与されるもので、前年度と同額で計上しております。

３項１目森林環境譲与税4,531万円、木材利用の促進や森林整備等に要する費用に充当するため、森林環境譲与税の収入額の９割に相当する額が市町村に譲与されるもので、全国譲与税総額の見直しに伴い、前年対比3.3パーセント減で計上しております。

３款１項１目利子割交付金600万円、北海道に納入された利子割額の99パーセントの５分の３に相

当する額が市町村に交付されるもので、過去の決算額を踏まえ、前年対比 25 パーセント減で計上しております。

19 ページをお開きください。

４款１項１目配当割交付金 1,500 万円、北海道に納入された配当割額の 99 パーセントの５分の３に相当する額が市町村に交付されるもので、過去の決算額を踏まえ、前年対比 50 パーセントの増で計上しております。

５款１項１目株式等譲渡所得割交付金 2,500 万円、北海道に納入された株式等譲渡所得割額の 99 パーセントの５分の３に相当する額が市町村に交付されるもので、過去の決算額を踏まえ、前年対比 212.5 パーセント増で計上しております。

６款１項１目法人事業税交付金 4,538 万 3,000 円、地方法人特別税・譲与税制度の廃止に伴う法人市町村民税法人割額の減収分を補填する仕組みとして、北海道に納入された法人事業税の 7.7 パーセントに相当する額が交付されるので、前年対比 10.4 パーセントの増で計上しております。

７款１項１目地方消費税交付金７億円、北海道に配分された地方消費税の２分の１に相当する額が市町村に交付されるもので、前年対比 7.7 パーセントの増額で計上しております。

20 ページになります。

８款１項１目ゴルフ場利用税交付金 1,600 万円、前年と同額で計上しております。

９款１項１目国有提供施設等所在市町村助成交付金 30 万円、前年度と同額であります。

10 款１項１目地方特例交付金 7,050 万円、住宅借入金等特別税額控除に係る住民税の減収補填に加え、地方揮発油譲与税と軽自動車税環境性能割、自動車税環境性能割交付金の減収補填について措置されるもので、前年対比で 252.5 パーセントの増額で計上しております。増額要因は地方揮発油譲与税と軽自動車税環境性能割、自動車税環境性能割交付金に係る減収補填の皆増によるものであります。

11 款１項１目地方交付税 65 億 4,000 万円、前年対比 4.8 パーセントの増で計上しております。このうち普通交付税については 3.7 パーセント増の 61 億 6,000 万円、特別交付税については 26.7 パーセント増の３億 8,000 万円で見込んでおります。

21 ページをお開きください。

12 款１項１目交通安全対策特別交付金 300 万円、過去の決算額を踏まえ、前年対比 40 パーセントの減で計上しております。

13 款分担金及び負担金、１項分担金、１目農林業費分担金 6,656 万 3,000 円、農業基盤整備事業に係る分担金であります。

２項負担金、１目民生費負担金 5,569 万 7,000 円、２節の施設型保育施設保育料などであります。

22 ページになります。

14 款使用料及び手数料、１項使用料、１目総務使用料 1,281 万 2,000 円、４節公共施設共通利用券売払い収入などであります。

２目民生使用料 1,825 万円、２節学童保育所保育料などであります。

３目衛生使用料 257 万 9,000 円、葬祭場及び墓地の使用料であります。

４目農林業使用料 3,419 万 6,000 円、２節の町営牧場の入牧料などであります。

５目商工使用料費 1,202 万円、

１節のスキー場リフト使用料及び２節の宿泊ロッジ使用料などであります。

23 ページをお開きください。

６目土木使用料１億 4,190 万 4,000 円、１節の道路占用料や３節のナウマン公園キャンプ場の使用料、４節の公営住宅使用料などであります。

７目教育使用料 907 万 9,000 円、２節の本年秋に開館予定のアイヌ施設展示館棟入館料のほか、ナウマンゾウ記念館入館料などであります。

24 ページになります。

２項手数料、１目総務手数料 940 万 1,000 円、戸籍住民票手数料や諸証明手数料などであります。

２目民生手数料 1,368 万円、介護予防サービス計画等作成手数料であります。

３目衛生手数料 5,479 万 9,000 円、ごみ処理手数料などであります。

４目農林業手数料 11 万 8,000 円、営農等証明手数料であります。

５目土木手数料 196 万 2,000 円、次のページになりますが、３節の建築確認に係る申請手数料や完了検査手数料などであります。

15 款国庫支出金、１項国庫負担金、１目民生費負担金 11 億 5,905 万 4,000 円、１節の障害者自立支援給付費、２節の児童手当や保育所等に係る施設型給付費等負担金などであります。

２目衛生費負担金 154 万 4,000 円、新型コロナウイルスの予防接種により、健康被害を受けた方に対する国からの給付金であります。

３目教育費負担金１億 1,685 万 8,000 円、まくべつ学園増改修事業に係る公立学校施設整備費国庫負担金であります。

26 ページになります。

２項国庫補助金、１目総務費補助金３億 4,157 万 7,000 円、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金や個人番号カード交付事務費国庫補助金などであります。

２目民生費補助金１億 6,720 万 4,000 円、１節の障害者福祉に係る地域生活支援事業補助金と重層的支援体制整備事業交付金、２節の学童保育などに係る地域子ども・子育て支援事業補助金などであります。

３目衛生費補助金 151 万 8,000 円、母子保健事業に係る補助金などであります。

４目土木費補助金１億 3,275 万 8,000 円、１節は、道路や橋梁などに係るもの、２節は、公営住宅に係る交付金などであります。

５目教育費補助金１億 5,967 万 8,000 円、１節のまくべつ学園増改修事業に係る学校施設環境改善交付金のほか、次のページになりますが、４節のアイヌ政策推進交付金などであります。

３項国庫委託金、１目総務費委託金 23 万 5,000 円、中長期在留者登録事務などに係る委託金であります。

２目民生費委託金 715 万 6,000 円、基礎年金事務などに係る委託金であります。

16 款道支出金、１項道負担金、１目民生費負担金６億 1,832 万 2,000 円、１節の国民健康保険基盤安定費や障害者自立支援給付費、後期高齢者医療保険基盤安定費、次のページになりますが、２節の児童手当に係る負担金、保育所等に係る施設型給付費等負担金などであります。

２目農林業費負担金 5,180 万円、相川 20 号橋用水管移設に係る負担金などであります。

３目土木費負担金３億 4,329 万 9,000 円、２節の相川 20 号橋改修事業に係る道負担金などであります。

２項道補助金、１目総務費補助金 562 万 5,000 円、結婚新生活支援事業や防災備蓄品に係る補助金などであります。

２目民生費補助金１億 3,799 万 7,000 円、１節は、地域生活支援事業や重度心身障害者医療費などの障害者福祉に係るもの、次のページになりますが、重層的支援体制整備事業に対するものなどであります。２節は、学童保育などに係る地域子ども・子育て支援事業や乳幼児等医療費、多子世帯の保育料軽減など、児童福祉に係る補助金などであります。

３目衛生費補助金 1,835 万 4,000 円、ゼロカーボン化推進事業に係る補助金などであります。

４目農林業費補助金３億 5,154 万 1,000 円、１節の環境保全型農業直接支援対策事業や中山間地域等直接支払対策事業などに係る道補助金、次のページになりますが、３節の各種土地改良事業に伴う道補助金、４節の民有林や町有林の管理・造成などに係る道補助金などであります。

５目商工費府補助金 120 万 7,000 円、消費者行政の強化及び推進のための補助金であります。

６目教育費補助金 18 万円、学校・家庭・地域連携協力推進事業に係る道補助金であります。

消防費補助金は廃目であります。

31 ページをお開きください。

３項道委託金、1 目総務費委託金 4,222 万 3,000 円、2 節の道民税徴収事務委託金などであります。

２目衛生費委託金１万 5,000 円。

３目農林業費委託金 225 万 4,000 円は、３節の土地改良事業に係る委託金などであります。

４目商工費委託金３万円。

５目土木費委託金 341 万 4,000 円、１節の樋門管理業務に係る道委託金などであります。

32 ページになります。

６目教育費委託金 45 万円、スクールソーシャルワーカー配置に係る委託金であります。

17 款財産収入、１項財産運用収入、１目財産貸付収入 1,251 万 3,000 円、土地及び建物の貸付収入であります。

２目利子及び配当金５万円、各種基金等からの利子収入であります。

33 ページをお開きください。

２項財産売払収入、１目不動産売払収入 1,930 万 2,000 円、皆伐材等の売払収入などであります。

２目物品売払収入 1,259 万 1,000 円、公社貸付牛譲渡代などであります。

18 款１項寄付金、１目一般寄付金 10 万円であります。

２目総務費寄付金３億円、ふるさと寄付金であります。

19 款繰入金、１項基金繰入金、１目財政調整基金繰入金３億 5,000 万円、令和８年度予算における一般財源充当分として繰入れするものであります。

２目減債基金繰入金２億円、既発債の償還に充当するため、減債基金から繰入れし、公債費の支出に充てるものであります。

次のページになります。

３目まちづくり基金繰入金６億 939 万 5,000 円、このうち３億 2,000 万円につきましては、合併特例債で造成した基金を、まちづくり全般にわたる各種事業に活用するもの、それ以外は、ふるさと寄付を各種事業の財源として活用するために、繰入れするものであります。

４目森林環境譲与税基金繰入金 5,439 万 2,000 円、前年度までに基金積立てした森林環境譲与税を各種事業の財源として活用するために、繰入れするものであります。

新型コロナウイルス感染症関連無利子融資円滑化基金繰入金と、その下、企業版ふるさと納税基金繰入金は廃目であります。

２項特別会計繰入金、１目介護保険特別会計繰入金 702 万 1,000 円、重層的支援体制整備事業の実施に際して、介護保険特別会計から 65 歳以上の被保険者保険料分を繰入れするものであります。

20 款１項１目繰越金 20 万円であります。

35 ページをお開きください。

21 款諸収入、1 項延滞金･加算金及び過料、1 目延滞金３万円、2 目加算金 1,000 円、3 目過料 1,000 円であります。

２項１目町預金利子 1,000 円であります。

３項貸付金元利収入、１目勤労者福祉資金貸付金元金収入 320 万 2,000 円、２目農業ゆとりみらい総合資金貸付金元利収入 3,303 万 9,000 円、３目中小企業貸付金元金収入３億 8,000 万円、次のページになりますが、４目土地開発公社貸付金元金収入５億 8,000 万円、５目工業団地取得資金貸付金元金収入 3,194 万 3,000 円であります。

生活環境改善設備資金貸付金元金収入は廃目であります。

４項受託事業収入、１目総務費受託事業収入３万円、２目民生費受託事業収入 1,000 円、３目衛生費受託事業収入 1,361 万 4,000 円、後期高齢者健診受託事業と後期高齢者保健・介護一体的実施受託事業であります。

４目教育費受託事業収入 409 万 7,000 円、中札内高等養護学校幕別分校への給食配送に係る受託事業収入であります。

37 ページをお開きください。

５項雑入、１目滞納処分費７万3,000円、２目弁償金1,000円、３目違約金及び延滞利息1,000円であります。

４目雑入２億2,240万3,000円であります。

１節は住民健診等の負担金、２節は学校給食費、３節は各施設の電話使用料であります。

４節雑入は、他の各科目に属さない各種収入であります。

40ページまでお進みください。

５目過年度収入1,000円であります。

22款１項町債でありますが、各目に計上している起債のうち、ソフト事業につきましては、忠類地域における疎債充当のソフト事業であります。

１目総務債800万円、忠類総合支所に設置するエアコン整備事業債などであります。

２目民生債２億7,640万円、保健福祉センター改修事業債や忠類地域通所介護事業運営費補助事業債、次のページになりますが、幕別認定こども園整備事業債などであります。

３目衛生費債７億5,250万円、公共施設LED機器整備事業債や新中間処理施設整備事業債などであります。

４目農林業債7,790万円、１節のうち、忠類第２地区公社営草地整備事業債や２節の道営農地整備事業に係る起債などであります。

５目商工債2,680万円、アルコ236整備事業債や白銀台スキー場整備事業債などであります。

６目土木債３億2,980万円、１節の道路橋梁整備や42ページになりますが、３節の旭町東団地屋上防水改善事業債などであります。

７目教育債２億6,270万円、１節のまくべつ学園増改修事業債、次のページになりますが、３節の百年記念ホール改修事業債やアイヌ文化拠点空間整備事業債などであります。

自動車税環境性能割交付金は廃目であります。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（小島智恵）　説明が終わりましたので、一括して質疑をお受けいたします。

ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（小島智恵）　質疑がないようですので、一般会計歳入につきましては以上をもって終了いたします。

次に、一般会計の歳入歳出に関わります総括質疑をお受けいたします。

ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（小島智恵）　質疑がないようですので、総括質疑につきましては以上をもって終了いたします。

これで一般会計の審査を終了いたします。

この際、お諮りいたします。

本日の委員会はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（小島智恵）　異議なしと認めます。

したがって、本日の委員会はこれをもって散会することに決定いたしました。

［散会宣告］

○委員長（小島智恵）　本日は、これで散会いたします。

なお、次回３月23日の委員会は午後１時30分から開会いたします。

16:14　散会

令和８年度
各会計予算審査特別委員会会議録

１　日　　時　　令和８年３月23日
　　開会　13時30分　　閉会　15時36分
２　場　　所　　幕別町役場３階議場
３　出 席 者
　①　委　員（16名）

畠山美和	塚本逸彦	山端隆治	内山美穂子	小田新紀	長谷陽子
酒井はやみ	荒　貴賀	野原惠子	石川康弘	岡本眞利子	藤谷謹至
田口廣之	谷口和弥	藤原　孟	中橋友子		

　②　委員長　小島智恵
　③　委員外議員　議長　寺林俊幸
　④　説明員

町長	飯田晴義	副町長	伊藤博明
教育長	笹原敏文	企画総務部長	山端広和（選挙管理委員会事務局長）
住民生活部長	寺田　治	保健福祉部長	亀田貴仁
経済部長	髙橋修二	建設部長	河村伸二
会計管理者	武田健吾	忠類総合支所長	鯨岡　健
札内支所長	白坂博司	教育部長	石田晋一
政策推進課長	宇野和哉	総務課長	西田建司（選挙管理委員会書記長）
地域振興課長	安田奈緒	糠内出張所長	古山悌士
住民課長	佐々木一成	税務課長	田村真由美
保健課長	西嶋　慎	保健福祉課長	北原正喜
水道課長	和田智旭	経済建設課長	吉仲有希

　　ほか、関係係長

　⑤　職務のため出席した議会事務局職員
　　局長　佐藤勝博　　議事課長　岩岡夢貴　　係長　渡辺　優
４　審査事件　令和８年度幕別町一般会計ほか５会計予算審査
５　審査結果　一般会計ほか質疑
６　審査内容　別紙のとおり

予算審査特別委員長　　小島智恵

議事の経過

（令和８年３月23日　10:00　開会・開議）

［開会・開議宣告］

○委員長（小島智恵）　３月 19 日に引き続き、予算審査特別委員会を開会いたします。

［審議］

○委員長（小島智恵）　これより、特別会計予算の審査を行います。

審査の方法につきましては、歳入歳出一括して説明を受けまして、質疑も同じく一括してお受けいたします。

それでは、議案第５号、令和８年度幕別町国民健康保険特別会計予算の説明を求めます。

住民生活部長。

○住民生活部長（寺田　治）　予算書１ページをご覧ください。

議案第５号、令和８年度幕別町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

第１条では、歳入歳出の予算総額を、歳入歳出それぞれ 27 億 9,547 万 5,000 円と定めるものであります。

同条第２項では、歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額を、「第１表　歳入歳出予算」によることとし、２ページから３ページまでそれぞれ定めるものであります。

なお、令和８年度における年間平均の国保被保険者数は 4,906 人と見込んでおります。

それでは、歳入歳出予算事項別明細についてご説明申し上げます。

初めに、歳出予算からご説明申し上げます。

10 ページをご覧ください。

１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費 8,000 万 5,000 円であります。

国民健康保険の事務に要する経費であり、担当職員の人件費のほか、次のページになりますが、12 節委託料、細節６はジェネリック医薬品利用差額通知の作成委託料などであります。

12 ページになります。

２目連合会負担金 91 万 4,000 円であります。

国保事務の共同処理や診療報酬の審査及び支払いを行う国保連に対する負担金であります。

13 ページになります。

２項徴税費、１目賦課徴収費 997 万 6,000 円であります。

国保税の賦課及び徴収の事務に要する経費であり、徴収員や事務補助員の人件費のほか、次のページになりますが、11 節役務費は納付書発送に係る郵便料と口座振替やコンビニ収納に係る手数料、18 節負担金補助及び交付金は滞納整理機構に対する負担金などであります。

３項１目運営協議会費 33 万 1,000 円であります。

幕別町国民健康保険運営協議会の運営に要する経費であり、協議会委員９人分の報酬のほか、次のページになりますが、費用弁償がなどであります。

２款１項保険給付費、１目療養諸費 15 億 4,706 万円であります。

保険給付事業は、被保険者の医療機関受診に対する診療報酬の支払いに要する経費であります。

２目高額療養費２億 2,030 万円であります。

次のページになりますが、被保険者の高額療養費及び高額介護合算療養費に係る経費であります。

３目移送費 20 万円であります。

被保険者の移送費に係る経費であります。

４目出産育児諸費 1,250 万 6,000 円であります。

出産育児一時金として、基本分と加算分の産科医療補償制度の掛金相当額を合わせ１件当たり 50 万円を支給するものであります。

５目葬祭諸費 120 万円であります。

葬祭費として１件当たり３万円を支給するものであります。

17 ページになります。

３款国民健康保険事業費納付金、１項１目医療給付費分６億 951 万 2,000 円であります。

被保険者の医療給付費分に係る北海道への納付金であります。

２項１目後期高齢者支援金等分１億 8,345 万 4,000 円であります。

被保険者の後期高齢者支援金分に係る北海道への納付金であります。

３項１目介護納付金分 7,157 万 4,000 円であります。

被保険者の介護納付金分に係る北海道への納付金であります。

18 ページになります。

４項１目子ども・子育て支援納付金分 1,919 万円であります。

令和８年度から全ての医療保険において保険料と合わせて拠出する「子ども・子育て支援金制度」が創設されることに伴い、本町の国民健康保険被保険者に係る子ども・子育て支援納付金相当額について北海道へ納付するものであります。

４款保健事業費、１項１目特定健康診査等事業費 3,414 万 8,000 円であります。

生活習慣病予防のための特定健康診査及び特定保健指導に要する経費であり、担当職員の人件費のほか、次のページ下段になります。

12 節委託料、細節５、細節６は、特定健診及び特定保健指導の委託料などであります。

20 ページになります。

２項保健事業費、１目保健衛生普及費 184 万 8,000 円であります。

被保険者の健康の保持・増進を図るために要する経費であり、７節報償費は健康づくり教室等の開催に要する講師謝礼、11 節役務費は被保険者に対する医療費通知の発送に係る郵便料などであります。

21 ページになります。

５款１項１目基金積立金 1,000 円であります。

国民健康保険基金への積立金であります。

６款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、１目保険税還付金 300 万円であります。

被保険者の過年度の国保税還付金であります。

２目償還金 15 万 6,000 円であります。

過年度の国庫支出金等の返還金であります。

22 ページになります。

３目還付加算金 10 万円であります。

被保険者の国保税還付の際の利息相当の加算金であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入を説明させていただきます。

６ページまでお戻りください。

１款１項１目国民健康保険税６億 8,137 万 3,000 円であります。

被保険者に係る国民健康保険税で、７節の子ども・子育て支援納付金分は、「子ども・子育て支援金制度」の創設に伴い、令和８年度から新たに被保険者から徴収するもので、国の試算では国民健康保険被保険者１人当たりの負担額は、平均で月額 250 円程度となる見込みが示されております。

２款道支出金、１項道補助金、１目保険給付費等交付金 18 億 3,427 万 7,000 円であります。

１節の保険給付費等交付金は、歳出予算の保険給付費と同額が交付されるものであります。

７ページになります。

３款財産収入、１項財産運用収入、１目利子及び配当金 1,000 円であります。

４款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金２億 4,929 万 5,000 円であります。

一般会計からの繰入金で、国保税の軽減に対する措置分や職員給与費相当分などであります。

８ページになります。

２項基金繰入金、１目国民健康保険基金繰入金 3,042 万 1,000 円であります。

国民健康保険基金からの繰入金であります。

５款１項１目繰越金 1,000 円であります。

６款諸収入、１項延滞金及び過料、１目延滞金 1,000 円であります。

９ページになります。

２項１目預金利子 1,000 円、３項受託事業収入、１目特定健康診査等受託事業収入 1,000 円であります。

４項雑入、１目滞納処分費、２目第三者納付金、いずれも 1,000 円であります。

３目返納金 10 万円、４目保険医療機関返還金、５目雑入いずれも 1,000 円であります。

以上で、国民健康保険特別会計の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（小島智恵）　説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

野原委員。

○委員（野原惠子）　行政資料のマイナンバー保険証のことについての質問をいたします。

行政資料の５のところに、マイナ保険証としての登録していない方、この方たちは多くは個人の情報を知られたくないなどの理由で登録をしていません。資料によりますと、マイナ保険証としての利用登録者数は 3,678 人で、国保資格確認書発行数 1,393 枚となっております。

それで、国保の資格確認書の発行なのですけれども、国は 2024 年 12 月に保険証の新規発行を停止し、その１年後に全ての保険証の有効期限を迎えるとしております。しかし、医療現場のトラブルや国民の声を受けまして、マイナ保険証を持っていない人に資格確認書を発行しております。国保は今年の７月からの交付は見込めない状況になっております。

それで、資格確認書は保険者が発行していますので、従来どおり本人の申請なしで発行していくべきではないと考えますが、その点についてお伺いをいたします。

○委員長（小島智恵）　住民課長。

○住民課長（佐々木一成）　資格確認書の交付の関係ですね。

資格確認書につきましては、マイナ保険証登録をしていなくて、いわゆるオンライン資格確認ができないような状況にある方には、申請によらず、こちらのほうから自動で交付をしております。

○委員長（小島智恵）　野原委員。

○委員（野原惠子）　そうしますと、今年の８月からも本人の申請がなくても、マイナ保険証の確認書を発行していく、従来どおり７月以降も発行していくという確認でよろしいのでしょうか。

○委員長（小島智恵）　住民課長。

○住民課長（佐々木一成）　そのとおりでございます。

○委員長（小島智恵）　野原委員。

○委員（野原惠子）　それともう一点、後期高齢者なのですけれども、今、全員に資格確認書を発行しておりますけれども､今厚労省のほうで75歳から84歳の方々に資格確認書の対象に入れるかどうか、広域連合の判断に委ねる方針を示しているとしておりますが、今までどおりに後期高齢者の方々に資格確認書を発行していくように、広域連合に求めていくということも必要ではないかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○委員長（小島智恵）　野原委員に申し上げます。

今の点につきましては、後期高齢者医療特別会計予算のほうで聞いていただきますようお願いします。

ほかに質疑はございませんか。

中橋委員。

○委員（中橋友子）　18ページの国民健康保険事業納付金、子ども・子育て支援納付金分、18の負担金補助及び交付金1,919万円、これは今説明いただきましたが、新たに国民健康保険加入者に負担がかかってくるという中身であります。当然、保険料に上乗せということになると思いますが、これは幕別町は保険料金の改定を予定しているのでしょうか。この分を上乗せをして徴収するというのは、いつから徴収する計画でいるのでしょうか。

○委員長（小島智恵）　住民課長。

○住民課長（佐々木一成）　子ども・子育て支援納付金の関係でございます。

こちらにつきましては、子ども・子育て支援法が既に改正されておりまして、法定事項になっておりまして、令和８年４月１日から徴収をする予定でございます。こちらにつきましては、次、５月の臨時会のほうで条例の提案をさせていただこうというふうに考えております。

○委員長（小島智恵）　中橋委員。

○委員（中橋友子）　あと、国民健康保険に関わって、その子ども・子育て支援納付金というそのものが、私は制度の性格からいってなじまないというふうに思います。政府の、国のこの項目の負担を増やしていく理由について、こども誰でも通園制度の財源の一部に充てるためというふうに聞いております。子ども・子育て、いわゆる保育事業ですね、その事業に国民健康保険に料金を加算して、そこから支給していくということは、国が決めたことですから、幕別町に責任があるというふうには思っておりません。しかし、制度としてなじまないということは、やはり意見としては上げていくべきではないでしょうか。国民の健康を保つための保険制度である、そこに保育に関わる予算を上乗せして徴収をしてそれを納めるということは、どう考えても仕組み上なじまないと思います。考え方としていかがでしょうか。

○委員長（小島智恵）　住民課長。

○住民課長（佐々木一成）　まず、徴収の根拠なのですけれども、子ども・子育て支援法第73条の３第１項において令和８年度から毎年度、健康保険者、これは国保に限らず、後期もそうですし、被用者保険全員から子ども・子育て支援納付金を徴収するということがうたわれております。

国の説明では、社会保険制度につきましては、社会連帯の理念を基盤として共に支える仕組みであると。子ども・子育て支援金制度についても、こうした社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世代を全世代･全経済主体で支える新しい分かち合いの仕組みであるというように説明をしております。

このことから、現制度におきましても後期高齢者支援金ですとか出産育児支援金など、世代を超えた支え合いの仕組みが既に健康保険に組み込まれていることですとか、あとは急速な少子化人口減少に歯止めをかけることが、健康保険制度の持続可能性を高めることといったことを理由として、国は子ども・子育て支援納付金を公的医療保険料と合わせて拠出をしていただくというふうに説明をしております。

以上です。

○委員長（小島智恵）　中橋委員。

○委員（中橋友子）　出産一時金であるとか、これは医療機関に係っていくことでありますから、この健康保険に、それもぎりぎりではありますが、含めて制度を維持する、一時金等の負担もしていくと、これは分かります。しかし、社会保障全般といえば本当に幅広くなっていくわけですよね。社会保障制度の中に、健康を維持するために国民健康保険制度あるいは他の社会保険制度があるではないですか。そのほかに子どもを育てるために必要な保育制度、これは社会保障の保育分野、子どもを育てる分野、医療ではないのです。そういうものを抱き合わせして、こういうふうに上乗せをしてくるというやり方については、私はやはりなじむものではないというふうに思います。

実際にやられていくのだとは思うのですが、制度のあり方としての問題意識というものは、やはり持つべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（小島智恵）　住民生活部長。

○住民生活部長（寺田　治）　これはおっしゃっていることはよく分かるのですが、この子ども・子育て支援金につきましては、国のこども未来戦略の加速化プランの中で、子ども・子育て支援に係るお金を年間3.6兆円ですか、それを確保するということで、今回の国民健康保険での子ども・子育て支援金はその一部に充てられるそうですけれども、中身を見ますと、保育料だけではなくて、子ども・子育て支援に関わる全てのことに対して充てるお金というところで伺っております。

この議論は国の厚生労働委員会の中でも随分議論されておりますので、私どもとしては、この場で議論するのはちょっと難しいのかなというふうに思っております。できることとしては、この制度自体を町民の皆さん、町民というか、被保険者の皆さんに、一人ひとり制度の中身を丁寧にご説明してご理解を得るというところに努めたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（小島智恵）　中橋委員。

○委員（中橋友子）　その3.6兆円の総額の予算で、この子ども・子育て支援の中からは、１兆円というものを保険金の中から生み出して充てると。私はこれ、やり方としては、要するに今ある仕組み、制度の中に結びつけられるものは無理やりでも結びつけて、そして保険に加入している人たちは決まれば納めなければならないわけですからね。ですから、その収めることによって、その１兆円あるいは3.6兆円をつくり出していくと。これ国の本当に私は意地悪なやり方だというふうに思うのですよね。だって、健康保険に加入している人たちは、自分の健康、多くの人たちの保険加入者のお互いの健康を守るために、この国民健康保険税は納めているではないですか、所得に応じて。それを今度は子ども支援金として別立てでその分を負担するというわけですからね。これは部長、一生懸命ご説明してくださるのだと思うのですけれども、なかなか理解は得られないと思います。

したがって、矛盾あるものは矛盾あるというような押さえを持ちながら、やっぱり必要なところに働きかけもするという、そういう姿勢が私は必要ではないかと思いますが、再度どうでしょうか。

○委員長（小島智恵）　住民生活部長。

○住民生活部長（寺田　治）　おっしゃっていることはよく分かりますので、必要な場面でそういったお話も、地方からの意見として、必要な場面でお話ししたいなというふうに思っております。

○委員長（小島智恵）　ほかに質疑はございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（小島智恵）　ほかに質疑がないようですので、国民健康保険特別会計予算につきましては、以上をもって終了いたします。

次に、議案第６号、令和８年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算の説明を求めます。

住民生活部長。

○住民生活部長（寺田　治）　予算書31ページをお開きください。

議案第６号、令和８年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

第１条では、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ６億2,128万5,000円と定めるものであります。

同条第２項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を「第１表　歳入歳出予算」によることとし、32ページと33ページにそれぞれ定めるものであります。

なお、令和８年度における年間平均の被保険者数は5,360人と見込んでおります。

それでは、歳入歳出予算事項別明細についてご説明申し上げます。

初めに、歳出予算からになります。

39ページをご覧ください。

１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費1,121万4,000円であります。

後期高齢者医療一般管理事務事業は、後期高齢者医療事務に要する経費であり、担当職員の人件費のほか、次のページになりますが、12節委託料、細節７後期高齢者服薬通知作成委託料は、多くの薬剤を服用している方に対し、かかりつけ医や薬剤師への相談を促し、服薬リスクの回避と医療費の適

正化を図るため、服薬情報を作成し通知するものであります。

２項１目徴収費 100 万 5,000 円であります。

後期高齢者医療保険料徴収事務事業は、保険料の徴収事務に要する経費であり、次のページになりますが、10 節需用費、細節 30 は納付書の印刷経費、11 節役務費は納付書発送に係る郵便料のほか、口座振替やコンビニ収納手数料などであります。

２款１項１目後期高齢者医療広域連合納付金６億 801 万 6,000 円であります。

北海道後期高齢者医療広域連合の事務費負担金分と被保険者から徴収した保険料及び保険料軽減分に係る一般会計からの繰入金分を合わせて納付するものであります。

42 ページになります。

３款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、１目保険料還付金 100 万円で、過年度の保険料還付金であります。

２目保険料還付加算金５万円、保険料還付の際の利息相当の加算金であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

36 ページにお戻りください。

１款１項１目後期高齢者医療保険料４億 5,400 万円であります。

令和８年度の北海道における後期高齢者医療保険料については、医療費の増加に加え、国の制度改正により創設された子ども・子育て支援金制度の財源として、令和８年度から新たに被保険者から支援金分を徴収する仕組みが導入されたことなどにより、保険料率の見直しが行われております。

この見直しの結果､医療分における均等割額は前年度比 7,010 円増の５万 9,963 円､所得割率は 0.18 ポイント減の 11.61 パーセント、賦課限度額は５万円増の 85 万円とされたところであり、加えて、子ども・子育て支援金分として均等割額 1,364 円、所得割率 0.28 パーセント、賦課限度額２万 1,000 円が医療費分とは別に新たに徴収されるものであります。

２款使用料及び手数料、１項手数料、１目総務手数料 1,000 円であります。

３款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金１億 6,553 万 4,000 円であります。

一般会計からの繰入金であります。

１節は北海道後期高齢者医療広域連合の事務費負担分と本町の事務に要する人件費などの経費を繰り入れるものであり、２節は低所得者の保険料に適用されている軽減相当額を繰り入れるものであります。

37 ページになります。

４款１項１目繰越金 10 万円、５款諸収入、１項延滞金、加算金及び過料、１目延滞金１万円、２目過料 1,000 円、２項償還金及び還付加算金、１目保険料還付金 100 万円、２目還付加算金５万円であります。

38 ページになります。

３項１目預金利子 1,000 円、４項受託事業収入、１目保健事業受託事業収入 58 万 6,000 円であります。

北海道後期高齢者医療広域連合からの保健事業に係る受託事業収入であります。

５項雑入、１目滞納処分費、２目雑入、いずれも 1,000 円であります。

以上で、後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（小島智恵）　説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

野原委員。

○委員（野原恵子）　資格確認書の発行について質問をいたします。

厚労省は 75 歳から 84 歳の資格確認書を対象に入れるかどうか、このことは広域連合の判断に委ねていく方針、今後そのような方針を出されています。今は全員に資格確認書を発行しております。

今後も引き続いて道のほうに、広域連合では全員に資格確認書を発行していくことを求めていくことが必要ではないかと思います。その点についてお伺いいたします。

○委員長（小島智恵）　住民課長。

○住民課長（佐々木一成）　後期高齢者医療制度における資格確認書でございます。

こちらにつきましては、委員言われるように、84歳以下の方につきましては、今、国から示されている方針といたしましては、マイナ保険証を直近１年以内において６回以上利用し、かつ直近３か月における利用実績がある方につきましては、こちらは職権交付はしないという方針が国から示されています。こちらにつきましては、まだ北海道後期高齢者医療広域連合のほうから具体的な通知が来ておりませんので、今この場でお話しできることはございません。

○委員長（小島智恵）　野原委員。

○委員（野原恵子）　道のほうからそのようなことは示されていないということですけれども、国のほうでそういう方針を示されているということでは、発行されない可能性もあるとことですが、今までどおり発行していくことが後期高齢者の医療に関わる、安心して医療を受けられる保証になると思いますので、そういう方針が出されたときには、後期高齢者の方々の医療を守るという点からでも、幕別町からも意見を上げていっていただきたいと思いますが、その点はいかがですか。

○委員長（小島智恵）　住民課長。

○住民課長（佐々木一成）　こちらにつきましては、先ほども申し上げましたが、まだ正式な通知が来ておりませんので、この場での回答は差し控えさせていただきます。

○委員長（小島智恵）　ほかに質疑はございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（小島智恵）　ほかに質疑がないようですので、後期高齢者医療特別会計予算につきましては、以上をもって終了いたします。

次に、議案第７号、令和８年度幕別町介護保険特別会計予算の説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（亀田貴仁）　議案第７号、令和８年度幕別町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

47ページをご覧ください。

第１条第１項では、予算の総額を歳入歳出それぞれ29億8,578万7,000円と定めるものであります。

第２項では、予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、48ページから51ページまでに記載しております「第１表　歳入歳出予算」のとおり定めるものであります。

なお、令和８年度における年間平均の第１号被保険者数は、9,135人を見込んでおります。

それでは、歳入歳出予算事項別明細についてであります。

初めに、歳出予算からご説明申し上げます。

60ページをご覧ください。

１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費1,878万1,000円であります。

担当職員の人件費のほか、次のページになりますが、12節委託料、細節５介護保険システム保守委託料、13節使用料及び賃借料、細節20介護保険システム利用料は、国のシステム標準化に係る経費であります。

２項徴収費、１目賦課徴収費139万2,000円であります。

次のページになりますが、10節需用費は納付書の印刷経費、11節は納付書発送の郵便料のほか、口座振替やコンビニ収納手数料などであります。

３項介護認定審査会費、１目東十勝介護認定審査会費1,532万3,000円であります。

東部４町で共同設置している介護認定審査会の運営に要する経費であり、審査会委員20人の報酬及び費用弁償のほか、担当職員の人件費であります。

64ページになります。

２目認定調査等費 1,682 万 8,000 円であります。
介護認定に係る訪問調査及び主治医意見書作成に要する経費であり、介護認定調査員の人件費、次のページになりますが、11 節役務費、細節 15 の主治医意見書作成手数料は、本年度の主治医意見書作成件数を 1,446 件分見込んでおります。
66 ページになります。
４項１目介護保険運営等協議会費 51 万 7,000 円であります。
協議会委員 15 人の報酬及び費用弁償などであり、本年度は、第 10 期高齢者福祉計画、介護保険事業計画及び認知症施策推進計画を策定するため、５回の開催を予定しております。
２款保険給付費、１項介護サービス等諸費、１目居宅介護サービス等給付費７億 8,535 万 7,000 円であります。
訪問介護、通所介護などの在宅介護サービスに係る保険給付費であります。
67 ページになります。
２目地域密着型介護サービス等給付費９億 7,362 万 4,000 円であります。
グループホーム、小規模特養などの地域密着型介護サービスに係る保険給付費であります。
68 ページになります。
３目施設介護サービス給付費７億 91 万 9,000 円であります。
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などの施設に入所された方に係る保険給付費であります。
69 ページになります。
４目居宅介護サービス計画給付費１億 315 万 3,000 円であります。
要介護者のケアプラン作成に係る保険給付費であります。
70 ページになります。
２項介護予防サービス等諸費、１目介護予防サービス等給付費 6,798 万 1,000 円であります。
要支援者の訪問介護、通所介護などの在宅介護サービスに係る保険給付費であります。
71 ページになります。
２目地域密着型介護予防サービス等給付費 532 万 4,000 円であります。
要支援者のグループホーム、小規模多機能型居宅介護などに係る保険給付費であります。
３目介護予防サービス計画給付費 1,581 万 8,000 円であります。
要支援者のケアプラン作成に係る保険給付費であります。
72 ページになります。
３項その他諸費、１目審査支払手数料 234 万 4,000 円であります。
介護サービスを提供した事業者に支払う介護報酬の審査とその支払いに係る手数料で国保連に支払うものであります。
73 ページになります。
４項１目高額介護サービス等費 6,329 万 7,000 円であります。
利用者負担が上限額を超えた場合に、その超えた分を払い戻すものであります。
74 ページになります。
５項１目高額医療合算介護サービス等費 956 万円であります。
１年間の医療保険と介護保険、それぞれの自己負担額を合算した額が上限額を超えた場合に、その超えた分を払い戻すものであります。
75 ページになります。
６項１目市町村特別給付費 40 万円であります。
バスマット購入などの経費に対する給付であります。
76 ページになります。
７項１目特定入所者介護サービス等費 9,410 万 4,000 円であります。
介護保険施設等の施設サービスを利用した際の食費、居住費について所得の低い方に対して、負担

軽減を図るための給付であります。

77 ページになります。

３款１項１目基金積立金 1,000 円であります。

４款地域支援事業費、１項１目介護予防・生活支援サービス事業費 7,686 万 8,000 円であります。

次のページになりますが、18 節負担金補助及び交付金は、要支援者及び事業対象者が利用する訪問型サービス及び通所型サービスに係る給付などであります。

２目介護予防ケアマネジメント事業費 859 万 2,000 円であります。

事業対象者のケアプラン作成に要する経費であり、介護支援専門員の人件費のほか、次のページになりますが、12 節委託料は、次のページにわたりますが、介護予防ケアマネジメント委託料であります。

２項１目一般介護予防事業費 790 万 9,000 円であります。

要支援、要介護になるおそれのある方への介護予防の普及啓発に要する経費であります。

次のページになりますが、「生活実態把握事業」は、例年実施している生活実態調査に係る事務補助員の報酬と郵便料などであります。

82 ページになります。

介護予防教室開催事業は、12 節委託料、細節５はフレイル予防教室、忠類では福寿フィットネスなどの介護予防教室のほか、本年度から老人福祉センターにおける老福リフレッシュ体操を音楽健康指導士による老福ボイスフィットと内容を変更して開催するための経費であり、13 節使用料及び賃借料、細節５は老福ボイスフィット機器の賃借料であります。

83 ページになります。

３項包括的支援事業・任意事業費、１目包括的支援事業費 59 万 4,000 円であります。

高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを継続するための支援体制の構築や認知症の方や家族に対する支援などに要する経費であります。

在宅医療・介護連携推進事業は、13 節使用料及び賃借料、細節５ソフト借上料、17 節備品購入費、細節１セミナー用備品は在宅医療・介護連携セミナーの開催に要する経費であります。

認知症総合支援事業は、７節報償費は認知症初期集中支援チームの医師に対する謝礼、12 節委託料は SOS 見守りネットワーク委託料であります。

84 ページになります。

２目任意事業費 867 万 9,000 円であります。

地域における自立した日常生活を支援するため、地域の実情に応じ、創意工夫を生かした多様な事業や支援に要する経費であります。

成年後見制度利用推進事業は、次のページになりますが、19 節扶助費は、成年後見制度を利用する生活保護者に対する成年後見報酬費用の助成であります。

高齢者世話付住宅生活相談員派遣事業は、道営とかちの団地、シルバーハウジングの生活援助員派遣事業の委託料であります。

86 ページになりますが、グループホーム家賃等利用者負担軽減費補助事業は、グループホームに入所されている低所得者への家賃補助であります。

介護給付費適正化事業は、本年度から開始するケアプラン点検に要する委託料であります。

４項その他諸費、１目審査支払手数料 30 万円であります。

訪問型及び通所型サービスを提供した事業者に支払う報酬の審査とその支払いに係る手数料で、国保連に支払うものであります。

87 ページになります。

５款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、１目第１号被保険者保険料還付金 100 万円は、過年度の介護保険料還付金であります。

２目第１号被保険者還付加算金 10 万円は、介護保険料還付の際の利息相当の加算金であります。

88 ページになります。
３目償還金 1,000 円は、過年度の国庫支出金の返還金であります。
６款１項繰出金、１目他会計繰出金 702 万 1,000 円は、重層的支援事業に係る一般会計への繰出金であります。
以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。
続きまして、歳入の説明をさせていただきます。
54 ページにお戻りください。
１款保険料、１項介護保険料、１目第１号被保険者保険料５億 8,141 万 6,000 円であります。
65 歳以上の被保険者に係る介護保険料の定率負担分であり、介護給付費に対して 23 パーセントとなります。
２款分担金及び負担金、１項負担金、１目認定審査会負担金 850 万 3,000 円であります。
東十勝介護認定審査会を共同設置している池田町、豊頃町、浦幌町からの負担金であります。
３款使用料及び手数料、１項手数料、１目総務手数料 1,000 円は、情報公開等請求手数料であります。
２目民生手数料 1,000 円は、高齢者世話付住宅生活援助員手数料であります。
55 ページになります。
４款国庫支出金、１項国庫負担金、１目介護給付費国庫負担金５億 1,824 万 3,000 円であります。
介護給付費に対する国の定率負担分であり、介護分は 20 パーセント、施設分は 15 パーセントとなります。
２項国庫補助金、１目調整交付金１億 4,574 万 8,000 円であります。
市町村間の介護保険に対する財政力の格差を調整するために国から交付されるもので、介護給付費の５パーセント相当分となります。
２目保険者機能強化推進交付金 161 万 9,000 円であります。
高齢者の自立支援・重度化防止等に関する市町村の取組を支援するための交付金であります。
３目地域支援事業交付金 2,229 万 7,000 円であります。
総合事業及び介護予防事業などに対する国の交付金で、１節の総合事業に対しては 20 パーセント、２節のその他の事業に対しては 38.5 パーセントの交付率となります。
４目介護保険保険者努力支援交付金 486 万 9,000 円であります。
介護予防・健康づくりなどに資する市町村の取組を支援するための交付金であります。
56 ページになります。
５款１項支払基金交付金、１目介護給付費支払基金交付金７億 6,174 万 6,000 円であります。
40 歳から 64 歳までの第２号被保険者に係る支払基金の定率負担分であり、介護給付費に対して 27 パーセントとなります。
２目地域支援事業支払基金交付金 2,531 万 2,000 円であります。
総合事業に対する支払基金からの交付金であります。
総合事業に対して 27 パーセントとなります。
６款道支出金、１項道負担金、１目介護給付費道負担金３億 9,867 万 3,000 円であります。
介護給付費に対する道の定率負担分であり、介護分は 12.5 パーセント、施設分は 17.5 パーセントとなります。
57 ページになります。
２項道補助金、１目地域支援事業道交付金 1,348 万 9,000 円であります。
総合事業などに対する道の交付金で、1 節の総合事業に対しては 12.5 パーセント、2 節のその他の事業に対しては 19.25 パーセントとなります。
７款財産収入、１項財産運用収入、１目利子及び配当金 1,000 円であります。
８款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金４億 3,746 万 4,000 円であります。

１節から次のページにわたりますが、３節までは介護給付や地域支援事業に対する繰入金、４節は世帯全員が非課税の低所得者の保険料軽減分、５節は職員給与費及び事務費相当分であります。

２項基金繰入金、１目介護給付費準備基金繰入金 6,629 万 8,000 円であります。

９款１項１目繰越金 10 万 1,000 円。

59 ページになります。

10 款諸収入、１項延滞金、加算金及び過料、１目第１号被保険者保険料延滞金 1,000 円、２項１目預金利子 1,000 円であります。

３項雑入、１目滞納処分費、２目第三者納付金、３目返納金、４目雑入、いずれも予算額 1,000 円であります。

以上で、介護保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（小島智恵）　説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○委員（中橋友子）　初めに、ページ数では１款の総務費のこれは第 10 期に向けての介護保険計画の内容について説明をしていただきたいということで、一般管理費の中でお尋ねしたいと思います。

関連するのですけれども、ページ数では 67 ページ、68 ページ、施設サービスの受入れ状況について確認をしていきたいというふうに思います。

行政資料で出していただきました、特養ホームあるいは介護度別の待機期間等について資料を頂きました。全体で 102 人の待機者がいらっしゃるということではありますが、詳細を見ますと、入所辞退というのが 16 人いらっしゃるというようなことで、実際の待機者というのはぐんと少ないであろうというふうに思います。この傾向は一昨年もその前の年も確認をさせていただいているところです。

ただ、この中で示されているように、要介護、例えば３以上の４、５で在宅で入所を待っていらっしゃる方がこの数字だけでは 18 人、全体 31 人の中の 18 人が介護度が高いというところで、在宅で待っているという状況は相変わらず待たれているのだなという、この事実は人数は減ってきてはいますけれども、残っているのだなというふうに思います。

そこで、一般質問等でもただしてきたところなのですが、昨今、介護事業所の人手不足によって受入れが難しいという状況があるというふうに思います。ただ、実際には、幕別町としてはそういった調査はこれまでしてこられなかったと思います。したがって、前段述べましたように 10 期の総合計画の中で、これがきちっと位置づけられているのかどうか、まずお伺いしたいと思います。

○委員長（小島智恵）　保健課長。

○保健課長（西嶋　慎）　まず待機者の状況です。

待機者といいますか、この表は前回もお話しさせてもらいましたけれども、あくまで町内の特別養護老人ホームに対して、入所申込書を提出した方の人数でございます。この入所辞退といいますのは、入所判定審査会を行いますけれども、入所判定審査会を経て、その入所の順番が来ましたよと案内を送っているのですけれども、いや、もう少し在宅で頑張りたい、もしくは家族の方が、いや、もう少し家で面倒見れるからもうちょっと待ちますという方で、入所の申込みを取りあえず辞退するという方の人数でございます。

その上で、先ほど委員おっしゃいました、特に在宅ですね、在宅の３、４、５、18 人いますということでありますが、個々具体的に聞いている中では、その 18 人の中でも入所見込みなしという形の、入所を辞退するという回答した方が要介護３の方で１人、要介護４の方でも１人、要介護５の方でも２人ということで、在宅の方であっても入所をちょっと辞退するという方がいる現状ではございます。その施設サービスの受入れ状況、今言ったとおりでございます。

あとは第 10 期のことで言います。

我々町としましては、施設事業所に対しましては、令和７年、昨年の６月に各事業所に対して人材不足という声は聞こえていますということで調査を行っております。その中では、やっぱり主な意見

としましては、人材は不足している。人材というか人員ですね、事業所の人員が不足しているということは、どの事業所でもおっしゃっていました。しかしながら、その人員が不足しているからといって受入れを拒否している事例等はないというふうに伺っております。なぜかと言いますと、その介護事業所においても、独自に取り組んでいることで職員のやりくりですとか、さまざまな形態、いろんな、ちょっと言葉はあれですけれども、短期間の人員を確保するなど、そういった採用をすることによって、独自でなるべくその事業所で受け入れるという考え方は持っているというふうにお伺いしています。

ただし、10 期においてはやはりどうしても人員基準というか、人員の問題お伺いしていますので、当然さきの一般質問でもお答えしましたけれども、10 期においては、その事業所に対して人材の確保に関する調査を行いますとともに、私たちもその事業所と話をまず聞きながら、どういった支援策必要かどうか、まず現状を確認しながら取り組んでいくという方向、考えではございます。

以上です。

○委員長（小島智恵）　中橋委員。

○委員（中橋友子）　大枠で分かりました。在宅であっても、介護度が重くても、もう少し自宅で見ますよという方たちが、さらにここから４人いらっしゃるということも分かりました。

ただ、いずれにしても、希望者はいて、何らかの形で待たされているという実情は、これは人数は少なくなったとしても変わらないのですよね、どこの施設でも。したがって、受入れ態勢という点では、何ていうのでしょうかね、施設側の対策というのも大事だなというふうに思いまして、それでこれから決められる 10 期計画の中で、そういったことも問題意識を持って調査をしていただきたいなというふうに思います。

それは今課長がおっしゃったように、実際に人材が不足しているということで、受け入れられないという事態はないのだということでありますが、聞いていられると思うのですけれども、その人材についてもきちっとした、長期にわたって勤めていただける方の確保が大変難しくて、短期あるいは極端に言えば時間単位というようなことが増えてきているということを聞いております。しかも、それに対する経費が多大なものだと、経営に大きな負担になってきているというのも事実だと聞いています。

国に対して報酬額を上げてほしいという要望を出して解決していくことが一番なのですけれども、やっぱり根拠が明らかになって、こういう状況だから報酬を上げれというふうに積み上げていかなければならないのだと思うのですよね。その点に関わって、これから 10 期の調査に当たるときには、単なる人員が不足しているかしていないかだけではなくて、どういう形で人員を確保しているのか、そのためにはどのぐらい経費をかけているのか、そして資格者は足りているのかどうかというようなことも含めて、詳細な調査を位置づけていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（小島智恵）　保健課長。

○保健課長（西嶋　慎）　10 期に向けて、我々としては、今回初めてですけれども、施設に対する調査、そういったものを行うことにしました。その前段としましては、やはりこれまでの施設、いろいろ機会がありまして話をしております。独自に取り組んでいることとしましては、やっぱり事業所も自分の事業所を知ってもらうことが一つ、そして職員に関する福利厚生、そしてさまざまな形態の方の採用、当然そのさまざまな形態の方の採用というところで、今、事業所としては短期の方とか外国人の方もそうですけれども、経費、それにかかる仲介ですとか、外国の方であれば住む場所の問題、当然そういったことも話はお伺いしています。それについては介護だけではなくて、違う部局の方とも連携をしながら、当然、意見交換しながら進めていくのですけれども、人員の確保だけではなくて経費、そういった事業者の声と、どういった形で人員を確保していくか。当然私たち町としては、介護サービスを求める方が、そのサービスを受けることができるような体制をつくることがまずその 10 期の中でも必要なことですので、それにつけては今後検討していきたい、実施していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（小島智恵）　ほかに質疑はございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（小島智恵）　ほかに質疑がないようですので、介護保険特別会計予算につきましては、以上をもって終了いたします。

次に、議案第８号、令和８年度幕別町水道事業会計予算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（河村伸二）　議案第８号、令和８年度幕別町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

97 ページをご覧ください。

第１条は、総則であります。

第２条、業務の予定量は、給水戸数、年間総給水量、１日平均給水量及び主な建設改良事業について、それぞれ水道事業と簡易水道事業の業務予定量を示したものであります。

第３条、収益的収入及び支出、いわゆる３条予算は、各事業の経営活動に伴い発生する収益と、それに対応する費用を計上しております。

98 ページになります。

収入は、第１款水道事業収益を５億 4,097 万 2,000 円、第２款簡易水道事業収益を３億 734 万 2,000 円、収入合計を８億 4,831 万 4,000 円とし、支出は、第１款水道事業費用を６億 2,739 万 1,000 円、第２款簡易水道事業費用を３億 5,672 万 3,000 円、支出合計を９億 8,411 万 4,000 円とし、一旦前のページにお戻りいただき、下段最終行になりますが、第３条のなお書きにおいて、「収益的支出第２款第１項中委託料 170 万円の財源に充てるため、企業債 170 万円を借り入れる。」と定めるものであります。

99 ページになります。

第４条、資本的収入及び支出、いわゆる４条予算は、安心安全な水を供給できるよう、各事業の建設改良費とその財源を計上しております。

収入は、第１款水道事業資本的収入を３億 4,936 万 9,000 円、第２款簡易水道事業資本的収入を３億 3,450 万 5,000 円、収入合計を６億 8,387 万 4,000 円とし、支出は第１款水道事業資本的支出を５億 4,728 万 4,000 円、100 ページになります。

第２款簡易水道事業資本的支出を４億 3,783 万 6,000 円、支出合計を９億 8,512 万円とし、ここで一旦前のページにお戻りいただき、第４条、後述の括弧書きにおいて、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額３億 124 万 6,000 円は消費税資本的収支調整額 3,905 万 4,000 円及び損益勘定留保金２億 6,219 万 2,000 円で補填すると定めるものであります。

これら第３条及び第４条予算の詳細につきましては、後ほど予算に関する説明書の実施計画書でご説明いたします。

100 ページになります。

第５条、企業債は、起債の目的にあります上水道整備事業から公営企業法適用事業までの６事業について、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を表のとおり定めるものであります。

第６条、一時借入金は、限度額を５億円と定めるものであります。

101 ページになります。

第７条、予定支出の各項の経費の金額の流用は、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用と定め、第８条、議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費 6,309 万 7,000 円と定め、第９条、他会計からの補助金は、補助を受ける金額を２億 9,758 万 8,000 円と定めるものであります。

以上が、水道事業会計予算になります。

次のページ以降が、水道事業会計予算に関する説明書であり、予算の実施計画書から説明いたしま

す。

初めに、収益的収入及び支出について、収益的支出から申し上げます。

104 ページをご覧ください。

１款水道事業費用、１項営業費用、１目原水及び浄水費１億 5,970 万 3,000 円、本目は、十勝中部広域水道企業団からの受水に要する経費であります。

２目配水及び給水費 3,631 万 6,000 円、本目は、配水や給水に要する経費であり、担当職員１人分の人件費のほか、11 節委託料は上水道施設維持管理業務のほか、電気計装設備保守点検業務に要する委託料が主なもので、105 ページになります。

14 節修繕費は配水管の漏水修理をはじめとする構築物の修理と機械設備の修理が主なものであります。

４目総係費 8,144 万 8,000 円、本目は、水道事業会計全般の事務的経費であり、担当職員３人分の人件費のほか、107 ページになります。

11 節委託料は１万 2,123 件分の検針業務や企業会計支援業務が主なものであります。

108 ページになります。

５目減価償却費２億 4,288 万円は、有形固定資産の減価償却に要する経費、６目資産減耗費 4,793 万 6,000 円は構築物、機械及び装置の更新、移設等に伴う除却資産の減耗費であります。

２項営業外費用、１目支払利息及び企業債取扱諸費 3,691 万円は企業債の利息、２目消費税及び地方消費税は 2,199 万 8,000 円であります。

90 目雑支出 10 万円は過年度分過誤納還付金、４項１目予備費は 10 万円であります。

109 ページになります。

２款簡易水道事業費用、１項営業費用、１目原水及び浄水費 8,293 万 4,000 円、本目は、取水施設及び浄水場施設などに要する経費であり、主なものは、11 節委託料の簡易水道施設の維持管理、点検、清掃業務に係る委託料や 16 節動力費の電気料などであります。

110 ページになります。

２目配水及び給水費 1,052 万 6,000 円、本目は、配水や給水に要する経費であり、主なものは、14 節修繕費の配水管の漏水修理や機械設備の修理であります。

４目総係費 1,293 万 5,000 円、本目は、簡易水道事業会計全般の事務的経費であり、11 節委託料は 1,520 件分の検針業務や企業会計支援業務が主なものであります。

111 ページになります。

５目減価償却費は２億 635 万円、６目資産減耗費は 1,797 万 1,000 円であります。

２項営業外費用、1 目支払利息及び企業債取扱諸費 2,585 万 7,000 円は、企業債の利息であります。

90 目雑支出５万円は、過年度分過誤納還付金、４項１目予備費は 10 万円であります。

次に、収益的収入についてご説明いたします。

102 ページへお戻りください。

１款水道事業収益、１項営業収益、１目給水収益３億 9,707 万 9,000 円は、上水道地区の水道使用料、4 目他会計補助金 4,400 万円は、水道料金負担軽減対策支援事業の実施に伴う基本料金 11 か月相当分の一般会計からの補助金、90 目その他営業収益 417 万 3,000 円は、給水装置の設置等に要する新設工事事務手数料や給水申請に要する加入者負担金などであります。

２項営業外収益、１目受取利息及び配当金は 1,000 円、５目長期前受金戻入 6,402 万円は、過年度において固定資産の取得に充当した補助金等を収益化するもので、90 目雑収益 3,169 万 9,000 円は下水道使用料の収納等に係る受託収入が主なものであります。

103 ページになります。

２款簡易水道事業収益、１項営業収益、１目給水収益 8,096 万 6,000 円は、幕別地区のほか、全５地区の水道使用料であります。

４目他会計補助金 500 万円は、水道料金負担軽減対策支援事業の実施に伴う基本料金 11 か月相当分

の一般会計からの補助金、90 目その他営業収益 22 万 8,000 円は、新設工事事務手数料などであります。

２項営業外収益、３目他会計補助金１億 4,388 万 3,000 円は、一般会計からの補助金、５目長期前受金戻入は 7,374 万 2,000 円、６目消費税及び地方消費税還付金は 15 万円であります。

90 目雑収益 337 万 3,000 円は下水道事業からの受託収入が、主なものであります。

次に、資本的収入及び支出についてご説明いたします。

初めに、資本的支出から申し上げます。

114 ページをご覧ください。

１款水道事業資本的支出、１項１目建設改良費３億 8,934 万円、本目は、上水道施設の整備・更新に要する経費であり、担当職員２人分の人件費のほか、11 節委託料は春日 10 号通や春日団地道路 11 号の配水管更新に係る設計業務などであり、24 節工事請負費は相川 20 号橋の架け替えに係る配水管移設工事のほか、札内北町中通などの老朽化した配水管の更新工事などであります。

115 ページになります。

２目固定資産購入費 3,186 万 7,000 円は、1,415 件分の検定満了量水器の取替えなどに要する経費であります。

２項１目企業債償還金１億 2,607 万 7,000 円は、建設改良工事等に伴う企業債償還金の元金であります。

116 ページになります。

２款簡易水道事業資本的支出、１項１目建設改良費２億 4,139 万 6,000 円、本目は、簡易水道施設の整備・更新に要する経費であり、担当職員１人分の人件費のほか、11 節委託料は道道豊頃糠内芽室線に布設している配水管の更新に係る設計業務など、24 節工事請負費は忠類 24 号線などの道路整備に伴う配水管移設工事や大豊配水池や糠内浄水場などの通信機器更新工事、糠内浄水場の深井戸改良工事などであります。

２目固定資産購入費 662 万 9,000 円は、256 件分の検定満了量水器の取替えなどに要する経費であります。

117 ページになります。

２項１目企業債償還金１億 8,981 万 1,000 円は、企業債の元金であります。

次に、資本的収入についてご説明いたします。

112 ページへお戻りください。

１款水道事業資本的収入、１項企業債、１目建設改良費等企業債２億 5,500 万円は、配水管布設替工事などの建設改良に要する企業債であります。

６項補助金、１目国庫補助金 2,500 万円は、相川 20 号線配水管布設替工事などに係る社会資本整備総合交付金であります。

７項１目負担金6,936万9,000円は、相川20号橋配水管移設工事や道路工事に伴う水道管移設工事、消火栓の更新に係る負担金であります。

113 ページになります。

２款簡易水道事業資本的収入、１項企業債、１目建設改良費等企業債２億 690 万円は、配水管布設替工事などの建設改良に要する企業債であります。

４項１目他会計補助金１億 470 万 5,000 円は、企業債元金の償還などに充てる一般会計からの補助金であります。

７項１目負担金 2,290 万円は、道路工事に伴う水道管移設工事や消火栓の更新に係る負担金であります。

次に、118 ページをご覧ください。

こちらは、令和８年度の予定キャッシュ・フロー計算書であります。

キャッシュ・フロー計算書は、企業がどのように現金を得て使用したかという財務状況を表すもの

であります。

119 ページをご覧ください。

このページの一番下の金額が令和８年度の資金期末残高であり、９億 1,878 万 1,000 円と見込むものであります。

次の 120 ページから 126 ページまでは給与費明細書となっておりますが、説明は割愛させていただきます。

続いて、127 ページまでお進みください。

こちらは、債務負担行為に関する調書であります。

委託業務２件と水道機材借上料１件についての限度額などは、記載のとおりであります。

次に、128 ページになります。

こちらは、令和８年度末時点における水道事業会計の予定貸借対照表であります。

資産の部、１、固定資産、（１）有形固定資産は、土地や建物、構築物などの資産であり、129 ページになります。

下段に記載の２、流動資産は（１）現金預金のほか、次のページになりますが、今後、回収する予定の（２）未収金などであり、水道事業会計が保有する全事業の資産合計は、中段に記載の 111 億 6,414 万 1,000 円であります。

負債の部では、３、固定負債は企業債の残高を計上しており、４、流動負債は（１）企業債のほか、131 ページになります。

今後、支払う予定の（２）未払金と（３）引当金を計上、５、繰延収益は（１）長期前受金と減価償却見合い分の（２）長期前受金収益化累計額を計上しており、負債合計は 84 億 3,867 万 2,000 円であります。

132 ページになります。

資本の部、６、資本金は、企業会計開始時に引き継いだ原資であり、７、剰余金は、無償で取得した資産を受贈財産評価額として（１）資本剰余金に計上し、（２）利益剰余金は、減債積立金や目的等が特定されていない利益剰余金を当年度未処分利益剰余金として計上しております。

133 ページになります。

資本合計は 27 億 2,546 万 9,000 円であります。

負債資本合計は 111 億 6,414 万 1,000 円と見込んでおり、130 ページの資産合計と一致するものであります。

134 ページから 142 ページまでは、令和７年度末時点における予定貸借対照表と予定損益計算書、143、144 ページは会計の方針やセグメント情報を掲載する注記、145 ページは地方債の調書となっておりますが、説明については割愛させていただきます。

以上で、水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（小島智恵）　説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○委員（中橋友子）　水道事業会計で２点お伺いいたします。

１点目は、ページ数はどこになるのでしょうか。114 ページの工事費なのかどうかちょっと定かではないのですが、昨年の１月に埼玉県で車の陥没事故がありまして、水道管、下水も入るのでしょうけれども、下水は後ろですね。総点検をし、そして古い施設については更新をするというような指導があったと思います。

今年度の予算で、令和８年度の幕別町の水道事業会計予算で、そういったものがどれだけ含まれていて、改善が、私調べてきましたら、総延長、それから上水が 35 万 7,339 メートルですか、簡水もありますので、66 万 2,134 メートルとかというふうに、上水道だけでなるのですけれども、このうち法定耐用年数越えというのが存在しているということでありますから、そういったものが令和８年の予

算の中で、どれだけ改善されていくのか教えていただきたいというふうに思います。

水道事業会計、今ご説明をいただいたところですが、２点目の質問になるのですけれども、大変、公営企業会計ということでありますから、なかなか全部を理解するというのには、本当にもっともっと熟読しなければいけないのだというふうに思うのですけれども、しかしこの公営企業会計というのは、会計上、簡水なども含めて移行して、令和６年に国の指導があって全体移行いたしましたよね。これ、上水で聞いたら駄目なのかな。いいですか、ここで聞いて。

その移行の理由というのが、やっぱり明確に問題点を明らかにしていくという、複式簿記の導入をやりまして、経営状況を明確にしていく、それから施設財産管理の適正化を図っていくというような目的で移行されたやに聞きました。この２年間、その移行して事業をやってこられたと思うのですが、移したことによっていろんな課題なんかも見えてきたのではないかというふうに思います。そういった会計上の課題と、課題があれば方策も必要になりますので、答えていただけますか。

○委員長（小島智恵）　水道課長。

○水道課長（和田智旭）　ご質問の１点目、令和７年１月 28 日、埼玉県八潮市での道路陥没事故、これ下水のほうになりますけれども、ここでお答えさせていただければと思いますが、今年度の予算で計上しておりますのは、マンホールのカメラ、環境カメラ調査というもの……

（発言する声あり）

○水道課長（和田智旭）　はい、すみません。水道のほうの老朽化のほうだけここでお答えさせていただきます。

老朽化ですけれども、管路の経年化率というものを決算書のほうには経営指標として載せているのですけれども、こちら標準耐用年数越えている管が 21.19 パーセントというところであります。令和８年度の工事の中で、排水管の布設替え工事実施していくものありますけれども、実際に今予定しているのが 660 メートルという予定でおります。

それと２点目、公営企業法に移行してからの課題とこれからの方針というところかなというふうに思いますけれども、予算書、いま一度、97 ページをご覧いただければと思うのですが、第３条のところに収益的な収入及び支出というところ、記載をしております。それともう１ページめくっていただきますと、99 ページの上段に資本的収入及び支出ということを掲載をしております。こちら、それぞれどういったものかというところからの説明になるのですけれども、収益的な収入、こちらは日頃、日常の水道事業の運営に係る経費であります。実際の歳出としては維持管理に係る経費ですとか、量水器の点検ですとかに係る経費で、収入としては皆様から頂く料金収入という状況であります。資本的な収入及び支出というところになりますと、今後の投資、老朽化している管ですとか施設だとかの投資にかかる経費というものになります。

この収益的と資本的の関係性で申し上げますと、収益的なほうで一定程度の利益を出して、これを留保財源として確保して、そしてしかるべき資本的支出、投資が必要なときに、もちろん補助金だとかの財源もありますけれども、不足するものにこの留保した財源を補填するというような扱いになります。

98 ページのところに収益的な収入と支出の金額、合計が載っています。収入としては８億 4,831 万 4,000 円、支出としては９億 8,411 万 4,000 円ということで、支出のほうが１億 3,580 万円多いという状況です。これは今申し上げた、本来あるべき姿とはちょっと遠いかなという状況にあります。これが課題かなというふうに思っています。

ですので、今後の方針としましては、料金改定含めて検討していかなければならない時期にもう来ているかなというふうに考えているところであります。

以上です。

○委員長（小島智恵）　中橋委員。

○委員（中橋友子）　今年度の工事の予定が 660 メートル、資料も見せていただいて、それ、そのくらいかなと思ったのですけれども、これ全部で残っている、これから替えていかなければならない管の

長さから言って665メートル、全体で66万2,134メートルあって、そのうち耐震化しなければ駄目だよというのが21.19パーセントということであれば、20パーセントとしても13万メートルぐらいになりますよね。そうすると、660 メートルぐらいの工事では、何か工事しているうちにまたさらに先のものが古くなっていくというようなことで、追いつかないような。つまり、いつまでも安全が確保できるのかなというふうに思うのですけれども。これは更新計画というのをきちんと持たれてやっていると思うので、目標としては、こういった管路経年化率ですね、ここを減らしていく、古くなったものを新しくしていくという、このパーセントを下げていくというのは、どんな目標でいつまでにどこまで到達するというような目標をお持ちなのでしょうか。

それから、今、後段の説明を伺って、この資料の関係が分かりました。３条と４条の関係で、監査委員の資料を令和５年とか令和６年だとかと見ていましたら、健全なのですけれども、どうも下水道特別会計だとか農業集落排水特別会計が、資金不足であるというような報告が続いてありまして、これ一体どういうことなのだろうというふうに実は思っていたのです。今伺ったら、やっぱり入るより出るもののほうが多いというふうになったら、資金は不足ですね。それは事実でありますから、そこをどこが負担するかということは別にしても、やっぱり問題意識としては持っていて、改善に向けるということが大事なのかなというふうに思いますが、先ほどの答弁、大体その答弁ではなかったかと思いますが、もう少しあったらお願いします。

○委員長（小島智恵）　建設部長。

○建設部長（河村伸二）　まず、更新の目標ということのご質問ですけれども、実際は更新の目標というのは、いつまでにどれぐらいというような明確な目標は定めておりません。水道管は、下水管と違ってなかなか調査するということが難しいです。土を掘り起こして、見ないと分からないという状況ですので、現実的には調査するというのが非常に難しいものですから、どうしても実態に合ったというのでしょうか、経験則的な感じで更新していく。加えて、重要な管路のところから更新していくというような手だてで今対処しているところでございます。

実際国のほうも耐用年数､水道管40年と言われていますけれども､実質使用年数おおむね５割増し、1.5培、60年ぐらいはもつのではないかというような国からの知らせもありますので、それを基準として、今後、土質ですとか場所ですね、地形によって漏水しやすい箇所、そういうところを中心に、加えてその重要路線のところから更新していきたいなというふうに思っております。

それからあと、予算の関係の３条、４条の関係でございますが、基本的には先ほど下水道のところでという話がありましたけれども、上水道以外の４事業につきましては、確かに経営的に非常に厳しくて、一般会計からの繰入金で基本的には賄っているというような状況でございます。この公営企業法適用になってから、基本的には地方財政法だとか公営企業法の規定に基づいて、独立採算で行かなければいけないというのが原則でありますけれども、やはり経営的に厳しい状況でありますので、一般会計からの補助金を頂いて運営しているというのが現状でございます。

○委員長（小島智恵）　ほかに質疑はございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（小島智恵）　ほかに質疑がないようでありますので、水道事業会計予算につきましては、以上をもって終了いたします。

審査の途中ですが、この際15時10分まで休憩いたします。

14：59　休憩

15：10　再開

○委員長（小島智恵）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第９号、令和８年度幕別町下水道事業会計予算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（河村伸二）　議案第９号、令和８年度幕別町下水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

146 ページをご覧ください。

第１条は、総則であります。

第２条、業務の予定量は、処理戸数、年間処理水量、１日平均処理量及び主な建設改良事業についてそれぞれ公共下水道事業、個別排水処理事業、農業集落排水事業の業務予定量を示したものであります。

147 ページになります。

第３条、収益的収入及び支出は、下水道事業の経営活動に伴い発生する収益と、それに対応する費用を計上しております。

収入の第１款公共下水道事業収益を８億 964 万 2,000 円、第２款個別排水処理事業収益を１億 9,534 万 8,000 円、第３款農業集落排水事業収益を１億 535 万 9,000 円とし、収入合計を 11 億 1,034 万 9,000 円とするものであります。

148 ページになります。

支出の第１款公共下水道事業費用を７億 9,101 万 1,000 円、第２款個別排水処理事業費用を１億 8,398 万 9,000 円、第３款農業集落排水事業費用を１億 3,523 万 1,000 円とし、支出合計を 11 億 1,023 万 1,000 円とするものであり、前のページにお戻りいただき、第３条のなお書きにおいて、収益的支出各款第１項中の委託料及び第１款第２項中の企業債利息の財源として、企業債 2,480 万円を借り入れるとともに、第３款第２項中の企業債利息は基金から５万 1,000 円を繰り入れると定めるものであります。

148 ページ下段の第４条になります。

第４条、資本的収入及び支出は、主に下水道事業を継続して維持するための建設改良費を計上しております。

149 ページになります。

収入の第１款公共下水道事業資本的収入を 13 億 7,334 万 4,000 円、第２款個別排水処理事業資本的収入を 7,905 万円、第３款農業集落排水事業資本的収入を１億 8,652 万 1,000 円とし、収入合計を 16 億 3,891 万 5,000 円とするものであります。

150 ページになります。

支出の第１款公共下水道事業資本的支出を 16 億 2,934 万 1,000 円、第２款個別排水処理事業資本的支出を１億 4,882 万 6,000 円、第３款農業集落排水事業資本的支出を１億 9,524 万 4,000 円とし、支出合計を 19 億 7,341 万 1,000 円とするものであります。

148 ページにお戻りいただき、第４条、後述の括弧書きにおいて、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額３億 3,449 万 6,000 円は、消費税資本的収支調整額 7,353 万 1,000 円と損益勘定留保資金２億 6,096 万 5,000 円で補填すると定めるものであります。

これら第３条及び第４条予算の詳細につきましては、後ほど予算に関する説明書の実施計画書でご説明いたします。

151 ページになります。

第５条、企業債は、起債の目的にある公共下水道建設事業から公営企業法適用事業までの９事業について限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。

第６条、一時借入金は、限度額を 10 億円と定めるものであります。

152 ページになります。

第７条、予定支出の各項の経費の金額の流用は、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用と定め、第８条、議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費 3,071 万 2,000 円と定め、第９条、他会計からの補助金は、補助を受ける金額を５億 4,970 万 2,000 円と定めるものであります。

次のページ以降が、下水道事業会計予算に関する説明書であります。

初めに、収益的収入及び支出について収益的支出から申し上げます。

156 ページをご覧ください。

１款公共下水道事業費用、１項営業費用、１目管渠費 6,833 万 1,000 円、本目は、汚水及び雨水の管渠などの維持管理に要する経費であり、主なものは、11 節委託料の泉町とみずほ町の雨水排水ポンプ所の管理業務や管渠点検調査及び清掃業務に要する委託料であります。

２目ポンプ場費 2,377 万 7,000 円、本目は、十勝川浄化センターへ汚水を圧送する札内中継ポンプ場の維持管理に要する経費であり、主なものは、11 節委託料のポンプ場管理業務委託料のほか、157 ページになります。

16 節動力費の電気料であります。

３目処理場費１億 2,135 万 8,000 円、本目は、幕別町浄化センターの維持管理に要する経費で、主なものは、11 節委託料の処理場管理業務や汚泥処理業務に要する委託料のほか、16 節動力費の電気料であります。

５目総係費 3,587 万 8,000 円、本目は、公共下水道事業全般の事務的経費であり、担当職員１人分の人件費のほか、158 ページになります。

11 節委託料は固定資産情報整理業務や企業会計支援業務が主なものであり、26 節負担金は公共下水道使用料収納業務等負担金が主なものであります。

６目流域下水道管理運営費負担金 6,545 万 5,000 円、本目は、十勝川流域下水道の維持管理に伴う運営負担金であります。

７目減価償却費は４億 86 万 8,000 円、８目資産減耗費は 154 万 3,000 円であります。

159 ページになります。

２項営業外費用、１目支払利息及び企業債取扱諸費 7,365 万 1,000 円は、企業債及び一時借入金の利息であります。

90 目雑支出５万円は、過年度分過誤納還付金、４項１目予備費は、10 万円であります。

160 ページになります。

２款個別排水処理事業費用、１項営業費用、１目浄化槽費 9,142 万 2,000 円、本目は、施設の維持管理に要する経費であり、主なものは、11 節委託料の合併浄化槽の保守点検及び修繕に要する経費であります。

３目総係費 529 万 6,000 円、本目は、個別排水処理事業全般の事務的経費で、11 節委託料は固定資産情報整理業務や企業会計支援業務、26 節負担金は水道事業会計に対する個別排水処理施設使用料収納業務等負担金が主なものであります。

４目減価償却費は 7,023 万 3,000 円、５目資産減耗費は 403 万 8,000 円であります。

161 ページになります。

２項営業外費用、１目支払利息及び企業債取扱諸費 1,285 万円は企業債の利息であります。

90 目雑支出５万円は過年度分過誤納還付金、４項１目予備費は 10 万円であります。

162 ページになります。

３款農業集落排水事業費用、１項営業費用、１目管渠費 174 万 8,000 円、本目は、汚水管渠などの維持管理に要する経費で、主なものは、24 節工事請負費の公共ますやマンホールの補修工事であります。

２目処理場費 4,847 万 3,000 円、本目は、忠類浄化センターの維持管理に要する経費で、主なものは 11 節委託料の忠類浄化センター管理業務に要する経費や 16 節動力費の電気料であります。

４目総係費 670 万 7,000 円、本目は、農業集落排水事業全般の事務的経費で、163 ページになります。

11 節委託料は固定資産情報整理業務や企業会計支援業務、26 節負担金は水道事業会計に対する農業集落排水処理施設使用料収納業務等負担金が主なものであります。

５目減価償却費は 5,863 万円、６目資産減耗費は 1,598 万 5,000 円であります。

２項営業外費用、１目支払利息及び企業債取扱諸費 353 万 8,000 円は企業債の利息、90 目雑支出５万円は過年度分過誤納還付金、４項１目予備費は 10 万円であります。

次に、収益的収入についてご説明いたします。

153 ページへお戻りください。

１款公共下水道事業収益、１項営業収益、１目下水道使用料３億 2,107 万 9,000 円は、幕別処理区及び札内処理区の下水道使用料であります。

２目他会計負担金 6,565 万 9,000 円は、雨水処理に要する経費の一般会計からの負担金、２項営業外収益、３目他会計補助金２億 1,038 万 6,000 円は一般会計からの補助金、４目補助金 2,250 万円は管渠調査などの公共下水道事業に係る社会資本整備総合交付金であります。

５目長期前受金戻入は１億 8,910 万 1,000 円、６目消費税及び地方消費税還付金は 59 万 9,000 円、90 目雑収益 31 万 8,000 円は浄化センター管理棟に設置している水道施設監視装置に係る負担金が主なものであります。

154 ページになります。

２款個別排水処理事業収益、１項営業収益、１目個別排水処理施設使用料 3,009 万 5,000 円は、合併浄化槽の使用料であります。

２項営業外収益、３目他会計補助金１億 4,777 万 8,000 円は、一般会計からの補助金、５目長期前受金戻入は 1,744 万 5,000 円、６目消費税及び地方消費税還付金は３万円であります。

155 ページになります。

３款農業集落排水事業収益、1 項営業収益、1 目農業集落排水処理施設使用料 1,528 万 8,000 円は、忠類地区の農業集落排水の使用料であります。

２項営業外収益、１目受取利息及び配当金４万 4,000 円は農業集落排水事業償還基金の利息、３目他会計補助金 5,230 万 9,000 円は一般会計からの補助金、５目長期前受金戻入は 3,763 万円、６目消費税及び地方消費税還付金は８万 8,000 円であります。

次に、資本的収入及び支出についてご説明いたします。

初めに、資本的支出から申し上げます。

167 ページまでお進みください。

１款公共下水道事業資本的支出、１項１目建設改良費 11 億 3,932 万 8,000 円、本目は、公共下水道施設の整備・更新に要する経費で、担当職員２人分の人件費のほか、168 ページになります。

24 節工事請負費は下水道処理区統合連絡管渠整備工事や幕別中継ポンプ場整備工事が主なものであります。

２目流域下水道建設費負担金 2,960 万円、本目は、十勝川流域下水道建設事業に伴う負担金であります。

２項１目企業債償還金４億 6,041 万 3,000 円は企業債償還金の元金であります。

169 ページになります。

２款個別排水処理事業資本的支出、１項１目建設改良費 7,491 万 2,000 円、本目は、個別排水処理施設の整備に要する経費であり、担当職員１人分の人件費のほか、24 節工事請負費は合併浄化槽 15 基分の工事費であります。

170 ページになります。

２項１目企業債償還金 7,391 万 4,000 円は企業債償還金の元金であります。

171 ページになります。

３款農業集落排水事業資本的支出、１項１目建設改良費１億 7,667 万 9,000 円、本目は、農業集落排水処理施設の整備に要する経費であり、24 節工事請負費の忠類浄化センターの強靭化を図るための非常用発電施設設置工事が主なものであります。

２項１目企業債償還金 1,831 万 6,000 円は企業債償還金の元金であります。

６項１目基金積立金４万5,000円は農業集落排水事業償還基金の積立金であります。

次に、資本的収入についてご説明いたします。

164ページへお戻りください。

１款公共下水道事業資本的収入、１項企業債、１目建設改良費等企業債８億8,710万円、本目は、汚水管新設工事などの建設改良に要する企業債であります。

３項１目他会計負担金628万3,000円は雨水処理施設の建設改良に要する経費の一般会計からの負担金、４項１目他会計補助金3,179万7,000円は一般会計からの補助金、６項補助金、１目国庫補助金４億4,811万4,000円は建設改良に係る社会資本整備総合交付金であります。

７項１目負担金等５万円は受益者負担金であります。

165ページになります。

２款個別排水処理事業資本的収入、１項企業債、１目建設改良費等企業債5,050万円、本目は、浄化槽の建設改良に要する企業債であります。

４項１目他会計補助金2,633万2,000円は一般会計からの補助金であります。

７項１目負担金等221万8,000円は受益者分担金であります。

166ページになります。

３款農業集落排水事業資本的収入、１項企業債、１目建設改良費等企業債9,020万円、本目は、農業集落排水処理施設の建設改良に要する企業債であります。

４項１目他会計補助金915万8,000円は一般会計からの補助金、６項補助金、１目国庫補助金8,635万9,000円は農山漁村地域整備交付金、10項１目基金繰入金80万4,000円は農業集落排水事業償還基金より、起債の償還に充てる繰入金であります。

次に172ページをご覧ください。

こちらは、令和８年度の予定キャッシュ・フロー計算書であります。

下水道事業会計がどのように現金を得て使用したかという財務状況を表すものであります。

173ページになります。

このページの一番下の金額が令和８年度の資金期末残高であり、１億6,995万円と見込むものであります。

次のページの174ページから178ページまでは、給与費明細書となっておりますが、説明は割愛させていただきます。

続いて、179ページまでお進みください。

こちらは、債務負担行為に関する調書であります。

委託業務５件についての限度額などは記載のとおりであります。

180ページになります。

こちらは、令和８年度末時点における下水道事業会計の予定貸借対照表であります。

資産の部、１、固定資産、（１）有形固定資産は、土地や建物、構築物などの資産であり、181ページから182ページにかけて記載の（２）無形固定資産の「施設利用権」は十勝川流域下水道建設費の負担金であります。

（３）投資その他資産は、農業集落排水事業償還基金であります。

２、流動資産は（１）現金預金のほか、今後回収する予定の（２）未収金などであり、183ページになります。

下水道事業会計が保有する全事業の資産合計は139億3,999万円であります。

負債の部では、３、固定負債は企業債残高を計上、４、流動負債は（１）企業債のほか、（２）未払金と、184ページになります。

（３）引当金を計上、５、繰延収益は、（１）長期前受金と減価償却見合い分の（２）長期前受金収益化累計額を計上しており、負債合計は136億3,352万1,000円であります。

185ページになります。

資本の部では、６、資本金は、企業会計開始時に各特別会計から引き継いだ資本金であり、７、剰余金は土地を取得した際の国庫補助金を（１）資本剰余金に計上、損益取引から生じた剰余金を（２）利益剰余金に計上しており、資本合計は３億 646 万 9,000 円であります。

負債資本合計は 139 億 3,999 万円と見込んでおり、183 ページの資産合計と一致するものであります。

186 ページから 194 ページまでは、令和７年度末時点における予定貸借対照表と予定損益計算書、195 ページ、196 ページは会計の方針等を掲載する注記、197 ページは地方債の調書となっておりますが、説明は割愛させていただきます。

以上で、下水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（小島智恵）　説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○委員（中橋友子）　先ほど上水でお尋ねいたしました、2025 年に位置づけられました下水道管の劣化状況を調査するカメラ調査というのが実施されたと思いますが、その結果どうであったのか、新年度予算の中で、その結果を受けて予算化されたものがあったのかどうか伺います。

○委員長（小島智恵）　水道課長。

○水道課長（和田智旭）　令和７年１月の埼玉県八潮市の事故を受けての関係であります。

まず現状、幕別町において下水道管、標準耐用年数が 50 年と言われておりますけれども、そこの耐用年数を迎えている管はありません。ですので、ゼロパーセントというふうになっております。40 年経過している管は何パーセントかというと 20 パーセントで、30 年経過している管になるとこれ 75 パーセントとどんどん増えていくという状況です。これは汚水管のほうですね。尿とか、便とかを処理するほうです。雨水管、これ雨水のほうを処理する管はどうかというと、こちらも 50 年経過している管はありません。40 年経過が６パーセントほど、そして 30 年経過しているのが 25 パーセントほどというような状況であります。

本年度、その緊急調査というものの対象になっておりますのが、管の直径が２メートルで 30 年を経過している管ですよというふうに言われております。布設から 30 年経過している管、こちらについては 296 メートルありまして、そこについては雨水を処理する雨水のコンクリートのボックスの管になっています。ここについては特に異常ありませんというような結果が出てきております。それと加えて、今年度、避難所ですとか、学校ですとか、重要管路となっているところについても、マンホールを開けて、棒につけたカメラを入れてパシャパシャと写真を撮るというような管路のカメラ調査というものを実施しております。180 か所実施をしておりまして、こちらについても特に腐食だとか異常ありませんというようなことで出てきております。

次年度におきましては、予算書の 156 ページになります。１款公共下水道費用の１項営業費用、１目管渠費の中の 11 節委託料、この細節５の施設調査委託料というところで予算計上させていただいておりまして、次年度におきましては、マンホールカメラ調査のほうを 1,100 か所というようなことで予定をさせていただいております。

以上です。

○委員長（小島智恵）　ほかに質疑はございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（小島智恵）　ほかに質疑がないようですので、下水道事業会計予算につきましては、以上をもって終了いたします。

以上をもって、全会計の質疑を終了いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案４号、令和８年度幕別町一般会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（小島智恵）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案５号、令和８年度幕別町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（小島智恵）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りします。

議案第６号、令和８年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（小島智恵）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りします。

議案第７号、令和８年度幕別町介護保険特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（小島智恵）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りします。

議案第８号、令和８年度幕別町水道事業会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（小島智恵）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りします。

議案第９号、令和８年度幕別町下水道事業会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（小島智恵）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本特別委員会に付託されました令和８年度幕別町各会計予算の審査が全て終了いたしました。

委員会の閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

各委員におかれましては、３日間にわたり熱心にご審議いただき心からお礼を申し上げます。

また、理事者及び説明員におかれましても、審査の円滑な進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。

皆様のおかげをもちまして、本特別委員会に付託された案件の審査を無事終了することができました。皆様のご協力に対し委員長として心より感謝を申し上げまして、お礼の言葉とさせていただきます。

誠にありがとうございました。（拍手）

［閉会宣告］

○委員長（小島智恵）　これをもちまして、令和８年度幕別町各会計予算審査特別委員会を閉会いたします。

15：36　閉会